

2009 年度（平成 21 年度）

18 世紀リヨンの絹織物業ギルド
—「コルベールの規則」とその変化—

千葉大学大学院

社会文化科学研究科

鹿住大助

目次

序論.....	1
第1章 「コルベールの規則」の制定(1667年)	20
第1節 リヨンの絹織物業の概要.....	20
1) リヨンにおける絹織物業の開始.....	20
2) リヨン絹織物業ギルドの誕生と1554年の規約.....	22
3) 1596年の規約改定：身分の明確化と階層化.....	25
4) 17世紀における絹織物生産の拡大とギルド規約.....	26
第2節 「コルベールの規則」の制定.....	28
1) 規約制定まで：リヨン市からコルベールに宛てた書簡.....	28
2) 「コルベールの規則」の内容.....	32
2-1) ギルドの運営に関する規則.....	34
2-2) 構成員の身分に関する規則.....	36
2-3) 生産・流通に関する規則.....	41
2-4) 小括.....	46
第3節 「コルベールの規則」への反応.....	47
第2章 17世紀末から18世紀前半におけるギルド規約の改定： 身分をめぐる争いとギルド-王権の関係.....	50
第1節 王権による売官と登録費の値上げ.....	50
1) 1691年の官職創設と1692年のギルドによる購入.....	50
2) 繰り返される売官と借金.....	54
第2節 親方労働者と親方商人：1700年と1702年の規約改定.....	55
1) 1700年の規約改定.....	55
2) 1702年の規約改定.....	58
第3節 商人身分の創出.....	60
1) 商人製造業者と手間仕事をする親方の区分.....	60
2) 商人製造業者登録費の値上げと抵抗.....	61
3) ギルド内の身分としての商人.....	63
第4節 紛争と1737年・44年の新規約.....	64
1) 1731年5月8日決定への抵抗：「自己勘定で働く」親方の請願書.....	64
2) 請願書への反駁：取締役親方のメモワール.....	68
3) 王権による介入とその非一貫性：1737年と44年の新規約.....	73
小括.....	80
第3章 ギルド構成員の身分と登録制度.....	81
第1節 徒弟登録者.....	82
1) 徒弟登録の手続き.....	82
2) 徒弟登録者数の推移と実態.....	84
3) 受け入れ先の親方.....	88
第2節 親方登録者.....	89
1) 親方登録の手続き.....	89

2) 親方登録者数の推移と実態.....	90
第3節 商人登録.....	94
1) 商人登録の手続き.....	94
2) 商人登録者数の推移.....	95
小括.....	96
第4章 絹織物の品質管理とギルド：生産と流通をめぐる規制の変更.....	98
第1節 技術と取引の規制.....	99
1) 親方作品の提出義務化.....	99
2) 絹織物製法の差異化.....	100
3) ギルドに属さない者の排除.....	101
第2節 1737年の新規約と商標・検査制度.....	106
1) 1737年の規約による品質管理体制の強化.....	106
2) 商標・検査制度への反対：商人の請願書.....	110
小括.....	118
結論.....	119
史料.....	125
表・グラフ.....	161
図版.....	180
参考文献目録.....	186

序論

本論は 18 世紀リヨンの絹織物業ギルドとコルベルティスムを論じるものである。はじめに、議論の前提となる条件を把握し本論の課題を示すために、特にジャン＝バティスト・コルベールがルイ 14 世の宰相として登場して以降のアンシアン・レジームのフランスを議論する枠組みを検討する。検討対象とするのはフランス王国の社团的編成とコルベルティスムの評価である。特に後者の特徴である規制に基づく経済政策が社団としてのギルドを通じて実行された事例に焦点をあて、コルベルティスムを分析するための課題と本論の視点を確認する。コルベルティスムの検討枠組みを明示した上で、さらにギルド研究・リヨンの絹織物業研究に関する研究史上の課題について論じ、本論の論旨を展開したい。

1. アンシアン・レジームのフランス：社团的編成とコルベルティスム

アンシアン・レジームのフランス王国に社团的編成原理が存在することに注目したのは二宮宏之や柴田三千雄である。二宮は、空間的・地縁的結合と機能的・職能的結合からなるこの編成原理に基づき、人々の「自然生的な」社会的結合関係と王権による支配の契機とをはらむ体制として絶対王政の国制を論じた¹。柴田は、二宮の提示した図式をもとにして、社会的結合関係が国民的凝集性をおびる国民国家を成立させる以前の、重商主義的世界体制における国家の編成原理として「社団」秩序が存在することを示し、ヨーロッパにおけるその統治機構と社団国家の諸形態を分析した²。両者の議論は、王権から諸中間団体、家族に至る関係性の分析という問題を提起し、フランスだけでなくヨーロッパ諸国の近代移行期の社会的編成、ないし国家形態を把握する手掛かりを与える理論として参照されている。

アンシアン・レジームの「社団」論、あるいはコルポラティスム論が描く絶対王政像はあるひとつの史料によって明瞭な形となって現れる。それは、1777 年に前年の宣誓ギルド制廃止王令に反対した、パリ高等法院次席検事アントワヌ＝ルイ・セギエ Antoine Louis Séguier の発言である。

陛下、陛下の全ての臣民は、王国にさまざまな身分がありますのと同じように、多くの社団 *corps* に分かれております。聖職者身分、貴族身分、最高諸院、下位諸法院、これら諸法院に所属します官職保有者、大学、アカデミー、金融会社、貿易会社、これらすべてが、王国のあらゆる分野におきまして、活力に充ちた社団を構成しているのであります。それは恰も長い鎖の一つ一つの輪にも当たるべきものでありまして、その鎖の最初の輪はまさしく陛下の御手の中に、国民という総体を構成するすべてのものの首長にして最高の統御者であられる陛下の御手の中にあるのであります。このような貴い鎖を打ち砕こうなどという考えは、耳にただけでも身の毛がよだつであります。商人や手工業者の共同体 *les communautés des marchands et artisans* も、王国の全般的な安寧秩序に貢献するこの分かちがたい全体の一部をなすものと言わねばなりません³。

¹ 二宮宏之「フランス絶対王政の統治構造」『全体を見る眼と歴史家たち』平凡社、1995 年、158-221 頁。

² 柴田三千雄『近代世界と民衆運動』岩波書店、1983 年、84-99 頁。

³ 訳文は、二宮「フランス絶対王政の統治構造」前掲論文、193-194 頁より引用。原文は Jules Flammarion, *Remontrances du Parlement de Paris au XVIIIe siècle*, Paris: Imprimerie nationale, 1888-1898, tome 3, p. 345 を参

本論が検討対象とするフランスのギルド *communautés de métier* は、この社団のひとつとして論じられてきた⁴。セギエが王国の秩序を構成する鎖の輪のひとつとしてあげた「商人や手工業者の共同体」がそれであり、セギエが問題としたのはまさにそのギルドの廃止と復活についてであった。

このアンシアン・レژیームの社団であるギルドについては、二宮は社団が「自然生的な」性格をもつゆえにその構成が流動的なものとなり、ギルド内で親方層内部における役員ポストの寡占化や、親方・職人・徒弟との職能的共同性の希薄化が生じていたとする⁵。柴田は、ギルドが単に職能団体であっただけでなく、宗教結社の面も兼ねそなえる生活共同体であったとし、この第一次的社会関係が新興商人や農村工業の擡頭によって動揺したときに、ギルドは「社団」として再編成されたとしている⁶。すなわち、ギルドは規制を強化することで新興勢力に対峙し、より閉鎖的集団へと変貌したのである。このように社団としてのギルドは、二宮の言葉では「自然生的な」、柴田の言葉では「第一次的」社会関係を土台としているが、それは必ずしも静態的ではなく、社団的編成原理によって常に再編される関係としてあったのである。

他方で、このような社団的編成原理そのものを否定する動きもまた、アンシアン・レژیームの内側から生まれていた。セギエが反対意見を述べた対象がまさにそれであり、すなわちアンヌ＝ロベール＝ジャック・チュルゴに代表される経済的な自由主義である。アダム・スミスと同時代にあって、彼らは商人や手工業者の狭隘な精神を批判し、その団体の解体を目論んだ。

スミスは「商人や製造業者は、都会に集合しており、自分たちのあいだにはびこっている排他的同業組合精神になれて」おり、その排他性は「国内市場の独占を自分たちのために確保してくれるところの、外国財貨の輸入に対する諸制限の最初の発明者」となったと述べ、彼らの排他性と独占欲を批判する⁷。そして「…現に人類の支配者でもなければ、またそうあるべきはずの者でもない商人や製造業者の強欲心、すなわち独占の精神は、たとえおそらくは矯正できないにしても、かれら以外のどのような人の静穏おも攪乱させぬようにすることはきわめてたやすいであろう」とし、彼らの強欲を適度な程度に抑えるために自由貿易が必要であると議論を展開していく⁸。

同じ主張は、チュルゴにもみてとれる。彼は 1759 年の著作、*Éloge de Gournay* の中で次のように主張する。

一方で販売者に生産を推進することが可能な価格を、他方で消費者により安価で良質の商品を、これらを同時に保証する唯一の手段は購入と販売の全面的自由だけである。個々の事

照。

⁴ コルポラシオン *corporation* という呼び名が同業者の団体を指すようになったのは 18 世紀以降のことであるとされる。Émile Coornaert, *Les corporations en France avant 1789*, Paris: Gallimard, 1941, réimpression, Paris: Les Éditions Ouvrières, 1968, p. 23. 本論が検討対象とする史料上においても同業者の団体を指す言葉は *communauté d'arts et métiers* や *corps de métier* が用いられることが一般的である。コルポラシオンは研究のための分析概念であり、コルポラティスム *corporatisme* を体現した団体という意味が伴う。本論は、アンシアン・レژیームの体制全体を論じるものではないし、それがコルポラティスムであったかどうかを判断するものではない。したがって、同業者の団体については「ギルド」をあてることにする。

⁵ 二宮「フランス絶対王政の統治構造」前掲論文、196 頁。

⁶ 柴田『近代世界と民衆運動』前掲書、88 頁。

⁷ アダム・スミス、大内兵衛・松川七郎訳『諸国民の富（三）』岩波書店（文庫）、1960 年、68 頁。

⁸ 同上書、130 頁。

例においては一人のペテン師の商人と一人のカモの消費者しかいないということではない。だまされた消費者は学ぶだろうし、ペテン師の商人のところへ行くのを止めるだろう。ペテン師の商人は信用を失墜し、彼の不正行為はこのようにして罰せられることになる。そして、こうしたことが頻繁に起こることは決してないであろう。なぜなら、一般的に人間は、常に明白で目前の利益に導かれるからである⁹。

チュルゴは、自由な市場の創出と市場の自己規制を通じて商人の詐欺行為は自然に抑制されると説いたのである。同時に彼が描く理想的な市場のあり方には、取引を監視する国家権力も生産者・消費者の中間団体も存在しない。販売者と消費者という個人対個人の関係が自由な市場の原則なのである。犯罪者に処罰や制限を与えるのは権力ではなく、市場における信用の失墜というしっぺ返しである。

ところで、チュルゴやスミスが直接に攻撃対象としたのは商人や手工業者ではない。自由主義に先立つ経済政策・思想体系としての重商主義であり、フランスにおけるその対象はルイ 14 世期の宰相コルベールの経済政策であった。その重商主義政策によって商人や手工業者の「排他的な同業組合精神」が助長されたのである。コルベールが実行した経済政策はコルベルティスムと呼ばれ、国家による経済への積極的介入（エタティスム）を特徴としていた¹⁰。東西インド会社設立や保護主義的貿易統制によって富の蓄積を追求したほか、既存産業への国家的統制の強化を試みたり、織物業の品質管理体制構築を目指して産業監督官制度を整備するなど、彼は国家による経済の管理を目指したのである。

アダム・スミスの重商主義批判には二つの要点がある。そもそもスミスは、資本の蓄積、国民の富裕の増大における農業分野の発展を重視する立場をとり、重商主義政策の商工業重視と農業蔑視を批判した¹¹。彼は「事物の自然的運行によれば、あらゆる発展的な社会の資本の大部分は、まず第一に農業にふりむけられ、つぎに製造業にふりむけられ、そして最後に外国商業にふりむけられる」とみなす¹²。しかし、「ヨーロッパの近代諸国家のすべてにおいては、この順序は多くの点においてまったく転倒されてきた」のであり、都市の外国商業や製造業が農業の改良を生み出す政策がとられてきた¹³。この農業重視の姿勢がスミスによる重商主義批判の第一の要点である。

第二の要点は自由貿易の推進である。スミスが批判したのは、自国の商工業を保護する名目で外国からもたらされる安価な商品を制限しようとする保護主義であり、「とりわけフランス人は、自国の財貨と競争しうような外国財貨の輸入を制限することによって、自国の製造業をすすんで優遇しようとしてきた」のであり、「コルベール氏の政策の大部分はこれであった」と

⁹ Anne Robert Jacques Turgot, “Éloge de Gournay”, *Œuvres de Turgot nouvelle édition classée par ordre de matières, avec les notes de Dupont de Nemours; augmentée de lettres inédites, des questions sur le commerce, et d’observations et de notes nouvelles par MM. Eugène Daire et Hippolyte Dussard; et précédée d’une notice sur la vie et les ouvrages de Turgot par M. Eugène Daire*, réimpression de l’édition 1844, Osnabrück: Otto Zeller., 1966, p. 272.

¹⁰ 服部春彦「アンシャン・レژیームの経済と社会」柴田三千雄・樺山紘一・福井憲彦編『世界歴史大系 フランス史 2：16 世紀～19 世紀なかば』山川出版社、1996 年、20 頁。

¹¹ アダム・スミス、大内兵衛・松川七郎訳『諸国民の富（二）』岩波書店（文庫）、1960 年、419 -500 頁、「第三編さまざまな国民における富裕の進歩の差異について」を参照。

¹² 同上書、426 頁。

¹³ 同上書、427 頁。

主張する¹⁴。批判の根拠として登場するのが有名な「見えない手」であり、あらゆる個人はその資本を勝手知ったる自国の産業に対して使用し、意図せずに国内産業の発展に貢献することになるのである¹⁵。また、「もしある外国が、われわれ自身つくりうるよりも安くつくり、それをわれわれに供給してくれることができるならば、…自国の産業を活動させ、その生産物の若干部分でそれを外国から買う方がよい」とする¹⁶。したがって「国内産業の生産物に国内市場の独占権をあたえるということは、どういうふうにもその資本を使用すべきかについてある程度まで私人を方向づけるわけであり、しかもそうすることは、ほとんどの場合、無用な規制になるか、または有害な規制になるかのいずれかする」のである¹⁷。

ここでスミスは自らの主張である自由貿易と規制とを対称的に論じてみせている。つまり、コルベールの経済政策の根本は規制を設ける事によって富の獲得を目指すものであったと主張するのである。ところが、アダム・スミスが批判したように、重商主義の規制体系は国家による自国の産業の保護を意図しているが、自国産業の発展にとっては無用の長物であった。1776年にチュルゴによって宣誓ギルドが廃止されたのは、宣誓ギルドがコルベールの重商主義政策によって規制＝保護されるべき対象とされていたからに他ならない。そして社団の編成原理に基づく秩序は重商主義的世界体制の時代に特徴的なものであった¹⁸。すなわち、社団＝中間団体としてのギルドと王権が与える規制＝保護は、社団を編成する体系のうち、職能的な結合を示すと同時に、産業別・職能別の中間団体たるギルドに対する王権の支配を示すことになるだろう。後にフランス革命期の1792年に宣誓ギルドを含むあらゆる職能別の団体形成が禁止されたことは、国家と個人との間に存在し、特権によって保護された中間団体を否定することで、自由主義の理念型としての近代国家を示したことになる¹⁹。

ところで、同時代の自由主義思想からの批判がある一方で、コルベールとコルベルティスムについての歴史家の評価は様々であったと言わざるをえない。それはコルベールの思想と政策に対する評価基準が、歴史家の置かれた時代状況によっても左右されるからに他ならない²⁰。日本の歴史学においても、近代ヨーロッパの資本主義発展段階に関する理論的検討が盛んにおこなわれていた時代には、「固有の重商主義」論をふまえ、資本の原始的蓄積を推し進めた重商主義の典型をコルベルティスムに求めないとする見解が表明されたこともある²¹。本論で検討すべき問題はコルベルティスムが（固有の）重商主義段階に当たるか否かではないので、このような見解について立ち入った批判をおこなわない。ただし、重商主義の理念型に合致するような

¹⁴ スミス『諸国民の富（三）』前掲書、78頁。

¹⁵ 同上書、52-57頁。

¹⁶ 同上書、58頁。

¹⁷ 同上書、57頁。

¹⁸ 柴田『近代世界と民衆運動』前掲書、86頁。

¹⁹ 高村学人「フランス革命期における反結社法の社会像：ル・シャプリエによる諸立法を中心に」『早稲田大学法学会誌』第48巻、1998年3月、105-160頁。

²⁰ 例えば、深沢克己「コルベルティスム」黒田日出男責任編『歴史学事典第12巻 王と国家』弘文堂、2005年、297-298頁においては、第三共和政期の政治的土壌（王党派への対抗）と帝国主義・保護主義の高まりからコルベールに高い評価が与えられていたことが指摘されている。

²¹ 吉田静一『フランス重商主義論』未来社、1962年。吉田は「コルベルティスムによって育成された特権『集合』マニファクチュール』は「本来のマニファクチャー」ではなく、「農村地域に展開した『分散』マニファクチュール』こそが「本来のマニファクチャー」であるとする。そしてコルベルティスムはこの「本来のマニファクチャー」の展開を抑止する「特権（独占）と規制のシステム」であり、資本の原始的蓄積を推進しなかったと主張している。同上書、35-36頁。

資本主義的発展のパターンを過去のフランスに見出すのではなく、コルベルティズムが誰の要請によってどのような時代状況の中から生まれ、何を意図したものであったのか、そしてどのような結果を招いたのかを具体的事例の中で検討しなければならないと考えていることは述べておきたい。

しかし、具体的事例を意図した研究においても評価は分かれる。例えば、産業振興政策としてのコルベルティズムを評価する場合、ピエール・グベールは国庫の歳入においても、就業人口においてもフランスの主要産業である農業の改善に有効な施策を講じ得なかったことを指摘する。また、国家による保護と規制システム自体が大商人や製造業者一般の自由や個人主義への志向と対立するものであったことをもって、コルベルティズムを「全面的失敗」と位置づけている。その一方でコルベールによる「真の成功は、むしろ法や制度、全国的な管理といった領域に求められる」とも述べ、経済政策よりも中央集権化政策や国家の法制度の整備において評価している²²。

グベールの否定的評価に対して、服部春彦は18世紀前半までを長期的に展望した場合、コルベルティズムに積極的な評価を与えるべきであると主張する。氏はコルベールによる貿易振興策、商船団の増強策がフランスの貿易の拡大を準備したことを指摘するとともに、「特権マニュファクチャー制と生産＝流通規制とを軸とする彼の工業育成政策が、フランス工業の技術水準を高め、工業製品の品質を向上させるのに本質的役割を果たしたことは、疑う余地がない」とし、工業部門における成長をも促したと主張する。特にラングドックの特権毛織物マニュファクチャーが近隣都市に技術と労働力を提供したこと、「ブルターニュ織」の品質保証が国際市場における成功をもたらしたことが指摘されている²³。

実のところ、グベールと服部の評価によって異なるコルベール像が導き出されているわけではない。両者の違いは農業部門における成長を重視するか、工業部門における成長を重視するかの違いであり、経済政策への評価基準が異なることに由来している。また、グベールは規制システムが当時の産業に従事する者たちの要求に合致していたか否かを問題にしているのに対し、服部は結果として工業の成長を促したかどうかを問題にしているのである。したがって、両者の評価はコルベルティズムの全体像を補い合うものであり、両者ともに生産と流通に対する規制体系がその根幹にあるものとして理解していることに変わりはない。

しかし、コルベールと規制についてはもう少し慎重な議論が必要である。ポール・ビュテルによれば「コルベールは宣誓ギルドを、産業動員を保証する理想的手段としてみなしていた」のであり『『社団的権力 *puissance corporative*』を国王の手中に収める』ためにギルドを利用したと指摘する。同時に、コルベールは単に国家によるディリジズムを望んでいたのではなく、植民地の展開、工業の進歩において「自由」の有効性を確信していたとも指摘している²⁴。すなわち、コルベールは単なるディリジストではなかったものであり、彼が規制をもって何をを目指していたのかを検討しなければならないのである。

この点についてはフィリップ・ミナルによってひとつの回答が試みられている。彼によれ

²² Pierre Goubert, “Le «tragique» XVIIe siècle”, Ernest Labrousse et al. éd., *Histoire économique et sociale de la France, tome 2; Des derniers temps de l'âge seigneurial aux préludes de l'âge industriel (1660-1789)*, Paris: Presses universitaires de France, 1970, pp. 354-359.

²³ 服部春彦「十七世紀におけるフランス経済の構造的変化」二宮宏之・阿河雄二郎編『アンシアン・レジームの国家と社会：権力の社会史へ』山川出版社、2003年、151-154頁。

²⁴ Paul Butel, *L'économie française au XVIIIe siècle*, Paris: SEDES, 1993, p. 124, pp. 205-207.

ば、コルベールは「市場の障壁を取り除き、各商品の種別に様々な生産者（ギルド、自由職業、特権マニファクチュア）を統一された製造規制に基づいて競争させ」ようとしたのである。ミナールは「自由は商業の真髄である」というコルベールの言葉を引用しながら、「コルベールは特権と助成金を与える一方で、逆説的ではあるが製造業者のコルポラティズムを変形させ、国の産業組織に技術革新と競争を吹き込んだ」と評価する。そして、コルベールティズムをフランスにおけるディリジズムの歴史的起源としてとらえる見解に反対し、フランスのディリジズムはフランス革命によってコルポラティズムが否定され、国家が唯一の調整機関とならざるを得なくなった結果であるとする²⁵。

ビュテルやミナールは、コルベールが王国財政の改善と中央集権化された統治のため、あるいは国内産業の技術革新や競争を促進するために、規制によって既存のギルドを再編し、自らの目的のために利用していったのだと主張している。ただし、実際にどのようにギルドが利用されたのかについては明らかではないし、ギルドは一方的に利用される側であったのかどうかについてもさらに議論を深める余地がある。具体的に言えば、ギルドの利用のされ方を論じるためにはコルベールが課した規制の内容を詳細に分析しなければならないし、彼によって確立された規制の体系を用いることで以後の王権がギルドに干渉した事実を検討しなければならない。また、コルベールティズムを国家権力から産業の現場へという上から下への強制としてとらえるだけでなく、それを求める側の論理を示すと同時に下から修正されていく歴史的過程を明らかにしなければコルベールティズムに正当な評価を下すことはできないだろう。つまり、長期的展望に立って、社団編成における王権とギルドとの関係性を議論する必要があるのである。

ただし、長期的展望に立ってコルベールティズムを検討する場合、たとえ同じ繊維産業部門であっても繊維や織物の種別にに基づき個別具体的な検討がおこなわれなければならない。当然のことではあるが、綿や麻、羊毛、絹など原材料が異なれば製法も異なる。製法が異なれば生産のための組織や販売システム、競争相手も異なるのであり、他の産業が「ブルターニュ織」とまったく同じ道を辿って成功を収めたとは考えられない。コルベールが特に繊維産業部門を重視し、ギルド規制の再編整備を全国的におこなったとはいえ、それぞれの産業の経済的発展を一律に基礎づけたとみなすことはできないのである。

この課題に応えるために本論が検討対象とするのはコルベールティズムの全体像ではなく、コルベールが国内産業の発展を目指して実施した産業規制の再編整備とその結果についてである。この政策は既存のギルドを単位として存在する各地方の産業への全国統一的規制となって実行された。本論では、この古くからあるギルドに対してコルベールティズムがいかなる影響を与えたのかを検討するため、リヨンの絹織物業ギルドを検討対象として取り上げる。リヨン絹織物業をめぐる研究史上の課題は後述するとおりであるが、同産業はコルベールの死後、18・19 世

²⁵ Philippe Minard, “Économie de marché et État en France: mythes et légendes du colbertisme”, *L'économie politique*, janvier-février-mars 2008, pp. 77-93. この論文でミナールが直接に批判しているのはアラン・ペイルフィットの『フランス病』(Alain Peyrefitte, *Le mal française*, Paris: Plon, 1976, 天野恒雄・根本長兵衛訳『フランス病』実業之日本社、1978年)であるが、フランスにおける国家介入主義の伝統を「コルベールティズムの長期持続」とみなす見解については現在多くの人々が同意しているという。こうした見解の問題点として①連続性は明白ではなく劇的に変化した時代状況の中でコルベールティズムが再発見可能であったのか、②国家の絶対的権力を強調するあまり社会を脆弱なものとして描く傾向があり、実際は上からの介入が下からの積極的要請に応えるものであったことが明らかになればこの立場の誤りが露呈することを指摘している。

紀に黄金期を迎え、ヨーロッパの主要な産地として繁栄した。したがって、コルベルティズムが繁栄の基礎をなしたと結論づけることは容易であるように思われる。ただし上述のとおり、主語を国家やコルベルにするのではなく、関係性においてとらえることが必要である。つまり、17 世紀後半のリヨンの絹織物業が置かれていた状況と国家の経済方針とがどのように結びつきギルド規制の再編へとつながったのか、そして再編されたギルドと王権とが 18 世紀以降どのようなやり取りをすることになったのかを検討しなければコルベルティズムを評価することができないのである²⁶。

さらに注意しておきたいのは、この時代のギルドとは地域・産業別の利害集団であり経済政策が実行される単位であると同時に、それに属する人々を管理監督するための単位であったということである。コルベルの経済政策は製法や商品流通の規制だけでなく、各産業に従事する製造業者や商人、彼らの下で働く労働者、そして家族に対する管理となって現われた。リヨン絹織物業の発展とギルドによる人間の管理とが結びつけられたのである。そしてコルベルの政策はギルドがおこなう構成員に対する管理を強化させることになった。あるいは少なくともコルベル以前のギルドとは異なる方法、異なる支配層によって管理をおこなわせることに貢献したのである。

2. 研究史と本論の課題

次に、本論の具体的な課題を導き出すため、アンシアン・レジーム下のギルドに関する研究動向とリヨンの絹織物業に関する研究動向をまとめながら検討を加えることにする。

1) 前近代のギルドについて

フランスのギルドが歴史研究の対象となると、そこにはいくつかの前提となる議論の枠組みが存在する。まず、資本主義の展開過程におけるギルドの歴史的な位置づけが問題となる。ギルドはかつて存在したものとして研究対象となるが、その際には資本主義的な生産体制とはどのように異なるのかが論じられる。

大塚久雄は中世フィレンツェの毛織物工業にみられた「問屋制度」を論じた部分で「織元たちの問屋制支配は強力な、ギルド規制という経済外的な強制によって支えられてはじめて成り立っていた（傍点は原文ママ）」ことを指摘する²⁷。大塚がいう「経済外的な強制」とは、「それぞれの生産様式に独自の経済外的単位集団である共同体」によっておこなわれる規制であり、資本主義以前の経済外的単位であるギルドは、規制によって共同体の秩序（ここでは問屋制度）を維持していた²⁸。すなわち、ギルド規制とは、都市における同業者の共同体たるギルドによっ

²⁶ 本論の表題は「18 世紀」としているが、検討対象となる時代は 17 世紀後半から 18 世紀となる。それはコルベルがリヨンの絹織物業ギルドに政策的に介入した 1660 年代後半をきっかけとし、17 世紀末から 18 世紀前半にギルドと王権とのやりとりが活発になっていった過程を論じるためである。

²⁷ 大塚久雄『欧州経済史』岩波書店、2001 年、127-128 頁。大塚はフィレンツェの毛織物業の事例を引用しながら、問屋制支配によって「ギルドの解体」が起こり、以後のギルドは単に「遺制」として残存したに過ぎないとするウェーバーの理解が狭すぎると批判している。

²⁸ 大塚久雄「緒言：われわれは封建制から資本主義への移行過程をどのように問題とするか」大塚久雄・高橋幸八郎・松田智雄編著『西洋経済史講座：封建制から資本主義への移行 I 封建制の経済的基礎』岩波書店、1960 年、23-28 頁。ここでは資本主義以前の場合について、特に「土地」の占取に際しての共同

て、その職能的共同性に根ざす秩序を維持するために成員に課される諸規則のことであると広く定義できる。その後ギルドは寡頭支配を強化し、さらに絶対王政期になると都市の職人たちは「ギルド規制からの解放を求めて『農村』地帯に逃れ、本来『農村』地帯で成長しつつあった小生産者たちとともに、『問屋制度』の支配から独立して自由に経営を拡大し、『農村工業』を基盤とするマニュファクチャー形成の動きに参加」していくことになる²⁹。もちろん、これは理論的な理解であり、「問屋制度」と「マニュファクチャー」は複雑に絡み合い、地域によって異なる展開があったことも大塚が指摘するとおりであるが、ギルド規制は「問屋制度」を支える強制力となって利用され続けるのである³⁰。大塚が論じたことは、ギルドが経済外的な規制という強制力によって共同性を維持する共同体であったのであり、資本主義的生産体制への移行はこのような共同性の崩壊を意味する。

この共同性と経済外的規制をもつギルドが資本主義の発達の歴史において持った役割については研究動向にいくつかの立場の違いを見出すことができる。例えば、エミール・コールネールは、ギルドが本質的には中世のものであったことを認めるが、それがフランス革命以前の時代において、資本主義・商工業の発達とともに変化しながらも、「連帯した労働 *travail solidaire*」という規律によって人々を結合させていったのだとする³¹。20 世紀前半にあっては、アンシャン・レジームの団体的構造を強調する研究がいくつか著されているが、コールネールをはじめ、これらの研究は前近代の人々の結合や連帯を描き出し、これら人々が構成する団体からなる社会構造の中にギルドを位置づけ、その法的整備の過程を論じることで、フランス王国全体の政治・社会構造を解明しようとしたものであった³²。この立場はセギエの「貴い鎖」に近いと言える。

他方で、ギルドの閉鎖的性格を否定的にみなす見解も存在しており、どちらかと言えば、こちらがフランス史の通説であった。ただし、ギルドの閉鎖性に関する見解はさらに二つの立場に分かれる。ひとつは、ギルドを経済発展に対する阻害要因としてみなす立場であり、スミスやチュルゴの主張そのものである。すなわち、彼らが主張したことは、ギルドが競争や技術革新を抑制しながら不当に高い価格を設定し、不正な独占を要求しており、諸悪の根源たるギルドへの特権を廃し、自由を主張する経済自由主義の主張である³³。その主張はギルドの経済活動に

性・個性が論じられており、都市のギルドの場合においてもその経済的利益は「土地」占取関係に擬制しているとされる。

²⁹ 大塚『欧州経済史』前掲書、183 頁。

³⁰ 同上書、176-193 頁、「マニュファクチャーと問屋制度のさまざまな絡み合い・補充と対立」を参照。

³¹ Coornaert, *Les corporations en France avant 1789*, op. cit., p. 14, 275. コールネールがその著作を発表した時代において、コルポラティズムがどのように歴史家の問題関心とされていたのかについては、高橋清徳「コルポラティズム論の歴史的射程」外尾健一・広中俊雄・樋口陽一編著『人権と司法』勁草書房、1984 年、317-318 頁を参照。

³² 例えば Etienne Martin Saint-Léon, *Histoire des corporations de métiers*, Paris: Felix Alcan, 1922, réimpression, New York: Arno Press, 1975 や François Olivier-Martin, *L'organisation corporative de la France d'Ancien Régime*, Paris: Sirey, 1938 を参照。これら研究は法制度史の立場から、ギルドを含む社団が王国内の制度として整備されていく過程に注目している。

³³ 経済自由主義の主張を検討した研究としては、Liana Vardi, “The Abolition of the Guilds during the French Revolution”, *French Historical Studies*, Vol. 15, No. 4, Fall 1998, pp. 704-717 や Philippe Minard, “Colbertism Continued? The Inspectorate of Manufactures and Strategies of Exchange in Eighteenth-Century France”, *French Historical Studies*, Vol. 23, No. 3, Summer 2000, pp. 477-496 を参照した。ヴァルディ Vardi は、「ギルドの本質的役割は経済的」なものであり、18 世紀においてギルドは「時代遅れのものであり、事実上崩壊寸前であった」と自己の立場を表明しているが、18 世紀末のギルドの廃止過程においては、表面的な経済自由主義

における閉鎖性を指摘するものであり、独占や高価格のイメージはギルドに常につきまとうことになる。彼らの主張に基づけば、1791年のダラルド法とル・シャプリエ法によるギルドの廃止は、ギルドと特権に基づく閉鎖的経済を打破し、自由主義に基づく経済の開始を宣言したものとなるだろう。

もう一つの立場とは、ギルド内部における閉鎖性ゆえの機能不全についてである。すなわち、ギルド内において登録費の値上げなどにより、徒弟 *apprenti* や職人 *compagnon* から親方 *maître* への昇格が次第に困難になったことであり、これがギルドの一体性を失わせたとするものである³⁴。ここで問題になるのは、閉鎖性が強化されたことによる社団の変質についてであり、マニファクトリアの出現と相俟って、18世紀には社団的編成そのものが動揺していくのである。この立場にあっては、フランス革命によるギルドの廃止は、社団的編成から近代的国家（国民国家）への移行過程を示す物として理解される。同時に、社団の内部で醸成されてきた階層間の対立は、19世紀前半の職人を中心とした労働争議をも準備するのである。

以上のように、ギルドは資本主義の展開や革命、コルポラティズムをめぐってフランス史の全体像の中に位置づけられてきた。すなわち、ギルドの歴史とは近代化・工業化の前史であり、近代的な自由主義経済や国民国家の比較対象として、あるいはかつて存在したコルポラティズムとして議論の対象となってきたのである。いずれにせよ、ギルドはアンシアン・レジームを体現する団体なのであり、資本主義の浸透や革命によって解体されるべき運命にあったとみなすことに変わりはない。

2) 18世紀のギルドをめぐる研究動向：1970年代末～1980年代

このような通説的な理解の一方で、ギルド論の修正とギルドの相対化が1970年代末以降進められてきた。歴史学の潮流という大きな枠組みで考えれば、経済史や法制史におけるギルドの制度をめぐる議論に対して、社会史・文化史による労働慣行・慣習の分析を通じた手工業者の日常生活に至る実証的研究が積み重ねられてきたと言えるだろう。ただし、通説的理解が完全に覆されたわけではない。

その中心となったのはスティーヴン・L・カプランである。彼は1979年に、18世紀から第一帝政までのパリ労働者層 *le monde du travail* の秩序を論じた論文で、まずは労働者層における階層区分を論じ、社団体制 *système corporatif* の中に位置づけられギルド親方となりうる職人たちと、ギルド内で徒弟修了証書 *brevet d'apprentissage* を持たないために親方となることができない手間賃稼ぎ *alloué*、ギルドに属さない独立事業者 *indépendant* や日雇人夫 *manœuvre* など、いくつもの社会階層の区分があったことを示した³⁵。その上で、これら労働者層に対してギルドと公権力が協同で規制と取り締まりにあたってきたが、チュルゴが社団体制を解体した結果、短期

の主張が現実味を持って受け止められたわけではないとしている。

³⁴ 例えば、アルベール・ソブール、山崎耕一訳『大革命前夜のフランス：経済と社会』法政大学出版局、1982年、23-27頁や、柴田三千雄『パリのフランス革命』東京大学出版会、1988年、31-40頁、同『近代世界と民衆運動』前掲書、209頁。また、親方-職人の対立に際して、職人が結成したコンパニョナージュ *compagnonnage* を論じた研究としては Cynthia Maria Truant, *The rites of labor: Brotherhoods of compagnonnage in old and new regime France*, Ithaca, New York: Cornell University Press, 1994 が詳しい。なお、本論中で「職人」を用いる時にはフランス語の *compagnon* を指す。Artisan の訳として用いる場合には「職人 *artisan*」と記す。

³⁵ Steven Laurence Kaplan, “Réflexions sur la police du monde du travail, 1700-1815”, *Revue historique*, No. 529, janvier-mars 1979, pp. 19-22.

間のうちにパリの市中に労働者層に無秩序が拡大していった³⁶。すなわち、18 世紀にあつてはギルドへの労働者の従属という社会的な統制と、当局によるギルド外における労働者層の結社の取り締まりの両方によって秩序が維持されていたのであり、ギルドが持つ社会的な役割に焦点が当てられることになった。そして、アンシアン・レジームにおける公権力による結社への取り締まりは、ル・シャプリエ法によってギルドが廃止された後も引き継がれることになるが、第一帝政期にギルドによる労働者の統制が当局へのそれに置き換えられることによって社団体制が最終的に解体したのである³⁷。カプランは、この論文で、それまで具体的に検討されてこなかったギルド外の労働者とギルドとの関係やギルドの社会的側面を論じ、そしてチュルゴによる一時的なギルド廃止の影響を明らかにした。

彼の研究には、第一に、ギルドとそれに組織されない労働者との関係についての関心がみられる。パリのフォブール・サン＝タントワヌにおける「違法労働者 *faux ouvriers*」に注目した論文では、生産現場におけるギルドとこれら「自由な」労働との相互補完的關係を指摘し、ギルドが「自由な」労働の台頭に対して閉鎖性を強めたという前提を批判している³⁸。第二に、アンシアン・レジームの社団体制から近代国家へどのように移行したのかという問題関心が一貫してあり、チュルゴによる 1776 年のギルド廃止はその契機としてその後も繰り返し議論されることになる³⁹。これまでの研究では、18 世紀のギルド内部における対立や閉鎖性の強化ばかりが注目されてきたが、カプランの研究はギルドとその外部との関係にも注目し、ギルドが公権力とともにギルドに属さない労働者層の台頭に対して彼らを監督する社会的役割を担うと同時に、彼らとも協同で商品生産をおこなっていたことを明らかにしたのである。

カプランが提起した新たな論点は、他の研究によっても深められていった。例えば、ウィリアム・H・シーウェル・Jr.の研究においては、18 世紀から 19 世紀半ばにおける職人・労働者層の慣習や心性といった文化が検討され、彼らのアンシアン・レジームのギルドに根差す社団的伝統の連続性（コーポラティズム）と、繰り返し起こる革命による政治・イデオロギーへの関心の高まりとの間で、フランスの労働者の階級意識が形成されていったことが明らかにされた⁴⁰。彼の研究によって、18 世紀末の大革命における制度上のギルド廃止を断絶点とせず、より長期的な時間軸で社団体制から近代への移行が議論される土台が作られた。また、カプランが編集・執筆に携わり、1986 年に出版された論集においては、18 世紀のルーアンを中心に仕事場・都市間を移動する職人の流動性の高さやを論じたマイケル・ソネンシャーの研究⁴¹や、同時代のディジョンにおけるギルド親方層が親方の息子によってのみ継承されていたというよりは、むしろ

³⁶ Ibid., pp. 27-29.

³⁷ Ibid., p. 76.

³⁸ Steven Laurence Kaplan, “Les corporations, les ‘faux ouvriers’ et le faubourg Saint-Antoine au XVIIIe siècle”, *Annales E.S.C.*, Vol. 43, No. 2, mars-avril 1988, pp. 353-378.

³⁹ 例えば以下の論文と文献を参照。Steven Laurence Kaplan, “Social Classification and Representation in the Corporate World of Eighteenth-Century France: Turgot’s ‘Carnival’”, Steven Laurence Kaplan and Cynthia J. Koepp ed., *Work in France: Representations, Meaning, Organization, and Practice*, Ithaca: Cornell University Press, 1986, pp. 176-228; Steven Laurence Kaplan, *La fin des corporations*, Paris: Fayard, 2001; “1776, ou la naissance d’un nouveau corporatisme”, Steven Laurence Kaplan, et Philippe Minard éd., *La France, malade du corporatisme?: XVIIIe-XXe siècles*, Paris: Belin, 2004, pp. 53-80.

⁴⁰ William H. Sewell Jr., *Work and Revolution in France: the Language of Labor from Old Regime to 1848*, Cambridge; New York: Cambridge University Press, 1980.

⁴¹ Michael Sonenscher, “Journeyman’s Migration and Workshop Organization in Eighteenth-Century France”, Kaplan and Koepp ed., *Work in France, op. cit.*, pp. 74-96. 同書所収の論文の多くは 1983 年 4 月のコーネル大学における国際会議 *Representations of Work in France* で発表された研究成果に基づいて執筆された。

ディジョン以外から他から入ってきた職人の方が多く、ギルドは閉鎖性ではなく開放的であったと結論づける研究⁴²が著された。これらは、18世紀のギルドが一部の親方層による閉鎖的団体であったというイメージに対し、様々な人々が出入りを繰り返す流動性の高さを示した点で評価される⁴³。これら研究に加えて、アルレット・ファルジュやロバート・ダーントンらがギルドの制度を重視するのではなく、ギルドに属する人々やその家族、ギルド外の都市住民の日常性に注目した研究を著したことによって、アンシアン・レジームにおけるギルドイメージが修正され、相対化されていったのである⁴⁴。

これらの研究の成果としては、第一に、ギルドを構成する徒弟・職人・親方だけではなく、その家族やギルドに属さない労働者に目が向けられることでギルドがもつ社会的機能とその限界が明らかにされた点があげられる。少なくとも18世紀の都市社会は、ギルドだけがその構成主体となっていたのではないし、それに属さない多様な人々の労働をどのように監督するかがギルドの役割となっていた。またギルドそのものも閉鎖的ではなく、人々が流動的に行きかう場としてあり、中世以来の静態的で古い制度が与えるイメージとは大きく異なった社会であったことが明らかにされた。第二に、ギルドの経済的・制度的側面ではなく、社会的・文化的側面が重視された結果、フランス革命によってギルドが廃止されたことをもってアンシアン・レジームから近代的自由主義的経済体制への移行が決定的となったとはみなされなくなった。ギルドの社会的機能やそれに属する人々の文化的伝統がどのように変化していくのかがより長期的に検討されることになったといえよう。

3) 18世紀のギルドをめぐる研究動向：1990年代以降

以上のような新しい研究が蓄積されてきた一方で、アンシアン・レジームのフランス王国が基本的には社团的編成によって成り立っており、ギルドはそれを構成する社団であったという認識に変化はなかった。カプランは『『ギルド』は、本書が『社团的状態の巨大な鎖 la grande chaîne de la condition corporative』と呼ぶその鎖の輪を構成していた。というのは人口の大部分がこの種の団体に属していたからである。村落の集会から都市共同体、高等法院、大学、アカデミー、聖職者、貴族にいたるまで、それぞれがあるひとつの社団を表していた・・・この巨大な鎖は相互性と連帯の紐帯によって成り立っており、また、臣民にとっては君主とつながりをもつ唯一の手段をなしていた』と述べている⁴⁵。

このように、ギルドと王権とが社团的編成によって結びついていたことを「遅れ」とみなす研究もある。ヒルトン・L・ルートは、18世紀には閉鎖的で「フォーマルな」ギルドに対して「イ

⁴² Edward J. Shephard Jr., “Social and Geographic Mobility of the Eighteenth-Century Guild Artisan: An Analysis of Guild Receptions in Dijon”, Kaplan and Koepp ed., *Work in France, op. cit.*, pp. 97-130.

⁴³ ギルドの職人層の流動性については、その後の研究においてもさらに研究が深められた。以下の論文や文献を参照。Michael Sonenscher, *Work and Wages: Natural Law, Politics and the Eighteenth-Century French Trades*, Cambridge; New York: Cambridge University Press, 1989. 喜安朗はソネンシャーの研究を引用しながら、職人の結社や社会的結合について論じている。喜安朗「職人の世界の流動化とソシアビリティ：十八・十九世紀フランスの場合」『史艸』第33号、1992年、86-119頁、同『近代フランス民衆の＜個と共同性＞』平凡社、1994年。都市間を移動する巡歴職人とその結社については、18世紀のガラス職人、ジャック＝ルイ・メネトラ Jacques-Louis Ménétra やコンパニョナージュを扱った研究を参照されたい。

⁴⁴ Arlette Farge, *La vie fragile: violence, pouvoirs et solidarités à Paris au XVIIIe siècle*, Paris: Hachette, 1986. ロバート・ダーントン、海保真夫、鷺見洋一訳『猫の大虐殺』岩波書店、1986年。

⁴⁵ Kaplan, *La fin des corporations, op. cit.*, p. XIII.

ンフォーマルな」商人の活動が活発化したとする。ギルドは王権に対して彼らの活動を規制するよう要求し、王権は規制をもってこれに応えた⁴⁶。18 世紀後半には衰退していくことになるが、ギルドがフランスで根強く生き残ったのは、コルベールによるディリジズムの結果であり、ギルド規制の再編と特権付与による保護の産物であった⁴⁷。18 世紀フランスの経済活動はコルベルティズムに代表される経済への積極的介入とそれを享受する閉鎖的ギルドによって代表され、その特徴は同時代の自由主義的なイギリスと対比されるのである。

ルートの研究に対しては、フィリップ・ミナールが批判をくわえている。彼はまず、ギルドと規制とを混同すべきではないと主張し、18 世紀のリヨンとニームとの絹織物業ギルドの対比を事例として示す。当時、絹織物の生産と流通において他に優越するリヨンに対し、ニームの絹織物業者たちがリヨンの独占に対抗するために規制の廃止を強く要求した。だからといって、ニームの絹織物業者は自由主義的であったのではなく、ギルドという社団を構成する特権は強固に維持しようとしたのである。すなわち、アンシアン・レジームにおける規制とはギルドを構成する人々にとって利用可能な制度としてあったのであり、ギルドと規制は必ずしも一体のものではなかった⁴⁸。また、規制は当時の市場の不完全性を補完し、商工業を促進する役割を果たしていたのであり、自由主義かコルベルティズムか、という選択肢を提示することで当時の実態を見えなくさせてしまうとも主張している⁴⁹。

ルートの研究やそれに対するミナールの批判は、特権・規制によって「巨大な鎖」をなす王権の経済政策とギルドとの関係についての歴史的解釈をめぐる課題を提示している。時間軸上ではコルベールの時代にまで遡り、コルベルティズムが再編を試みた王権とギルドとの社団的紐帯が、18 世紀の自由主義の台頭によってどのように変化し、再編されるのかが論じられることとなったと言えよう。

この点でもカプランの近年の研究は注目に値する。彼が 2001 年に著した研究では、特に 1776 年のチュルゴによる宣誓ギルドの一時的な廃止と翌年の復活・改革が論じられ、さらに後のフランスの経済と国家への展望も開かれた。カプランは 1776 年の改革が、社団としてのギルドを弛緩させたとみなしている。翌年には統合・整理がなされた上でギルドが復活するのだが、ギルドによる社会的秩序維持の機能は公権力によって担われることになった⁵⁰。さらに、チュルゴの後任であるネッケルが推進したのは、産業内の競争と流動性を高めると同時に、品質を保証し、さらにそれを国家が秩序あるものに保つという政策であった。「『統制されたレッセ・フェール *laisser-faire dirigé*』とも言うべき国家によって定義づけられた自由と責任」をネッケルは考案したとカプランは指摘する⁵¹。コルベール以来の国家による経済への介入政策が新たな形で継続されると同時に、後の市場統制型経済への接続が試みられたのである。

また、2004 年のカプランとミナールが共同で執筆・編集にあたった論文集においては、フラ

⁴⁶ Hilton L. Root, *The Fountain of Privilege: Political Foundations of Markets in Old Regime France and England*, Berkeley: University of California Press, 1994, pp. 128-129.

⁴⁷ Ibid., p. 118.

⁴⁸ Philippe Minard, “Les communautés de métier en France au XVIIIe siècle: une analyse en termes de régulation institutionnelle”, Stephin. R. Epstein, et. al., ed., *Guilds, economy and society = Corporations, économie et société = Gremios, economía y sociedad*, Sevilla: Universidad de Sevilla, 1998, p. 116.

⁴⁹ Philippe Minard, “Colbertism Continued? The Inspectorate of Manufactures and Strategies of Exchange in Eighteenth-Century France”, *French Historical Studies*, Vol. 23, No. 3, Summer 2000, pp. 477-496. また Philippe Minard, *La fortune du colbertisme: état et industrie dans la France des Lumières*, Paris: Fayard, 1998 も参照。

⁵⁰ Kaplan, *La fin des corporations*, op. cit., pp. 128-362.

⁵¹ Ibid., p. 168.

ンスのコルポラティスムの歴史が 18 世紀から長期的に論じられることとなった。カプランとミナールは其中で、フランスにおけるコルポラティスムの特殊性（産業部門別のコルポラティスムとコルポラティスムそれ自体への否定的態度）に由来する「調整における不安 *malaise dans la régulation*」を説明するために 18 世紀の社団とその禁止から議論を始める⁵²。そして 18 世紀のギルドはその内部における様々な分裂にもかかわらず、その外部に対して凝集性や調和のイメージを投げかけ、世紀末の革命は国民の一体性を確立するために、ギルドのような特殊利害によって結びついたあらゆる集団を否定した⁵³。そして、この中間団体への拒否感という共和主義的伝統と、19 世紀以降に繰り返しおこなわれる諸団体の形成や社会的カトリシズムによって、近現代フランスのコルポラティスムが特殊なものとなったのである⁵⁴。このように、ギルドやコルポラティスムを通じて近現代フランスの歴史がより長期的に展望されることとなったと同時に、国家と中間団体との関係に注目が集まっているのである。

これらの研究は単にイデオロギーを論じているのではなく、実証的な研究が積み重ねられた上で議論が展開されていることは言うまでもないが、各中間団体と国家との関係については、さらに多様な実態・特徴を個別具体的に明らかにする必要がある。カプランが言うように、「18 世紀には数百の職業と数千のコルポラシオンが存在しており、それぞれが特殊性を有していた」のである⁵⁵。これらの各産業・職能ごとにギルドの制度や歴史、経済的成長の度合いは異なるのであり、王権とギルドとの関係も一様であったとは考えられない。したがって、コルポラティスムをめぐる課題でも指摘したとおり、王国全体の政策遂行と各ギルドの要求との調整がどのように図られたのかを個別具体的に論じる必要がある。また、その際には、王権によるギルドへの介入の事例を示すだけでなく、ギルドがなぜそれを必要とし、どのように利用したのかという視点からも検討しなければ社団的編成とその変化を議論するには不十分であろう。

4) リヨンの絹織物業に関する研究動向

以上の論点を検討するために、本論が 18 世紀における事例として取り上げるのはリヨンの絹織物業ギルドである。これに関する先行研究について検討する前に、リヨンの絹織物業にみられる特殊性を二つ指摘しておきたい。

第一のそれは、フランスの他の都市の絹織物業、他の産業に比べた場合の特殊性である。先に述べたとおり、18 世紀リヨンの絹織物業は他の都市で営まれるそれに比べてはるかに規模が大きく、ヨーロッパにおける絹織物生産の中心地でもあった。そもそもフランスにおける絹織物業は 15 世紀に王権主導で政策的に開始されたのであり、王権と絹織物業とのつながりは深い。また 19 世紀半ば以降に諸外国との国際競争が深刻化するまで、フランスの絹織物業は他国のそれに比べて圧倒的優位に立っており、国内の主要な輸出品を生産する産業であり続けた⁵⁶。したがって、社団的編成における王権とギルドとの関係を論じるにあたっては豊富な素材を提供してくれる一方で、その特殊性も念頭に置く必要がある。

⁵² Steven Laurence Kaplan et Philippe Minard, “Le corporatisme, idée et pratiques: les enjeux d’un débat incessant”, Steven Laurence Kaplan et Philippe Minard éd., *La France, malade du corporatisme?: XVIIIe-XXe siècles*, Paris: Belin, 2004, p. 12.

⁵³ Ibid., pp. 12-17.

⁵⁴ Ibid., pp. 17-22.

⁵⁵ Kaplan, *La fin des corporations*, op. cit., p. XIII.

⁵⁶ 松原建彦『フランス近代絹工業史論』晃洋書房、2003 年、85-106 頁。

第二に、ギルドの内側における特殊性である。リヨンの絹織物業を印象づけるのは、その繁栄であると同時に 1830 年代の絹織工蜂起である。カニユ Canut と呼ばれたリヨンの絹織工は「働きながら生きるか、戦って死ぬか Vivre en travaillant ou mourir en combattant」を標語に掲げ、1831 年と 1834 年の 2 度にわたって武器を取って蜂起した。19 世紀リヨンの絹織物業では、織元である商人製造業者 marchand-fabricant が、彼らから賃金を受け取って働くプロレタリア化した織工を支配しており、両者の格差はアンシアン・レジームの時代から拡大し、何度も争議が発生していた⁵⁷。彼らは、同じギルドを構成していたにもかかわらず、社会階層に明確な断絶が存在したのである。

この二つの特殊性は、繁栄と貧困という異なる印象を与えるだろう。この表裏一体性こそが、フランスの近代化や工業化の歴史を論じるにあたって、リヨンの絹織物業に注目が集まってきた原因でもあると言える。フランスとリヨンの絹織物業の歴史を研究する文献は 19 世紀から多数著されており、これら全てに検討を加えることはできないが、アンシアン・レジームにおけるリヨンの絹織物業を対象とした研究をいくつかあげておく。中でもエルネスト・パリゼの研究は、フランスと世界各国の絹織物生産を比較検討し、アンシアン・レジームのリヨン絹織物業に関する基礎的情報を提示してくれている点で重要である⁵⁸。また、ジュスタン・ゴダールの研究はアンシアン・レジームのギルドと絹織工について多くの文書館史料を元に検討されており、パリゼの研究とあわせて基本文献として未だに多くの研究で参照されている⁵⁹。このほか、19 世紀にリヨンで出版されていた学術雑誌 *Revue du Lyonnais* に寄稿された多くの論文も絹織物業の誕生から発展が論じられており、リヨンの絹織物業に対する高い注目を示している⁶⁰。

これらの研究に共通してみられる論点は、ギルドの誕生から、その制度が変更されるに伴って親方層内で階層分化と対立が起こってくる様子を論じることであった。こうした議論を通じて、富を蓄積し、ギルドを支配する商人製造業者と、生産手段を奪われ、賃労働者化する親方労働者が析出され、後の階級対立に通じる資本主義的展開を内包するアンシアン・レジームのギルドが描き出されることとなった。それは 19 世紀の絹織工蜂起の原因を 18 世紀以前の時代からの歴史的過程によって説明するものであった。

その後、1970 年にモーリス・ガルデンによって 18 世紀のリヨン市の社会構造に関する実証研究が著されるまで、18 世紀の絹織物業に関する研究成果にあまり目立ったものはない⁶¹。ガルデンの研究成果は絹織物業のみにとどまるものではないが、18 世紀リヨンの都市人口の構成を論

⁵⁷ Robert J. Bezucha, *The Lyon Uprising of 1834: Social and Political Conflict in the Early July Monarchy*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1974, pp. 6-11.

⁵⁸ Ernest Pariset, *Les industries de la soie: sériciculture, filature, moulinage, tissage, teinture histoire et statistique*, Lyon: Imprimerie Pitrat Aîné, 1890; Ernest Pariset, *Histoire de la fabrique lyonnaise: étude sur le régime social et économique de l'industrie de la soie à Lyon, depuis le XVI^e siècle*, Lyon: A. Rey, 1901.

⁵⁹ Justin Godart, *L'ouvrier en soie: monographie du tisseur Lyonnais, étude historique, économique et social*, Lyon: Bernoux et Cumin, 1899, réimpression, Genève: Slatkine-Megariotis Reprints, 1976.

⁶⁰ 例えば、Natalis Rondot, “L'industrie de la soie en France”, *Revue du Lyonnais*, Série 5, No. 17, 1894, pp. 217-251, 324-361, 416-444; No. 18, 1894, pp. 59-88 など。同雑誌は 1835 年に創刊され、その後 *Revue de Lyon* (1849-1850)、*Revue lyonnaise* (1881-1885) 何度か名前を変更しながら、1924 年まで継続された。現在、*Revue d'histoire de Lyon* の名称で刊行されていた 1902 年から 1914 年までの期間を除き、リヨン市図書館 Bibliothèque municipale de Lyon のウェブサイト (<http://collections.bm-lyon.fr/revueDuLyonais>) で公開されている。

⁶¹ Maurice Garden, *Lyon et les lyonnais au XVIII^e siècle*, Paris: Les Belles-Lettres, 1970。ただし、Louis Gueneau, *Lyon et le commerce de la soie*, Lyon: L. Bascou, 1923, réimpression, New York: Burt Franklin, 1973 や Pierre Crerget, *Les industries de la soie en France*, Paris: Librairie Armand Colin, 1925 の研究のように、19 世紀リヨンの絹工業の展開を中心に論じた研究はある。

じる中で、絹織物業ギルドの徒弟として流入してきた者の出身や年齢を論じたほか、市内における織工たちの人口比や居住地区、財産規模、識字率を結婚契約書 *contrat de mariage* の分析を通じて明らかにした⁶²。ただし、これらの統計分析を通じて、18 世紀を通じてギルド内で商人層と織工層の社会階層間の格差が拡大し、対立が深まっていく様子を描き出す点では、パリゼやゴダールの見解を踏襲するものであったと言える⁶³。

ところが、1990 年代以降、18 世紀リヨンの絹織物業の商業的成功の原因を追求する新しい研究があらわれてきた。それらは、リヨンの絹織物業がギルドという「古い」装いを纏っていたにもかかわらず、その内側では技術の革新が推し進められ、新しい販売戦略が用いられていったことを議論するものであった⁶⁴。例えば、カルロ・ポニは絹織物の「モード」戦略を論じるなかで、「リヨン（産絹織物）のモードが毎年変化されることによって、市場に強力な変動が引き起こされ、新しい支配の序列が構築され、そして 18 世紀初頭（あるいは 17 世紀末）以降、新旧の絹織物生産の中心地と国際市場の根本的かつ全般的な再編成が引き起こされた」とする⁶⁵。すなわち、リヨンの絹織物業が織物の流行を作り出し、それを変化させることによって、他国の同業者はそれを模倣することが困難になり、リヨンの独占は強化されていったのである。また、レズリー・E・ミラーは、織物の意匠の重要性を指摘し、パリの顧客に影響力をもつ *marchand mercier* とリヨンの商人や意匠家との間のやり取りを通じて新しい絹織物の意匠が決定されていく様子を明らかにしたほか、織物の見本帳 *échantillon* を史料に、18 世紀の商取引において見本帳が活用されていったことと、その結果として技術や意匠が模倣され、規制を求める絹織工の動きにつながったことを論じている⁶⁶。さらに、リリアーナ・イレール＝ペレの論文では、18 世紀における織機の発明について、「リヨンの絹織物業は制度によって型にはめられており、そのことが集団的な発明管理に基づく技術革新政策を考案し、維持することに役立った」としてギルド内において技術革新が積極的に推進されていったことを明らかにした⁶⁷。しかし、その優先権や所有権をめぐる争いがギルド内で起こっていく過程で、発明の公的管理制度が整備されていったことが論じられた⁶⁸。

これらの研究は、新しい商業や技術、それをめぐる制度の誕生を 18 世紀に求めており、絹織物の生産から流通・市場に視点を移すことで、ギルドの存続と商業上の成功とが平行して起こりえたことを明らかにするものであった。しかし、このようにギルドが新しい技術や販売戦略を受け入れる柔軟さを兼ね備えていたことが明らかになる一方で、ギルドを形作る制度そのものの分析はおこなわれなくなった。その制度は技術や産品、販売を規制するものであっただけ

⁶² Garden, *Lyon et les lyonnais*, *op. cit.*, pp. 55-62, 275-313.

⁶³ *Ibid.*, pp. 572-582.

⁶⁴ こうした見解は Stephan R. Epstein and Maarten Prak, “Introduction: Guilds, Innovation, and the European Economy, 1400-1800”, Stephan R. Epstein and Maarten Prak ed., *Guilds, Innovation and the European Economy, 1400-1800*, New York: Cambridge University Press, 2008, pp. 1-4 や同書所収の論文にみられる。

⁶⁵ Carlo Poni, “Mode et innovation: les stratégies des marchands en soie de Lyon au XVIIIe siècle”, *Revue d'histoire moderne et contemporaine*, No. 45-3, juillet-septembre 1998, p. 597.

⁶⁶ Lesley Ellis Miller, “Paris-Lyon-Paris: Dialogue in the Design and Distribution of Patterned Silks in the 18th Century”, Robert Fox and Anthony Turner ed. *Luxury Trades and Consumerism in Ancien Régime Paris: Studies in the History of the Skilled Workforce*, Aldershot; Brookfield, Vt.: Ashgate, 1998, pp. 231-254; Lesley Ellis Miller, “Innovation and Industrial Espionage in Eighteenth-Century France: An Investigation of the Selling of Silks through Samples”, *Journal of Design History*, Vol. 12, No. 3, 1999, pp. 271-292.

⁶⁷ Liliane Hilaire-Pérez, “Inventing in a World of Guilds: Silk Fabrics in Eighteenth-century Lyon”, Epstein and Prak, ed., *Guilds, Innovation and the European Economy*, *op. cit.*, p. 260.

⁶⁸ *Ibid.*, pp. 253-260.

でなく、何よりもまずギルドに属する人間を管理するものであった。言い換えれば、ギルドは単に経済活動を管理するための団体であっただけではなく、経済活動をおこなう人間を管理する団体であった。例えば、1730年に織機の改良に貢献したクロード・レイモン Claude Raymon という親方に対しては、新しい技術をギルド親方たちに公開することと引き替えに、2,000 リーヴルの報奨金と終身に渡る 500 リーヴルの年金、その死後は寡婦に対しても 300 リーヴルの終身年金がギルドから支払われることが約束された。しかし、同時に、新技術の流出を防ぐために、レイモンはその生存中リヨンから外に出てはならないことが義務づけられたのである⁶⁹。

このように、ギルドにおける技術革新への報償は人格的拘束を伴うものであった。それは中世以来のギルドの「古い」形態が存続していたからであるとみなすこともできるが、ギルドの実態は時代とともに変化していったのである。コルベールが産業規制を通じてギルドを再編しようとしたこともその変化を促すことになったかもしれない。規制や商業・技術の新しい変化をギルド制度の枠組みにどのように受け入れていったのか、変化を受容する基盤がどのように形成されていたのかについてさらに慎重な検討がなされなければならないのである。本論の関心に則して言い換えれば、コルベール以降の時代において、ギルドを構成する人々がどのように管理されていたのか、管理は何をきっかけとして変化したのかを議論しなければならないだろう。

5) 本論の課題

以上の先行研究をふまえ、本論の課題を設定したい。

第一の課題は、リヨンの絹織物業に対してコルベールの産業規制政策がどのような意図と内容をともなって実行されたのかを明らかにすることである。そのためにはまず、17 世紀後半の時代にあつて、絹織物業をとりまく諸問題が誰によってどのような構図で認識されていたのかを確認しなければならない。また、その諸問題への対応策として現れたコルベルティスムの実態を検討し、これが既存のギルドをどのように再編したのかを明らかにする必要がある。結論から言えば、ギルドが生産する商品の品質管理制度と、ギルドを構成する人間の管理制度を再編強化することを通じてコルベールの政策は実行されることになった。これまでの研究では、コルベルティスムの産業規制は国家による品質管理制度の確立として理解され、人間の管理はギルドの伝統的身分制の存続として理解されてきた。しかし、実際には両者の再編強化が実行されたのであり、この両面にわたる変更がなぜ必要であったのかを検討することが第一の課題である。

第二の課題は、第一の課題を検討した上で、コルベルティスムが 17 世紀末以降のギルドに与えた影響を評価することである。リヨンの絹織物業ギルドが新しい製織技術や販売戦略を柔軟に受け入れていったことは先行研究が明らかにする通りであるが、ギルドを形作る制度もまたコルベールの介入以降、繰り返し変更され続けたのである。ギルドの様々な規制を条文化し、その制度を定めた文書がギルド規約 *statuts et règlement de communauté de ...* (〇〇共同体の規約と規則、〇〇には職業名が入る) であり⁷⁰、それは規制の体系によってその構成員と、彼らが製

⁶⁹ Archives municipales de Lyon, HH 571, “Livre des délibérations de la Communauté du 11 may 1730 au juillet 1732”, fol. 2-3.

⁷⁰ 本文中ではギルドの諸規則がまとめられた文書を「規約」と表記し、規約に記された従うべき制限や義務、定義を「規則」と表記することにする。それぞれ *statuts* と *règlement* の訳ではあるが、これは日本語の

造する商品の生産・流通を管理するものであった。この変更がどのように進み、結果として何をもたらしたのかは、時間の経過を追いながら具体的に検討されなければならない。その際に本論が注目するのは権力による上からの強制だけではなく、ギルドによってコルベールが定めた制度がどのように利用されていったのかである。王権による介入は果たして一方的なものであったのかどうかを論じることで、アンシアン・レジームのエタティスムという見方を相対化できるだろう。

なお、以上の課題を検討するにあたって、本論ではアンシアン・レジームの社会的編成というフランス王国の国制に関わる理論を参考にしている。本論の課題に沿って具体的に述べれば、コルベールの産業規制政策を含め、制度の変更に際しては王権とギルドとの双方のやり取りを通じて諸規則が修正されていったのであり、これを検討するために諸権力間・団体間の関係性の動態的把握を試みる。すなわち、王権の利害とギルドの利害がどのような点で一致したり対立したりしたのかを具体的に示すことが議論の焦点となる。本論では唯一王権だけが他に勝る権力を保持し、それを一方的に行使したとみなすことはしないし、それを示すような事実だけを史料から抽出することもない。また、少なくとも本論が参照した史料から確認できるのは、王権の権力行使があったとしてもそれがギルドから要請されたものであったり、後にギルドによって繰り返し利用されたりすることになったという事実である。だからといって支配-従属の構造がなかったわけではない。王権とギルドの関係性を示す事実の背景では支配-従属の構造化が進められたのであり、それが経済活動の現場であるギルドの歴史を通じて現れてくる。

以上の課題を整理して言えば、本論は 17 世紀後半のコルベールによって定められたギルド規約が、その後どのように変更されていったのかを論じるものである。リヨンの絹織物業ギルド規約は、ギルドへの新規参入方法や身分の管理をおこなう登録制度を定めることによって構成員を統制する諸規則と、製織や意匠、取引の管理制度を定めることによって生産と流通を統制する諸規則の二つに大別される。先行研究からは、前者はギルド内における商人製造業者と織工の対立を引き起こし、後者は絹織物業の繁栄をもたらしたと理解される。ギルド規約とその改定は、この異なる印象を与える歴史が表裏一体となって現れる過程なのであり、その全体像を提示し、コルベールの政策以降の意味を解釈することがアンシアン・レジームの実態把握のために必要であると考ええる。

便宜上の使い分けであり、原史料上でそのような意図的な区分がなされているわけではない。なお *Dictionnaire de L'Académie française* (1ère Édition, 1694, p. 504) によれば *statut* には「世俗や聖職者の仲間 *Compagnie* を指導するために制定した規則」とあり、日本語の「規約」にも団体が自ら協議して定めた規則という意味がある。ただし、本論が検討対象とする絹織物業ギルドの規約は団体構成員の意志だけではなく、行政・司法の諸権力による承認・登録を経なければ発効されなかった。さらに、権力側の意向によっても規約は変更され得たことに注意しなければならない。また、コルベールの産業規制 *réglementation industrielle* 政策は、各都市のギルドに対して定められた個別規則 *règlements particuliers* と、織物業・染色業を対象にそれらを全国的に統一して公布した一般規則 *règlements généraux* によって示される。本論が検討対象とする史料は前者のものである。なお、コルベールティスムが規制の再編整備によって産業をコントロールしようとした背景を意図して *règlement* が「規制」と訳されることもある（例えば、吉田『フランス重商主義論』前掲書、25 頁）。史料上においても、例えばギルドが王権や市当局に宛てて規約の条文の変更を請願する場合、*statuts* ではなく *règlement de 1667* のように「規則」を使用しており、権力側から命じられた「規制」の意味があるものと思われる。ただし、本論は権力からの強制に注目するのではなく、ギルドが規則をどのように利用していったのかに注目するものであり、以下では「規則」の訳で統一する。なお、*statuts et règlement* とあるように史料上では「規約」は複数形で、「規則」は単数形で記される。

3. 本論の構成と史料

以上の課題を検討するために、本論は次のような構成をとる。

第1章では、リヨンにおける絹織物業の成立から17世紀後半までを概観し、コルベールの政策が実施される歴史的背景を確認する。その上で、いわゆる「コルベールの規則 *Règlement de Colbert*」が必要とされた理由を検討する。検討対象とするのは市参事会からコルベールに宛てた書簡であり、彼らが絹織物業をめぐる諸問題をどのような構図に基づいて認識し、対処すべきと考えていたのかを論じる。そして「コルベールの規則」が諸問題へのどのような対応策となって示されたのかを各条文の具体的内容をふまえて議論する。これらの手続きを経て「コルベールの規則」によって定められたギルドの制度を明らかにすることで、次章以降で議論する17世紀末から18世紀に与えた影響を評価するための視点を提示したい。

第2章では、17世紀末から18世紀前半にかけて繰り返しギルド規約が改定されていったことについて、特に構成員の身分に関する規則の変更を議論する。「コルベールの規則」が定めた各身分の登録制度は、この過程で王権とギルドの商人によって利用されていくことになる。そして、身分をめぐる生じたギルド内部の争いを通じて、さらに「コルベールの規則」は生きながらえていくことになる。本章の議論はアンシアン・レジームの特徴とされるコルベルティスムや国家による積極的介入政策が、具体的にはどのような形で遂行されたのかを明らかにすることになるだろう。

第3章では、身分を管理する登録制度がどのように運用されていたのかを検討し、前章で論じた身分をめぐる争いの実態を把握する。本章では徒弟・親方・商人の登録簿から登録者の特徴と変化を明らかにし、その数量分析を試みる。その上で、ギルドの閉鎖性や開放性をめぐる研究史上の論争を再検討し、「コルベールの規則」が整備した身分登録制度が開放性や閉鎖性という手段をギルドに提供することになったことをリヨン絹織物業の事例として提示する。

第4章では、「コルベールの規則」によって定められた品質管理体制がどのように機能していたのかを議論する。品質管理体制は各織物の製法とそれに従事できる人間を規約によって定義し、ギルドの役員がその取り締まりをおこなうことで成り立っていた。具体的には視察と検査という二つの手段によって取り締まりが遂行されていた。本章では「コルベールの規則」以降、この手段が何のために利用されたかを市参事会や王権に宛てた請願書の内容を検討することで議論したい。

本論で用いる史料のほとんどはリヨン市文書館 *Archives municipales de Lyon*（以下 A. M. L. と略す）所蔵の *série HH* に属するフランス革命前のリヨンの商工業に関する印刷・手稿文書であり、特に絹織物業ギルドに関するものを対象とする。これら史料には、王令・市参事会の行政命令・ギルド規約や高等法院とセネシャル裁判所におけるその登録を記した司法・行政文書、ギルド集会の議事録・請願書・会計簿・登録簿といったギルドの運営に関わる文書が含まれている。本論ではこれら史料に記載された事柄を、論旨に応じて参照・引用している。

市文書館史料を補うために、一部フランス国立図書館 *Bibliothèque nationale de France*（以下 B. N. F. と略す）所蔵のギルド規約や、書簡集や王令集、先行研究に付録として収められたメモワールを用いる。さらに、インターネット上で収集可能な文献については、URL とその確認年月を記してこれを用いることとする。なお、史料名の綴りについては、現代フランス語の正字法に

改めず、原史料に記された通りに引用する⁷¹。また、市文書館所蔵の請願書には、同じ整理番号中に同じ表題のものが多く存在するため⁷²、整理番号と個別の史料の表題を二重引用符内に記すほか、同じタイトルの請願書が存在する場合は提出日・起草日を史料表題の後ろに補うこととする。

⁷¹ 2006年に筆者がリヨン市文書館で史料収集をした段階では、史料請求に際しての端末検索で、原史料の綴りでしか検索できなかった為である。

⁷² 請願書を受け取った市参事会が複写したものなどがあるため。

第1章 「コルベールの規則」の制定（1667年）

本章では、第1節で17世紀以前のリヨン絹織物業について概観し、フランスにおいてリヨンが同産業の中心地となっていくこと、および「コルベールの規則」以前のギルド規約の内容を確認する。その上で、第2節でリヨニ市参事会がコルベールに宛てた書簡から、彼らが何を絹織物業の問題点とみなしていたのか、それが「コルベールの規則」の条文にどのように反映されたのかを検討する。同時に「コルベールの規則」の全体像を議論し、生産・流通の規制と人間の管理がどのように実行されようとしたのかを明らかにしたい。

第1節 リヨンの絹織物業の概要

1) リヨンにおける絹織物業の開始

リヨンは、ローヌ川とソーヌ川の合流地点に位置する都市であり（<図1>参照）、その歴史は古代ローマ帝国の植民都市ルグドゥヌム *Lugdunum* に遡ることができる。ローヌ川はスイスのレマン湖からフランスに入って地中海へと至る大きな河川であり、一方のソーヌ川はフランス北東部、現在のロレーヌ地域圏のヴォージュ県に端を発する川である。この二本の川が合流したあたりが現在のリヨンの中心部であり、その地形が示すとおり半島 *presqu'île* と呼ばれている。この二本の河川はフランス南東部の農村部に水を供給するだけでなく、地中海と大陸北部とをつなぐ交通路として使用され、河川流域にはリヨンの他、アヴィニョンやニーム、マコンなど地方における中心都市が形成された。また、貿易港として栄えるマルセイユからアヴィニョンを経てローヌ川に至るルートや、陸路でも南仏ニース、イタリア方面から大陸北部に至る交通路が交わる地点に位置しており、内陸部でありながら商人の往来が絶えない都市であった⁷³。これら都市にはそれぞれに商工業上の重要性があるが、リヨンが特に商業上の名声と重要性を獲得するのは15世紀半ばのことである。

15世紀半ばのリヨンは人口2万人程度の地方都市であったが、1420年に年に2度の大手開催特権が与えられ、1444年にはシャルル7世が年に3回、20日間ずつの大手開催を認可した。さらに何度かこの特権が更新された後、1463年にはフランス国内に国際取引市場の開設を目論んだルイ11世によって、大手の開催回数は年に4回へと増やされた。以降のリヨンは、イタリアをはじめ外国の商人たちが商取引を求めて到来し、両替や為替の決済のために各国の金融業者が支店を構える金融業の中心地へと成長していったのである⁷⁴。

リヨンと絹織物業との関係もこの15世紀半ばに始まる。1450年、シャルル7世の王令によっ

⁷³ 16世紀のリヨンを中心とした流通路については、Richard Gascon, *Grand commerce et vie urbaine au XVI^e siècle: Lyon et ses marchands (environs de 1520-environs de 1580)*, 2 vol., Paris; La Haye: Mouton, 1971, tome 1, pp. 140-169 を参照。

⁷⁴ リヨンの大手開催特権については Joseph Vaësen, *La juridiction commerciale à Lyon sous l'ancien régime: étude historique sur la conservation des privilèges royaux des foires de Lyon (1463-1795)*, Lyon: Imprimerie de Mougin-Rusand, 1879, pp. 3-14、宮下志朗『本の都市リヨン』晶文社、1989年、24頁、服部春彦『フランス近代貿易の生成と展開』ミネルヴァ書房、1992年、24-25頁、および、服部「アンシャン・レジームの経済と社会」前掲論文、31頁を参照。なお、15世紀から16世紀のリヨン大手に集まる人々や商取引の様子については、宮下『本の都市リヨン』前掲書、21-59頁に詳述されている。大手ではその開催期間中、都市に出入りする商品の全てが免税となった。この免税特権は1552年まで続いた。小山啓子『フランス・ルネサンス王政と都市社会：リヨンを中心として』九州大学出版会、2006年、75頁、96頁参照。

て、リヨンはフランス国内における絹取引の独占権を獲得した。当時のヨーロッパにおける絹取引はイタリアの商人が中心的に担っていた。彼らはリヨンの大市にもやってきており、リヨンの大市はフランス王国内における唯一の絹取引市場として開放されたのである⁷⁵。さらに 1466 年 11 月 23 日の王令によって、ルイ 11 世は王国内における絹織物生産の活性化を目指し、リヨンに絹織物製織のための作業場を設置しようと試みた。しかし、国外の絹織物を輸入することで利益を得ていた貿易商や金融業者の反対にあい、この試みは実りあるものとはならなかった⁷⁶。リヨンに代わって 15 世紀から 16 世紀のフランスにおける絹織物生産の拠点となったのはトゥールであり、ルイ 11 世は 1470 年にリヨンで絹織物業を営んでいたイタリアの織工を移住させて絹織物の生産を開始させた⁷⁷。このように、アンシアン・レジームのフランスで絹織物業の生産と流通が盛んになるきっかけをつくったのは王権による産業振興策であり、都市への特権付与によって特にイタリアから商人と織工を招き入れることでフランスに絹織物業を根付かせようと試みたのである。

リヨンに先駆けて「絹の都」となったトゥールでは、15 世紀半ばから 16 世紀半ばにかけて、絹織物業が発展した。当初 20 台の織機とともに開始されたトゥールの絹織物業は、16 世紀初頭には織機台数が 4,000 台となり、800 人の親方が製織に従事するまでに拡大した。さらに 1546 年には織機台数が 8,000 台へと増加したといわれている。王立の絹織物業は、王権から助成を受けて繁栄し、16 世紀のトゥールは 30,000 人の人口を擁する地方都市へと成長を遂げたのであった⁷⁸。

このトゥールでは絹織物のなかでも相対的に安価な無地織り *étoffe unie* の絹織物が多く生産されていた。これに対して高価で、製織に高度な技術が必要とする紋織り *étoffe façonné* は 16 世紀に入ってもイタリアからの輸入が支配的であった。後にリヨン産絹織物の代名詞となる紋織りだが、その名声が確立するのは 17 世紀を待たなければならなかった⁷⁹。服部春彦によれば、1551 年から 56 年におけるフランスの輸入品を商品別に分類して割合を見た場合、その約 40% は絹と絹織物が占めていた。また、1569 年のリヨンの大市における輸入総額のうち、絹糸と絹織物の輸入は 52.9% に達していた。とりわけジェノヴァのピロード、フィレンツェやルッカのサ

⁷⁵ Godart, *L'ouvrier en soie*, op. cit., p. 4.

⁷⁶ 詳しくは Pariset, *Histoire de la fabrique lyonnaise*, op. cit., pp. 18-19, および Godart, *L'ouvrier en soie*, op. cit., pp. 2-13 を参照。

⁷⁷ Pariset, *Histoire de la fabrique lyonnaise*, op. cit., p. 19. なお、フランス王国内における絹織物生産は中世に遡る。13 世紀パリのギルド規約集であるエティエンヌ・ボワロー編の *Le livre des métiers* には絹を用いる職業の規約が含まれている。Ibid., p. 14. 同規約の解説と翻訳については、高橋清徳「中世パリにおける絹関係諸職業（一）：パリ同業組合規約の訳・注解」『千葉大学法経研究』第 15 号、1984 年 1 月、111-139 頁、および、高橋清徳「中世パリにおける絹関係諸職業（二）：パリ同業組合規約の訳・注解」『千葉大学法経研究』第 16 号、1984 年 7 月、25-52 頁を参照されたい。また、中世には教皇領であったが、イタリア系の住民が多く在住するアヴィニョンにおいても絹織物が生産されていた。ルイ 11 世はアヴィニョンの絹織物に対抗するために、1498 年にニームでも絹織物業を開始させた。Pierre Clerget, *Les industries de la soie en France*, Paris: Librairie Armand Colin, 1925, p. 78, 109.

⁷⁸ Pariset, *Histoire de la fabrique lyonnaise*, op. cit., p. 13; Lucien Bély dir., *Dictionnaire de l'Ancien Régime*, Paris: Presses universitaires de France, 1996, pp. 1169-1170.

⁷⁹ Gascon, *Grand commerce*, op. cit., pp. 56-61. ガスコンによれば、16 世紀に取引された絹織物のうち、もっとも高価なものはイタリア・ルッカ産のサテンとダマであり、次にジェノヴァのピロード、その下にルッカのピロードと並んでリヨンの白地ピロードとアヴィニョンのピロードが位置づけられ、トゥールのタフタはルッカ産サテンやダマの四分の一から五分の一の価格で取引されていた。貴族層が顧客となるような高級品については、ほとんどがルッカ、ジェノヴァ、ミラノ、フィレンツェ産の織物であった。

テン（繻子）とダマスク（緞子）に代表される高級品が輸入されていたのである⁸⁰。

絹織物生産においてトゥールに遅れたリヨンであったが、絹織物業者は細々と生産を続けていた。1493年の土地・動産所有者のリストに16人の絹織物業者の名前が記されているほか、1505年には絹織物の仕事場を経営するジャン・エスコフィエ Jean Escoffier の遺言書に5名の織工が証人として署名している⁸¹。ただし15世紀半ばから16世紀初頭までは、飾り紐 galon やリボン ruban の生産はみられたが、絹織物に携わる織工は少なかったとされる⁸²。リヨンで本格的に絹織物生産が始まるのは1536年以降のことである。この年、ピエモンテの商人エティエンヌ・テュルケ Étienne Turquet とジェノヴァ人のバルテルミー・ナリ Barthélemy Naris はリヨン市参事会に対し、リヨンに家族や織工を連れて来て絹織物の生産を開始したい旨を申し出た。市参事会からの報告を受けて、ジェノヴァから絹織物の商業的支配権を奪い取ることを望んだフランソワ 1 世はトゥールの絹織工と同じ免税特権を与えることを許可し、リヨンの絹織物生産が開始された⁸³。以後急速にリヨンの絹織物業は成長し、トゥールのそれと競い合うことになる。そして1595年から97年にかけてトゥールを襲ったペストと宗教戦争によるプロテスタント系住民の亡命の影響によってトゥールの絹織物業が衰退すると、リヨンがフランスの絹織物業の中心となったのである⁸⁴。

2) リヨン絹織物業ギルドの誕生と1554年の規約

王権の意向を受けて出発したリヨンの絹織物業だが、1540年に初めての絹織工のギルドが設立された。このとき、エティエンヌ・テュルケとリヨン生まれのラウレ・ヴィアール Raoulet Viard が、ギルドの長である取締役親方 maître garde に任命された⁸⁵。テュルケやヴィアール、ナリはそれぞれ織機や労働力の確保に努め、1554年のメモワールでは、既に1,200人の親方が製織に携わり、2,500台の織機を用いて製織がおこなわれていたと報告されている⁸⁶。この数が正確なものであるとは言い難いが、リヨンの絹織物業が16世紀半ば以降に本格的な生産を開始したことは間違いないだろう。

とはいえ、16世紀の絹織物業において、大きな仕事場を有し、大量の労働力を用いて製織をおこなうような親方はほとんど存在しなかった。親方は製織工であると同時に商人でもあった。当時の仕事場を構成していたのは、製織をおこなう親方や職人のほか、仕事場の補助労働者 les

⁸⁰ 服部『フランス近代貿易』、22-23頁。

⁸¹ Françoise Bayard, “Des foires aux brocart”, Françoise Bayard et Pierre Cayez éd., *Histoire de Lyon, des origines à nos jours, tome 2: Du XVIe siècle à nos jours*, Le Coteau: Horvath, 1990, p. 109.

⁸² Pariset, *Histoire de la fabrique lyonnaise*, op. cit., p. 20.

⁸³ Godart, *L'ouvrier en soie*, op. cit., pp. 15-16; Rondot, “L’industrie de la soie en France”, art. cit., p. 329. なお、テュルケはリヨンの大施物会 Aumône-générale 創設者の一人である。彼はリヨンの援助を受けて市内に建物を借り、イタリア出身の糸繰り工を雇い入れて、大施物会が養う孤児（少女）たちや地元の少女に絹織物の技術を教え込ませた。そうして多数の労働力を確保していったのである。Natalie Zemon Davis, *Society and Culture in Early Modern France: Eight Essays*, Stanford, California: Stanford University Press, 1975, p. 43. なお18世紀の絹織物業ギルドも大施物会の孤児を徒弟として受け入れており、リヨンでは絹織物業と救貧制度の歴史的関係が深かったと言える。

⁸⁴ Bély, *Dictionnaire de l'Ancien Régime*, op. cit., p. 1169.

⁸⁵ Natalis Rondot, *L'ancien régime du travail à Lyon (du XIVe au XVIIe siècle)*, Lyon: Alexandre Rey, 1897, p. 39; Pariset, *Histoire de la fabrique lyonnaise*, op. cit., pp. 29-30. ヴィアールも大施物会の理事の一人となった。

⁸⁶ Godart, *L'ouvrier en soie*, op. cit., p. 17; Pariset, *Histoire de la fabrique lyonnaise*, op. cit., p. 29. 1575年に市参事会の命を受けて作成された名簿には、198名の親方が登録されており、うち164名がビロード織工、34名がタフタ織工であった。

ouvrières auxiliaire de l'atelier として雇われた繰糸工 *dévideur* や糸巻工 *canneteur*、空引工 *tireur de corde* であり、これら製織の補助作業は女性や子供の労働とされていた⁸⁷。もちろん雇われ人だけでなく、親方の妻や子どもなど、家族も仕事場の労働力であったが、これら補助労働者や家族はギルドの正規の構成員ではなかった。ギルドを構成するのはあくまでも製織作業をおこない、それを販売する親方であった。

1554 年には初めてのギルド規約が制定された。この規約はまずギルド親方によって発議され、市参事会員 *échevin* からなる市参事会 *Consulat* が招集・主宰する親方総会で草案が作成された。その後、市参事会での審議を経て、王権に承認を求めるという手続きを経た。国王はコンセイユ・デタ *Conseil d'État* の意見を聴取した後に規約を承認、開封状によって交付し、ギルド親方の総会に提示する。ギルド親方の総会ではこの開封状の承認を投票にかけ、さらにパリ高等法院での登録を経て施行に移された。市参事会は必要とあれば市参事会の命令 *ordonnance consulaire* によって規約に対する例外を認める権利を有しており、リヨンの絹織物業ギルドはリヨンの市政を介在させることで王権から一定の距離を置いていたのである⁸⁸。

この規約は 21 箇条からなる簡素なものであった。エルネスト・パリゼの研究を元に、以下にその概要を記しておく。

第 1 条から第 3 条までは織物の製法に関する規則であった。ジェノヴァやアヴィニョンのそれと競争しなければならないピロード織りについてはその製法を細かく定めていたほか、タフタ織りについての規則も記された。そして全ての織物は混紡ではなく、混じり気のない絹糸を用いなければならないとされた。ただし、高級織物であるサテンやダマスク、サミ（錦繡）などについては定められていなかった⁸⁹。

続く第 4 条から第 11 条は、親方の製織工程に関連する撚糸工 *moulinier* や染織工 *teinturier*、繰糸工 *dévideur* に対する規則である。これらの者は、親方から受け取ったり、親方に納品した原料絹の重さを帳簿につけておかねばならず、それぞれ工程の途中で原料絹を盗むことが禁じられたのである⁹⁰。

第 12 条から第 14 条は親方と職人との契約について定めたものであり、職人は一旦始めた製織仕事を途中で放棄することができないこと、親方は不当に職人から仕事を奪ってはならないこと、親方は債務のある職人を雇ってはならないことが記された⁹¹。

第 15 条から第 17 条では、4 名の宣誓取締役親方 *maître-garde juré* の選出について、毎年聖トマスの祝日（7 月 3 日）におこなわれることが定められた。そのうち半数の 2 名は市参事会によって、残りは親方たちによって指名される。彼らの職務は親方の自宅を視察し、織物の製法や寸法に違反がないかどうかを確認することであった。必要があれば市の公吏 *sergent de la ville* の

⁸⁷ Ibid., pp. 36-37.

⁸⁸ Ibid., p. 31. また、16 世紀におけるリヨ南市と王権との関係を論じた文献として、小山『フランス・ルネサンス王政と都市社会』前掲書を参照。なお、16 世紀のリヨ南市参事会は 12 名の市参事会員によって構成されており、この半数が毎年の選挙で入れ替わっていた。選挙は 44 の各職能団体から市参事会員によって 2 名の親方代表が選ばれ、これと「土地所有者（元市参事会員）」によって選挙評議会が形成された。16 世紀半ばには毛織物商人や絹織物商人といった大商人の家系によって占められ、寡頭的支配が確立していた。1547 年にアンリ 2 世が 4 名への市参事会員の削減と 1 名の市長職設置を試みたが、市参事会員家系を中心とする反発にあい 1595 年まで施行されなかった。同上書、79 頁、173 頁。

⁸⁹ Pariset, *Histoire de la fabrique lyonnaise*, op. cit., p. 32.

⁹⁰ Ibid., p. 32.

⁹¹ Ibid., p. 33.

支援を受けて、違反者の織物や家財道具を押収することができた。また、取締役親方はギルドの事務所 bureau に出頭させて織工間の争いを調停するが、不調だった場合は市参事会に委託し、刑事裁判を扱うセネシャル裁判所判事の立ち会いの下、市参事会が裁定を下すものとされた⁹²。

以下、第 18 条では違反者が支払う罰金について、その総額の三分の一ずつが国庫とリヨンの施療院 Hôtel-Dieu、告発者に分配されると定められたほか、第 19 条では貧しく、病気になった独り身の織工のために、施療院に二つのベッドが設けられること、第 20 条では各仕事場にこの規約を掲示する義務について記されている。最後の第 21 条では、セネシャル・プレジディアル裁判所では罰金 250 リーヴル未満の事件に関する最終判決を下すことができるが、250 リーヴルを超える場合は、パリ高等法院に上訴することができると規定された⁹³。

この規約は以下の三点の特徴を有している。第一に、よく知られているギルド規約とは形式が異なり、徒弟身分・徒弟修行期間 *apprentissage* や職人身分・職人修行期間 *compagnonnage* に関する規則が存在しない。徒弟・職人としての修行内容や親方作品 *chef-d'œuvre* の提出が定められていないのである。すなわち、親方—職人—徒弟という三身分の区分が明確にされておらず、親方と職人との契約に関する規則はあるが、親方と職人とは身分の違いによって区分されるものではなく、製織仕事の雇用主と被雇用者という関係に基づくものでしかなかった。さらには、ギルド親方として開業するための資格についての規制もなく、この規約によればギルドは構成員による比較的自由的な営業を認めていたことになる。

第二に、リヨン市参事会が絹織物業の管理・監督に一定の権限を有している一方で、王権が絹織物業ギルドに介入する権限については記されていなかった。市参事会はギルドの長である取締役親方の半数を任命することができるほか、ギルド内の紛争調停に介入するものとされた。このことは 16 世紀前半当時のリヨン市が王権から一定の距離を保ちながら、自律性を維持していたこととも関連している⁹⁴。

第三に、絹織物の製法についてはビロードとタフタに関する規則はあるが、サテンやダマスクなど後にリヨンの絹織物の特徴となる紋織物・高級絹織物については触れられていなかった。これは、リヨンの絹織物業がビロードとタフタ織りを中心に出発したことを物語っている。16 世紀半ばにおけるフランスの輸入産品において中心的であった原料絹と絹織物は、1635 年から 45 年の統計においてイタリアからの輸入が激減していることから 17 世紀にはイタリアの高級織物を凌駕して生産されたとみなされるが⁹⁵、ギルドの誕生時点ではまだイタリア産の高級絹織物に対抗する意図はみられなかったのである。

以上のことから、リヨンの絹織物業ギルドは、構成員の身分に関する規則を持たず、王権の監督から比較的自由的なギルドとして誕生した。ただし、リヨンの絹織物業ギルドが宣誓ギルド *métier juré* であったのか、あるいは規制ギルド *métier réglé* や自由ギルド *métier libre* であったのか、制度上の分類に当てはめることは困難である⁹⁶。リヨンの絹織物業者の免税特権は既に王権から承認されており、ギルド規約も王権によって承認された。そもそも絹織物業は王権によるイニシアティヴによって王国内に導入されたのであり、絹織物業と王権との関係は創設当初か

⁹² Ibid., p. 33.

⁹³ Ibid., pp. 33-34.

⁹⁴ Ibid., p. 31.

⁹⁵ 服部『フランス近代貿易』前掲書、28-34 頁。

⁹⁶ たとえば、Hilaire-Pérez, “Inventing in a World of Guilds”, art. cit., p. 237 のように、創設当初の絹織物業ギルドを自由ギルドであったとみなす研究もある。

ら存在していた。しかしその形態は宣誓都市に見られる宣誓ギルドとは異なり、厳格な身分を定めず、営業規制も持たなかった⁹⁷。また、リヨンの市参事会が介在することで、王権—ギルドの関係は、日常的な業務・争い事の監督においては直接的なものとはならなかった。したがって、少なくとも、制度上の区分によって創設当初の絹織物業ギルドの性格を示すことはできないのであり、それゆえに、後に規約が改定されていく過程を歴史的に把握し、王権との関係を論じる必要が生じるのである。

3) 1596 年の規約改定：身分の明確化と階層化

1554 年のギルド規約は 16 世紀末に改定されることになる。1596 年 3 月 28 日、市参事会はギルド親方からの要求を受けて市参事会令を発して規約の改定を定め、同年 4 月に王権がこれを承認した。改定されたギルド規約は 1554 年のそれに基づき、部分的な追加修正を加えたものである。この時のギルド親方からの要求とは、第一に競争を抑制するために製織工を制限することであり、第二にリヨンの近隣地域における絹織物業創設の禁止であった。これはギルドが閉鎖性を強めた証拠であると解釈されているが⁹⁸、同時にリヨンの絹織物業が 16 世紀末までに成長したことの現れでもあると考えられる。以下で再びパリゼの研究を引用して、1596 年の規約の概要を確認しておきたい。なお、本論では省略するが、1554 年の規約に存在する条文については 1596 年以降もそのまま保持された。

第 1 条から第 3 条までは絹織物の製法に関する規則であり、1554 年の規約の第 1 条から第 4 条までを 3 箇条にまとめ、部分的な修正を加えたものである。修正されたのはビロード織りとタフタ織りの製法であり、従来よりも質が劣る絹糸を用いることが認められた。製法に関する規則との関連で、第 4 条では各種の織物の寸法をごまかすことが禁じられ、各親方にはリヨンの紋章が両端に記された定規を配布することが定められた⁹⁹。

第 5 条は、第 22 条で定める罰金の分配（1554 年の規約第 18 条と同じ）に関連して、罰金を徴収した取締役親方による横領を禁じたものである¹⁰⁰。

第 6 条から第 12 条は徒弟の雇用に関する規則である。親方は自らの息子を徒弟に数えず、2 名まで雇用することができるとされた。ただし、この他に大施物会の孤児であれば 1 名を雇うことができた。徒弟期間は 5 年と定められ、期間終了前に解雇・離職する際には事前に通告することが義務づけられた。また、親方は徒弟が期間満了となった際に徒弟修行終了証書 *quittance de apprentissage* を発行するが、これを拒否したり徒弟期間を延長することが禁止された。また、ある親方が雇った徒弟を別の親方のところで働かせた場合、その徒弟が期間を満了するまで別の徒弟を雇ってはならないことが定められた¹⁰¹。

第 13 条から第 18 条は職人に関する規則であり、徒弟期間を終えた者は 2 年間に職人として働くことが義務づけられた。ただし、国外から親方身分 *maîtrise* 入手を目的にリヨンにやってきた職人は、国外の都市で職人として働いた期間ではなく、リヨンで 2 年間働かなければなら

⁹⁷ なお、1756 年のパン屋ギルドのメモワールによれば、リヨンには 4 つの宣誓ギルドとその他 68 のギルドが存在し、後者のうち 17 のギルドがパリ高等法院に規約を登録されており、残りの 51 はリヨンの市参事会によって承認されていた。Garden, *Lyon et les lyonnais*, op. cit., p. 551.

⁹⁸ Pariset, *Histoire de la fabrique lyonnaise*, op. cit., pp. 46-47.

⁹⁹ Ibid., pp. 48-49.

¹⁰⁰ Ibid., p. 49.

¹⁰¹ Ibid., p. 49.

いと定められた。また第 18 条では 1554 年の規約第 12 条に修正が加えられ、親方は他の親方のところで働く職人を雇ってはならないことが付け加えられた。なお第 17 条の条文中には、親方の使用人や娘などに製織仕事をさせてはならないことも記された¹⁰²。

第 19 条から 21 条では、織物の販売に際して親方自ら店舗 *boutique* や商店 *magasin* で販売しなければならないとされた。また、仲買人に販売を委託しなければならない場合は、親方自身が同行するか、親方が選んだ人物を同行させることが義務づけられた¹⁰³。

最後に、第 23 条ではこの規約で定めた身分を保有し、かつ現在働いている者でなければ間接税免除特権を受けられないものと定められた¹⁰⁴。

この 1596 年の規約改定はギルド内における身分を明確化した。ギルド親方の身分は徒弟・職人身分を経なければ入手できなくなった。また、国外からリヨンに到来する織工を区分したほか、さらに製織作業に従事できる者と補助的作業に従事する者との間に線を引いたのである。ギルドは階層的な制度となって構成員とその家族や雇われ人を秩序づけることになった。

4) 17 世紀における絹織物生産の拡大とギルド規約

先に述べたように、16 世紀半ば以降にリヨンの絹織物業生産は拡大していった。しかし、未だに高級紋織物についてはイタリアが市場を支配し続けていた¹⁰⁵。リヨンで高級絹織物の生産が開始されたのは 17 世紀のことである。そのきっかけをつくったのは 1605 年、クロード・ダンゴンの発明した *métier à la grande tire* と呼ばれる紋織り用の大型の織機であった（＜図 2＞参照）。それまでの紋織機は *métier à la petite tire* と呼ばれる空引機が用いられており、幅の狭い織物しか織ることができなかったが、ダンゴンの発明した織機は幅の広い紋織物の製織を可能にした。大型であるがゆえに、数百本に及ぶ経糸をつくる経糸を選別し、意匠に応じてその都度引き上げる作業に困難が生じるが、経糸が通される綜統とそれを操作する装置を改良することでこれに対応した。1606 年には、アンリ 4 世によってダンゴンの織機使用が推奨され、仕事場に導入され始めた¹⁰⁶。後にリヨンの絹織物業がその生産を独占していく豪華な絹織物は、このダンゴンの織機を用いて製織されたのである（＜図 3＞参照）。

17 世紀には、紋織機の発明と同時に、紋織りよりは相対的に安価な無地織りの技術にも変化がみられた。1622 年には、ヤギの毛や羊毛と絹糸を交ぜて織られるカムロ *camelot* のモアレ加工

¹⁰² Ibid., pp. 49-50.

¹⁰³ Ibid., p. 50.

¹⁰⁴ Ibid., pp. 50-51. この特権は、1537 年にエティエンヌ・テュルケらが国王から認められたそれを更新したものである。

¹⁰⁵ Gascon, *Grand commerce*, op. cit., p. 61; Pariset, *Histoire de la fabrique lyonnaise*, op. cit., p. 66.

¹⁰⁶ Bayard, “Des foires aux brocart”, art. cit., pp. 110-111; Pariset, *Histoire de la fabrique lyonnaise*, op. cit., pp. 65-66. ダンゴンはミラノ出身のピロード織工である。ダンゴンの織機を用いた製織には複数の補助労働者が必要とされた。綜統の通糸を引き上げる作業をおこなう空引工 *tireur de corde*、空引工に糸の上げ下ろしを指示する意匠読み工 *liseur de dessin*、製織の前に綜統に通糸を結ぶ通糸工 *faiseur de lacs* である。ダンゴンの織機はその後改良され続け、1804 年にジョセフ・マリー・ジャカル Joseph Marie Jacquard がジャカード織機を発明してこれら補助労働を不要とするまで、使用され続けた。絹織物に関連する用語については、Philippe Demoule による以下の辞典と著作を参照。Philippe Demoule, *Le dictionnaire de la soierie*, édition du 5 janvier 2002, http://www.cs.arizona.edu/patterns/weaving/webdocs/df1_slk2.pdf (2009 年 1 月確認) ; *L'atelier du Canut Lyonnais au XIXe siècle*, 2002, http://www.cs.arizona.edu/patterns/weaving/webdocs/df1_work.pdf (2009 年 1 月確認)。

技術、フィレンツェ風サテンの仕上げ加工技術、ヴェネチア風タビー織りタフタの糸密度技術がリヨンにもたらされた。1649年にはクロード・ブランシェ Claude Blanchet がボローニャ風縮緬 crêpe やナポリ風絹粗布の製織を開始した。さらに、1656年には有力な貿易商であったオクタヴィオ・メイ Octavio Mey がタフタのつや出し技術を発明し、市参事会は王権に対してリヨンの絹織物業がその技術を独占できるよう求めた¹⁰⁷。

このような技術的变化が絹織物生産量の増加を後押しした。リヨン市場を通じたフランス全体の原料絹の輸入量は1569年の160トンから、1697年の480トンへと増大した。また、17世紀末には国内でも120トンの原料絹が生産されていた。さらに、17世紀にはイタリアからの絹織物輸入量が激減したのである¹⁰⁸。リヨン産絹織物の生産量や輸出量については具体的な数値を示すことができないが、1697年に地方長官のデルビニー d'Herbigny (Henry François Lambert) が残したメモワールによれば、リヨン市場で取引された総量の半数にあたる約240トンの原料絹がリヨンの絹織物業で消費されていたとある¹⁰⁹。リヨンの絹織物生産量が17世紀中に増大したことは間違いないだろう。

生産の拡大と平行してギルドの規模も拡大していった。1621年には1,698名であった絹織物業従事者の数は1660年には3,019名になり、17世紀後半には既に10,000台の織機が使用されていたともいわれている¹¹⁰。ギルドの規模拡大は規約の変更を伴った。1619年7月24日、市参事会はリヨンの地方総督、ダランクール d'Halincourt (Charles de Neufville de Villeroy, marquis) の承認を得て規約の一部を修正する¹¹¹。変更された箇所を列举すると、第一に、徒弟と職人の身分に属する者に対し、ギルドが管理する登録簿への登記を義務化し、登録に際しては30ソルを支払うことが定められた。親方を除く労働者は、登録制の身分によって管理される対象となり、登録費はギルドの収入として計上されるようになったのである。第二に、職人期間がそれまでの2年から5年へと延長され、さらに親方作品の提出が義務づけられた。第三に徒弟については、最大で3名まで受け入れられることには変わりなかったが、その内訳は、通常の徒弟1名、親方の息子1名、大施物会の孤児1名とされ、通常の徒弟が1名減らされた代わりに、親方の息子を徒弟として数に含めることとされた。第4に、織機の保有台数について一つの仕事場につき12台までという制限が設けられた¹¹²。

このように、ギルドはその規制を強化し、ギルド構成員を登録制の身分として管理するようになった。ただし、親方身分については登録簿への登記が義務化されていない。もちろん親方身分証明書を持つ者以外はギルド親方として営業できなかったのであるが、少なくともこの段階ではまだ徒弟や職人など製織労働者とは区分されており、管理される対象ではなかった。他方で、職人期間の延長と親方作品提出義務化によって親方数の抑制を意図するとともに、徒弟の雇用数・織機の保有台数を制限することで親方間の競争を抑制しようとした。約半世紀後の1664年にはさらに制限が強化され、親方が雇うことができる徒弟の数は1名に、国外から来た

¹⁰⁷ Pariset, *Histoire de la fabrique lyonnaise*, op. cit., p. 69.

¹⁰⁸ Gascon, *Grand commerce*, op. cit., p. 61; 服部「十七世紀におけるフランス経済の構造的変化」前掲論文、136、147頁。

¹⁰⁹ Lambert d'Herbigny, "Mémoire sur le gouvernement de Lyon", Sébastien Charléty dir., *Revue d'histoire de Lyon: études, documents, bibliographie*, tome 1, Lyon: A. Rey, 1902, p. 338. なお、残りの240トンのうち、120トンはトゥールへ、56トンがパリ、16トンがルーアン、ピカルディー地方に40トンが送られたとある。

¹¹⁰ Pariset, *Histoire de la fabrique lyonnaise*, op. cit., p. 68.

¹¹¹ この時の改定には王権による認可はなく、リヨンの上座裁判所に登録されただけであった。

¹¹² Ibid., pp. 77-78.

職人の職人期間は 10 年に、親方の息子が親方となる年齢は 14 歳以上と定められた¹¹³。15 世紀半ばに比較的自由的な営業が認められて出発したリヨンの絹織物業は、17 世紀初頭までには他の職能・産業にみられる閉鎖的ギルド規制と大差ない制限を設けていたのである。

ただし、リヨンの絹織物業は、こうした制限が設けられた後もその規模を拡大し続けていたことに注意しなければならない（＜表 1・2＞参照）。リヨンの高級絹織物が本格的に輸出され、ヨーロッパにおける絹織物市場を支配するのは 17 世紀末以降のことである。すなわち、ギルド内における親方個人の競争力の制限と、リヨンの絹織物業全体の産業競争力強化とが矛盾せずに進行したと考えられる。また、17 世紀のギルド規約の改定は王権による承認を受けることがなかった。王権のイニシアティヴの下、より一層体系的なギルド規約となった「コルベールの規則」が制定されたのは、1664 年の改定から 3 年後のことであった。王権が成長し続けるリヨンの絹織物業にいかなる意図を持って介入したのか、次節以降で検討することにした。

第 2 節 「コルベールの規則」の制定

1) 規約制定まで：リヨン市からコルベールに宛てた書簡

いわゆる「コルベールの規則」が制定されたのは 1667 年のことであるが、これに先だってコルベールは商工業の不景気について、リヨン市に照会した¹¹⁴。フランスが三十年戦争に直接参加した 1630 年代から 1660 年頃までは経済活動の収縮期にあたり、人口減少と農業・工業生産量の大幅な縮減がみられた¹¹⁵。コルベールの諸政策はこうした危機の時代への対応策として実施されたのだが、それに先だって商工業の実態を各地の行政担当者に問い合わせていたのである。

リヨンの市長職にあたる商人頭 *prévôt des marchands* は、1665 年 1 月 6 日付けの書簡でコルベールの要請に回答している。その際、リヨン在住の「多くの主立った大貿易商 *négociants* と協議」したとし、彼らの意見をあわせて記した。

彼ら（大貿易商たち）はフランスの商業全般を回復させるには、我らが隣人に引き寄せられ、移転してしまった製造所や産業をここ（リヨン）に呼び戻す必要があると考えております。しかし、それが成功するには非常に長い時間が必要となりますし、もしかすると成功に至らないことさえあるかもしれません。と申しますのも、織物業は労働者の技巧や技能にまったく依存することはないからであります。神の特別な恩寵や水や地理的位置にしか帰することができないような、いくつかの違いや秘密の利点があるのです。同じ労働者が同じ羊毛で織ったとしても、オランダやイギリスのような毛織物をフランスで作ることはできませんし、ジェノヴァの黒ビロード *velours noire* は、同じ絹糸を用いたとしてもどこでも真似できるものではありません。また、私どもはフィレンツェよりもより美しいサテンを織っており、事実、かの国からサテンがもたらされることはもはやありません。トゥールでは、リヨンで織られるのと同じように上等なビロードを織る術が知られておりませんし、リヨンのタフタのような光沢を出すことに成功しておりません。…私は閣下に二

¹¹³ Ibid., p. 78.

¹¹⁴ Ibid., p. 81. なお、本節と次節の議論、および引用する史料についてはパリゼの研究によるところが大きい。

¹¹⁵ 服部「アンシエン・レジームの経済と社会」前掲論文、36-39 頁。

つのことを申し上げるまでにいたします。ひとは商業の真髓と消費についてであり、もうひとは…私どものところに存在する織物業を王国内で維持し、保護することについてです。…すなわち、労働者の特権を維持し、その規則を厳格に遵守させ続けるということです。それは、信頼できる労働者がもはやほとんどいないからです。あまり技量のない者たちが、良い取引をしようと望んでおります。彼らはそのようにして、製品の評判を高めることを望み、誠実に生計を立てようとする良心的な者たちを破滅に追いやるのです¹¹⁶。

ここに記されているように、リヨンの毛織物や絹織物の産業が部分的にせよ移転した事実があったかどうかは分からないが、コルベールの照会に対する回答は、リヨンの織物業を王権が保護し、その労働者たる織工に厳格に規則を遵守させることを求めるものであった。

また、絹織物業についてはさらに意見が記された。

私は閣下に以下のことを請け負います…イタリアの諸地方から入ってくる絹糸・金糸・銀糸で織られる織物で、先に申し上げたジェノヴァの黒ビロードを除いては、リヨンの労働者が匹敵しないものなどありませんし、それをしのぎさえするのです。ブローカード *brocart* やブローカーテル *brocatelle* も例外ではありません。また、閣下がパリで目にされ、そこで販売されている織物の大半がこの都市で製織されたものであるというのは本当のことです。しかし、未だにジェノヴァやミラノ、フィレンツェ、あるいはヴェネチアから来る織物の方が上質であるに違いないと人々が偏見をもっているように、パリの卸売商や小売商は、リヨンの労働者に諸外国の品質表示 *planches*（その織物の特性を焼き印によって記した木の板）や商標 *marques* をつけるよう求めたり、命じたりするのです。…ミラノから来るものより美しくないブローカードが織られることはまったくありません。と申しますのも、よく知られたことではありますが、ミラノの（織物に施された）金模様は描かれたものであり偽物なのです。恐らく、私の申しましたことには反論が出ることでしょう。しかし、閣下、反論に納得なされる前に、彼らが申しますことの真意と欲得をお確かめ下さい。まったく製織をおこなわない商人は、彼らが留意する私的な蓄財と利益ゆえに、諸外国の織物の方を支持するのです。これと反対に、親方労働者 *maître ouvrier* は自ら（織った織物）の方を支持いたしますし、もし彼の織物の品質が悪ければ、高価なものを購入できず、また購入を望まない貧しい人々や、そして品質を気にかけることなく、大量にさばくことができさえすればよいような貪欲な商人によって選び取られることは必然でしょう。閣下、ここに申し上げましたことから、次のような二つの間違いのない結論が導き出されます。第一に、リヨンであらゆる種類の絹糸・金糸・銀糸の織物を製織させるということであり、そして第二のそれは、妥当な値段で提供されているのであれば、望まれるような上質さと美しさで絹織物を製織させること、そして、見た目が立派であっても、織物の内なる上質さを気につけないような職業をだめにする者たち *gâte-métiers* が入り込

¹¹⁶ Georges Bernard Depping, *Correspondance administrative sous le règne de Louis XIV: entre le cabinet du roi, les secrétaires d'État, le chancelier de France et les intendants et gouverneurs de province*, tome 3, Paris: Imprimerie nationale, 1852, pp. 668-669. 引用文中の括弧内の言葉は筆者が補ったものである。以下の引用についても同じ。

まないようにすることであります¹¹⁷。

リヨンの商人頭は、リヨン産絹織物の品質が諸外国、特にイタリアのそれと比較しても優れたものであることを強調し、リヨンであらゆる種類の絹織物を製織させるべきことと、その品質の維持のために織工の質を高めるべきことをコルベールに伝えた。注目すべきは、リヨン産絹織物が17世紀後半の段階ではイタリアのそのの評判に劣っており、イタリア産絹織物であるようにみせかけて販売されていたということであろう。リヨンの商人頭が気にかけていたことは、イタリアの織物の名声をいかにしてリヨンのものにするかということであり、それによって商業の発展が可能になることを訴えたのである¹¹⁸。

また1665年11月3日付けの商人頭からコルベールに宛てられた書簡においては、さらに具体的な提案が記されている。

絹織物業における二つの大変な悪弊について指摘いたしました。それは製織を人にさせている商人の無知と、労働者の不誠実さおよび窃盗に由来するものであります。後者については、閣下にお送りした宣言 *déclaration* が登録されることによって、恐らくは容易に正すことができるものでしょう。前者については、きちんと徒弟修行を経ず、この職 *art* の根本的な知識を獲得していない商人に対して、この種の製織場を営むことを認めなければよいでしょう。と申しますのは、ここ数年来、絹糸の品質も知らなければ、どのような種類の絹糸を準備し撚糸しなければならないかも、さらには織機に取り付けるために必要なことも知らず、どのようにそれが作られたのかも分からずにただ商品を保有するだけの、あらゆる種類の人々が製織を人にさせているからであります。この商人側の無知が労働者に詐欺や怠惰を働かせるのであり、ひいては織物業の評判を失わせるのです。この悪弊は、閣下にさきほど申し上げましたとおり、古くからある規則によっては取り締まることができなかったというほど新しいものではありません。しかしその施行は無視され、悪事が非常に横行したのです。閣下、もし閣下があらゆる商人から人を働かせる自由を取り上げることに何らかの害がある다고判断されるのであれば、ほうっておかれることでしょう。しかし、次のような慎重さをもってしなければなりません。すなわち、検印 *marque de visiteur*

¹¹⁷ Ibid., pp. 670-671. *gâte-métiers* については *Dictionnaire de l'Académie française*, (quatrième édition, 1762) によれば「商品や苦役をあまりにも安く提供し、その職業の利益を減少させる者」のこととある。17世紀後半においても同じ意味であったかどうかは不明だが、商人頭が意図するのは品質の良い商品を高価な価格で販売することであり、廉価で大量販売することではなかったことを考えれば、同じ意味を持っていたとみなしても問題ないだろう。

¹¹⁸ さらに、1月27日付けのコルベール宛の書簡には、ピロードの見本帳をコルベール宛に送るので、イタリア産の絹織物に品質が劣らないことを確かめて欲しい旨が記されている。Ibid., pp. 671-672. 1595年のシヨニ王令以降、リヨンの市参事会は1名の商人頭と4名の市参事会員へと規模が縮小されていた。また、16世紀に市参事会員を輩出した家系の多くがこれ以降入れ替わっていた。小山『フランス・ルネサンス王政と都市社会』前掲書、193-198頁。また、18世紀も商人頭と市参事会員の構成は変わっていない。なお、商人頭の選出方法は3名の名士 *notables* のリストから国王によって指名された。また市参事会員はリヨンの施療院院長あるいは商事裁判所 *Tribunal de la Conservation*（商業活動における合法性を裁く司法機関、商人頭と市参事会員がこの判事となる）の判事経歴を持つ者の中から名士によって指名された。ただし、市参事会は限定されたブルジョワ出身の都市貴族や官職保有者、法律家によって独占されていた。Garden, *Lyon et les lyonnais*, op. cit., p. xiv, 505, 522. 小井高志「フランス革命以前のリヨン」『立教大学研究報告〈人文科学〉』第52号、1993年、7-8頁。

の押されていない発売中の商品を陳列することを禁じるとともに、徒弟修行を経ていない者が、能力と実直さのある親方製造業者 *maîtres fabricant* によって検査される前に王国外・王国外へ商品を供給することを認めてはなりません。また、その検印は通行手形や、証明書のようなものであり、検査をする者は検印を保証するに十分な支払い能力のある者が選ばれることになります。閣下、私はここでは偽造や品質表示のつけかえのことをまったく申し上げておりません。リヨンからパリへと送られたものの全てが、そこでイタリア産織物として販売されており、パリに商店をかまえる多くの商人は、購入した商品の品質表示を彼らのものに付け替え、1 リーヴルの絹糸も繰ることなく、1 オーヌの織物も製織することなく暮らしているのです。これが本当のことであるがゆえに、労働者たちはこの種の商人を内輪で嘲笑っているのです¹¹⁹。

ここで非難の対象となっているのは商人の無知であり、それが労働者の悪事を助長し、リヨンの絹織物の価値を貶めていることが主張される。商人頭が対策として主張したのは商品の検査制度を設けることであった。なお、ここで非難の対象とされた商人は、労働者、すなわちギルドに属する織工に絹織物を製織させる商人製造業者のことであるとみなすことができる。彼らはギルドの親方製造業者と異なり、ギルドに属せずに絹織物の製織工程に介入していたのである。

そしてその1週間後の1665年11月10日には、新しい規約の草案をコルベール宛に送ったことが記されている。

私にできる限りのことをもって、規則の草案をようやく作成し、閣下にお送りいたしました。草案はリヨンのこの職業に従事する熟練した親方製造業者や労働者とともに協議、討論、検討されたものであり、4名の宣誓親方 *maîtres jurés* に署名させました。もし閣下が彼らに対して（規則の施行を）ご承諾下さり、ご支持・ご認証下されば、彼らはいくつかの産品については、イタリアから来るそれと同等かそれを上回ることを期待できると思われます。閣下、しかしここでもう一度申し上げることをお許し下さい。もし労働者の窃盗や詐欺行為が罰せられないままであれば、すなわち、常に棒打ち刑や、さらし刑、有期の追放刑の訴追を受ける必要があれば、古くからある悪弊を改善しようとするこの対策は大きな効果をもたらすものではありません。この産業は極めて巨大かつ重要であり、また40,000人以上のこの都市や地方の人々がそれで生活し、日常的な規則の何らかの例外に当然値するものと思われます¹²⁰。

草案は市参事会と一部のギルド親方との協議によって作成された。この書簡には草案の内容は記されていないが、11月20日付けの書簡にはその一部をうかがい知ることができるような文言が記されている。

絹織物とその職業に対する規則の事について、閣下が私にお命じ下さることを常にお待

¹¹⁹ Ibid., pp. 674-675.

¹²⁰ Ibid., p. 675.

ち申し上げております。その条文は、徒弟修行を経ずに人を働かせているような商人を排除し、長きにわたって人を使ってきた者たちや、徒弟修行を実際にしたと同じ程度の経験と知識を獲得したであろう者たちを驚愕させるのです。前者については例えば、もし閣下がそれを適当であるとお判断なさるのであれば、ぜひ必要な条文であっても削除なさることもできるでしょう。また、何らかの悪弊が入り込みうる大論争を引き起こさぬよう、これらの禁止事項について、規則の公布後に人を働かせようと望む者のみを対象にするとお命じになることもできるでしょう¹²¹。

規約の草案には絹織物の製織を自らおこなわない商人について、彼らが徒弟修行を経るべきとする条文が含まれていたようである。「コルベールの規則」が制定されるにはさらに1年以上を待たなければならなかった。新しいギルド規約は1665年以来の絹織物業ギルドの規約をめぐるやり取りがコルベールとリヨンの商人頭との間で何度もおこなわれた上で制定されたのである¹²²。また、規約の草案はコルベールによって作成されたものではなく、市当局とギルドとの協議によって作成されていた。

以上のように、「コルベールの規則」制定以前には、リヨンの商人頭の意見が書簡でコルベールへと伝えられていた。書簡に記されたのはイタリア産絹織物に対してリヨン産の評判をどのように高めるかという観点に基づく要望であった。これを実現させる具体策として提案されたのは、第一に、自ら製織をおこなわず、経験・知識に乏しい商人に徒弟修行を受けさせ、織工が織物の品質を落とさないように注意させるということであった。すなわち、商人をギルドの規制対象としてギルドに編入しようとしたのである。第二に、織物の検査制度を確立し、検査官による検印をもってリヨン産絹織物の品質を高めると同時に、検印のない商品の販売を禁じることで、品質表示や商標の偽造・付け替えを防止することであった。

このような要望があったことと同時に、商人頭はイタリア産の絹織物に対するさらなる規制を求めている点にも注意が向けられるべきであろう。いわゆるコルベルティスムは、高関税率の設定によって競合する国外産品を規制し、自国の産品・産業を保護することが特徴であるが、少なくともリヨンの商人頭はリヨン産絹織物の競争力の高さを確信していたと思われる。問題は、購買層にそれをどのように認識させるかであった。

次に、書簡に記された商人頭の要望がどのように規約の条文として具体化されたのかを検討することにしたい。

2) 「コルベールの規則」の内容

ここまで「コルベールの規則」と呼んできたものは、1664年以降、フランス国内の様々な織物業ギルドに対して公布された規約のうち、1667年5月13日にリヨンの絹織物業に対して発行されたものである¹²³。リヨンの絹織物業に対するその正式な名称は、*Reglemens et statuts*

¹²¹ Ibid., p. 677.

¹²² 1666年12月22日の商人頭からコルベールに宛てた書簡には、「…リヨンの絹織物業の労働者は、閣下が彼らの規則を維持するかあるいは変更するかご判断下さることを待ち望んでおります…」と、規約の制定を待望していることが記されている。Ibid., p. 682.

¹²³ 特に1666年以降、規約の数が増大する。リヨンの絹織物業以外の規約については、Émile Levasseur, *Histoire des classes ouvrières et de l'industrie en France avant 1789*, tome 2, Paris: Arthur Rousseau, 1901, p. 179にその一部が記されている。同書によれば以下の順に規約が公布された。1664年1月18日、ノルマ

concernant le commerce, art et fabrique des draps, or, argent et soye, et autres étoffes mélangées, qui se font dans la ville de Lyon et faux-bourgs d'icelle, et dans tous le país de Lyonnais, tirez des anciens reglemens, augmentez, diminuez, ou corrigez, pour être observez à l'advenir sous le bon plaisir de sa Majesté, et de Justice, et proposez par les maistres dudit art, soussignez である¹²⁴。直訳すれば「今後、国王陛下と司法官のご意志の下で遵守されるために、先の規則を継承し、追加、削除、修正され、また当該職業の諸親方によって提示され、署名された、リヨン市とそのフォブルおよび全リヨネ地方において製作される金欄、銀欄、緞子、その他の交織・混紡織物の商業と職業、製法に関する規則と規約」となる。この長い名称に示されるとおり、ギルド規制の対象となるのはリヨン市および全リヨネ地方（リヨネおよびフォレ、ボージョレ）で絹織物の販売・製織に携わる親方である。

この規約は、1667年4月19日にリヨン市参事会が王権から送られた規約案を承認し、5月13日の商工業国務会議 *Conseil royal de commerce*¹²⁵においてレイ 14 世の認可を受け、開封状が発行された。同年8月5日にリヨンのセネシャル・プレジディアル裁判所に登録された後、9月13日にリヨン市庁舎で登録された。さらに、1668年2月の国王の開封状によってパリ高等法院への登録が命じられ、最終的にパリ高等法院が登録したのは1669年3月11日であった¹²⁶。

規約は全体で67箇条からなり、16世紀の規約の3倍近くに条文の数が増加している。規約はギルドの運営に関する規則と、構成員の身分に関する規定、生産・流通に対する取り締まりの三つに大別される。以下ではそれぞれの内容について検討をおこない、「コルベールの規則」が目指したギルドの体制を明らかにしたい。なお「コルベールの規則」の全文については、本論125頁以降の〈史料〉に掲載した。

ンディーの麻織物業。1666年4月8日、パリの絹織物業労働者。1666年8月23日、オーマルのサージ *serge*（梳毛織物）織物業、およびアミアンのセイエテ *sayette*（絹を混ぜたサージ）とタビスリー *haute-lisse* 織物業。1666年9月25日にサン＝ローの毛織物業。1666年9月30日、スダンの王立毛織物業。1666年10月25日、カルカソヌの毛織物業。1666年11月26日、イリエのサージ織物業。1666年11月30日、シャルトルのサージ織物業。1666年11月（日付不明）、ランスの毛織物とエタミン *étamine* 織物業。1667年2月4日、ボーヴェの毛織物業。1667年3月3日、トゥールの絹織物業。1667年5月13日、リヨンの絹織物業。1667年7月9日、パリの絹織物業。1667年11月20日、ブルーのサージ織り工。1668年4月11日、バイユーの毛織物。1669年4月16日、エルブフのラシャ織物業。

¹²⁴ 原文まま。コルベールの規則は1720年に印刷された以下の史料から引用した。A. M. L., 1 C 4301, “Reglemens et statuts, concernant le commerce, art & fabrique des draps d’or, d’argent & de soye, & autres étoffes mélangées, qui se font dans la ville de Lyon & faux-bourgs d’icelle, & dans tout le país de Lyonnais. augmenté de tous les arrests, lettres patentes & ordonnances servans de reglemens, qui ont été rendus depuis les années 1667 jusques en 1718”. この史料には、1667年以降のギルド規約の改定とその承認・登録に関する文書が収められている。なお、表題には「1718年まで」とあるが、実際には1728年までのものが収められている。なお、以下で本史料に収められた「コルベールの規則」を引用する際には“Reglemens et statuts, 1667”と略記する。その他の史料についてはそのタイトルと頁数を記す。

¹²⁵ 1664年に創設されたが、1676年に一旦消滅した後、1700年に再設。以後、大貿易商がそのメンバーに入り込み、経済統制に対する反対を表明していく場となった。林田伸一「最盛期の絶対王政」柴田・樺山・福井編『世界歴史大系』前掲書、241頁。

¹²⁶ A. M. L., 1 C 4301, “Extrait des registres du conseil d’Etat; Extrait des registres de la Senechaussée & siege Presidial de Lyon; Extrait des registres des actes consulaires de la ville & communauté de Lyon; Arrest du conseil d’Etat, portant mandement au Parlement de Paris, d’y enregistrer les statuts & reglemens de l’art & fabrique des draps or, argent, & soye, de la ville de Lyon, du mois de février 1668; Arrest du Parlement portant enregistrement des statuts & reglemens des draps or, argent & soye de la ville de Lyon, du 11 mars 1669”, pp. 46-62.

2-1) ギルドの運営に関する規則

「コルベールの規則」ではまず、ギルド全体の運営方法について定められた。その条文は営業日に関する規則から始まる。

第1条

金糸・銀糸・絹糸の織物（※以下絹織物とだけ訳す）のあらゆる商人および親方労働者は、いかなる理由、いかなる口実があろうとも、彼らの労働者を日曜日および毎年の祝祭日、聖母マリアの祝日と使徒の祝日 *fêtes des apôtres* に決して働かせてはならないし自らも働いてはならない。また、あらゆる職人、労働者、および徒弟は礼拝の間に居酒屋に行ってはならないし、居酒屋の主人は彼らを決して受け入れてはならない。違反者それぞれに対しては 10 リーヴルの罰金が科される。違反者の処罰のために、警察吏 *officiers de police* による命令が下され、公布・掲示され、また 3 ヶ月毎に更新されるものとする。

第2条

本職業に属するあらゆる商人および親方は、日曜日および上記の祝祭日には、いかなる商品も販売のために陳列してはならない。同じく、この都市の者であろうとよそ者であろうと、あらゆる商人は当該日にいかなる織物も商品も購入してはならない。違反者に対しては、商品の差し押さえが執行され、罰金 500 リーヴルが科される。これは購入者に対しても販売者に対しても同じである¹²⁷。

リヨンの絹織物業ギルドは聖母マリアを守護聖人と定め、聖母マリアの被昇天祭（8月15日）には、ギルドの商人と親方すべてが午前9時までにジャコバン修道院附属教会¹²⁸に集合し、ミサをおこなうことになっていた（第3条）。その翌日には、同じ時間にまた集合し、この1年間のうちに亡くなった親方のために再びミサがおこなわれた（第4条）。また、親方およびその妻の死去に際しては、取締役親方がその葬儀と埋葬に参列することが定められた（第5条）¹²⁹。このようにギルドには、守護聖人を祭り、その構成員の葬儀や埋葬の世話をこなう宗教的共通性を有したコンフレリとしての側面が伺える。ただし、コンフレリがいつ成立し、17世紀後半に実際にどのように運営されていたのかは明らかではない¹³⁰。

ギルド全体の管理監督に当たる役職が取締役親方であった。1554年の最初の規約には4名の宣誓取締役親方 *maître-garde juré* 職が設けられたが、「コルベールの規則」においては、取締役親

¹²⁷ A. M. L., 1 C 4301, “Reglemens et statuts, 1667”, op. cit., article I à II, pp. 1-2.

¹²⁸ 史料上の表記は *Église des Pères Jacobins* であり、大文字の *Église* となっているが、当時のコンフォール広場 *place de Confort*（現在のジャコバン広場 *place des Jacobins*）の南側に位置し、ギルド事務所が設置された聖ドミニク通り *rue Saint Dominique*（現在のエミール・ゾラ通り *rue Émile Zola*）の北端に位置するジャコバン修道院（ドミニコ会）附属教会 *église du couvent des Jacobins* のことと思われる。

¹²⁹ Ibid., article III à V, pp. 2-3.

¹³⁰ 1624年にはコルドリエ教会 *église des Coldeliers*（中世はフランシスコ会修道院。現在は聖ボナヴァンチュール教会 *église de Saint Bonaventure* の名で記される）に、1641年頃にはジャコバン修道院附属教会に礼拝堂があったとされる。毎年の費用として親方からは20ソル、職人からは10ソルが徴収されていた。ただし、コンフレリの会則については史料が残っていない。Pariset, *Histoire de la fabrique lyonnaise*, op. cit., p. 89; Godart, *L'ouvrier en soie*, op. cit., pp. 304-308. また、18世紀リヨンにおける諸ギルドにコンフレリとしての共通性が根強く残っていたとする指摘については、Garden, *Lyon et les lyonnais*, op. cit., pp. 552-555 を参照。

方 *maître-garde* という役職名になり、その人数も変更された。

第 6 条

本規約を遵守させ、執行するため、現在 4 名である取締役親方に代わって、6 名の取締役親方がおかれる。ただし、これら 4 名の親方はその職務を今年の末まで継続すること。また、取締役親方数を 6 名とするために、4 名のうち古参の 3 名は翌年までその職務を継続し、その職を離れる者の代わりに 3 名が任命される。このようにして毎年継承され、3 名の古参者が職務を離れるときには、その職に 3 名の者が任命される。すなわち、取締役親方は 2 年間その職務にあたり、常に 3 名の古参者が 3 名の新しい取締役を指導し、彼らの任務をより実効性のあるものとするようになる。上述の 3 名の新しい取締役の選出については、商人頭と市参事会員による任命が日曜日にあるが、2 名はその前の木曜日に商人頭と市参事会員によって通知される。もう一人については、30 名の共同体における有力な親方、これに加えて取締役職をかつて務めた古参者によって任命される。これら 30 名の親方は、聖トマスの祝日の 4 日前に、現職の取締役親方によって提示される全親方の名簿の中から、商人頭と市参事会員によって選ばれる。選ばれた親方たちに対しては、共同体の *Clers* [sic] (*Clercs* か?) によって通達され、もう一人の取締役の選出をおこなうために、通達された日、ないし聖トマスの祝日の翌日に事務所に集まる。選ばれた取締役は商人頭と市参事会員によって任命された残り 2 名の取締役とともに、翌年の初めからその職にあたる。このようにして任命された取締役親方は、商人頭と市参事会員および国王総代官 *Lieutenant général*¹³¹の前で、その職務を遂行し、視察をおこなう義務を果たし、この規約に反して犯される濫用や汚職を取り除くことについて宣誓をおこなう。また、これらの違反について、取締役親方は商人頭と市参事会員に訴え、彼らによって違反者に対するしかるべき法的手続きがなされる。さらに、上述の 30 名の親方と古参者によって、現職の 6 名の取締役親方の仕事場の視察と認証のために、この団体の 2 名の古参の親方が選ばれる。彼らは取締役親方の仕事場や、彼らのために製織をおこなうその他の親方のところを監査する。以下の第 53 条で述べるとおり、これらの取締役および古参者は、その職の任務と遂行に権威を与えるため、慣習に従って手数料は無料とされる¹³²。

このように、これまで 4 名とされていた取締役親方の数は、6 名に増やされることになった。その任期は 2 年間であり、毎年半数の 3 名が入れ替わる。新たに任命される 3 名の取締役親方のうち、2 名はリヨンの市参事会によって指名され、残りの 1 名は、かつての取締役親方たちと、市参事会によって指名された 30 名の親方によって選出されることになっていた。ギルドの親方のほとんどは取締役親方の選出に関与することができず、リヨン市参事会が強いイニシア

¹³¹ この条文にある *Lieutenant général* についてはリヨネ総督区の国王総代官 *Lieutenant général du gouvernement du Lyonnais* のことであると思われる。リヨネの総督職は 17 世紀からフランス革命までヌーヴィル・ド・ヴィルロワ家によって占められており、リヨン市政にも強い影響力を及ぼしていた。Yann Lignereux, *Lyon et le Roi: de la "bonne ville" à l'absolutisme municipal, 1594-1654*, Seyssel: Champ Vallon, 2003, p. 234、および、小井「フランス革命以前のリヨン」前掲論文、6 頁。「コルベールの規則」当時の国王総代官はリヨン大司教でもあるカミュー・ド・ヌーヴィル・ド・ヴィルロワ *Camille de Neufville de Villeroy* である。

¹³² A. M. L., 1 C 4301, "Reglemens et statuts, 1667", op. cit., article VI, pp. 3-4.

ティヴを発揮した。ギルドの運営は市参事会の監督下にあったと言えるだろう。

この条文にも言及されているとおり、取締役親方の主な職務は他の親方に規約を遵守させることであり、すなわち視察をおこなって規約に対する違反を取り締まることであった。これについては後段で詳述する。他の職務として、ギルドの親方からの訴えや不平を聴き、争い事については調停をおこなうことが挙げられる。このために週に 1 度はギルドの事務所に集まることになっていた（第 9 条）¹³³。なお、ギルドの事務所は定まった所にはなく、取締役親方の家が半年ごとに変更されながら事務所として使用され、登録簿・証書等が引き継がれていた¹³⁴。

2-2) 構成員の身分に関する規則

一般的なギルドの形態と同じく、リヨンの絹織物業ギルドは親方・職人・徒弟の階層性を持っている。ギルドの正規の構成員は親方であるが、職人・徒弟は将来の親方候補としてギルド規約の規制対象となった。ただし、規約の中にはこれら三身分に該当しない人々を指す単語や、三身分の中における生産関係上の立場の違いを言い含めた単語が登場してくる。先に引用したとおり、既に第 1 条には商人 *marchand* と親方労働者 *maître ouvrier* の名が記されている。すなわち、1664 年の商人頭からコルベールへ宛てた書簡に記されたとおり、専ら絹織物の取引に関わる商人もまたギルドの規制対象となり、ギルドへと組み込まれたのである。また「親方労働者」とは、主に商人からの注文を受けて製織をおこなう親方のことであった。このように商人がギルドに組み込まれた結果、生産関係における立場の違いを示す単語が用いられたことで、規約の条文はより複雑なものとなった。第 2 条では、商人と親方が規制の対象となり、第 1 条の親方労働者と親方は違う身分であるかのような印象を受ける。実際には、第 2 条が商品の販売に関する規則であったため、主に製織をおこなう親方労働者ではなく親方の名で記されただけのことである。親方労働者とは親方のうちの生産関係上の違いを示した単語であり、ギルド内の身分としての親方であることに違いはない。また、商人と親方にもその身分における違いはなかった。

第 49 条

当該身分 *état* の商人と親方は、先の条文に記した良質で質の高い織物全てに関して、自ら製織したり、人に製織させたり、卸や *en gros* 小売り *en detail* で販売 *vendre*、購入 *acheter*、物々交換 *troquer*、交換 *échanger*、小売り *débiter* することができる¹³⁵。

このように、規約の条文では「商人」も「親方」も絹織物を製織・販売することができるとされ、その身分における違いもなかった。これまでギルドの規制を受けることがなかった商人は親方と同等の身分としてギルドに編入されたのである。編入の手続きについては第 65 条に記されている。

¹³³ Ibid., article IX, p. 7.

¹³⁴ 事務所の場所が固定されたのは 1727 年のことであり、市中心部の聖ドミニク通りに設置された。聖ドミニク通りは現在、エミール・ゾラ通りの名に変更されている。Godart, *L'ouvrier en soie*, op. cit., p. 58.

¹³⁵ A. M. L., 1 C 4301, “Reglemens et statuts, 1667”, op. cit., article XLIX, pp. 31-32.

第 65 条

完全な知識がないにもかかわらず、彼らの家やその他の場所において絹織物の製織に口出しする者、さらには前もっての視察を受けることなく、多くの品質の悪い織物を販売に展示してリヨン市の織物業の信用を失墜させ、評判を貶めるような者によって当該身分の職業にもたらされる大きな損害を防ぐために、必要なことをおこない、今後それを根絶しなければならない。このために極めて重要であるのは、あらゆる親方、および現在リヨン市やフォブール、リヨネ・セネシャル管区内で働く各商人らが、その姓名と住所をリヨン市庁舎の登録簿と、金糸・銀糸・絹糸の織物に関する商人・労働者団体の共同体の登録簿に登録されることである。共同体の登録簿は当該身分の現職の取締役親方によって管理される。なお、彼らは徒弟修行を経ずともその身分に組み込まれる。ただし、公署証書 *acte authentique*、あるいは当該身分の 6 人の現親方による署名が入った証明書によって、1665 年 1 月 1 日より前から継続して、当該身分が所管する金糸・銀糸・絹糸の織物やその他の種類の織物について自ら働いているか、人を働かせている者であることの証明が必要である。また、彼らはリヨン市の商人頭と市参事会委員の前で宣誓しなければならない。1665 年 1 月 1 日以降に働きはじめたり、人を働かせはじめた者についてはこの選択や編入が認められず、通常の徒弟修行を経た後にしか親方身分に参入することはできない。有資格者によるこの選択は、本規約と規則の公布から 2 ヶ月以内におこなわれるものとする。これを経ることで、彼らは当該身分の親方、商人、労働者とみなされ、本団体に加入したことになる。また当該の登録簿には、彼らの選択と、本規約と規則およびそれに記された罰則に服従することが署名される。また、総費用 40 リーヴルを支払い、証書謄本用に別途 20 ソルを支払うことで、彼らに証書が交付される。40 リーヴルは当該共同体の収入となる。なお、この選択と編入によって当該の商人から市における名誉ある役職が奪われることはない。(規約の公布から) 2 ヶ月経った後も登録・編入を済ませていない者は、あらかじめ親方のところで 5 年間の徒弟修行をおこない、さらに職人として 5 年間働くまでは、彼の家やその他の場所で働いたり、人を働かせることはできない。また、徒弟修行をおこなった者以外は、いかなる労働者であっても彼らの家で働かせることはできない。この権利は 5 年間の徒弟修行を経た親方にしか与えられない。違反者については、商品の差し押さえと、罰金 300 リーヴルが科される¹³⁶。

第 65 条が定めるとおり、「コルベールの規則」によってギルドに編入されたのは、1665 年 1 月 1 日より前から自ら製織をおこなっているか、織工に製織をさせている商人であり、つまりは商人製造業者のことであった。それを証明できる者については、徒弟・職人修行が免除された後にギルドへと編入されたのである。1665 年 1 月 1 日以降に働き始めた者は、徒弟・職人の修行期間を経て親方身分を入手するほかなかった。リヨン市の商人頭の目論見は実現されたことになる。

これと同時に注意しておきたいのは、新たにギルドに編入された商人と同じく、既にギルド親方である者についても、リヨン市当局とギルドが保管する登録簿の両方に登記を申請することになった点である。「コルベールの規則」以前においては、徒弟・職人については登録義務が

¹³⁶ Ibid., article LXV, pp. 41-43.

あったが、親方身分の登録は義務化されていなかった。また、登録簿はギルドで保管されるものであり、市当局は身分・構成員の管理に関与していなかった。新たに編入した商人を加え、ギルド構成員の全てが登録制によって管理される対象となったのである。

次に、徒弟身分に関する規則を検討する。

第 27 条

当該身分の商人と親方は徒弟を一人しか受け入れてはならず、5 年間しか雇ってはならない。親方の息子や娘は徒弟の代わりとなることはできないし、公証人と立会人の立ち会いのもとで徒弟身分証明書 *brevet d'apprentissage* を作成されることもない。違反者は徒弟の身分を取り消される。徒弟は実際に親方の家に居住し、親方に奉公し、当該の家を離れてはならない。

第 28 条

徒弟はその徒弟修行期間中、正当な理由なしに彼の親方への奉公を休むことはできない。親方はその徒弟に期間を完了させるために、どこであろうと（正当な理由なく立ち去った）徒弟を発見した際には、彼を取り押さえさせることができる。それを拒否する場合は、もし親方がその権利を持っていれば、徒弟の身柄や徒弟が奉公を続けるために彼によって選ばれた住居について命じた公署証書によって（帰還を）勧告するものとする。また、1 ヶ月を待った後、身分登録簿から徒弟を抹消し、その権利を失効させ、さらに別の徒弟を一人雇い入れることもできる。なお、親方のもとを離れた徒弟がその最初の徒弟修行の間に経た期間を利用することはできない。徒弟が別の親方と新しく契約を結ぶ際には、同じ 5 年間で奉公するものとする。また、当該の徒弟が抹消される前に戻ってきた場合、その親方は（立ち去っている間に）過ぎ去った期間を満了させながら徒弟を再度雇用することができる。なお、過ぎ去った間は同じ期間によって補われるのであり、金銭によってではない。また、もし親方が二人目の徒弟を雇用していた場合、先の徒弟は抹消されず、二人目の方の徒弟修行が無効とされる。親方は、二人目の徒弟が被る出費や損害、利害に対して、罰金 30 リーヴルを科されるものとする。

第 32 条

違反や悪弊を防ぎ、一人の親方は一人の徒弟しか雇うことができないようにするため、あらゆる親方は自ら必要証書 *actes obligatoires* をもって、その証書が承認された 8 日後に、事務所において取締役親方の前に出頭しなければならない。その徒弟の再雇用の証書も同様である。違反者に対しては罰金 30 リーヴルが科される。また、これらの証書は当該身分の名簿に登録され、もし徒弟に対する訴えがなければ、このために親方は 30 ソルを支払うものとする¹³⁷。

第 27 条と第 32 条が定めるとおり、親方が雇うことのできる徒弟の数とその徒弟修行期間については 16 世紀の規約と変わりなかったが、その身分が与えられるためには、ギルドの名簿に

¹³⁷ Ibid., article XXVII, XXVIII et XXXII, pp. 17-20.

登録されなければならなかった。また、親方の息子や娘が徒弟となることは禁じられた。つまり、徒弟身分はギルド親方の子供には与えられず、彼らは親方の息子や娘という身分として区別されたのである。また、第 28 条では徒弟が正当な理由なく親方のもとを離れることを禁じており、徒弟は契約を結んだ親方の厳格な管理下で修行をおこなわなければならなかった。親方がその徒弟を別の親方のところへ移したり、別の親方が引き抜いたり、直接・間接的に仕事を与えることは禁じられた（第 29 条）¹³⁸。ただし、親方がリヨンを離れてしまい、1 ヶ月以上にわたって徒弟に仕事がない状態に置かれた場合は、取締役親方が彼を別の親方のところへ移すことが認められた（第 30 条）¹³⁹。

なお、16 世紀の規約と異なる点として、徒弟期間の終了時に職人となるための試験が課されたことがある。

第 33 条

徒弟がその徒弟修行を終えた後、徒弟の親方は正式の徒弟期間終了証明書を彼らに与えなければならない。ただし、当該の徒弟期間中における親方への借金がないことを条件とする。親方は、徒弟期間終了の 8 日後に、親方の家、ないし共同体の事務所で、その能力の証明をおこなうために、当該の徒弟に 1 オーヌのビロード、ないしサテン、ダマスク、上質のブロケードを製織させなければならならず、徒弟を職人登録簿に登録するために取締役親方が招集される。また、徒弟期間終了証明書が登録された職人については、親方の手から取締役親方に対して 30 ソルが支払われなければならない。30 ソルは取締役親方の収入となる¹⁴⁰。

徒弟は単に 5 年の修行期間を経たかどうかではなく、その期間に絹織物の技術を習得できているかどうか問題となった。試験に科されるビロードやサテン、ダマスク、ブロケードは、いずれも 18 世紀にリヨン産の高級絹織物として名声を博するものであり、徒弟期間中にこれらの基礎を習得することが求められたのである。

徒弟に関する規則の数は多く、それだけ厳格に徒弟身分を管理しなければならなかったことの表れであると考えられる。その第一の理由は、徒弟とは親方が賃金を支払うことなく雇うことができる労働力であり、労働力をめぐって親方間での競争や格差が生じる原因ともなるからである。第二の理由は、徒弟は親方の息子以外で親方身分へと参入できる可能性を持っていたからである。この点については第三章でも議論することになるが、ギルドの外側から参入しようとする場合、徒弟と職人の修行を経ずに親方となることはほとんど不可能であった。そして第三の理由は、徒弟期間を絹織物の技術習得段階として位置づけることにあった。リヨン産絹織物の品質向上と高級品への特化のために、徒弟段階からの技術習得が必須とされたのである。

徒弟修行を終えた後、試験を通過した者は職人の身分で親方から賃金を受け取って働くことができるようになる。職人身分に関する規則の数は徒弟ほど多くはなかったが、職人が親方身

¹³⁸ Ibid., article XXIX, pp. 18-19. また、親方はその徒弟を正当な理由なく解雇してはならないと定められている。なお、親方が徒弟に従事させるべき作業をもたない場合、取締役親方が介在して、別の親方に徒弟を引き渡すことが認められた。

¹³⁹ Ibid., article XXX, p. 19. 親方が戻ってきた場合にも、その徒弟が修行期間を終えた後でなければ、彼を再び雇用することはできないとされた。

¹⁴⁰ Ibid., article XXXIII, p. 20.

分に参入するために必要なことを記した条文には、1619 年にはなかった親方登録と登録費の支払い義務が明記された。同時に 1619 年に付け加えられた親方作品の提出義務がなくなっていた。

第 34 条

各人は自らの 5 年間の徒弟期間終了証書を示し、リヨン市の親方のところで 5 年間を職人として働き、以下に定める費用を支払うことで親方身分に参入できる。親方の息子はいかなる費用も支払うことなく、15 歳になったことを証明すれば親方身分に受け入れられる。親方身分に参入する親方の息子と職人は以下のことをおこなわなければならない。リヨン市の商人頭と市参事会員の前で宣誓をおこなうこと。リヨン市庁舎の秘書官が管理する各共同体の親方全員を記す名簿に名前を登記されること。同時に共同体事務所にある共同体の登録簿にも登記されること。親方の息子は免除されるが、親方志願者は現職の各取締役親方に対して 30 ソルを、入会証明書発行のために秘書官に対して 20 ソルを支払うこと。この他の費用、出費はなく、また祝宴をおこなうことも禁じる。祝宴をおこなったり、応じたりした者に対しては、罰金 60 リーヴルが科される¹⁴¹。

親方作品の提出義務がなくなった理由は不明である。1619 年における規約の部分的修正は地方総督には許可されていたが、王権に認可されてはいなかった。「コルベールの規則」では徒弟が職人となる際の試験を課したが、職人から親方となる際の試験については規則から削除された。また、職人を雇う親方に課せられる義務も、雇い入れる前に先の勤め先の親方との契約がきちんと果たされているかを確認することと、これに関連して職人の引き抜きを禁じることであり、1554 年や 1596 年の規約を継承するものであった（第 41 条）¹⁴²。こうした変更が明確な意図をもって定められたものかどうかは判断することが難しい。

他方で、親方身分登録の義務が付け加えられた背景には、新たにギルド編入される商人を管理しなければならなくなったことがあるだろう。先に引用した第 65 条に記されたとおり、既存の親方身分保有者もギルドと市当局がそれぞれ管理する登録簿への登記が義務づけられたのであり、新規に親方身分に参入する者も登録対象となったのである。同時に、登録費には差異が設けられ、徒弟・職人身分を経て親方になる者と親方の息子との間には異なる条件が設けられたのである。

また、フランス国外の職人がリヨンで働き、親方身分への参入を目指す場合の規則にも変化がみられる。

第 35 条

この都市にやってきた国外の親方、同じく国外の職人、親方の息子は、この都市の一人の親方のところで間断なく 5 年間を働いた後、親方身分になることができる特権 *droit de franchise* を獲得するものとする。また、彼らが何らかの新しい織物の秘密 *secret* をもたらした場合、商人頭と市参事会員、およびその役職を終えたかつての商人頭と市参事会員、現職の取締役によって選ばれた共同体の有力な 20 人の親方による集会において、多数決

¹⁴¹ Ibid., article XXXIV, pp. 20-21.

¹⁴² Ibid., article XLI, p. 27.

をもって当該の5年間の奉仕を免除される。その後、外国人が当該団体に入会する際には20リーヴルの費用を共同体の事柄のために、20ソルを入会の証書のために支払うものとする。その入会においては、国王のご意志により、これらの外国人の労働者たちが *naturels*（フランス生まれの人間）であり *régnicoles*（法的にフランス王国の住民としての権利を有する者）であること、外国人遺産没収権 *droit d'aubaine* を免れることが宣言される。このために彼らが現在の他の帰化承認状 *lettres de naturalité* を手に入れる必要はなく、またいかなる費用も支払う必要もない。国王陛下の他の臣民と同様に、彼らとその後継者、および承継人は、その後この王国において、当該織物業で実際に働く中で、あるいは人を働かせる中で彼らが成した財産や取得物を享有する。また、彼らが国外で居住するために王国を離れる場合、彼らの財産は国王陛下のものとなる。ただし、ローマ・カトリックの信仰告白をしない者については、今後、リヨン市、そのフォブール、リヨネ・セネシャル管区内に居住するために、当該身分の親方として受け入れられることはない¹⁴³。

1664年の規約改定において、国外から来た職人は10年間をリヨンの親方のもとで働かなければならないと定められたが、「コルベールの規則」においては、それが5年間へと短縮された¹⁴⁴。つまり、「コルベールの規則」は職人身分に関する規制を緩和したとみなすことができる。注意すべきは「秘密」、つまり、新しい製織技術を外国からもたらした職人については、その期間が免除されたこと、および親方身分への参入条件としてローマ・カトリックの信仰告白が必要とされた点であろう。新技術の導入がギルドへの参入条件における優遇措置となって示されたと同時に、信仰上の差異はギルドから排除される対象となったのである。

以上のように、「コルベールの規則」は商人製造業者をギルド規制の対象として親方身分に組み入れるとともに、徒弟・職人身分に対して技術的条件を付け加えることでリヨンの絹織物業全体の技術向上を促したといえるだろう。ただし、職人身分に課される規制がそれ以前と比べて緩和された点は後の規約改定においても問題となった。なお、親方を含めギルドの諸身分は登録制度によって管理され、市参事会とギルドが管理する登録簿にその名前が記されるとともに各身分を示す証明書が交付された。ギルドの管理にあたっては市当局の権限が明記され、リヨンの絹織物業ギルドは構成員を登録者として管理し、それぞれが従うべき規制を強いたのである。

2-3) 生産・流通に関する規則

「コルベールの規則」において、それまでのギルド規約に対して最も変更点が多かったのは生産、すなわち製織技術や品質に関する規則と、流通、すなわち織物の販売に関する規則である。

絹織物の製法と品質については規約の第13条から第25条までと第48条の14箇条にわたってその詳細が定められている。以下にその一例を示す。

¹⁴³ Ibid., article XXXV, pp. 21-23. なおアンシアン・レژیーム期リヨンにおける帰化について論じた研究として、Françoise Bayard, “Naturalization in Lyon during the Ancien Régime”, *French History*, Vol. 4, No. 3, 1990, pp. 277-316 を参照。

¹⁴⁴ ただし、親方の娘や寡婦と結婚する場合には、その期間が免除された。A. M. L., 1 C 4301, “Reglemens et statuts, 1667”, op. cit., article XXXVI, p. 23.

第 13 条

リヨン市、その近郊、セネシャル管区で製造される上質のビロード、俗に言う 6 枚綜紵 *six lisses* には 2 種類がありうる。すなわち、*quatre poils* (*poil* はパイル経糸) と *trois poils* であり、これらは 60 ポルテ *portées* (織物 1 枚あたりの経糸の分量) の地経糸をなす 20 ポルテの箴 (おさ) によって作られる。*quatre poils* はパイル経糸 80 ポルテからなり、各ポルテは 20 本の糸からなる。*trois poils* は 60 ポルテのパイル経糸と、60 ポルテの地経糸からなり、各ポルテは 20 本の糸からなる。上述の *quatre poils* のビロードは箴羽 (おさは) に対してパイル経糸 8 本であり、*trois poils* の場合は箴羽に対してパイル経糸 6 本である。ただし、パイル経糸と地経糸は撚糸機で紡いで撚った撚糸であること、糸車で 2 重にして紡ぎ上げた緯糸を通すこと、よく精練し、混じりけのない良質な絹糸であること、いかなる副蚕糸 *fleuret*¹⁴⁵ も、その他種類の絹屑 *bourre de soie* からなる糸も用いてはならないことが条件である。また、これらパイル経糸と地経糸は布の縁から縁までの幅が 11/24 オウヌのビロードになり、印がつけられる。すなわち *quatre poils* のビロードは 4 つの鎖の輪の印によって、*trois poils* のビロードは 3 つの鎖の輪の印によって示され、この布の縁には様々な色をつけられる。深紅色の地経糸、緯糸、パイル経糸からなるビロードに関しては、同色のものと区別するために、布の縁の中央に純金か純銀の線が入る。これら全てについて、違反者には 60 リーヴルの罰金が科され、商品は没収される。

第 16 条

当該身分の親方はあらゆる種類の金欄・銀欄を製作したり、製作させたりすることができる。例えば、ブローード、サテン、ダマスク、花柄のタビー織り、ビロード、金糸・銀糸の亜麻布の無地織りと紋織り、その他一般にいくつかの名前で知られるあらゆる織物である。これらの織物は紡いで撚糸機で撚られた諸撚糸からなる経糸とパイル経糸に純金・純銀の緯糸、また撚糸機で二重に撚られて作られた緯糸によって織られる。これらに副蚕糸、ガレット *galette* (出殻繭の糸)¹⁴⁶、いかなる種類の絹屑からなるものも用いられてはならない。また、これらの織物は両縁の幅が 11/24 オウヌの箴で作成される。違反者には罰金 60 リーヴルと商品の没収が科される¹⁴⁷。

これは上質のビロード織り、および高級織物である金欄・銀欄に関する製法および品質保証の証印に関する規則である。この他にも、タフタや羊毛の混じった交織・混紡織物など相対的には安価な織物についてもその種類に応じて同様に使用される絹糸の品質、織物の幅に関する規則が定められている。すなわち、絹糸を用いて織られるあらゆる種類の織物が規制対象となったのであり、これは同時にリヨンの絹織物業ギルドがこれら全ての絹織物を織る権利を得たことを意味する。

¹⁴⁵ 養蚕、製糸などから生じたくず物で、絹糸紡績の原料。

¹⁴⁶ ガレットは蚕のさなぎが蛾になって出た繭 (出殻繭) からできる絹糸紡績の原料であり、出殻繭は製糸原料 (生糸) には用いられない。Ernest Pariset, *Histoire de la soie*, tome 1, Paris: Auguste Durand, 1862, p. 2 によれば、生皮苧 *frison* (きびそ、繰糸の際に出た糸くずを集めて乾燥させたもの) や絹屑と同類のものであり、副蚕糸の一種である。

¹⁴⁷ A. M. L., 1 C 4301, “Reglemens et statuts, 1667”, op. cit., article XIII et XVI, p. 9, 12.

問題はこれら絹織物の品質管理の体制をどのように構築するかであった。「コルベールの規則」においては、取締役親方による仕事場・店舗への視察と商品検査制度によって織物の品質を保証することが目指された。

取締役親方による視察については既に 1554 年の最初の規約にもその規則が存在していたが、より詳細なものとなった。

第 8 条

当該身分の商人および親方は、取締役親方および古参者による視察に際して、彼らの家、店舗、商店、戸棚、作業室、その他本規約と規則に従属し、言及される織物や商品があると疑われる場所を開けなければならない。違反者には 25 リーヴルの罰金が科され、本規約と規則によって必要とされる良質さ、品質を満たさない織物、商品、家財道具は没収される。

第 10 条

取締役親方が視察をおこなうにあたって、当該身分の親方は共同体の登録簿に登録されるために、取締役親方に彼らの徒弟と職人の姓名を記して渡すこと。もし本規約を満たすことなく、店舗を開くことを目論んで人を働かせている職人や親方の息子がいた場合、取締役親方は、これらの者が疑わしき場合には、彼らが親方であることの立証を強いることができる。拒絶された場合は彼らの身柄を拘束し、その立証をさせること。これらの者が製織だけをおこなっている場合、および自らのためだけに働いているのであれば（人を雇う資格がなければ）、商品、織機および家財道具が押収される。また、誰からの注文で製織しているかを通知するため、親方は自らの帳簿をその都度、ないし要求に応じて取締役親方に提示しなければならない。

第 11 条

この都市の者であろうと、よそ者であろうと、本産業で働くあらゆる職人は、取締役親方の視察に際してその姓名を通知しなければならない。同時に、もし全てが正規になされていた場合の登録のために、徒弟修行終了証書、親方の息子であることの証明書を提示しなければならない。もしそうでないならば働くことが禁じられる。また、以上の要件を満たすまで、全ての親方に対して彼らを雇用することが禁じられる。違反者には罰金 30 リーヴルが科される。

第 12 条

リヨン市の商人頭と市参事会員の命令に従って、当該身分の取締役親方によってなされる視察の必要経費の一部に充てるため、および視察をおこなう取締役親方の過ちによって犯される悪弊と汚職を防ぐために 30 ソルが徴収される。30 ソルは徒弟修行に入る徒弟、別の親方の所に再雇用される徒弟、職人身分となる徒弟、親方身分に参入する職人によって支払われ、現職の取締役親方の収入となる。大施物会の子供が徒弟修行に入る場合は、この費用の支払いは免除される。

第 67 条

当該の取締役親方がこの産業におこなうことについて明確な根拠を与えることができるようにするため、取締役親方は織物業のあらゆる親方の家、およびその他違反が犯されている可能性がある場所に対して、少なくとも毎年 6 回の総視察をおこなわなければならない。なお、違反の疑いがある場合に、適時なされる特別視察はこの数に含まれない。もし、この視察中に違反が発見されれば、取締役親方は調書を作成し、欠陥が認められたり質の悪い商品を押収し、(違反者を) 検挙すること。(これらの執行は) 他の行政官や市当局の役人がいなくともなされるが、(違反者が) 抵抗したり異議を申し立てる場合は、以降の手続きをおこなうために彼らの協力を要請すること。また、取締役親方は各視察に際して名簿を作成し、この都市とフォブールで働いていることが確認される親方、親方の息子や娘、職人、徒弟の姓名、および織機の数を書き記さなければならない。この名簿はこの織物業に関する認可書類、および一部の親方たちの立ち会いの下で作成された証書の形式による会計報告とともに、取締役親方の後任の者に渡すこと。違反した場合には罰金 300 リーヴルが科される¹⁴⁸。

第 67 条に示されるように、取締役親方による全ての仕事場・店舗への視察は年 6 回と定められ、この他に必要に応じて特別の視察がなされることとなった。視察で調査される対象となるのは絹織物の商品であり、また、それを製織することができる親方・職人・徒弟および親方の息子の身分であった。つまり、視察においては商品の確認と同時に、生産者の調査がおこなわれ、登録簿による管理がおこなわれていたのである。

次に、商品検査制度について記した条文を引用する。

第 53 条

常に悪弊を防ぎ、本規約によって定められた大きさ、良質さ、品質でしか商品や織物を販売できないようにするため、上述の身分のあらゆる商人および親方は商標 *marque du fabricant* が印されたものでなければいかなる絹織物もヤギの毛や副蚕糸、穴あき繭の糸、綿糸、羊毛の混じった織物も販売してはならない。この商標は鉛の上に刻印されたもので織物の端につけられる。また、各製造業者は当該商標の刻印を取締役親方に届け出なければならない。これによって、その織物の製造所においてなされた悪弊や違反を知り、本当の製造者を罰することができる。また、これらの商品全ては現職の取締役親方によって共同体の事務所で確認、検査を受け、小さな鉛の検印をつけられる。そのために商品は事務所に運び込まれる。この検印の片側はリヨン市の紋章、もう一方はこの共同体の紋章が印される。現職の取締役親方が自身の商品の不備を隠そうとして、その職権を濫用しないようにするため、本規約の第 6 条で述べられたとおり、これら商品はこのために任命された当該団体の 2 名の元取締役親方によって確認、検査され、検印をつけられる。検査のために商品は共同体の部屋に運び込まれ、元取締役親方によって取締役親方が使用するものとは片側が異なる検印をつけられる。外国の製造業者の名を偽ってこれら商品を販売することは禁じられる。また、全ての商人、製造業者、仲買人、その他の者に対して、取締役や

¹⁴⁸ Ibid., article VIII à XII, LXVII, pp. 6-9, 44-45.

元取締役、当該商品を製造した労働者によってつけられた印を、別の商品へと付け替えること、商標のない商品に付けることも禁じられる。これら全てに関する違反に対しては、商品が押収されるほか、初犯の場合には罰金 60 リーヴルが科され、二回目以降の場合には罰金 600 リーヴルが科される。

第 54 条

当該身分の全ての商人および親方は、現職の取締役親方に対して、各織物の検印につき 12 ドゥニエを支払わなければならない。この費用の半分は共同体の収入となり共同体に関する事柄に使用され、残りの半分は取締役のものとなる¹⁴⁹。

第 53 条が示すとおり、リヨン産絹織物の全てには生産者を示す商標と取締役親方による検査を経た品質を保証する検印とがつけられることになった。商標の刻印は取締役親方によって管理され、検印にはリヨンの紋章が用いられた¹⁵⁰。このように、取締役親方による視察と、商標・検査に基づく品質管理体制によって、リヨン産絹織物の品質向上を図り、国外産品として偽装販売されることを防止したのである。取締役親方の権限は拡大・強化され、その職務は膨大なものになった。役職に費やされる時間を補償するために、ギルドが徴収した諸費用の一部が取締役親方の収入に当てられたのである。

このようにして品質の向上が図られた織物は、誰がどのように生産し、販売することができたのだろうか。既にみたように、第 49 条では親方身分とそれに編入された商人に対して「コルベールの規則」に名前の挙げた絹織物の全てを製織し、販売することが認められていた。しかし、規約にはさらに生産関係に立ち入った規則もみられる。

第 38 条

職人や労働者、徒弟、染織工、繰糸工、その他の絹に関連する職業に雇われた者と同じように、その貧困ゆえに他の親方のために手間仕事をする当該身分の親方 *les maîtres dudit état qui travailleront à façon pour les autres maîtres* は商品や絹糸、および加工や染色、整経、繰糸のために託された道具を売ることはできない。当該の手間仕事をする親方は職人と同じ法に従い、違反者は窃盗罪と同じく体罰刑をもって罰せられ、終審であるプレシディアル裁判所において裁かれる。あらゆる製造業者 *fabricant* は、直近に雇用されていたところの親方の証明書および当該団体の紋章が押された現職の取締役による証明書をあらかじめ提示しない労働者を雇ってはならない。また、織物、絹糸、あるいは道具を彼らの仕事のために与えてはならないし、私的な負債、罰金、その他の理由により差し押さえてはならない。人を働かせる親方には、彼の所有物である当該の絹糸や織物、道具（の返還）を要求し奪還することが認められており、特権、異議申し立て、控訴、その他この条文に反する事柄があったとしても、あらゆる物を差し押さえることができる。また、もし上述の

¹⁴⁹ Ibid., article LIII et LIV, pp. 34-36. なお、第 53 条の終わりにある「製造した労働者によってつけられた印」とは、複数の製法がある同一種類の織物の区分を示すために目印とされた織物の縁につける糸や鎖の輪などの印のことだと判断できる。上述の製法に関する条文を参照。

¹⁵⁰ また第 7 条の規定に従って、織物の大きさを検査するため、取締役親方には国王とリヨンの紋章が記された金属の定規が与えられた。Ibid., article VII, pp. 5-7.

親方や労働者が当該の絹糸や織物、道具について報告することなくリヨン市を不在にしている場合は、当該身分の商人と親方の請求によって、泥棒や逃亡債務者と同様に彼らがどこにしようとも訴訟を完遂するために拘束、逮捕され、リヨンの牢獄に連れて行かれる。また上述の窃盗や詐欺行為を実行したり、幫助した者についても同様である。ただし当該身分の特権や王令、王宣に応じて吟味される必要がある¹⁵¹。

この条文は、他の親方から手間仕事を引き受けた親方に対して、発注主から託された原料絹や道具、および製織した商品の販売を禁じたものである¹⁵²。すなわち、親方身分であれば全ての者が絹織物を生産・販売できるはずであったが、実際には手間仕事をする親方と、彼らに製織を発注する親方製造業者の二つが存在しており、前者は後者から原材料や道具を貸し与えられているため、商品を販売することはできなかった。いわば、問屋制前貸が17世紀後半における都市のギルド親方の内部でおこなわれていたことになる¹⁵³。

先に指摘したように、「コルベールの規則」には絹織物業の生産関係や職種を示す単語と、ギルド内の身分を示す単語の二つが、規制を受ける対象者として入り交じって用いられていた。ギルドの身分を示す「親方」と、職種としての販売者を示す「商人」とが併記されたまま用いられているのは、後者が新たに組み込まれたからであろうが、どちらも権利に違いはないのであるから、ただ「親方」とだけ記せばよかったはずである。しかし身分としての親方の内側には問屋制的な関係が生じており、これまでギルド外にいた商人も織工を働かせる製造業者であり織元であった。この生産関係や職種の違いを曖昧に処理したことが、後の改定における主な争点となった。

2-4) 小括

本節で検討した「コルベールの規則」の特徴については、以下の三点にまとめることができるだろう。

第一に、「コルベールの規則」においては、絹織物の品質管理体制の構築が目指された。リヨンの絹織物業ギルドは絹糸を用いた多種多様な織物の製織・販売が可能となり、その製法が細かく指示された。さらに、取締役親方による視察と商標・検査制度を導入することで、品質の向上が図られたのである。同時に、絹織物業に従事する人々自身の技術的向上が品質向上に必要とみなされ、徒弟の技術試験が設けられたり、ギルドに商人が編入させられたりしたのである。

第二に、ギルドの諸身分は登録制度によって管理されることになった。以前にはなかった親方身分の登録も義務化され、費用が徴収されることになった。登録に際しての制限や優遇措置、試験を明確化することにより、ギルド構成員は登録制度に基づく身分として秩序づけられることになった。ただし、商人をギルドに編入したことにより、各条文中で身分と生産関係・職種を示す単語が入り交じって使用され、また、それぞれには明確な定義が設けられなかった。「商

¹⁵¹ Ibid., article XXXVIII, pp. 24-25.

¹⁵² また、第44条では、織工による詐欺を防止するため織元と織工の双方が帳簿をつけて、原料絹・出来上がった商品の重さや金銭の貸借を管理するように命じている。Ibid., article XLIV, pp. 28-29.

¹⁵³ リヨンの絹織物業における問屋制度の特徴を論じた研究として、菅田保之「問屋制度とマニユファクチャーの絡みあい：とくにフランス絶対王政におけるリヨンの場合」大塚久雄、高橋幸八郎、松田智編著『西洋経済史講座：封建制から資本主義への移行 II』岩波書店、1960年、191-210頁を参照。

人」と「親方」の違い、「親方」身分内における生産関係の違いは曖昧に処理されたのである。

第三に、以上の品質管理と身分登録については、商人頭と市参事会員からなるリヨンの市参事会がこれに積極的に関与し、ギルドに影響力を行使できる制度が形作られた。品質管理のための検査・視察をおこなう取締役親方は商人頭がその選出、任命に強い権限を持っていた。また、登録簿はギルドだけでなく市庁舎でも管理され、市当局が登記することでギルド構成員は正規の身分を得ることになったのである。この他にも、日常的な管理監督にも市参事会が関与することが定められた。

第 66 条

リヨン市が開催し続けてきた治安評議会 *Conseils de Police* に加えて、毎月 1 回絹織物業に関する治安評議会を市庁舎で開くこと。商人頭と市参事会員の立ち会いの下、現職の取締役親方と古参の親方、およびかつて役職を務めた者のほか、普段から絹糸を準備、支度、撚糸させることに従事している当該職業の 4 名の商人か親方が出席するものとする。（評議会においては）これらの者全員が当該の製造業の改善、悪弊の防止に関する意見を述べ、また現職の取締役親方によって管理運営や同月中になされた視察についての口頭報告がなされる。全ての事柄はフランスの宮廷建築・工芸長官であるコルベール閣下に報告すること。

このように、リヨンの市参事会は王権とギルドとの間に立ち、ギルドを管理監督する立場として位置づけられたのである。

以上の特徴は、特にイタリア産絹織物に対抗して、リヨン産の評判をいかにして高めるかという国際競争の図式において理解することが可能である。この目的は、リヨンの商人頭からコルベールに宛てた書簡に記されたことと一致しており、また、商人の編入や検印制度などは書簡においてコルベールに提案されたことであった。ギルドから市参事会にどのような働きかけがあったかは分からないが、ギルドは市参事会と王権の意向を受けて再編されたのである。

第 3 節 「コルベールの規則」への反応

「コルベールの規則」が最終的に高等法院に登録されたのは 1669 年のことであった。これに先立つ 1667 年 12 月 21 日、リヨン大司教であり、リヨネ州の国王総代官を勤めるカミュー・ド・ヌーヴィル・ド・ヴィルロワは規約の条文のうち、4 箇条の施行を延期するよう命じた。

絹織物業の宣誓取締役親方によって、新しい規則のうち第 33 条、第 38 条、第 53 条、第 55 条については、その言い表す方法が同織物業にとって極めて有害であるとの意見が示された。このことについて、当該の職業に対する国王のご意図が貶められることなく、十分に反映されるように対処すべきである。

陛下のご意志に従い、当該の第 33 条、第 38 条、第 53 条、第 55 条について陛下のご意向が示されるまで、その施行を延期することを命じる¹⁵⁴。

¹⁵⁴ A. M. L., 1 C 4301, “Ordonnance de Monseigneur l’Archeveque comte de Lyon, Primat de France, Commandeur

ここで施行延期の対象とされた条文は、第 33 条（徒弟期間終了時の手続き・試験の規則）、第 38 条（製造業者から織工に託された絹糸や道具、商品の販売禁止）、第 53 条（商標・検査制度）、第 55 条（債務関係にある親方に製織仕事をさせることの禁止）の 4 つである¹⁵⁵。これら 4 箇条がギルドの取締役によって問題視され、施行延期の対象となった理由は定かではない。ただし、いずれもかつての規約にはなかった条文であり、第 33 条と第 53 条については織物の品質向上を意図して、第 38 条と第 55 条は親方身分内の変化を加味して新しく付け加えられた規則であった。これに対する反発が表明されたのだと考えられる。これらの施行延期は翌年 2 月に国王が規約の登録を高等法院に命じた開封状において言及されることはなく、修正も加えられなかった。

なお、リヨン大司教が 1667 年 12 月 9 日付けでコルベールに宛てた書簡においては、リヨン市における商業衰退についてふれ、「私は自由 *la liberté* 以外に（商業衰退の）本質的な原因を見いだせません。商人たちはここを通過せず、迂回して行ってしまうのです」と述べ、関税の徴収がこれを引き起こしているのだとする。彼によれば「この都市の商取引の大部分は諸外国となされている」のであり、外国の商人の往来なしには商業の復興はかなわないのだとする¹⁵⁶。この主張は先に引用した商人頭のそれと異なる視点である。前者は商業の自由を、後者は工業の発展のための規制を訴えているのである。ただし、これは単なる自由主義と重商主義の対比として理解すべきではない。彼らの主張はいずれもリヨンが置かれた状況と利害の所在を言い表しているのであり、リヨンの商業の復興のためには自由が、工業の発展のためには規制が必要とみなされただけのことである。

事実、リヨンの商人頭もまた、1669 年 3 月 29 日付の書簡の中で、ある有力な大貿易商の訴えを引いて「あらゆる商業の真髄である公の自由 *liberté publique*」が必要とされていることを認めている¹⁵⁷。さらに同じ書簡において絹織物業の規約について言及する。

…恐らく閣下は、リヨンの労働者が日々それ（絹織物）を改良させているのだということ
を十分ご承知のことと思います。私どもは、彼らの内に競争心が見出されることに目を奪
われております。また閣下のご配慮によって彼らに与えられた直近の規制、私どもは非常
に厳正なその遵奉者であります。その規制はこの職業に規律と規則を確立し、私どもは
日々新しい発展を目にすることになっております。ある一人の有力な商人がずいぶん前に
サテンの製織場を立ち上げ、またジェノヴァ風ダマスク織りの製織場設立のために働いて
いることを私どもは喜びをもって伝え知らされました。これは間違いなく大変好ましい事
柄でありますし、この計画を支援するために何事もおろそかにしないようにいたします。

des ordres du Roy, Lieutenant General pour sa Majesté au Gouvernement de ladite ville, & pays de Lyonnais, Forest & Beaujolais, pour la surceance de l'exécution des articles XXXIII. XXXVIII. LIII. & LV. desd. Reglemens", pp. 56-57.

¹⁵⁵ 第 33 条・第 38 条・第 53 条については前節で引用したとおり。第 55 条の条文には次のように記されている。「多くの親方が、彼を雇った者と債務契約を結ぶようになってきており、次第に職人であるかのように働く方へと追いやられている。当該身分のあらゆる親方は、あらかじめ債務関係にある者と清算・支払いをせずに、このような立場で彼らを雇用してはならない。違反者に対しては罰金 60 リーヴルが科される」。A. M. L., 1 C 4301, "Reglemens et statuts, 1667", op. cit., article LV, p. 36.

¹⁵⁶ Depping, *Correspondance administrative*, op. cit., pp. 756-757. なお、国内関税については 1664 年に廃止されている。

¹⁵⁷ Ibid., p. 683.

閣下、間もなくその試作品を閣下が手に取られるであろうと期待しております¹⁵⁸。

商人頭は、規約によって織工たちに競争心が生まれ、規律がもたらされ、新しい織物への取り組みがなされるようになったとして満足を表明している。この書簡にあるように、「コルベールの規則」の意図はギルドの閉鎖性を高めて親方の利害を擁護することではなく、絹織物業の発展のために必要とされた規律や技術の向上を実現することであった。

しかし、コルベールは満足していなかった。規約の公布から4年後の1671年3月6日、リヨン大司教に宛てた手紙の中で、彼は厳しい態度を表明する。

検査と検印のための事務所の設立に進捗がみられたように思われます。毛織物業者が自らの事務所の設立に取りかかりはじめ、また少し前には市参事会から絹織物業の商人と労働者の宣誓取締役 *gardes-jurés* に8箇所のうちから適切なところを定め、事務所を設置するよう命じた以上、これは、必要不可欠な事柄であります。それがなされれば（宣誓取締役が適切なおところを選択すれば）商人頭と市参事会員は彼らに所有させるだけです。あるいは、もし彼らが事務所を定めなければ、商人頭と市参事会員が自ら事務所を定め、宣誓取締役の選出を進めさせなければなりません。この後、その商人と労働者たちは彼らの商品を検査し、検印をつけることから免れるためにもはや言い訳はできません。というのも、既に厳密に履行されているパリやトゥール、アミアン、ルーアンと同じように、リヨン市内においてそれをおこなうことが容易になるからです。

もしこれらのことに自発的に従わないのであれば、当該の命令を執行し、彼らの商業に代わって厳しくそれを強制することになるので彼らは慎重に検討しなければなりません。現在までその事務所設置が拒否されているということは、彼らの商品に欠陥があるからだということを十分に確信しております。商品の欠陥は、労働者宅への視察だけでは決して改められないのです。過去の例はこれが確かな真実であることを示しています¹⁵⁹。

コルベールが記したように、織物の検査制度は未だに実行にうつされていなかった。規約公布直後の大司教の命令にも記されていたように、リヨンの絹織物業者たちは検査・検印に抵抗し続けていたのである。コルベールはこうした抵抗に対して強制的に制度を確立しようと試みなければならなかった¹⁶⁰。

「コルベールの規則」は商人頭が記したような美しい結末をもたらさなかった。規約制定を主導したのは王権と市参事会であったが、彼らの意図はギルドを構成する人々によって常に利用され、修正され続けることになるのである。次章では17世紀末から18世紀前半にかけて繰り返される規約の修正について、その内容と意図を検討し、制度が変更されていく過程を描写する。

¹⁵⁸ Ibid., p. 683.

¹⁵⁹ Pierre Clément, *Lettres, instructions et mémoires de Colbert, publiés d'après les ordres de l'Empereur*, tome 2, 2ème partie, Paris: Imprimerie impériale, 1863, p. 611.

¹⁶⁰ 1671年2月19日の王令の中で、検査・検印制度に関する規則を確実に施行するように命じられていた。A. M. L., 1 C 702452, “Extrait des registres du Conseil d’Etat”, pp. 1-5.

第2章 17世紀末から18世紀前半におけるギルド規約の改定： 身分をめぐる争いとギルド-王権の関係

「コルベールの規則」は商人製造業者をギルドに編入することで新たなギルドの体制を構築した。その一方で、親方・職人・徒弟の身分と生産関係の区分を曖昧に処理していた¹⁶¹。このことと王権による売官が影響して、17世紀末から18世紀前半にかけて諸身分を規定した規則が繰り返し修正されていった。「コルベールの規則」が定めた各身分の登録制度はこの過程で変更され、王権とギルドの双方に利用されていくことになった。そこで本章では、特にギルドを構成する人々の身分に関する規制の変化を検討する。本章の議論を通じて、王権の政策的意図とギルドの実情がどのようにギルド規約の改定に反映されていったのかを明らかにしたい。

第1節 王権による売官と登録費の値上げ

1) 1691年の官職創設と1692年のギルドによる購入

アンシャン・レジームのフランスはほとんど恒常的とも言える戦争状態にあった。ルイ14世期の戦争だけでもフランドル戦争（1667～68年）、オランダ戦争（1672～78年）、アウグスブルク同盟戦争（1688～97年）、スペイン継承戦争（1702～13年）と長期にわたる戦争を繰り返している。このような長期にわたる臨戦態勢が国家財政を破綻させた結果、王権が戦費を賄うた

¹⁶¹ 議論を始めるにあたって、親方身分に対して用いられる様々な呼称が指す対象について整理しておきたい。既に第1章でも「親方製造業者 *maître fabricant*」や「手間仕事をする親方 *maître qui travaillant à façon*」という単語が史料上で用いられていたが、これはギルドの親方 *maître* の中にある違いを示している。すなわち前者は金銭や原材料の前貸しをおこなって後者に製織仕事を発注する親方身分 *maîtrise* 保有者のことであり、後者は彼らに雇われた親方身分保有者のことである。両者は同じ親方身分を保有する者であり、前者の立場から後者の立場へ、あるいはその逆になることについて制限は設けられていなかった。なお親方製造業者は前貸しを受けずに「自己勘定で *pour leur compte*」絹織物を製造する者であるが、専ら「自ら働く者 *travaillant*」である場合と、専ら「人を働かせる者 *faisant travailler*」である場合があり得る（その両方もあり得る）。前者については、手間仕事をおこなう親方と同様、自らも労働者 *ouvrier*（織工あるいは製織関連作業の働き手）であるが、後者については「コルベールの規則」でギルドに編入させられた商人 *marchand* に近い立場である。そもそも絹織物業では、商人はギルドの身分を指す言葉ではなく、専ら商取引に従事する者のことであり、専ら生産活動に従事する労働者と対照される言葉であった。この商人のうち、労働者に前貸しをして絹織物を製造させる者については商人製造業者 *marchand fabricant* と呼ばれ、商人ではあるが製織工程にも関与する者を意味する。「コルベールの規則」まで、この商人製造業者と、親方製造業者のうち専ら「人を働かせる者」を区分するのは、ギルドの親方身分を保有するか否かであった。ところが1667年以降の商人製造業者はギルドの一員として親方身分を保有することになる。両者とも親方製造業者ではあるが、呼称として残ったのは商人製造業者の方であり、すなわち商取引に従事する者であり、かつ前貸しを受けずに織物の製造に携わる者（自ら働く者も含む）意味することになる。なお親方身分を保有していることを明示する場合に、親方商人製造業者 *maître marchand fabricant* と記される事もある。ところで、商人もギルドの親方身分を保有したのであるから、ギルドは「親方の共同体 *communauté des maîtres*」と表記すればよいはずであるが、「コルベールの規則」より後の王令や市参事会の命令でリヨンの絹織物業ギルドを指す言葉は「商人および親方労働者の共同体 *communauté des marchands et maîtres ouvriers*」や「親方商人および親方労働者の共同体 *communauté des maîtres marchands et maîtres ouvriers*」である。これは、ギルドには商人ギルド *corps des marchands*（商人の団体）と職人ギルド *communauté des arts et métiers*（手工業者の共同体）の両方があったこと、およびリヨンの絹織物業ギルドは「絹織工の共同体 *communauté des ouvriers en soie*」とも呼ばれていたことに対して、商人もこの共同体の成員となったことを示すために残されたと思われる。なお、「コルベールの規則」以降にも「絹織工の共同体」と記されることもある。A. M. L., 1 C 4301, “Du mardy quatrième decembre mil six cens quarante-vingt-cinq, après midy, en l’hôtel commun de la ville de Lyon...”, p. 67.

めに奔走しなければならなかったことはよく知られているが、戦費の負担は売官という形をとったギルドへの臨時の課税によっても賄われた。リヨンの絹織物業もまた例外ではなかった。

1683 年のコルベールの死から 8 年後、1691 年 3 月にルイ 14 世は王国内の全てのギルドに新たな官職を創設することを命じた。

…選挙によって選ばれる宣誓役員 juré の職に代わって、公職としての宣誓役員職を創設することを命じる。その役職は終身のものであり、その職務を継続する意義をもつ。すなわち、犯されうる悪弊や汚職に対する責任をもち、命令や規則や規約の遵守をより正確に、厳密に監視する義務を負うのである¹⁶²。

リヨンの絹織物業ギルドであれば、これまでギルド内の選出と市参事会の任命によって交代制の役職としてあった取締役親方がこの対象となり、これに代わって終身の実業親方が王権によって任命されることが命じられた。その理由としてあげられているのは、過去の王令や規則が正しく履行されておらず、さらに「宣誓役員の選出において陰謀や術策がはびこり、共同体を混乱に陥れている」からであった。

さらに同年 12 月の王令においても同様の官職創設が命じられた。

…商業の重要性、および王国の重要な一部をなす商人、職人 artisans および労働者に秩序と規律を確立する必要性を鑑みて、先人たちの法令のように手工業の規則に特別な注意を払わなければならない。このような観点から、良き都市パリと同じく、現在親方身分と宣誓ギルドを有する王国内のあらゆる都市、城壁町、および支配下にある国、領地、領主所領において、先の 3 月の王令によって商人団体の取締役親方、および手工業の宣誓役員の選出を廃止し、これに替えて継承権をもつ公職を創設し設置した。同職は選挙によって選ばれる取締役親方や宣誓役員が享受するのと同じ権限、同じ名誉、特典、特権および免除をもって役職にあたるため、各商人団体における取締役親方および各手工業団体における宣誓役員と同数とする¹⁶³。

すなわち、新たに設置される公職としてのギルド役員の定数はこれまでの役員数と同数であり、その身分は終身かつ相続される官職であることが命じられたのである。1691 年 3 月と 12 月の王令は、ギルドに認められてきた自治権を制限するものであり、王国内の各ギルドはこれまでどおり役員を選出するために新たに創設される官職を買い取り、自らのギルドに組み入れた旨の請願書を王権に提出した¹⁶⁴。リヨンのギルドも例外ではなく、官職の購入を願い出て、1692

¹⁶² 同王令については Charles Coquelin, Gilbert Urbain Guillaumin, Frédéric Bastiat dir., *Dictionnaire de l'économie politique: contenant l'exposition des principes de la science*, Paris: Guillaumin, 3ème édition, tome 1, 1864, pp. 486-487 から引用した。

¹⁶³ Athanase-Jean-Léger Jourdan, Decrusy, François-André Isambert, et Alphonse-Honoré Taillandier, *Recueil général des anciennes lois françaises: depuis l'an 420 jusqu'à la Révolution de 1789*, tome 20, Paris: Belin-le Prieur, 1830, pp. 145-146.

¹⁶⁴ Levasseur, *Histoire des classes ouvrières*, op. cit., pp. 294-296 参照。同書にはパリの mercier（絹織物をはじめ、あらゆる種類の衣料・装身具などを卸・小売りで販売する商人）による請願書が収められている。なお、パリの 6 大ギルドは同官職購入のために 624,000 リーヴルを支払った（mercier のギルドはそのうちの 300,000 リーヴルを負担した）。

年 2 月 26 日のコンセイユ・デタ決定 Arrêt de Conseil d'État によりそれが承認された。

リヨン市の商人団体および手工業の共同体によってコンセイユ・デタに宛てて提出された事柄、および彼らの利益と公共の利益を鑑みて、1691 年 3 月と 12 月の王令によって創設された取締役親方、宣誓役員職は、あらゆる人々に対して一様に取り消すことはできないが、各共同体に統合・編入されるものとする。彼ら（リヨン市の商人団体および手工業者の共同体）は、当該の官職が各団体および共同体に恒久的に組み込まれ続けるという条件で、総額 275,000 リーヴルを支払うことを申し出た。…陛下はコンセイユ・デタにおいて、リヨン市の商人と職人 *artisans* によって、それぞれの官職に応じて 275,000 リーヴルを支払うことと命じられた。すなわち、本決定が発行された日を含めて 15 日以内にその 3 分の 1 が、一ヶ月後にまた 3 分の 1 が、残りの 3 分の 1 が翌月以降に支払われなければならない¹⁶⁵。

この決定に基づき、リヨン市の各ギルドは 92 の職業ごとに官職購入費用 275,000 リーヴルを分担して収めることになった（＜表 3＞参照）。このうち絹織物業ギルドには金融業者に次いで多い 385,000 リーヴルが割り当てられたが、ギルドはこの費用を支払うことができなかった。ギルド親方たちは 6 月 12 日に集会を開き、この全額を借金によって賄うことを決議し、王権の許可を求めた。王権は 1692 年 10 月 11 日にこれを許可すると同時に、返済のためにギルドが徴収する諸費用の値上げも承認した。

陛下はコンセイユ・デタにおいて、リヨン市の絹織物業の商人と労働者に 1691 年 3 月と 12 月の王令によって創設された取締役親方および宣誓役員の官職を彼らの団体に組み入れるために、38,500 リーヴルの借金を許可させた。借金については、本決定および 6 月 12 日の集会において取締役親方によって作成された証書をもとに、当該共同体を構成する商人と親方が連帯でその債務を負うこととなる。これにともない、陛下が課した諸費用を肩代わりし、金銭を彼らに貸し与える者が、先の王令によってその官職に割り当てられた諸費用に関する抵当権と例外的特権を有することが命じられる。同じく、地方長官ベリユル *Bérulle* (*Pierre de*) の手続きと文書に従って執行された 1692 年 5 月 19 日の命令によって、各人から年 1 度の視察費 12 リーヴルが徴収されることを除いては、規則の条文に従い、視察費の徴収なしに必要なに応じてこれまで通りなされる視察については変更されないことが定められた。陛下は同様に、リヨン市の職人の参入にあたって 1 度だけ 15 リーヴルが徴収されること、およびよそ者 *forains* や外国人 *étrangers* である職人が証明書を登録する際にも同じ金額が徴収されることをお命じになった。これらは 6 月 12 日の集会に則したものである。陛下は、当該の絹織物業の商人と労働者がすみやかに 38,500 リーヴルの借入れをおこなうべきこと、およびベリユルによって、定められた期限内にフランソワ・ルイ・ド・グランシャン *François Louys de Grandchamp* (2 月 26 日のコンセイユ・デタ決定において費用の徴収を命じられていた) に対してそれが支払われることを欲して

¹⁶⁵ A. M. L., HH 273, “Extrait des Registres du Conseil d’Estat”, fol. 1. 本史料は絹靴下製造業者 *ouvriers en bas de soie* に対して発行されたものからの引用である。

おられる。これにくわえて陛下は、他の親方のために手間仕事だけをおこなう親方 *maîtres qui travaillent à façon et pour compte des autres maîtres* については、王令によって定められた視察費の支払いを免除すること、また王令に従うべき者は規則に則って選ばれた取締役親方に帳簿を提示することをお命じになった。偽りの申告や違反があった場合、これらの者には罰金 300 リーヴルが科される。罰金の半額はリヨンの施療院の貧困者に、残りの半額は取締役親方に割り当てられる。さらに陛下は、38,500 リーヴルとその利息、およびこのための正当な出費について返済がなされた後に値上げされた諸費用が廃止されることを命じられた。ただし、従来の適切に設定された費用は別とし、これらは慣習通りの方法で徴収されることとされた¹⁶⁶。

この決定の中にある 1692 年 5 月 19 日の地方長官ベリュルの命令については、ギルドの取締役親方からベリュルに宛てた請願書に詳細が記されている。

リヨン市の絹織物業の商人および親方労働者の取締役親方より謹んで申し上げます。10 月 11 日のコンセイユ・デタ決定によって、陛下が私どもに 38,500 リーヴルの借金をお認め下さりましたことについて、閣下に建言いたします。この金額は、1691 年 3 月と 12 月の王令によって創設された団体の取締役親方および宣誓役員の官職を組み入れるために、共同体に課せられた費用であります。本共同体を構成する商人と親方はこの借金について、先のコンセイユ・デタ決定、および 6 月 12 日の集会で作成された議事録によって、私どもが作成した証書にもとづき、連帯で債務を負うこととなりました。また、その元金 38,500 リーヴルおよび利息や正当な出費の返済について必要な資金をつくるために、陛下は 5 月 19 日の閣下のご命令によって定められた以下の費用を徴収・要求することをお命じになりました。すなわち、各商人あるいは親方の入会にあたって 30 リーヴル、親方の息子および親方の娘や寡婦と結婚する者の入会にあたっては 15 リーヴル、徒弟証明書の登録にあたって 15 リーヴルであります。これに加えて陛下は、親方商人製造業者 *maîtres marchands fabricants* あるいは人に製造させる者 *faisant fabriquer*、および自己勘定で働く者 *maîtres travaillant pour leur compte* によって、年 1 回の視察にあたって 12 リーヴルが支払われること、また、リヨンの職人の入会にあたって 15 リーヴル、よそ者と外国人の職人の証明書登録についても同じ金額が支払われることを先のご決定でお命じになりました。…閣下のご指示なしには新しい費用の徴収は困難であると思われまますので、これを求めております¹⁶⁷。

ここまで引用した史料に記されたことをまとめれば、王権が国内のギルドへより直接的な監督を目指して新たな官職を創設した一方で、ギルドはそれを購入することで従来のギルド役員選出の自律性を維持しようと試みたのである。すなわち、これはギルドを対象とした売官で

¹⁶⁶ A. M. L., 1 C 702453, “Arrest du Conseil d’Etat du Roy, rendu en faveur de la communauté des marchands & maîtres ouvriers en draps d’or, d’argent & de soye de la ville de Lyon, portant permission d’emprunter la somme de trente-huit mille cinq cents livres, pour le payement de la taxe fait sur ladite communauté, avec attribution des nouveaux droits, jusqu’au remboursement & extinction de ladite somme empruntée, du onzième octobre 1692”, pp. 5-6.

¹⁶⁷ A. M. L., 1 C 702453, “A Monseigneur, Monseigneur l’Intendant ou Monsieur son subdelegué”, pp. 6-7.

あった。

官職購入のために、リヨンの絹織物業ギルドには 38,500 リーヴルが課せられたが、ギルドはこの全額を借り入れることになった。この借金は 1692 年 5 月 19 日の地方長官の命令、およびギルドの借金を認めた同年 10 月 11 日のコンセイユ・デタ決定に基づき、各身分への参入にあたって支払われる登録費の値上げと視察費の徴収によって賄われることになった。この結果、「コルベールの規則」においては徒弟・職人身分への登録にあたっては 30 ソルの費用が徴収されることになっていたが、これが 10 倍の 15 リーヴルへと値上げされた。同様に、親方身分への参入にあたってはこれまでは 10 リーヴルであった費用が 30 リーヴルに、親方の娘や寡婦との結婚によって親方身分を入手する場合については 6 リーヴルから 15 リーヴルに値上げされ、費用の徴収が免除されていた親方の息子についても 15 リーヴルが徴収されることになったのである。

ここで注意しておきたいのは、各親方から年に 1 度、視察費 12 リーヴルが徴収されることになったことであり、その負担をめぐって親方身分の中に区分が設けられたことである。10 月のコンセイユ・デタ決定によれば「他の親方のために手間仕事だけをおこなう親方」は視察費の支払いを免除されるとある。また、取締役親方から地方長官へ宛てた請願書においては、「親方商人製造業者あるいは人に製織させる者、および自己勘定で働く者」によって視察費が支払われると言いかえられている。支払いを免除された者は、「コルベールの規則」第 38 条に記されているように「その貧困ゆえに他の親方の手間仕事をする」者のことであり、同規約においては他の親方と同様に親方身分であることに変わりはないが、この売官を通じて彼らは視察費を免除される親方として位置づけられることになったのである。

2) 繰り返される売官と借金

このような王権によるギルドの新たな官職創設とその売却は一度限りのことではなかった（<表 4>参照）。1694 年 3 月、ルイ 14 世は王令を発し、各ギルドにつき 2 名の会計監査官職 *auditeurs et examinateurs des comptes* を創設することを命じた¹⁶⁸。今後、各ギルドの役員は毎年ギルドの収支報告書を作成し、この会計監査官がそれを精査することになった。これに加えて各ギルド役員に 1680 年以降の収支報告書とそれを証明する書類の作成が命じられた¹⁶⁹。王国内のギルドは再びこの官職の購入を申し出なければならなかった。リヨンの各ギルドについては 1695 年 9 月 16 日の地方長官デルビニーの命令によって分担金が指示され、絹織物業ギルドは 22,000 リーヴルを負担することになった¹⁷⁰。絹織物業ギルドは同年 11 月 26 日の集会において、再度これを借金によって賄うことと王権にその許可を求めることを決議した。また、先の 38,500 リーヴルと今回の 22,000 リーヴルの返済完了まで、値上げされた諸費用を維持すること、および、自らの絹織物業は廃業するが、いずれかの機会に自分の子供に引き継がせようと考えて親方身分を放棄しない者については、同身分の諸特権を正式に放棄する宣言をしない限り 1692 年に設定された諸費用の金額を徴収され続けることについても王権の許可を求めた¹⁷¹。この請願は

¹⁶⁸ 同王令については、Six et Pierre Antoine Samuel Joseph Plouvain, *Recueil des édits, déclarations, lettres patentes, &c. enregistrés au parlement de Flandres; des arrêts du Conseil d'État particuliers à son ressort ensemble des arrêts de réglemens rendus par cette Cour depuis son érection en Conseil souverain à Tournay*, 2^{ème} vol., Douay: imprimerie de Derbaix, 1785, pp. 582-586 を参照。この官職も終身であり、継承権を持つとされた。

¹⁶⁹ Ibid., p. 584-585.

¹⁷⁰ A. M. L., 1 C 4301, "Extrait des registres du Conseil d'Etat", p. 111.

¹⁷¹ Ibid., pp. 112-115. 絹織物業ギルドは、ロシニョール Rossignol、ギヨーGuillot、ヴィオネ Vionnet、テラ

1696年3月20日のコンセイユ・デタ決定によって許可され、親方身分を放棄しないものについてはその決定の公布から15日以内に放棄する旨を申告せよと命じられたのである¹⁷²。

さらに、1704年10月の王令では、総視察官 *inspecteurs généraux* や検査官 *visiteurs* の官職創設が命じられ、同年12月にはこの官職購入のための費用が提示された。このときもリヨンの絹織物業ギルドは22,000リーヴルを負担することになった。1705年7月9日、ギルドは集会を開き再度22,000リーヴルの借金許可を訴えた。同年10月3日に王権はこれを許可し、再び1692年の諸費用の金額維持が命じられたのである¹⁷³。

このような売官が繰り返されていくなかで、ギルドの借金総額は増大していった。各身分の登録費については借金返済後に「コルベールの規則」の金額に戻されるはずであったが、1692年の値上げされた水準で維持され続けたのである。

第2節 親方労働者と親方商人：1700年と1702年の規約改定

1) 1700年の規約改定

前節でみたような売官が繰り返されるなかで、「コルベールの規則」は変化していった。それは1692年の借金返済のための措置にみられた親方身分内の分裂をより明確に示すものであった。1700年11月2日のコンセイユ・デタ決定は、こうした分裂状態におかれた親方身分からの請願を受けて規約の部分的な改定を定めたものであった。それによれば、王権はギルドを構成する700人の絹織物業の親方労働者から1667年の規約の施行に抵抗する親方商人 *maître marchand* を告発する請願書を受け取っていた。

…彼らの正しさを認めれば次のことを命じることになる。すなわち、かつての当該共同体の規約に従って、共同体を構成する全ての親方は絹の商業に関するあらゆる総会と個別集会に参加、出席し、投票する権利を有すること。宣誓取締役親方、およびその他の者は、全ての親方の参加なしに、ないし全ての親方を招集せずにこれら集会を開催してはならないこと。今後、親方商人によって自らのためになしうるあらゆる企てを防ぐために、この商業の6名の取締役親方のうち、常に3名は親方労働者でなければならないこと。親方労働者はその親方身分にまつわるあらゆる特権を保持しており、したがって親方商人は、外国人にではなく、リヨン市で徒弟修行を経た親方労働者に仕事を与えなければならないこと。親方労働者は、親方商人ではない者であろうと徒弟修行をしていない者であろうと、彼を雇うことを望むあらゆる者のために仕事を請け負うことができること。ただし、これらの者（親方労働者を雇うことを望むギルド外の人々）は、絹織物の商業と製造業の親方商人の共同体という団体における権利や特権を要求することはできないこと。親方労働者は直近に働いていた親方商人との義務を果たしたという口実で、親方商人が望む賃金で働くことを強制するために彼らが発明し、導入した履行証書 *billet ou certificat de l'acquit* によ

ソン Terrasson の4名を代表に委任し、コンセイユ・デタの許可を得るために派遣した。

¹⁷² Ibid., pp. 115-116.

¹⁷³ A. M. L., 1 C 702455, “Declaration du Roy, qui permet à la communauté des marchands, ouvriers & fabriquans d’or, d’argent & de soye de la ville de Lyon, d’emprunter la somme de vingt-deux mil livres, pour estre employée au payement de pareille somme imposée sur ladite communauté, pour sa part de la finance des offices des manufactures supprimees par la declaration du trente decembre 1704”.

る拘束から解放されること。親方商人は今後、かつての規約に従って5年間の徒弟修行と同じ年限の職人修行を親方の店舗でおこなわなければ、親方身分に参入することも親方身分の権利や特権を享受することもできないこと。親方商人は親方労働者のところで徒弟修行を経て、親方作品を作成した者でなければ召使いや奉公人を働かせることはできないこと。親方商人はかつての規約に従って、一度に一人の徒弟しか雇ってはならず、このために連続して5年間徒弟を働かせるのに必要となる織機やあらゆるものをそなえた店舗を現在開いておくこと。リヨン市には数え切れないほどの貧しい親方が存在し、仕事がなければ極度の貧困に陥るのであるから、今後、外国人は6ヶ月以上をリヨン市で働いてはならないこと。絹織物の商取引や製造に有益な秘密をもたらし、それを現職の取締役親方に提出・開示した者でなければ、徒弟修行を経て5年間を職人としてリヨン市で働いた後にしか親方身分に参入することはできないこと。あらゆるリヨンの親方、商人および製造業者に対して、リヨンで製織できる織物をアヴィニョンやその他外国で製織させることを禁じること。商取引に関する総会や個別集会のため、パリやトゥールと同じく、今後はリヨン市に事務所が開設され、共同体の金庫や台帳、定規が保管されること。またこのために三人の商人の取締役親方と、三人の親方労働者の取締役親方とがそれぞれに鍵をひとつずつ持つこと¹⁷⁴。

親方労働者からの請願書そのものの内容については不明である。しかし、ここに記された文面から推測すれば、親方商人とは親方労働者が賃金で雇われた先の製造業者、すなわち商人製造業者のことであり、親方身分を保有する商人製造業者のことである。彼らは親方労働者を履行証書で拘束して働かせており、ギルドの集会や取締役親方職を専有していると請願書で主張されていたのであろう。また、親方商人は徒弟の雇入れや外国人への仕事の発注について、1667年の規約に反する行為を取っていたことも伺える。ただし、請願書を提出したのは親方労働者だけではなかった。「リヨンの絹織物の商人と親方労働者の共同体のもう一方をなす者によって、先の請願書への反駁が含まれた別の請願書が提出されており、それによれば先の請願書の要求は却下されることになる」のであった¹⁷⁵。

王権は親方商人と親方労働者からの二つの異なる請願書を受けて、12条からなる規約の部分的な改定をおこなった。そして、その多くは親方労働者の請願に則したものとなった。例えば、ギルドの総会について記した第1条では、役職を経ていない30名の親方労働者が出席することになり、個別集会においても4名の親方労働者が出席し、それぞれが投票権を有することと定められた。また、親方商人にも徒弟・職人修行の義務が課せられたほか（第4条）、使用人や奉公人を雇って絹織物に関連した仕事に従事させることを禁じ（第5条）、徒弟修行に必要なものを全て備えることも命じられた（第7条）。また、親方労働者には一人の親方商人とだけでなく、織機台数に応じて複数人と契約できることが認められた（第9条、ただし一旦開始した製織作業を中断して別の仕事に取りかかることは禁じられた）。これはギルド外の顧客との直接契

¹⁷⁴ A. M. L., 1 C 702454, “Extrait des registres du Conseil d’Etat”, pp. 3-5. 「コルベールの規則」には記されなかった親方身分参入に際しての親方作品提出の義務は1686年に復活していた。A. M. L., 1 C 4301, “Du jeudy septième fevrier mil six cens quatre-vingt-six, après midy, en l’Hôtel Commun de la ville de Lyon...”, pp. 76-77. 詳細は本論第4章第1節を参照。

¹⁷⁵ A. M. L., 1 C 702454, “Extrait des registres du Conseil d’Etat”, op. cit., p. 5.

約を要求した親方労働者の請願書の内容とは異なるが、一人の親方商人によって拘束されないことが確認されたと言えるだろう。こうした親方労働者の要求が認められた一方で、6名の取締役親方のうち「少なくとも2名の親方労働者が常に存在すること」が命じられ、親方商人と同数であるとは記されなかった¹⁷⁶。

このように1700年の規約改定において、親方労働者と親方商人とが王権にそれぞれ異なる請願を提出したことを受けて、親方身分における対立がより明確なものとなった。また、「コルベールの規則」で曖昧に処理されていた親方商人（商人製造業者）と、親方労働者との関係が幾分整理された。両者は織元と労働者の立場であるが、同じ親方身分内にあつて異なる存在として条文に明記され、ギルド役員の数もそれぞれに分けられることになった。

ただし、この改定の多くは親方労働者側の主張に則したものであった。親方商人側に1667年の規約による親方身分の規則を再確認させ、それを受け入れさせたのである。第8条では「当該職業のあらゆる商人および親方は、親方労働者であろうと親方商人であろうと同じように、商人やその他の者の区別なく、自ら使用するため、あるいはそれで商売をしようとするために彼らに発注しようとするあらゆる人々から、あらゆる織物の仕事を請け負うことができる」ことも確認されている¹⁷⁷。このように、生産関係上の差異を抱えながらもギルドの身分としては親方商人と親方労働者との対等な関係が目指されたと言ってよいだろう。

しかし、王権による両者の利害の調停は不調に終わった。1702年9月19日、ギルドの親方たちは集会を開き、7箇条の規約の条文を作成して市参事会と王権の承認を求めた¹⁷⁸。その集会では、取締役親方から「ほぼ全面的な操業停止のために、しばらく前から極度の貧困状態が広まっている」こと、同時に「現在の無秩序状態を改善するだけでなく、この貧しい労働者たちの貧困状態を改善するためのもっと新しい方策をみつけることの重要性と必要性」が指摘された。その上で「無数の労働者の廃業と諸外国への離散という恐ろしい結末」を避けなければならないという提言があった¹⁷⁹。操業停止の理由は明らかではないが、1690年代発生した飢饉の影響を受けてリヨンの商工業活動は減退していた¹⁸⁰。これが貧しい親方に追い打ちをかけ、親方身分内の対立を招き、1700年と1702年の規約改定に影響を与えたものと思われる。集会で作成された条文には、親方商人であろうと親方労働者であろうと保有できる織機の台数は4台と定められたほか（第1条）、外国の職人・徒弟・女工の受け入れ制限（第2条・第3条）、破産した親方が労働者としてその後も織物業に従事することが禁じられた（第5条）¹⁸¹。つまり、貧困状態にあるギルドの親方を保護するために、生産手段の制限や、ギルド外からの労働力流入禁止を対策として提案したのである。

¹⁷⁶ Ibid., pp. 6-8.

¹⁷⁷ Ibid., p. 8.

¹⁷⁸ A. M. L., 1 C 450173, “Délibération du 19 septembre 1702, publiée & affichée à Lyon le 27 octobre de la même année, & qui n’a point été insérée dans le livre des reglemens”, pp. 4-5. この集会で作成された条文は、取締役親方のジャン・デュマ Jean Dumas, ジャン・フランドラン Jean Flandrin, ピエール・リシャール Pierre Richard、他 442名の親方の満場一致で承認されたとある。

¹⁷⁹ Ibid., p. 4.

¹⁸⁰ Godart, *L’ouvrier en soie*, op. cit., pp. 229-231.

¹⁸¹ A. M. L., 1 C 450173, “Délibération du 19 septembre 1702”, op. cit., pp. 4-5. 織機保有台数は1619年に各仕事場につき12台までと定められていた。本論第1章参照。

2) 1702 年の規約改定

この規約の改定は 1702 年 10 月 27 日に市参事会の承認を得て公布されたが、王権から認められることはなかった。リヨネ、ラングドック、プロヴァンス、ドーフィネの商事総監 *inspecteur général du commerce* であるルフェーブルによってギルドの集会とは別の会議が開かれ、「一方は、リヨン市に設立された絹織物業の商人親方労働者、もう一方は同じ織物業の手間仕事をおこなう親方労働者による長きにわたる抗議と紛争」が問題として取り上げられた¹⁸²。この会議には「4 名の親方商人と 2 名の手間仕事をおこなう親方労働者からなる現職の取締役親方 6 名、および親方商人の有力者、そして手間仕事をおこなう親方労働者の中でも聡明な者たちが出席」して国王宛の報告書が作成された¹⁸³。

1702 年 12 月 26 日、この報告書を受けて、国王は開封状とともに 34 箇条の条文の追加・変更を命じた。その内容は親方労働者の主張を受け入れた 2 年前の規約改定と主旨を異にするものであった。まず親方商人と親方労働者それぞれから選出される取締役親方の数に区別が設けられ、前者が 4 名、後者が 2 名と定められた（第 1 条）。また、共同体の秩序に関する事柄や取締役親方の選出をおこなうための総会の場合には、親方労働者は全体の人数の 3 分の 1 しか出席できないことになり、総会参加者は市参事会が名簿から選択することになった（第 2 条）。さらに、6 名の取締役親方内で毎週開かれる集会には、元取締役親方であった者 3 名が補佐役 *adjoint* として参加することになったが、補佐役についても親方労働者は 1 名のみとされた（第 5 条）。このように、親方労働者はギルドの運営において常に少数となるような規則が設けられたのである¹⁸⁴。親方労働者をギルドの運営から排除しようとするこの規約は、わずか 2 年前の 1700 年の規約改定の内容と大きく異なっており、王権に政策的な一貫性はみられなかった。

さらに、親方商人と親方労働者との関係について細かな規則が定められた。

第 8 条

手間仕事をする親方労働者は、これまで働いてきた親方商人に絹糸や金銭を借りていないのであれば、彼が気に入ればどのような親方のためであっても仕事を引き受けることができる。その仕事をやめようとする際に親方商人が証明書の発行に難色を示す場合には、親方労働者は督促をおこなうことができる。これに対して親方商人は 24 時間以内に応答しなければならない。24 時間が過ぎた場合、親方労働者は新しい親方商人の仕事を引き受けることができ、いかなる責任も負わないものとする。

第 9 条

手間仕事をおこなう親方労働者が親方商人の仕事を辞めようとする場合、親方商人に対して借りがないことを主張すること。絹糸や金銭の債務者であることが判明した場合は、1667 年の規約に明記された方法で、彼が仕事をやめた先の親方商人にこれを支払うことが命じられる。加えて、罰金 15 リーヴルが科せられ、慈善病院 *Hôpital de la Charté* の収入に充てられる。

¹⁸² A. M. L., 1 C 702454, “Extrait des registres du Conseil d’Etat”, op. cit., p. 9.

¹⁸³ Ibid., p. 9.

¹⁸⁴ Ibid., pp. 10-11.

第 10 条

反対に、手間仕事をおこなう親方労働者には仕事を終えた先の親方商人に対する債務がないにもかかわらず、親方商人が証明書の発行を拒絶する場合、親方商人は 30 リーヴルの罰金を支払わなければならない。その半額は手間仕事をおこなう親方労働者に、残りの半額は慈善病院の収入に充てられる。

第 11 条

今後、親方商人は無地織りの手間仕事をおこなう親方労働者に対して 150 リーヴル以上の金銭を前貸しすることはできない。また、紋織りの手間仕事をおこなう親方労働者に対しては 300 リーヴル以上を前貸しすることはできない。これ以上に前貸しを受ける手間仕事をおこなう労働者については、以前の親方商人が前貸しの超過の申し立てや通知をおこなったとしても、彼に仕事を発注した別の親方商人が責務を負うことは一切ない。

第 12 条

手間仕事をおこなう親方労働者が自発的に別の商人の仕事を辞め、かつ債務者である場合、彼に仕事を与える親方商人は、手間仕事をおこなう親方が以前の親方商人に支払うべき金額の全てを現金で返済しなければならない。その金額は無地織りの親方労働者については 150 リーヴルまで、紋織りの親方労働者については 300 リーヴルまでを上限とする。

第 13 条

反対に、親方商人が、債務がある手間仕事をおこなう親方労働者に仕事を与えることをやめた場合、彼に仕事を与える別の親方商人は、以前の親方商人に対して、当該の手間仕事をおこなう親方によって製織される織物の金額の 8 分の 1 しか返済しなくてよい。

第 14 条

手間仕事をおこなう親方労働者によって織物が納品されて 1 ヶ月以上経った後に、親方商人が親方労働者の手間賃を決定した場合は、100 リーヴルの罰金を支払わなければならない。また、双方とも料金を記した帳簿を保持しなければならない¹⁸⁵。

これらは、絹糸や金銭の前貸しによる債務を負った親方労働者と、彼らを支配する親方商人との関係を規定するものであった。親方身分内の生産関係は後者による前者の支配の構図を明確に描き出すものとなって規約の条文に記されることになった。王権は規制を設けて親方身分内の生産関係を整理し、それぞれの立場を明確化することで両者の対立を解消しようとしたのである。しかし、親方労働者が望んでいたのは親方商人との区分を設けないことであり、彼らの要求とは異なる結果が導き出された。

このように、1700 年と 1702 年に王権は両者の利害の調停者として立ち現れてくることになった。しかし、調停者としての王権に一貫した意図はなく、親方商人と親方労働者の要求の狭間にあつて規約の条文は揺れ動いた。結局、王権の調停は失敗に終わることになる。

¹⁸⁵ Ibid., pp. 11-13.

第3節 商人身分の創出

1) 商人製造業者と手間仕事をする親方の区分

王権が一貫していたのは調停ではなく徴税であった。1707年8月9日、王権は再び官職購入のための借金の許可を絹織物業ギルドに与えた。ここで認められたのは、度量衡監査官・検査官職 *contrôleurs et visiteurs des poids et mesures* の購入費 11,000 リーヴルと、徒弟証明書およびその他共同体の証書の書記官職 *greffiers pour enregistrer les brevets d'apprentissages et autres actes de communautés* の購入費 8,545 リーヴル 17 ソルの合計 19,545 リーヴル 17 ソルの借金であった¹⁸⁶。この時は、1692年に値上げされた登録費の徴収継続許可だけでは済まず、借金返済のために徒弟・職人の登録費は 15 リーヴルから 20 リーヴルへ、親方身分への参入にあたっては 30 リーヴルから倍の 60 リーヴルへ、親方の息子の登録費は 15 リーヴルのままであったが、親方の娘や寡婦との結婚による親方身分参入の場合も 15 リーヴルから倍の 30 リーヴルへと値上げされた(表4参照)¹⁸⁷。これに加えて親方には新たな義務が課せられた。

…陛下は、商人製造業者ないし人に製造させる者、自ら働く者ないし人を働かせる者は、年に1度12リーヴルを支払い続けること、および請願者(借金の請願をした絹織物業ギルド)の事務所にそれを支払いに行くことをお命じになった。これに応じて、仕事を始めて15日以内に共同体の事務所に保管される名簿に登録されなければ、いかなる親方であろうとも、自己勘定で働いたり人を働かせたり、製造したり人に製造させたりしてはならない。自ら働いたり、人を働かせる商人についてもこの登録を免れることはできず、この決定が公布されて15日以内に登録しなければならない。各違反者に対しては織物の没収と60リーヴルが科され、その3分の1はリヨンの施療院に、3分の1は共同体に、残りは告発者に充てられる¹⁸⁸。

ここには他の親方や商人から前貸しを受けて、手間仕事をする親方労働者の名前が記されなかった。彼らは12リーヴルを支払う必要も、名簿に登録される必要もなかった。すなわち、彼らとは異なる身分の登録が義務化されたのである。「自己勘定で」という言葉が意味するのは、前貸しを受けていない者のことであり、自ら製織と販売をおこなう独立小生産者的な親方が含まれている。手間仕事をする親方労働者と異なる身分とされたのは、「自己勘定で」製織をしたり、人にさせたりする製造業者であった。なお、この登録簿には商人製造業者登録簿 *livre pour l'enregistrement des marchands fabricants* の名が記されている。リヨンの絹織物業ギルドにおける商人製造業者という言葉は、この両者を含めて指す用語であった¹⁸⁹。40年前の「コルベールの規則」によってギルドに編入させられた商人はこうした独立小生産者的親方とともに、商人製造業者の身分として、手間仕事をする親方労働者とは別々に登録されることになったのである。

¹⁸⁶ A. M. L., 1 C 4301, “Extrait des registres du Conseil d’Etat”, pp. 141-142.

¹⁸⁷ Ibid., p. 143.

¹⁸⁸ Ibid., pp. 143-144. ここに記された12リーヴルは、1692年に手間仕事をおこなう親方を除いて徴収されることになった視察費 *droit de visite* のことであると思われるが、本史料にはその名称で記されていない。

¹⁸⁹ A. M. L., HH 619, “Livre pour l’enregistrement des marchands fabricants commencé le premier septembre 1707 (24 octobre 1711)”.

2) 商人製造業者登録費の値上げと抵抗

さらに1709年8月には文書管理官職 *gardes des archives et de depositaires des statuts, règlements, titres, comptes et autres pieces concernant les affaires communes de la communauté* の名で各ギルドに2人の官職創設が命じられた。この時は、1711年10月25日にギルドからの要請を受けて市参事会が29,700リーヴルの借金の許可と諸費用の変更を認め、翌年3月1日のコンセイユ・デタ決定で市参事会の命令が承認された¹⁹⁰。

…1711年11月1日以降¹⁹¹、リヨン市の絹織物業の親方あるいは親方労働者の息子で、今後彼ら自身の負担で働いたり、人を働かせたり、製造をしたり、人に製造をさせることを望む者は、仕事を始める前に共同体の事務所で保管される名簿に登録されなければならない。登録にあたって、親方は300リーヴルを、親方の息子は200リーヴルを支払わなければならない。また、これらの者は20歳に達していなければならない。各違反者には織物の没収と罰金60リーヴルが科される。また、1712年1月1日以降、各親方製造業者が毎年支払う視察費は、これまで支払われてきた金額を変更し、25リーヴルとなる。この費用は取締役親方によって共同体が負う負債の未納金や利息の支払いに用いられる¹⁹²。

1707年に義務化された商人製造業者の登録は、これ以降登録費用を徴収されることになり、他の身分の登録費と比べて極端に高い金額に設定された。このように売官を通じて親方身分の内に登録費の高い壁が設けられて親方身分の区分がなされた。商人製造業者は登録されるべき身分となったのである。これは手間仕事をおこなう親方労働者の反発を招いた。彼らは1712年1月9日に請願書を起草し、この命令の取消を求めた。

…昨年(1711年)10月より、取締役親方商人 *maitres gardes marchands* は手間仕事をおこなう親方労働者を、店舗で自己勘定で働く商人として登録しようとしたしません。陛下の評議会でも承認された1667年の規則第49条においては「当該身分の商人と親方は、先の条文に記した良質で質の高い織物全てに関して、自ら製織したり、人に製織させたり、卸や小売りで販売、購入、物々交換、交換、小売りすることができる」と認められております。しかし、親方らが共同体の事務所に行き、取締役親方にこのことを強く要求いたしましても、彼らはどのような理由があろうと登録を拒否しております。彼らは、登録簿は商人頭によって閉じられ、封印されたのだと、また、あらかじめ300リーヴルを支払わなければ、いかなる親方も登録できないと申しております¹⁹³。

¹⁹⁰ A. M. L., 1 C 702456, “Lettres patentes, portant homologation de l’ordonnance consulaire du 25 octobre 1711 servant de règlement pour la communauté des marchands, & maîtres ouvriers en soye de la ville de Lyon, du 31 octobre 1712”, pp. 3-4. 本史料は1712年10月31日に交付された国王の開封状であり、前年の市参事会の決定を承認し、高等法院への登録を命じたものである。しかし、高等法院がこれを登録したのは1717年7月19日のことである。

¹⁹¹ これは、1711年10月25日の市参事会の命令の文章であり、実際に施行されるのは高等法院の登録の後になる。

¹⁹² Ibid., p. 4.

¹⁹³ A. M. L., HH 129, “Copie du memoire présenté à M. Daguesseau chef du conseil par les maitres ouvriers en soye travaillans à facon, pour empêcher l’exécution de l’ordonnance du Consulat du vingt cinq octobre 1711 et de l’arrest du conseil qui la omologué, envoyé la reponse audit memoire à M. Anisson le 9e juin 1712”, fol. 1-1v. この請願書

手間仕事をおこなう親方労働者はここで「コルベールの規則」第 49 条を引用して、自らも商人製造業者と同じ親方身分であり、同じように生産・販売する権利を持つことを訴えた。つまり、300 リーヴルの支払いと登録という区分を設けることが規約と照らし合わせて不当であると主張したのである。彼らにとって親方身分の区分を曖昧に処理していた「コルベールの規則」は復帰すべき秩序となっていた。

これに対して商人製造業者側の反論が提出された。

市参事会の命令によって、商人および自己勘定で働く者が登録費 300 リーヴルを支払うこととなりましたが、それはすぐに、その共同体に悪意のある者たちにとって恐ろしいものであり、怪物であるかのようにみなされました。様々な手工業の労働者たちは、親方身分となるためにほとんど同じくらいの金額を支払っているというのに、それは彼らにとって法外であるように思われたのです。…彼らは 1,500 人を数えると申ししておりますが、実際はその 15 分の 1 しかおりません。また、そのように少数であるの中のさらに幾人かだけが、その何にでも首をつっこもうとする精神、また反動的な精神ゆえに、この良き織物業が評判を保ち、さらにそれを高めるために必ずや維持しなければならない結びつきを乱そうとしているのです。

どうして、絹織物の労働者が商人として登録されるために 300 リーヴルの金額を支払うことがおかしいことなのでしょう。靴屋は親方労働者となるためだけに 150 リーヴルを支払っております。商人として開業することができるのに必要なものを、その職業で稼いだ手間仕事をする親方が、過去に共同体に課せられたいかなる税金の分担も負担してこなかったというのは公平でも正当でもありません。他の商人たちがその共同体の債務弁済に貢献してきたように、商人となるための登録を望むのであれば、割り当て分を支払うのは当然のことではないのでしょうか。なぜなら、それ（債務弁済が免除されていたこと）によって彼にもたらされた恩恵で得をしてきたのであり、資力を有する商人がそれに応じて多く支払うことほど正当で理にかなったことはないからです。他の職業の単なる労働者が 150 リーヴルを支払うのに、300 リーヴル以上を支出する必要がないとでもいうのでしょうか。その上にこんなにひどく反対を叫ぶ資格があるのでしょうか¹⁹⁴。

この反駁は、親方身分の平等を訴えた手間仕事をする親方労働者の主張とかみ合っていない。商人製造業者が主張したのは登録費 300 リーヴルの根拠であり、ギルドの一体性を維持するという理由で、債務負担の配分の根拠を主張したのである。王権による売官は親方身分内の対立を招くと同時に、商人製造業者によって親方労働者と彼らとを区分する根拠として、300 リーヴルの登録費を支払うべき理由として利用されたのである。

の宛先であるダゲッソー Daguesseau は、1717 年にに大法官 Chancelier となるアンリ・フランソワ・ダゲッソー Henri François d'Aguesseau（当時はパリ高等法院の procureur général）であると思われる。親方労働者たちは高等法院での登録の遅延を意図したのかもしれないが詳細は分からない。このメモワールにはダゲッソー以外にも、市参事会や王権宛てにも請願書を起草し、送ったことが記されている。

¹⁹⁴ A. M. L., HH 129, “Memoire servant de reponse à celui des maitres ouvriers en soye de la ville de Lion travailleurs à façon présenté à Monseigneur Daguesseau, envoyé à M. Anisson le 9e juin 1712”, fol. 6 v. -7. この請願書は商事評議会におけるリヨンからの代表、ジャン・アニソン Jean Anisson に宛てられた。

3) ギルド内の身分としての商人

実際、このような高額な登録費がギルドの財政に貢献したことは事実である。＜表5＞は1714年度から1738年度までのギルドの収入を示した表である。これによれば、同期間の総収入678,642リーヴルのうち、各身分の登録費が占める割合は63.9%である。商人製造業者身分の登録費収入として計上されているのは212,811リーヴルであり、これは総収入の31.4%を占める。また、各身分登録費の合計における商人製造業者登録費が占める割合は49%となる。すなわち、この登録義務化によってギルドの登録費収入はほぼ倍に増加したと考えられ、17世紀末以降の売官によって増加し続けてきた負債の償却に貢献したであろうことは間違いない。

しかしながら高額な登録費を設定した目的はギルドの債務弁済に貢献することであったというよりは、商人製造業者のうち、商人を他の親方と区分することであった。親方労働者への反駁書に記されたように、彼らは「商人として登録される」ことを意図していた。高い登録費を設定したのは、親方層のうちに資力のある者となない者の区分を設け、「自己勘定で働く」独立手工業者の親方を排除することも目的としてあった。1717年の高等法院での登録の後に、市参事会が発した命令は1712年のコンセイユ・デタ決定の内容とは多少異なっていた。

…本命令が公布された日を含めて15日以内に、これまでに商人の身分として、自己勘定で働いたり人を働かせたり、製造したり人に製造させたりすることを望むと申告したことがある絹織物業の親方労働者は、リヨン市の事務局に保管されている登録簿上の申告を更新すること。当該の申告は登録され、事務局の書記官によって証明書が発行されるものとする。これについての費用の支払いはなく、無料でおこなわれる。同様に、1711年11月1日以降、自己勘定で働いてきた親方や親方の息子で、引き続きそうすることを望む者は、上記の期間内に同じ申告をしなければならない。いずれの場合についてもその期間を過ぎた場合、商人の身分で自己勘定で製造したり製造させたりすることを禁じる。違反者には1712年3月1日の決定によって定められた没収と罰金を科す¹⁹⁵。

この1717年12月7日の市参事会の命令には、15日以内に親方労働者の身分か商人の身分かを選択しなければならないことが明記された。すなわち、これまで小規模ながらも絹織物の製造と販売の両方をおこなってきた親方は、短期間のうちに商人身分の登録費300リーヴルを収めなければ、それを収めるまで「自己勘定で働く」ことはできなくなったのである¹⁹⁶。

この命令は、14年後、1731年5月8日のコンセイユ・デタ決定によってさらに明確なものとなった。

…国王はコンセイユ・デタにおいて以下のことをお命じになった。本決定が公布された日を含めて1ヶ月以内に、リヨン市の絹織物業の親方労働者と親方商人は、リヨン市の書記官事務所で申告をおこない、親方労働者か親方商人かのいずれかの身分を選択しなければ

¹⁹⁵ A. M. L., 1 C 4301, “Ordonnance de Messieurs les Prevôt des Marchands & Echevins, juges de la police des arts & métiers de la ville de Lyon”, pp. 161-162.

¹⁹⁶ ただし、登録は順調に進まなかった。市参事会は1718年1月4日に再び命令を発し、これが公布された2月1日からさらに15日間の登録期間を設けた。また、登録時には過去6年に遡って、視察費の未納金を収めることとされた。A. M. L., 1 C 4301, “Ordonnance de Messieurs les Prevost des Marchands & Echevins de la ville de Lyon juges de la juridiction consulaire de la police des arts & métiers”, pp. 163-172.

ならない。この申告は、このために保管される登録簿上に彼ら自身によって署名された上で、登録されるものとする。国王陛下は、商人の身分を選択して申告したその日以降、商人は徒弟を雇ってはならないし、彼らの家に職人を受け入れてはならないことを命じておられる。ただし、商売のために *facteurs*（商人に代わって取引をおこなう代理人）のみを雇うことが認められる。彼らは取締役親方によって保管される登録簿上に徒弟の身分で登録されることはない。違反者には、徒弟期間の無効、300 リーヴルの罰金が科される。また商人は、自ら働くか、彼らの子供を教育する目的で働かせるためだけに、織機を2台までしか保有してはならないと国王陛下は命じておられる。商人が別の親方や職人、徒弟を用いて織機を使用していた場合、商品は没収され、初犯に限り300 リーヴルの罰金が科される。再犯については親方資格を剥奪される。親方労働者の身分を選択した者について、国王陛下は、その店舗に4台の織機を保有することが許され、これまでどおり徒弟を雇用し、職人を働かせることができると命じておられる。しかしながら、いかなる理由があろうとも、商人の身分で製織させることを選択した親方のためだけにしか、働くことはできないことを条件とする。違反者には100 リーヴルの罰金が科され、その親方資格は剥奪される¹⁹⁷。

ここで商人と親方労働者の区分は明確になった。前者は絹織物の商取引をおこなう者であり、後者は前者が発注する製織をおこなう者となったのである。商人は徒弟や職人を雇い入れて働かせることはできず、織機も2台までと制限された。製織も販売もおこなう小規模な親方は商人身分から排除されて親方労働者となることを余儀なくされ、絹織物の販売権も取り上げられることになった。これは1667年の「コルペールの規則」によってギルドに編入された商人が、曖昧な親方身分から分離したことを意味している。しかも、商人はギルドから分離することなく、ギルドの支配者としての地位と絹織物販売から得られる富の独占権を得たのである。

しかし、この決定によって再びギルド内の対立が表面化し、王権の対応も再び揺らぐことになった。

第4節 紛争と1737年・44年の新規約

1) 1731年5月8日決定への抵抗：「自己勘定で働く」親方の請願書

1731年のコンセイユ・デタ決定を受け、これに反対する数多くの請願書が起草された。多くになった理由には、1731年の決定が親方身分内の三階層の分裂を招いたことがある。つまり、ギルドの支配者となった商人と、ギルドの身分上および生産関係上商人に従属する手間仕事をおこなう親方労働者、今後商人の下で手間仕事をおこなうことを余儀なくされた「自己勘定で」働く独立小生産者の親方の三者が入り交じって、国王や地方長官、市参事会にそれぞれの主張をおこなったのである。

請願書の起草者に応じて、自らを呼ぶ方法も多様である。起草者自らを商人労働者 *marchand ouvrier* と名乗る請願書では、ギルドは三つの身分によって成り立っていると主張された。

¹⁹⁷ A. M. L., 1 C 702458, “Arrest du Conseil d’Etat du Roy, concernant les maîtres ouvriers & marchands d’etoffes d’or, d’argent & de soye de la ville de Lyon, du 8 mai 1731”, pp. 1-2.

…すなわち、大商人 *gros marchands*、商人労働者、単なる労働者 *simples ouvriers* であります。しかし、こうした区分にもかかわらず、これら異なる身分を埋め尽くす者たちはそれでも同じ団体の構成員なのであり、等しく役職に任用されなければなりません。それゆえ、商人労働者たちは取締役親方の数を 12 名と定めること、各身分から 4 名を選ぶことが適切であると考えているのです。

…800 人以上の商人労働者たちは、共同体に無視できない勢力を形成しているとはいえ、彼らは今まで一人たりとも彼らの身分から取締役親方をもったことがないのです。これは正当なことでしょうか。彼らの利益を擁護するために、そして正しい秩序の維持のために、等しく役職に就かせることが必要不可欠です¹⁹⁸。

商人労働者とは「自己勘定で働く」独立小生産者の親方のことであり、4 名の取締役親方商人も 2 名の取締役親方労働者も自分たちの階層から輩出していないことが問題だとしている。また、別の国王宛の請願書には次のように記される。

…彼らは三種類の親方に分類されます。ひとつは単なる親方労働者であり手間仕事をする親方でしかありません。またひとつは親方労働者かつ商人であり、店舗を所有する者です。このりのひとつは単なる商人であり、自己勘定で人を働かせるにとどまります。第一の者はおよそ 8,000 人、第二の者は 750 人以上、第三のそれはおよそ 100 人からなります。これらの親方たち全体がひとつの同じ団体しか構成しておらず、同じ取締役親方をもつのです。彼らは皆、5 年間の徒弟修行をおこない、5 年間を職人の身分で働くのです¹⁹⁹。

この請願書の起草者は自らがどの階層に属するのかを記していないが、内容から判断するに、「親方労働者かつ商人」である者たちであり、先に引用した請願書と同じ独立小生産者の階層に属する親方であろう。この商人労働者、ないし独立小生産者の親方が 1731 年のコンセイユ・デタ決定に抵抗したのである。以下では特に王権に宛てられた請願書の一部を検討し、これに対するギルドの取締役親方からの反駁を示すことで、この争いを通じた王権とギルドとの関係を論じたい。

第一に取り上げる請願書は、上に引用したもののうち、自らの出自を記さなかったが、「親方労働者かつ商人」である独立小生産者層の親方が作成したと判断されるものである。彼らはまず、1731 年 5 月 8 日の決定が施行されれば「この商業が完全に破滅してしまう」ことを警告し、その理由を説明しようとする²⁰⁰。

請願書によれば、5 月 8 日の決定は「他者の利益に反して自己の利益にばかり気を配る数人の富裕な商人によって」促されたものであり、「親方身分と商人身分が区分され、親方労働者か商

¹⁹⁸ A. M. L., 1 C 450159, “Supplément, pour les marchands ouvriers de la fabrique des étoffes d’or, d’argent & de soye de la ville de Lyon, opposans à l’arrêt du Conseil du 8 May 1731, contre les gros marchands de la même fabrique, agissant sous le nom de leurs maîtres-gardes. Et encore contre quelques chefs du mémoire imprimé, qui a été remis par les simples Ouvriers au mois de décembre précédent à Mr l’Intendant de Lyon”, pp. 1-2.

¹⁹⁹ 1 C 450160, “Au Roy, et a nosseigneurs de son Conseil”, p. 2. この請願書は印刷されたものであり起草された日付が記されていない。ただし、1731 年にパリの印刷所 (Imprimerie de J. Lamesle) で印刷されたことが記されている。

²⁰⁰ Ibid., p. 1.

人かを選ばなければならなくなった」。その結果、「労働者は彼らの負担で働くことはもはやできず、彼らの労働の成果を吸い上げる富裕な商人のくびきに従うことになる」とする²⁰¹。もし「商人を選んだとすれば、織機を 2 台しか保有できず、彼ら自身とその子供たちでしか仕事をすることはできず、職人も徒弟も雇うこともできない。外に仕事を出す資金もないのだから、その子供に貧しい思いをさせるほかにどんな手段」もなくなってしまう²⁰²。しかしながら、「請願者の大部分は富裕ではなく、商人よりも親方労働者の資格を選ぶことを余儀なくされて」いるのである²⁰³。

このように自らの現状を説明した上で、「今日までの織物業の繁栄」と「その名声が王国や諸外国に富をもたらしてきた」のは、「まさしく請願者による仕事」があつてのものであると、これまでの自らの貢献を訴える。彼らは「豊富な資金をもつ商人よりも（絹織物の）知識があり」、「優れた仕事のため、精巧な織物技術のため、見事に洗練された物を提供するために労力を惜しまない」のであり、「親方労働者は…その知性と経験によって、親方商人のそれよりも完全な商品を提供することができる」のである²⁰⁴。

しかしながら、5 月 8 日の決定によって「親方労働者たちはもはや競争心を刺激されない」のであるから、「リヨンの織物業の名声は失われるだろう」とする。また、これまで「自らの目の前で働く職人たちに妥当な賃金しか支払ってこなかったおかげで、商人はたくさん売ることができた」が、「商人は手間仕事をおこなう親方労働者を彼らの目から遠ざけることになり、必然的により高い賃金を支払うことになり」、「人々は商人のところで高価な価格で買うことを強いられる」。その結果、国内外を含めて織物の販売が減少することを警告する。さらに、「商人は…手間仕事をする親方が商人になることを禁じる」であろうから、親方労働者は「リヨンにおけるその職業を放棄」させられるだろうし、「徒弟や職人も…仕事を離れるだろう」とする²⁰⁵。彼らはこのようにしてリヨンの絹織物業が破滅することを予期させるのである。

彼らは国王宛に二通目の請願書を作成した。その内容は一通目の請願書と類似する点もあるが、こちらは彼らの主張が過去のギルド規約や王令と照らし合わせて正当であることを訴えたものである。はじめに 5 月 8 日の決定によって親方身分に設けられた商人と親方労働者の区分が不当なものであることを指摘する。

…リヨン市の絹織物業における商人身分は決して親方身分と区別されるものではありませんでした。この団体のあらゆる構成員は同じ許可証、同じ特権、同じ規約を有しております。親方労働者は彼らの手腕、財産に釣り合った商売を全く自由におこなうことができました。この平等の規範は 1667 年に承認された規則の第 49 条にはっきりと記されております。「当該身分の商人と親方は、先の条文に記した良質で質の高い織物全てに関して、自ら製織したり、人に製織させたり、卸や小売りで販売、購入、物々交換、交換、小売ることができる」と。…大商人となった親方たちは、徐々に規則から解放されること、

²⁰¹ Ibid., p. 2.

²⁰² Ibid., p. 3.

²⁰³ Ibid., p. 4.

²⁰⁴ Ibid., p. 5. これに続いて親方労働者が発明した新製法の説明がある。たとえばガロン Garon は国王の調度品に用いられるような、複数のピロード織りの製法を発明し、ゴリオン Gaulion は織物の片面に光沢をつけ、もう片面の毛羽を縮ませた無地のピロードを最初につくったとある。

²⁰⁵ Ibid., pp. 7-9.

および絹織物業における絶対的な権限を共有することを望みました。…彼らへの抑圧が極端なものとなったとき、商人、親方労働者たちは請願を携えて玉座まで徒歩で赴きました。この請願は陛下の曾祖父であられる故国王（ルイ 14 世）に聞き届けられ…1700 年 11 月 12 日のご決定を下されました。…「当該職業のあらゆる商人および親方は、親方労働者であろうと親方商人であろうと同じように、商人やその他の者の区別なく、自ら使用するため、あるいはそれで商売をしようとするために彼らに発注しようとするあらゆる人々から、あらゆる織物の仕事を請け負うことができる」。このように、商人の身分は間違いなく親方労働者の身分と結びついているのです²⁰⁶。

彼らが主張の根拠として引用するのは 1667 年と 1700 年の規約である。1667 年の規約では商人をギルドに編入し、1700 年の規約ではギルド親方内の対立の調停が試みられ、商人であろうと親方（労働者）であろうと同じ身分として扱うことが記されていた。「自己勘定で働く」親方にとって、5 月 8 日の決定に抵抗するために、この曖昧な区分が必要とされたのである。

これに続くのは、一通目の請願書と同じような内容である。

…（大商人たちは）親方労働者たちを集会から締め出し、共同体の資金に関する情報を奪い、役職から排除し、製織の価格について横暴に取り決め、強い相互依存関係に立ち戻ることなく親方労働者を服従させるために、時間をかけて練り上げてきた止めの一撃を加えたばかりです。…商人の奴隷となり、商人の貪欲さによって定められた価格を受け入れなければ仕事がなくなって落ちぶれていくだけであるのに、誰が親方身分を手に入れるためにこの（徒弟・職人期間の）10 年間で捧げるのでしょうか。…このために既に職人、徒弟たちが義務を放棄しているのです。彼らは諸外国の絹織物業に従事し、商売の自由や利益追求といった魅力に惹き付けられているのです。…陛下、一部の親方労働者は、絹織物業の衰退のために競争心の欠如に向かっております。競争心はあらゆる職業の魂であり、それによって苦痛が緩和され、完成が保証されるものです。しかし、競争心は、結果として利益をもたらし、競争に報いてくれるだけの報酬を必要とします。…ところで、親方労働者に対して商売の自由が禁止されているのである以上、また、彼らがその人生において卑しい賃金目当てで働くことを強制されている以上、いかなる動機によって親方労働者の競争心が維持されるのでしょうか。彼らは無感動に商人の仕事に従い、天性のひらめきが織物に与える魅力をほとんど気になくなってしまっています²⁰⁷。

一通目と同じく、ここでは商人身分と親方労働者身分を分けることは、後者の競争心を欠如させ、織物の質を低下させることが警告されている。ただし請願者は大商人へと上昇したいというよりは、手間仕事をするだけの親方労働者になりたくないのである。彼らが記しているように、賃金目的の労働は卑しいものなのであり、こうした状態であることを余儀なくされる親方労働者と同じ身分となることに反発しているのである。

最後に、親方商人身分の登録費 300 リーヴルの徴収が不当であることを主張する。

²⁰⁶ A. M. L., 1 C 450158, “Au Roy, et a nosseigneurs de son Conseil”, p. 2.

²⁰⁷ Ibid., pp. 3-4.

…陛下の曾祖父であられる故国王は長期にわたる戦争状態の維持を強いられ、臨時の金銭的援助をやむなく命じられました。絹織物業は総額 29,700 リーヴルを課税され、大商人たちは…絹織物業には資金がないことを説明し、借金の許可を求めました。同時に、借金の返済のために、商人となることを望む各親方に対して、入会時に合計 300 リーヴルを要求し、各親方製造業者につき年額 25 リーヴルの視察費を支払わせる必要があることを吹聴したのです。このことは 1712 年 10 月 31 日の開封状によって承認されました。…この開封状は以下の制限付きで高等法院に登録されました。「共同体ないしその一部の負債について返済がなされた後には、開封状で指示された税を廃止するか、それを減額するという条件つきで」と。…1713 年以降、現在までに 800 人以上の商人が登録費を支払っており、既に 240,000 リーヴルが共同体に収められており…借金を返済するために導入され、まったく陛下の利益にならないような課税を続けることは正当ではありません²⁰⁸。

彼らは、親方商人身分の登録が戦争という非常時の産物であり、一時的に認められたものに過ぎないとし、これを廃止するよう訴えた。すなわち、「コルベールの規則」や 1700 年の決定で再確認された秩序に復帰しなければならないと主張したのである。

2) 請願書への反駁：取締役親方のメモワール

これに対して、1731 年 8 月 13 日、ギルド親方の集会が開催され、請願書への反対意見が議事録として残される。議事録の冒頭には、集会は 8 月 11 日にリヨン市の商人頭による開催の承認を受け、43 名の商人親方製造業者 *marchands maîtres fabricants* が出席したことが記されている²⁰⁹。集会参加者たちは、まず、「…国王陛下は 5 月 8 日にコンセイユ・デタにおいて、労働者の身分が商人のそれとは異なることを命じたご決定を下された…我々のうちの誰一人としてこの決定を懇願したり、それに反対した者はいない。…しかし、…商人労働者はこの決定が自らの利益に反するものであるとみなし、請願書を作成し、王権に訴え出た。請願書によれば、我々は途方もない野心をもって決定を求め、コンセイユ・デタに（決定の承認を）強制した者たちである」という誤解を受けていることを主張する。また、「…商人頭は好意からこの集会を承認しただけでなく、5 月 8 日の決定が製造業視察官 *inspecteur manufacture* のメモワールに基づいて制定されたことを教示し、その覚え書きの閲覧を許した」とあるように、この集会がリヨン市の商人頭によって認められた合法的集会であることを主張し、市当局や王権の支持が自分たちの側にあることを強調しようとする。彼らによれば、「…5 月 8 日の決定には、絹織物業にとって、より有益な規定が含まれていると考えており、…この王令の批准や撤回を辛抱強く、従順に待つだけの公平さや平穏を希求する心を十分に備えている」が、「我々の同業者による請願書が…我々の評判や名誉を傷つける」ものであるため、これに応える必要があったとしている。しかし、この議事録においては先の請願書に対する反論はみられず、請願書のために彼らが苦悩させられていること、罵詈雑言によって彼らへの偏見が公にもたらされるであろうことが述べら

²⁰⁸ Ibid., pp. 5-6.

²⁰⁹ A. M. L., HH 571, “*Livre des délibérations de la communauté du 11 may 1730 au juillet 1732*”, fol. 8-8 v. 議事録に記された出席者の氏名に基づく。なお、集会の開催にあたっては、必ず市参事会の許可を得なければならなかった。また集会の議事録は公証人が清書し、市参事会に提出され、承認を受けることになっていた。

れるばかりである²¹⁰。

商人側の具体的な反論が公に示されたのは 1732 年のことであった。同年、彼らは先に引用した「自己勘定で働く」親方の請願書への詳細な反駁を含んだ、98 ページからなるメモワールを出版した²¹¹。このメモワールの作成者は絹織物業ギルドの取締役親方であると記されているが、彼らの多数が親方商人の身分から選出されていたことを考慮に入れる必要があるだろう。反駁書の出版が遅れた理由は次のように記される。

このような状況の（多くの反対意見が表明される）中で、1731 年 5 月 8 日の決定を擁護するため、取締役親方は数多くのメモワールを出すことを強いられた。彼らはこのメモワールを出版すべきかどうか長い間迷っていた。裁判所判事に彼らの正しさを説明することで満足し、公に出すことを怠っていた。取締役親方がパリやリヨン市に配布され、5 月 8 日の決定を見捨てた請願書に反駁することしかできなかった一方で、反対者らはわざとらしくも全てを事細かに語った。

このようなことが、反対者らの請願書を穏当ではない、多くの中傷を含んだ請願書にすることになった。その請願書は、絹織物業の親方労働者と商人の共同体を構成する者たちについて、かなりの人々に対して悪い印象を与えることになる。この結果、取締役親方は彼らの異なるメモワールを出版させることを決心したのである²¹²。

先の「自己勘定で働く」親方のメモワールと同様、この反駁書も印刷・配布されることになった。リヨンの絹織物業ギルドにおける対立は、王権や市当局のみが監視・調停するだけでは済まなくなったのである。

上に引用したとおり、取締役親方の目的は「5 月 8 日の決定を擁護する」ことであった。彼らもまた、リヨンの絹織物業ギルドの現状を次のように指摘することから始める。

この共同体は 3 種の人々によって構成されている。第一に、自己勘定で織機を用いて働くことはまったくなく、手間仕事の労働者を雇用する商人製造業者である。第二に、自己勘定で織機を用いて自身が働く商人製造業者である。第三に、商人の勘定で手間仕事をおこなう労働者である²¹³。

ここに示される認識は、表現の違いはあるが、彼らが第二の商人製造業者に分類した独立手工業者の親方と同じものと言える。問題はそれぞれがギルドにおいてどのような役割を担い、どのようであるべきかを指摘した点である。取締役親方は第一の商人製造業者について次のように指摘する。

²¹⁰ Ibid., fol. 9-10. 議事録が批判の対象にしている商人労働者の請願書が、先に引用したものであるかどうかは分からない。

²¹¹ A. M. L., 1 C 450161, “Memoires des maitres gardes de la commnauté des maitres-ouvriers et marchands d’etoffes d’or, d’argent & de soye, servans de reponses aux requestes présentées au Roi & à Nosseigneurs de son Conseil par quelques-uns des maitres-ouvriers & marchands de la même communauté opposans à l’Arrêt du 8 may 1731, avec la reponse des maitres-gardes à un memoire manuscrit que quelques négocians, non-connus, ont donné sur cette matière”.

²¹² Ibid., p. 1.

²¹³ Ibid., p. 11.

優れた商人製造業者であるために、彼は織物にありうる欠陥と、より完成度を高めるために必要な事とを知っていなければならない。この二つの知識は作業全体についての知識なしには獲得できないものであり、自ら働いた者でしか持ち得ない知識である。また、作業の知識だけでは優れた商人製造業者であるために十分ではなく、さらに商業の全般的な、無数の細かな事柄に関する方針を持たなければならない。それは絹織物の商売についての方針であり、またその製造についての方針である。彼には手紙をやりとりするための能力もなければならない。完全なものとするためには日々新しいものごとを考え出す必要があり、とりわけ繊細な感覚を持って意匠の美しさを識別する必要がある、また新しいものや完全なものを手にするための労力を決して惜しんではならない。これら全ての資質に必要とされるのは天賦の才能だけではない。織物の製作に必要な原材料を購入するため、店員や帳簿係、意匠家を養うための多くの資金がなければならないのである。一人の商人製造業者が意匠家たちに支払う報酬は 8,000 から 10,000 リーヴルになる²¹⁴。

第一の商人製造業者、すなわち、商人はあらゆる知識を持つと同時に、資金力を持っていないなければならないのである。これに対して、第二の商人製造業者は第一のそれと異なる。

この商人は一般的にいかなる資金も持ってはいない。彼が自己勘定で働くことができるとすれば、この職業の規則に反するような何らかの蓄財 *économies* をおこない、第一の種類の製造業者のために、あるいは生計を維持するために働きながら、労働者が犯すような盗みをおこなうからである。また彼は、親方に受け入れられておらず、人を働かせてもならないはずの取次商、あるいは大貿易商に名義を貸すことを余儀なくされるのである。取次商も自らのために働く製造業者も、絹織物業の規則に対して明白な違反行為を犯しているのである²¹⁵。

第二の商人製造業者は、資金力のなさを補いながら「自己勘定で働く」がゆえに、盗みや名義貸しといった違反行為をおこなうのである。そして「これら違反行為は途方もない悪弊から生まれたのであり、5月8日の決定は労働者か商人かいずれかの身分を選択することを強いることで、それを改善しようとしている」とする²¹⁶。つまり、5月8日の決定が商人と労働者の区分を明確にすることによって、この独立手工業者に違反行為を犯させている現状も改善されるという見解を示した。それはどのような現状であるのかを検討する前に、第三の手間仕事をおこなう労働者についての主張も確認しておきたい。

…第三の階層の者は、手間仕事をおこなう労働者である。彼らは二種類の労働者に区分される必要がある。第一の者は賢明かつ忠実であり、注意深く働き、商人製造業者から彼らに託された仕事を職人にもまかせる者である。商人製造業者は、この種の労働者のおかげで正確な会計を報告することができるのであり、(このような労働者からは) 絹織物業において犯されるいかなる悪弊も生じない。…第二の種類の手間仕事をする労働者は放蕩で、

²¹⁴ Ibid., p. 11.

²¹⁵ Ibid., p. 12.

²¹⁶ Ibid., p. 12.

仕事に対して無気力な者である。この労働者の仕事は放蕩するに事足りるようなものではないので、それを不誠実さで補い、商人製造業者から彼らに託された原材料を盗むのである。絶えず目にされるような…この労働者が犯す不誠実な行為は、よき織物業にとって多大な損害を与えている²¹⁷。

この手間仕事をおこなう労働者もまた親方身分であるのだが、この請願書を起草した取締役親方はもはや商人製造業者に従属する労働者としかみなしていない。そして、彼らのうちの「放蕩で無気力」な者が引き起こす「不誠実な行為」を監視し、防ぐことが商人製造業者の役割であるという口実を与えることになる。ところが、「商人は、手紙のやり取りに加えて、原材料の購入や織物の販売に気を配らなければならない、さらには製織場の意匠家や労働者のために流行の調査や織物の嗜好にも注意しなければならない」ために、彼らを監視することができない²¹⁸。その一方で、「手間仕事をおこなう親方は、自らの仕事だけでなく、彼が雇う職人のそれにも始終目を配らなければならない。もし職人に託した仕事への監視を怠れば、その仕事の不備を目にすることになるおそれがある」のだが、「商業を営みながらその役割を忠実に履行することはできない」のである²¹⁹。彼らが導き出す結論は次のようになる。

絹織物業において犯されるあらゆる悪弊は、この異なる職務が不一致な状態であることによるものであり、その悪弊は、親方商人と親方労働者の人格および役割を同時に併せ持とうと望むことによって、全て引き起こされるものである²²⁰。

すなわち、親方身分を保有する者のうち、自ら製織するか、あるいは他の親方にも製織をさせ、さらには織物の販売も手がけるような独立小生産者的親方の存在こそが問題なのであった。彼らが監視を怠るために労働者は盗みを働くようになるのであり、こうした親方は不要であるという結論に行き着くことになる。もちろん、ここでは同じように労働者の悪事を取り締まることができない商人自身について省みられることはない。商人はギルドを構成する者たちの頂点に位置して、原材料や意匠の発注から顧客・発注先とのやり取り、販売の工程に携わらなければならない。したがって、製織工程そのものの監督は商人から発注を受けた手間仕事をおこなう親方労働者によってなされるべきなのである。

こうして、「自己勘定で働く」親方が不要とされる。そもそも、彼らは商人になるべき資力に乏しいのであるから、手間仕事をおこなう親方労働者となって職人・労働者の管理監督に専念すべきなのである。さらに、取締役親方は5月8日の決定が手間仕事をおこなう親方にとってもたらす利益を指摘している。

²¹⁷ Ibid., p. 13. 労働者の「不誠実な行為」については、このメモワールの後半に記されることになる。例えば、*piqueur d'once*（目方泥棒）について「原材料、すなわち絹糸や金糸や銀糸の窃盗に駆り立てられた労働者のことを、ある種の隠匿者を指す俗な呼び方としてリヨンでは *Piqueurs d'onces* と呼んでいる。この者は絹糸を小分けにして購入し、商人労働者に転売する」とある。Ibid., p. 21. 19世紀にもこの行為は続き、織元から受け取った絹を各工程の途中で抜き取り、水や油を含ませて重さをごまかしていた。

²¹⁸ Ibid., p. 13.

²¹⁹ Ibid., p. 14.

²²⁰ Ibid., p. 14.

この決定は、親方労働者の身分と親方商人のそれとを分離するものであり、手間仕事をおこなう親方労働者にとって非常に有利な措置が含まれている。5月8日の決定を施行することで、結果として手間仕事をおこなう親方労働者は、徒弟についても、職人についても利益を受けるのである²²¹。

徒弟は「5年間の厳しい徒弟修行をおこなうのだが…（雇用して）5・6ヶ月の後」には稼げるようになるのであり、「5月8日の決定の施行によって、商人が雇う徒弟の数は、労働者に分配される」のだから、その分だけ親方労働者は得をしたことになるのである²²²。また、職人については次のように言う。

現在の織物業の状況では、手間仕事をおこなう親方労働者が職人をみつけることは大変骨の折れることである。職人は商人労働者のところに行ってしまう。なぜなら、商人労働者は親方労働者よりも高い金額を彼らに支払うことができるからである。5月8日の決定の施行によって、商人の身分を選んだ者は、もはや職人を働かせることができない。この権利は手間仕事をおこなう親方労働者にのみあることになる。以後、彼らは彼らが望む職人をみつけることになるのである²²³。

すなわち、今後、徒弟や職人はほとんどが親方労働者によって雇われるのであるから、彼らの利益を侵害していないとするのである。

このように、取締役親方が主張したのは商人と労働者を区分することであり、その中間に位置する者の身分を認めないことで織物業における両者の役割を明確にすることであった。ただし、5月8日のコンセイユ・デタ決定に従って、いずれかの身分を選択したからといって「まったく（元の身分に）戻れない」わけではなく、「労働者と商人は、彼らが望むときに、それぞれに課せられた規則に従うことで、別の身分へと変わることができる」とも付け加えている²²⁴。もちろん、この身分の変更は、徒弟や職人のように定められた期間の終了と試験の合格をもって次の身分になるのとは条件が異なっており、現実には容易に変更できるものではない。専ら製織工程だけに従事する親方労働者が、経営する仕事場と彼が雇う職人や徒弟、補助作業労働者を放棄し、ほとんど顧客や仕入れ先など取引先との接点を持たないまま親方商人として開業することを望み得たのだろうか。

結局のところ、1707年の手間仕事をおこなう親方労働者の請願書とその反駁もそうであったように、今回も議論はかみ合っていない。「自己勘定で働く」親方と取締役親方に代表される商人は、ギルドを三つの階層に区分し、互いの階層がギルドに及ぼす悪影響を指摘して相互に非難し合ったのである。また、前者は過去に王権によって認可された規約の条文を根拠に商人を含めた親方身分の平等を訴え、後者はその区分を認めた王権の決定を正当化しようとしたのである。ここで再び王権の調停が必要となった。

²²¹ Ibid., p. 4.

²²² Ibid., pp. 4-5.

²²³ Ibid., p. 5.

²²⁴ Ibid., p. 8.

3) 王権による介入とその非一貫性：1737 年と 44 年の新規約

1731 年 5 月 8 日の決定から 6 年後、王権は絹織物業ギルド内の紛争へ再び介入する。1737 年 10 月 1 日、絹織物業ギルドに対して「コルベールの規則」以降に追加・修正された条文を含み、さらに内容を全面的に改定した 208 条からなる新たな規約が発行された²²⁵。この規約の名称にあるように、絹織物業ギルドは「親方商人および親方労働者の共同体」と表された。1731 年の決定で用いられた身分の区分を表す用語はそのまま用いられることになった。すなわち、ギルドには商人として専ら商取引に携わる親方と、労働者として専ら製織に従事する親方の両方が存在するのである。

しかし 1737 年の規約においては、「自己勘定で働く」親方たちの主張がほぼ全面的に認められることになった。1737 年の規約の第 60 条には、彼らの請願書に引用された「コルベールの規則」第 49 条の条文に新たな文言が付け加えられた上で再掲された。

第 60 条

あらゆる親方が、その同業者である当該共同体の親方以外の者のために手間仕事をおこなうことは、同じ罰をもって禁じられる。さらに、当該の親方全ては、この規約によって定められた製法のあらゆる織物を、自身で使用するためであろうと商売のためであろうと、注文を欲する者であれば、商人・その他の区別なく、あらゆる種類の人々のために製造したり、あるいは製造させたりすることが認められている。また、以下の条文に規定される内容に従って製造されたものであれば、それらを販売、購入、物々交換、交換、小売りすることが許可される²²⁶。

ギルドの親方身分であれば、商取引も製織もおこなえることが再び確認されたのである。また、保有できる織機の台数、徒弟の数にも区分が設けられなかった。

第 31 条

商人であれ手間仕事をおこなう労働者であれ、各親方は一度にひとりしか徒弟をもってはならず、5 年以上にわたって雇ってはならず、また 14 歳に達しない者は雇ってはならない。親方の息子や娘が徒弟の代わりを務めることはできない。徒弟証明書は 2 名の取締役親方、すなわち 1 名は取締役親方商人、もう 1 名は手間仕事をおこなう取締役親方労働者の立ち会いの下、公証人の前で承認される。違反者はこれを取り消される。

第 59 条

自ら製造をおこなう親方商人、および手間仕事をおこなう親方労働者は、各自その店舗に稼働中の織機を 4 台以上所有してはならず、違反者にはこの数以上に現在用いられている織機、およびそれを用いて作られた商品の没収と、罰金 200 リーヴルが科される。その 3

²²⁵ B. N. F., F-22449, “Statuts et reglement pour la communauté des maistres marchands et maistres ouvriers à façon en étoffes d’or d’argent et de soye, & autres meslées de soye, laine, poil, fil et coton, de la ville et fauxbourg de Lyon; et pour la fabrique desdites étoffes qui se font, tant dans ladite ville et fauxbourgs de Lyon, que dans les provinces de Lyonnais, Forest et Beaujollois, du premier Octobre 1737”.

²²⁶ Ibid., article LX, pp. 22-23. ここで「同じ罰」とあるのは、第 59 条と同じ罰であり、商品の差し押さえと罰金 200 リーヴルである。

分の1はリヨンの施療院に、3分の1は取締役親方に、そして残りの3分の1は告発者に対して、告発者がいない場合は共同体の困窮者に充てられる²²⁷。

このように、両者の中間に位置し、「自己勘定で働く」親方はいずれの区分でもない曖昧な位置に再び置かれたのであり、それは彼らが請願書で要求したことでもあった。この点ではギルドは「コルベールの規則」の体制に復帰したことになる。

また、1712年に認められた商人製造業者登録とその費用の徴収も廃止されることになった。パリ高等法院へ規約の登録を命じた国王ルイ15世の開封状に次のように記された。

…1712年10月31日の開封状によって、共同体の総額29,700リーヴルの分担金を支払うと同時に債務の弁済を目的に、一般に親方商人と呼ばれる親方製造業者ないし自己勘定で製造させる親方は、その権利を保有するために300リーヴルを、親方の息子は200リーヴルを支払うことを義務づけられたのである。その金額は1712年以降長きにわたって数多くの親方や親方の息子から徴収され、この費用を支払うことで彼らはその権利を認められてきた。さらに、その区別は当該の織物業を完全ならしめるために必要であったとはいえ、産業 *industrie* を妨害し、競争心を喪失させることしかできなかった。結果として1712年10月31日の開封状に背くことになるが、必要なことであるゆえ、リヨンの親方商人および親方労働者の共同体の取締役親方に対し、今後当該の費用を徴収することを固く禁じる。したがって、新しい規則の第60条およびこれに関連したその他条項に基づき、当該共同体の親方として受け入れられた者たちは、本規則によって認められた製法のあらゆる種類のその織物を自己勘定で製造したり製造させたりすることができる。また、本規則の様々な条項の規定に従って製作・製造され、また印がつけられた織物であれば、卸や小売りでそれらを販売、購入、物々交換、交換、小売りすることが認められる²²⁸。

この文言は、まさに1731年の請願書で訴えられた内容である。

このように、1737年の新規約では「自己勘定で働く」親方の要求が聞き届けられた。これに加えて、これまで商人が多数を保有していた取締役親方の役職についても変更された。

第8条

以前の規約で定められた4名の親方商人と2名の手間仕事をおこなう親方労働者からなる現職の6名の取締役親方に代わって、今後、共同体は8名の取締役親方によって管理される。すなわち、4名の親方商人および4名の手間仕事をおこなう親方労働者によってである。彼らは当該共同体の金銭や諸問題の監理に同等の権限をもち、2年間その役職を務めること。そのため、毎年聖トマスの祝日の直前の日曜日に先立つ週におこなわれる選挙では、2名の親方商人および2名の手間仕事をおこなう親方労働者からなる4名の取締役親方が選出される。4名の取締役親方商人のうち、2名はその自宅に織機を一台も所有しな

²²⁷ Ibid., article XXXI et VIX, p. 12, p. 22.

²²⁸ B. N. F., F-22449, “Lettres patentes du Roy, pour l’exécution du règlement concernant les manufactures des Étoffes de soye, or & argent, de la ville de Lyon, & la communauté des maîtres marchands & fabriquans desdites étoffes, &c”, pp. 3-4.

い親方から選出され、残りの2名は織機を所有する者の中から選出される。紋織物を製造するか製造させる者が2名、無地のあるいはビロードの織物を製造するか製造させる者が2名、常に存在するよう遵守すること。取締役親方労働者 *maître garde ouvrier* に関しても同様である。当該の取締役親方労働者は読み書きができ、かつ絹糸の留置権者（絹糸の前貸しを受けていない者）であったり、親方商人に債務がある者であってはならない。違反者には任命取り消しの罰が科される²²⁹。

親方商人と手間仕事をおこなう親方労働者という生産関係上の違いが存在することは否定しがたい事実であった。それぞれから取締役親方を選出することになったのは1700年の規約改定によって定められたとおりであったが、その数は平等にされた。商人は、ギルドの運営において数的優位を占めることができなくなり、製織仕事の発注先である親方労働者と同じ立場に立つことになったのである²³⁰。

以上のように、1737年の新規約では、1731年5月8日の決定が完全に破棄されるとともに、ギルドにおける商人の優位性は否定されることになった。「コルベールの規則」から半世紀以上をかけて、商人が獲得してきたギルドの支配権はここで覆されることになったのである。王権は「自己勘定で働く」親方の要求を受け入れるとともに、ギルドにおける商人層の台頭を抑える決定を下したのである。

もちろん、商人はこの決定に不服を訴えることになる。彼らは、1737年の条文ひとつひとつに検討を加えた国王宛の請願書を起草した²³¹。彼らの要求は1737年の規約第60条に対する反対意見に端的に表されている。

第60条について

この条文については理解できません。この条文は全く相反する二つの命題をひとつに押し込めております。あらゆる親方に対して、共同体の親方以外の者のために手間仕事をすることを禁じると同時に、それで商売をしようとする者のためであれば誰であろうと区別なく製造したり、製造させたりすることができるとあります。…この規則の前半部は見事なものであり、かつての規則にも一致しております。しかし、ここがよいとしても、後半部がそうとは限りません。この結果、規則は矛盾し、不適當なものとなるのです。結局のと

²²⁹ B. N. F., F-22449, “Statuts et reglement”, op. cit., article VIII, p. 3.

²³⁰ なお、1731年5月8日の決定に反対した「自己勘定で働く」親方の請願書（先に引用したものとは異なる）のひとつでは、商人・「自己勘定で働く」親方・手間仕事をおこなう親方の三階層からそれぞれ等しく4名ずつの取締役親方を選出することが要求されていた。この点については彼らの要求は認められなかったことになる。また、手間仕事をおこなう親方から地方長官宛てに送られた請願書には取締役親方数は10名とし、そのうち6名を彼らから選ぶことが提案されていたとある。A. M. L., 1 C 450159, “Supplément, pour les marchands ouvriers”, op. cit., pp. 3-4.

²³¹ A. M. L., HH 133, “Au Roy et a Nosseigneurs de son Conseil”. この請願書そのものには日付も差出人も記されていない。ただし、後に親方商人が開いた集会において、彼らが起草した請願書は3通であり、その1通目が本論で引用する請願書であると報告されている。なお、3通目の請願書は1738年11月に作成されたとあるので、本請願書はそれ以前に起草されたものと考えられる。A. M. L., HH 133, “Les maitres marchands fabriquant en etoffes d’or d’argent et de soye de la ville de Lyon qui ont reçu les ordres de Monseigneur le controlleur general...”, fol. 1-1 v. なお、この集会が開催された日付も不明であるが、本文中に1739年11月17日のコンセイユ・デタ決定に関する記述があることから、これ以降に開催されたものであることは間違いない。同集会では、親方商人が送ったことのない請願書について当局から問い合わせがあったことを議論している。

ころ、この後半部は、前半部との矛盾に関係なく、それ自体が不適當なものです。既に申し上げましたように、手間仕事をおこなう労働者の身分は、商人の身分と相容れず、併せ持つことはできないのです。それぞれの身分の役割と義務は全く反対のものであります。商人身分に求められる役割のひとつは、購入、販売、物々交換、交換することです。これに対して、労働者の義務のひとつであり、また常にそうでなければならないのは、購入、販売、物々交換、交換できないということであります。…（この規則によって）労働者に与えられた自由とは悪事をなす自由であり、商業に適した自由ではまったくありません。…リヨンでは多くの手間仕事を改善することが絶対に必要なのです。そうするために必要なのは指導する商人に欠けている知性や知識ではなく、（手間仕事を）実践する労働者の従順さです。この従順さを保証するために二つの身分の間に規律正しい従属関係が必要なのです。その関係によって商人は労働者を不当に処遇することができず、また親方は彼に要求されることを実行させられるのです²³²。

1737年の規約第60条に記されたことは、ギルド親方以外の者がギルドの親方に前貸しを伴う仕事をさせてはならないということ、および前貸しがおこなわれずに親方が「自己勘定で」製造したりさせたりするのであれば、ギルド以外の者からの発注でも引き受け、規則に則った製法の商品を販売できるとしたものであり、その条文自体に矛盾はない。しかし、彼らは親方身分に区分を導入すべきであるという前提に立っており、販売者である商人と生産者である労働者の混同は認められないのである。両者は労働者の商人に対する従属関係によって結びつき、その集合体がギルドなのである。ギルド外の取引先や顧客と直接やり取りするのは商人であり、労働者ではなかった。親方身分の区分に関する主張は1731年5月8日の決定をめぐる対立を論じた箇所を確認したとおりである。彼らはこの他に徒弟数や織機台数、商人登録、平等にされた取締役親方数についても1731年の体制に復帰させるよう訴えた。

これを受けて、王権は再びリヨンの絹織物業ギルドに対する態度を変化させた。1739年11月17日、コンセイユ・デタは1737年の規約の大部分の施行停止を命じた²³³。例外とされたのは、ギルドが保有する礼拝堂の管理者および取締役親方、補佐役の選出、個別集会に関する規則であり、また徒弟・職人・親方の入会や視察は継続が認められた²³⁴。また、コンセイユ・デタ決定には次の文言が含まれた。

…以前のように1737年10月1日の規則が施行されるまで、自己勘定で製造したり製造させたりすることを望む親方労働者が、1712年10月31日の開封状によって命じられた300リーヴルの費用を現職の取締役親方に、また親方の息子が同様に200リーヴルを支払う必要はない。ただし、仕事を始める前に、1712年10月31日の開封状に記された形式と手続きをもって、共同体の事務所で保管される登録簿に登録されなければならない。違反者には同開封状に記された罰が科される。また、登録は無料で、費用の徴収なくおこなわれる

²³² A. M. L., HH 133, “Au Roy et a Nosseigneurs de son Conseil”, fol. 18 v. -20 v.

²³³ A. M. L., 1 C 702460, “Arrest du Conseil d’Etat du Roy, concernant la fabrique des etoffes d’or, d’argent & de soye de la ville de Lyon, du 17 novembre 1739”, pp. 1-2. 停止期間は定められず、次の命令があるまでとされた。また、本決定にあたって、ギルドの取締役親方のほか、大貿易商たちからも規約の条文に対する請願がおこなわれたことが記されている。後者の請願書については本論では確認できなかった。

²³⁴ Ibid., p. 2.

ものとする²³⁵。

費用の徴収は認められなかったが、1712年に決定された商人製造業者の登録が復活させられたのである。この決定は臨時の対応であったが、次の新規約へと道を開くものであった。

1744年6月19日、王権はリヨンの絹織物業ギルドに対して新たな規約を発行した²³⁶。全183条からなるこの規約は、親方商人と親方労働者のギルド運営における対等な立場を保証するものではなかった。

第2章第1条

現職の8名の取締役親方に代えて、今後、共同体は6名の取締役親方によって管理される。そのうち4名は商人であり、また2名は手間仕事をおこなう親方労働者である。取締役親方商人のうち、2名は紋織りの仕事をさせている者、2名は無地織りの仕事をさせている者が常に存在するよう遵守すること。同様に、手間仕事をおこなう取締役親方労働者は1名の紋織の仕事をする者と1名の無地織の仕事をする者からなる。6名の取締役親方は2年間続けて職務にあたり、共同体のあらゆる事柄について等しく投票権を有する²³⁷。

取締役親方の数は6名に戻り、多数を親方商人の身分の代表が占めることになった。織機保有台数、徒弟の数も1731年の決定によって認められた数へと変更され²³⁸、ギルドは1737年以前の体制に復帰したのである。同様に商人登録時の費用徴収も復活した。しかし、これは1731年のそれとは異なる内容になった。

第7章第6条

先の第4条に命じられたとおりの稼働中のものでなければならず、第4条と同じ罰をもって違反を禁じるが、2台の織機を用いて自己勘定で製造し続けることを望む親方商人製造業者は本規則が公布された日を含めて3ヶ月以内に共同体の事務所で登録されなければならない。また、登録に際しては事務所で共同体の収入となる200リーヴルを支払わなければならない。そうすることで彼の親方証明書には受領証が添付される。ただし、1712年3月1日のコンセイユ・デタ決定および同年10月31日に発行された開封状、および1718年1月4日のリヨン市参事会の命令の施行に応じて、以前に命じた費用を既に支払った親方は例外とし、次の条文に命じられた形式と手続きをもって当該費用の支払いを証明することで、無料で登録されるものとする。今後、商人の身分で自己勘定で製造することを望む手間仕事をする親方労働者に関しては、仕事を始める前に同じように共同体の事務所で登録されなければならない、違反者は同じように罰せられる。また登録に際しては、同じく200リーヴルを支払うこと。さらに、先の第4条に命じられたことに従わなければならない。自己勘定で現在製造していたり、今後製造することを望む親方が、次の条文で命じら

²³⁵ Ibid., p. 2.

²³⁶ A. M. L., 1 C 704603, “Statuts et Reglement pour la communauté des maîtres marchands, & maîtres ouvriers à façon en étoffes d’or, d’argent & de soie, & autres mêlées de soie, laine, poil, fil & coton, de la ville & fauxbourgs de Lyon; & pour la fabrique desdites étoffes, du 19 juin 1744”.

²³⁷ Ibid., title II, article I, p. 4. 1744年の規約では、関連する諸規則が14章に分類されている。

²³⁸ Ibid., title V, article IV et V, p. 19; titre VII, article II et IV, pp. 34-35.

れたことをあらかじめ満たさずに、手間仕事をする親方のところで製造させることについては、同じ罰をもって厳しく禁じられる。

第7章第7条

人に製造させる親方商人で、今後も手間仕事をおこなう親方のところで製造させ続けることを望む者は、本規則が公布された日を含めて3ヶ月以内に、共同体の事務所に登録されなければならない。また、登録に際しては事務所で共同体の収入となる800リーヴルを支払わなければならない。違反者は前条に記された罰を科される。しかしながら、1712年3月1日のコンセイユ・デタ決定および同年10月31日に発行された開封状、および1718年1月4日のリヨン市参事会の命令の施行によって、既に支払っていた場合はこれを控除される。これについては、彼が持参した受領証、商人証明書、特別な書類をもって、あるいは彼に発行された謄本を持参し、共同体事務所の彼らの商人身分登録を確認することをもってなされる。自己勘定で働く親方、あるいは商人、あるいは手間仕事をする労働者で、今後、手間仕事をする親方のところで製造させることを望む者は、原材料を引き渡す前に共同体に登録され、同額の800リーヴルを支払わなければならない。違反者には同じ罰が科せられる。なお、これらの者の控除は次のようになされる。すなわち、1712年の決定と開封状、および1718年のリヨン市参事会の命令の施行に応じて支払ったことを証明し、本規約の公布以前に商人として既に受け入れられていた者は、上に説明したとおりである。また、その公布以後に受け入れられた者に関しては、前条に命じられた内容の施行に応じて既に支払った合計200リーヴルが控除の対象となる。上に説明した場合全てにおいて、取締役親方から登録された自己勘定で製造させる親方にたいし、商人証明書が発行される。同証明書には、親方身分証明書の交付日とその登録日が記される。商人身分に登録した親方は、手間仕事をする親方のところで製造させること、同じく第4条で割り当てられた織機2台を用いて自己勘定で製造することができる。さらに、当該の条文で命じられたことに従い、違反者にはそこに記されたのと同じ罰が科される²³⁹。

「自己勘定で働く」親方であり、手間仕事をする親方労働者に製織仕事を発注しない者もその身分を登録することになり、登録費を課せられたのである。彼らは身分としては親方商人に分類され、商取引をおこなうことができたが²⁴⁰、徒弟を受け入れることはできず、織機も2台しか保有することができなかった。1731年の決定と異なっていたのは、手間仕事を自らしたり、他の親方に発注せずに「自己勘定で」働き続けることが認められた点であるが、その条件が厳しいものであることに変わりはない。徒弟や織機の数、登録費支払いといった条件を考慮

²³⁹ Ibid., titre VII, article VI et VII, pp. 35-36. なおここに記された第4条には以下のような規則が定められた。「第7章第4条：今後、本規則が公布された3ヶ月後以降、親方商人製造業者、および自己勘定で製造させる者は稼働中の織機を2台までしか保有してはならない。各違反者には500リーヴルの罰金が科せられる。これに加えて公布から3ヶ月後もこれを上回る数を保有している場合は織機と同じく、織機に付属した原材料や商品も、市参事会によって下される差押命令によって押収・没収される。徒弟にこれらの織機を使用させることは、第5章第4条によって命じられた罰をもって禁じる。ただし、これらの者は、本規約が公布された時に雇用されている徒弟であれば、その徒弟修行終了まで、当該の2台の織機の内1台を用いて仕事をさせるために、雇用し続けることが許可される。」

²⁴⁰ Ibid., titre VII, article VIII, pp. 37-38.

すれば、手間仕事をする親方労働者となった方がかえって楽であったかもしれない。

これに対して、手間仕事をする親方に製織を発注する者には商人の証明書が発行されることになった。その登録費は 800 リーヴルと極端に高い金額に設定され、他の身分と明確なへだたりを設けられたのである。

このようにしてみれば、1744 年の新規約は、制度上、親方身分内の三つの階層の併存を認めたものであり、「自己勘定で働く」独立手工業者の親方の要求にある程度応える形をとった。しかし、実質は独立手工業者の親方を排除する方向に向かわせるものであり、商人側の要求に応じたものであった。王権による対立の調停は終了したかに見えたが、かつて自らの対応に見られた動揺は隠しようがなかった。1744 年 8 月 3 日、1737 年の規約への復帰を求める者によって、1744 年の新規約に反対する大規模なストライキと示威行動が発生した²⁴¹。王権の対応は再び揺らぎ、1744 年 8 月 10 日のコンセイユ・デタ決定で 1744 年の規約を撤回し、1737 年の規約の施行が命じられたことをもってストライキは鎮静化する²⁴²。しかし、1745 年 1 月、王権は軍隊を派遣して運動を取り締まり、首謀者を投獄した。王権は最終的に武力を行使することでしかギルドの内紛を解決できなかったのである。

1745 年 2 月 25 日のコンセイユ・デタ決定は、1744 年 8 月 10 日のそれを破棄し、正式に 1744 年の規約の施行を宣言した。ただし、ここでも王権の対応は揺らいだ。条文の一部の施行を除外したのである。

…陛下は小商人 *petits marchands*、あるいは小製造業者 *petits fabricants* と一般に呼ばれる自己勘定で働く商人製造業者が、自身のところで各自 4 台の織機を用いて働き、徒弟を雇い続けることができることを別途お命じになった。また商人の身分となることを望む手間仕事をおこなう親方労働者に対しては、新しい規約で定められた費用ではなく 300 リーヴルを、親方の息子であれば 200 リーヴルを支払うことをお命じになった。これは、1712 年 10 月 31 日のコンセイユ・デタ決定と開封状による措置に合致する。このため、本決定に相反するであろう 1744 年 6 月 19 日の規則の第 7 章第 4 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条の適用を除外する。

また、陛下は、商人製造業者、および自己勘定で製造させる者で、1737 年の規約以降に費用を支払うことなく商人として受け入れられた者については、3 ヶ月の猶予をもってそれぞれ 300 リーヴルを、親方の息子であれば 200 リーヴルを支払い、共同体の事務所での登録については 1744 年の規則第 7 章第 6 条および第 7 条に命じられた手続きを遵守することで、親方労働者の身分から親方商人の身分となることをお命じになった²⁴³。

こうして、1744 年の規約のうち、商人身分に関する規則は 1712 年の制度へと戻された。以後 1776 年のチュルゴによる宣誓ギルド廃止と翌年の新体制による復活まで、この一部適用を除外された 1744 年の規約に基づく制度がギルドに敷かれたのである。

²⁴¹ 1744 年のストライキについては Justin Godart, *L'ouvrier en soie, op. cit.*, pp. 279-291 を参照されたい。

²⁴² A. M. L., 1 C 704601, “Arrest du Conseil d’Etat du Roy, qui ordonne l’exécution du Règlement de 1737 pour la fabrique de Lyon, du 10 août 1744”, pp. 1-2.

²⁴³ Pierre-Marie Gonon, “Vaucanson à Lyon en 1744”, *Mélanges historiques et littéraires: ou recueil de documents rares ou inédits, relatifs à l’histoire de la ville de Lyon et du département du Rhône*, Lyon: Dorier, 1847, p. 15.

小括

本章で論じたことをまとめれば以下の四点を指摘することができる。

第一に、「コルベールの規則」によって商人がギルドに組み込まれ、身分に関する規定と生産関係が曖昧に処理された結果、17世紀末から18世紀前半にかけてギルド内で繰り返し親方身分内の紛争が発生し、ギルド規約が何度も改定されることになった。コルベールの政策的意図はリヨン産絹織物の品質・地位の向上であった。しかし、ギルドをその管理監督の単位とし、旧来通りの身分制に押しとどめようとした結果、絹織物の販売を主におこなう商人とその生産に専ら従事する親方織工との齟齬を生じさせた。同時に「コルベールの規則」は親方労働者に抵抗の根拠を与え、紛争を一層長期化させることになったのである。

第二に、紛争を長期化させたのは王権の財政基盤の弱さも原因としてあった。王権は17世紀末から18世紀初頭にかけて繰り返しギルドへの売官をおこなった。ギルドは費用を賄うために借金を繰り返し、その返済を名目に「コルベールの規則」によって定められた各身分の登録費を変更した。ギルドの収入の多くは登録費の収入によって成り立っており、変更を通じてより多くの費用を負担することになった商人をギルドの支配者として台頭させるきっかけをつくった。結果として売官と登録制度を利用することで、商人は自らの身分を絹織物業ギルドに確立させることに成功したのである。

第三に、財政基盤の弱さだけでなく、王権の対応の揺れ動きもまた紛争を長期化させた。商人側と親方側という紛争当事者を作り出した王権は、いずれか一方の要求を聞き続けることはなく、それぞれに有利な結果と不利な結果を歴史的に繰り返し与えてきた。結果として、これも双方の主張に歴史的根拠を提供することになっただけでなく、ギルド側から請願書を通じた権力への働きかけの有効性を保証するものともなった。最終的に王権は武力に頼ることでしかこの歴史的過程を打ち消すことができなかったのである。

第四に、このように長期にわたる紛争にもかかわらず、あるいはそれゆえに、王権、商人、親方労働者とも一貫してギルドを放棄することも、そこから離脱することもなかった。王権にとってギルドは徴税と統治の手段であり、商人にとっては自らの産業支配を貫徹させる手段であり、親方にとっては自らに与えられてきた特権を維持するための手段であった。それゆえに商人と親方は対立し合い、王権は相次ぐ規約の改定によって統治者としての位置を確保していたのである。リヨンの絹織物業の発展がさらにこの三者にギルド制に固執させる結果を招いたとも考えられる。

以上のようにしてみれば、18世紀前半のギルド内の身分をめぐる争いは、結果としてギルド規制を再編強化する方向に向かい、王権とギルドとが相互に利用し合う関係を導き出した。この中で再定義されていったギルド内の身分に、どのような者たちが登録者として現れてくるのかを次章で論じることにする。次章では本章で論じた制度上の変化と実態との対比を検討してみたい。また、再編された規制は本章でみた身分にかかわるものばかりではなかった。「コルベールの規則」が意図した織物の品質管理体制については第4章でその後の展開を論じることにする。

第3章 ギルド構成員の身分と登録制度

前章で論じたように、17世紀末から18世紀前半のギルド規約の改定にともない、ギルド内の身分規定は変化していった。本章ではこのような制度上の変更と対比させながら、ギルドの実態を具体的に検討する。ギルドが登録制度を利用してどのように構成員を管理しようとしていたのかを、史料の分析をもとに実証したい。

その際、序論で述べたギルドの閉鎖性と開放性をめぐる論争について、リヨンの絹織物業ギルドを事例にした考察を試みる。かつては18世紀に親方身分の登録費が値上げされたことをもって親方の息子以外が親方にはなれなくなっていたと考えられていたが、後に親方身分の「血」の継承を否定するデータが明らかにされ、相対的には親方身分は開放されていたとみなす立場が現れた。前章でも18世紀前半に徐々に登録費が改定されていったことは確認した。また、リヨンの絹織物業ギルドの場合、親方身分から商人身分が分離していったことが特徴的である。規約改定の結果が、これら身分の登録にどのような影響を与えたのか検討してみたい。

閉鎖性や開放性を議論することの意義は、ひとつはギルドという古い装いを纏った制度が持続的であったのか、あるいはある時代を境に変化していったのかを論じることである。ひいてはギルドが本質的にアンシアン・レジームの象徴であったのか、実は近代的であったのかという解釈の違いを明確にし、時代の劃期を定義することに寄与するであろう。この点は先の論争でも念頭に置かれていた争点である。しかし、本論が考える意義は多少異なる。ギルドが閉鎖的であったか開放的であったかを議論することは、ギルドの制度がどのように運用されていったのかを明らかにすることになると考える。すなわち、開放性と閉鎖性を制度で定義することによって、ギルドがどのような利益を導きだそうとしていたのかを検討する必要があると考える。本章ではさしあたり先の論争をリヨンの絹織物業ギルドを事例に検証し、最後に本論の課題である「コルベールの規則」の利用のされ方を議論することにしたい。

この検討のために用いる史料はギルドが管理し保管した各身分の登録簿である。あらかじめ史料の説明をしておく。登録簿はリヨン市文書館に所蔵されているものを用いた。同文書館には1651年から1791年までの徒弟・職人・親方・商人製造業者それぞれの登録簿が現存する²⁴⁴。登録簿には登録日順に登録者が並んでいるものと氏名のアルファベット順に並べられたものの二種類がある。後者は前者の索引の役割を果たすものであり、登録者が登記にあたって持参する各種証明書の情報などは全て前者に記されている。

これら登録簿についてはこれまでのリヨン絹織物業ギルド研究において十分に活用されてきたとは言い難い。ある年度における登録者数を引用したものや特定の登録者の調査にあたって引用されることはあっても、あくまでも断片的な情報しか提供できていない。ギルド構成員に関する数量データを提供するのは、主にゴダールの研究によって示された数値であったが、18世紀におこなわれた調査に基づく数値であり、登録簿は用いられなかった<表1参照>。一方、

²⁴⁴ 1651年からある登録簿は職人の登録を記録したものである(A. M. L., HH 595 1)。以下、市文書館に現存する各身分の登録簿について、その記録された最初の年を記しておく。徒弟登録簿：1679年から(A. M. L., HH 595 2)。親方登録簿：1675年から(A. M. L., HH 576)。商人製造業者登録簿：1707年から(A. M. L., HH 619)。登録制度が徒弟と職人に対して設けられたのは17世紀前半であるが、「コルベールの規則」以前から存在する登録簿は職人の登録簿のみである。なお、これらの年代以降の登録簿が全て現存しているわけではなく、史料の所在がわからないものも多い。また、本論でも現存する全ての登録簿からデータを抽出できているわけではない。

ガルデンの研究は登録簿のうち徒弟登録について数量的な手法で分析をおこない、ゴダールが示した 18 世紀の調査は登録簿の数値とは異なることも指摘された²⁴⁵。しかし、登録簿に関して、その後に調査が進展することはなかった。

本論では前章までにみたようなギルドの制度上の変化に構成員がどのように対応したのか、あるいはいかなる方向に強制されることになったのかを明らかにするためにも、本史料を利用することが必要であると考え。本論ではこれら登録簿のうち、徒弟・親方・商人製造業者の登録簿についてデータを抽出し、分析をおこなった。ただし、文書館に保管されている 17 世紀半ばから 18 世紀末まで 1 世紀半に及ぶ期間全ての登録簿からデータを抽出できたわけではない。また、登録簿には散逸してしまったと思われるものも多く、登録者不明の空白期間が生じてしまうことは避けられなかった。したがって、分析対象とできたのは同期間におけるギルド登録者の一部ということになる。その一部の対象者ではあるが、彼らを通じて明らかになることを具体的に提示したいと考える。

第 1 節 徒弟登録者

1) 徒弟登録の手続き

「コルベールの規則」を要求し、商人をギルドに編入して徒弟修行を受けさせることを望んだリヨン市の商人頭の手紙にもあったように、徒弟修行は製織技術・知識の習得にあたって必要な 5 年間であるとみなされていた。同時に、彼らは親方が無償で雇える労働力であるともみなされており、一人の親方が雇うことができる数やその手続き、雇い入れた後の対応が規則によって厳格に規定されていた。徒弟はまず受け入れ先の親方と徒弟契約を結び、公証人が徒弟契約書 *acte d'apprentissage* を作成した。「コルベールの規則」第 32 条（第 1 章第 2 節参照）では、契約書作成から 8 日以内に登録することを義務づけていた。登録にあたって、親方は徒弟を伴い、徒弟契約書・徒弟の洗礼証明書 *acte baptistaire*・自らの親方身分証明書を携えて共同体の事務所に赴き、取締役親方の前で登録簿に徒弟の氏名などを登記した。なお、他の身分についても同様であるが、登録は毎日おこなわれていたのではなく、7 日おきに、つまり週 1 日の登録日におこなわれることが常であった。登録者はその日に事務所へ赴くことになった。登録簿には次のような内容が記された。

アントワーヌ・ジャン・バティスト・シャンブリ Antoine Jean Baptiste Chambry は、1714 年 7 月 4 日に本職業に入会し 450 頁に登録された親方ピエール・ピシャール Pierre Pichard の徒弟として登録される。シャンブリの洗礼証明書は、1720 年 12 月 10 日のリヨンの聖ジョルジュ小教区の登録に由来し、同証明書は同小教区の助任司祭ジャイヨ Jayol によって署名された。徒弟契約書は、1737 年 10 月 14 日、公証人テーヴ Theve とその同僚によって公認された。1738 年 4 月 23 日登録。 (登録費) 24 リーヴル²⁴⁶

²⁴⁵ Garden, *Lyon et les Lyonnais*, op. cit., pp. 55-62. ガルデンは、18 世紀全ての徒弟登録を調査し、その出身地と年齢のデータを提示した。ただし、実際に図表に示されたのは姓の頭文字が G から K で始まる徒弟登録者を対象とした数値である。Ibid., p. 56. なお、ガルデンの研究でも本論で用いるのと同じ登録簿を使用しているが、後で見るように本論の調査結果とは幾分異なる数値が示されている。

²⁴⁶ A. M. L., HH 599, “Livres des apprentis commencé le 10 juillet 1737 et fini le 2 janvier 1739”, No. 84. 各身分の

これは 1738 年に作成された徒弟の登録である。登録にあたって確認されるのは、徒弟を受け入れる者が正規の親方であるかどうか、徒弟の年齢・出身地は規則を満たしているか、徒弟契約は結ばれているかである²⁴⁷。さらに、それぞれを証明する書類の作成者を確認し、登録費の受領をもって登録手続きが完了した。これは一般的な新規の徒弟登録方法である。

この他に二種類の徒弟が登録簿に記載されている。それは孤児と再雇用された徒弟である。前者については 16 世紀以来、リヨン市の救貧対策と労働力確保を兼ねて、ギルドが大施物会の孤児を徒弟として受け入れ続けていた。これらの孤児が徒弟登録する場合には、洗礼日の証明の記載がない代わりに大施物会の孤児（あるいは施療院の孤児）であることが記され、登録費が免除された。再雇用された徒弟とは、何らかの理由（逃亡・病気）で一時徒弟修行を離れた者が再び親方に雇われた場合のことを指し、新規登録よりは費用の負担が少なかったが、再び登録費を支払うことが必要であった。なお、徒弟が期間中に登録を取り消される場合には、市参事会が取消の命令を発することで、登録簿上の当該者の欄に斜線が書き込まれ、欄外に取消日と場合によってはその理由が書き込まれた。

ただし、特別な理由があって正規の方法で登録ができない場合には、市参事会の命令によって登録が指示・許可される場合もあった。例えば、1739 年 9 月 16 日に登録されたピエール・ジョセフ・リュファン Pierre Joseph Ruffin は、1737 年 2 月 19 日に一人目の親方と徒弟契約を交わしていたにもかかわらず、徒弟身分を登録されていなかった。そこで取締役親方が二人目の親方のところに再雇用させ、1739 年 9 月 9 日に改めて徒弟契約を結ばせ直した。市参事会の命令により、リュファンの徒弟修行期間は二度目の徒弟契約からではなく、一度目の 1737 年 2 月 19 日から有効であることを登録簿に注記して登録の手続きがなされたのである²⁴⁸。この他にも、各種証明書が発行できない場合なども市参事会が登録を命じることで特別に許可されることがあった。このように、登録作業にあたっては、ギルド規約に記されていない例外的な事柄が多数起こりえた。こうした問題への対処は、現場でギルドの監督に当たる市参事会と取締役親方の役割であった。

なお、これらの例外的事情がある場合を含め、徒弟登録は全て定まった形で登記されていたわけではない。一定期間のみ、記載事項が変化することもあった。例えば、1736 年 1 月 4 日から 1736 年 6 月 27 日までに登録された徒弟については、そのほとんどが洗礼証明書に記された洗礼日ではなく、洗礼証明書の発行日が記されている²⁴⁹。これは規約の変更がおこなわれたり、特別の命令があってそのように記載されているわけではない。登録担当となる取締役親方は半期毎に交代しており、その交代、ないし事務所の登記担当書記官の変更によって、記載内容が変わることもあったのである²⁵⁰。

登録簿には、1745 年から 1777 年の商人製造業者登録簿を除いて、各頁にノンブルが付されており、folio ではなく No でこれを表記する。

²⁴⁷ 「コルベールの規則」には記されなかったが、1678 年には 13 歳以上、1737 年の規約では 14 歳以上と徒弟修行開始時の年齢制限が設けられた。Godart, *L'ouvrier en soie, op. cit.*, p. 102.

²⁴⁸ A. M. L., HH 600, “Registre des apprentis commencé le 4ème fevrier 1739”, No. 37.

²⁴⁹ A. M. L., HH 598, “Livre des apprentis commencé en 1725 et fini en juillet 1737”, No. 444-500.

²⁵⁰ こうした理由もあって、長期にわたる統計データを同じ形式で提示することは困難である。なお取締役親方が担当期間中に死亡した場合は、別の取締役親方に引き継がれる。

2) 徒弟登録者数の推移と実態

ギルドが徒弟を受け入れる数は年によって大きく変動した。〈表 6〉および〈グラフ 1〉は 1689 年度から 1790 年度までに受け入れた徒弟数の合計と内訳である。新規登録者が最も多いのは 1736 年度の 519 人であり、最も少ないのは 1703 年度の 25 人である。登録者の合計人数を算出可能な年度は計 61 年度分あり、その平均は 217 人となる。また、合計人数が算出できない期間も含めれば、登録簿に登録された全ての新規登録者は計 16,719 人となる。推計ではあるが、18 世紀にリヨンの絹織物業ギルドが受け入れた徒弟の数はおよそ 2 万人程度であったと考えられる²⁵¹。1 世紀という長期間の数字ではあるが、ギルドはこの膨大な数の徒弟の出入りを管理しなければならなかった。

徒弟登録数の変動は規制によって引き起こされた場合もある。例えば、1703 年度は新規登録者の数が極端に減少し 4 名となっている。1704 年度から 06 年度にかけても一人もいないか、2 名しかいない。これは、ギルドが新規の徒弟受け入れを制限したためである。1697 年にギルドの親方労働者は王権に宛てて、今後 5 年間は孤児以外の徒弟の受け入れを禁じるよう訴えていた。そして 1702 年 9 月 19 日に市参事会が 5 年間の徒弟の受け入れを禁じた。この命令は 1706 年 6 月 15 日に解除されている²⁵²。なお〈表 6〉が示すように、1704 年・1705 年に通常の手続きで新規に徒弟を雇用した親方は一人もいなかったが、孤児を受け入れる親方の数はそれ以前の時代に比べて多い数値を示している。労働力としての徒弟雇用の需要が失われたわけではないことがうかがえる。

このようなギルド全体での徒弟受け入れ制限は 1680 年代から 18 世紀初頭にかけて何度か起こった。1684 年 12 月 13 日には、リヨン大司教が 1 年間の徒弟受け入れ禁止を命じ、翌年の 12 月 30 日に市参事会はこれを更新して 2 年間延長させた²⁵³。さらにその期限が切れる 1687 年 12 月 31 日にも市参事会は徒弟の受け入れ禁止を命じている。

…1686 年の末まで徒弟を雇っていた当該職業のあらゆる親方は、本命令が下された日から 3 年の間徒弟を雇ってはならない。この期限より前に徒弟契約書を作成することは、契約を無効とする罰をもって禁じる。1686 年の末に一人も徒弟を雇っておらず、現在も雇っていないか、あるいは 18 ヶ月以上前に再雇用した徒弟しかいない親方については、これまでの 3 年間一人も徒弟を雇っていないことを条件に、一人だけ徒弟を雇うことができる。ただし、出自を洗礼証明書で証明されたこの都市の者であるか、あるいは施療院や大施物会の理事の証明書によってそこで育てられたことを証明できる者に限られる。これ以外の徒弟を雇うことは同じ罰をもって禁じる²⁵⁴。

1680 年代に徒弟の受け入れが禁じられた背景には、親方数が増加した結果、織物業の貧困者

²⁵¹ ゴダールによれば、1667 年から 1791 年にかけて登録した徒弟の数は 22,360 人とされている。Godart, *L'ouvrier en soie*, op. cit., p. 112. ただし、この数字がどのように算出されたのか、どの史料に基づくものなのかは明記されていない。また、彼の研究の文献目録に記されたリヨン市文書館の徒弟登録簿を示す整理番号と現在の番号が一致しないため、算出対象となった史料に基づく再調査をすることができない。ただし、本論が提示する概算人数と大きく異なっていない。

²⁵² Ibid., p. 107; A. M. L., 1 C 702454, “Extrait des registres du Conseil d’Etat”, op. cit., article XXVII, p. 15.

²⁵³ Godart, *L'ouvrier en soie*, op. cit., p. 107.

²⁵⁴ A. M. L., HH 4301, “Extrait du registre des jugemens & ordonances de la juridiction consulaire de la police des arts & métiers de la ville de Lyon”, pp. 86-87.

も増加したことがあるという²⁵⁵。この 17 世紀末から 18 世紀初頭はギルド内で貧困者の増大を受けて、徒弟の制限がおこなわれた時代であった。同時に前章でみたような地位の改善を求める親方労働者と、ギルドの支配を望む商人との対立が引き起こされたのである。徒弟受け入れの禁止措置が以後実施されることはなかったが、後段でみるようにギルドは徒弟の雇用を調整し続けた。ギルド親方の経済状況と利害に応じて徒弟数は変化するのである。

次にどのような者たちが徒弟として登録されたのかを検討する。〈表 7〉は年度ごとの平均年齢を、〈グラフ 2・3〉は徒弟登録者の年齢を示したものであり、登録簿に記載された洗礼日から徒弟となった日までの年月を計算し、集計したものである。徒弟の多くは 13 歳～16 歳頃に徒弟契約を結び、親方のところで修行に入った。ただし、〈表 7〉が示すように徒弟登録者の平均年齢は 1689・1690 年度よりも、18 世紀の方が多少高くなっている。1725 年度から 1752 年度までの新規登録者の平均年齢は 16 年 0 ヶ月であり、1690 年度のそれよりも 1 年長くなっている。こうした傾向は〈グラフ 2・3〉からも伺える。1689・1690 年度の登録者で最も多かったのは 13 歳で徒弟となった者であり、83 名であった。これに対して 1725～1752 年度を通じて最も多かったのは 14 歳で徒弟となった者 1,513 名である²⁵⁶。1737 年の規約がそれまで認められていた 13 歳から 14 歳へと徒弟の年齢制限を引き上げたことも影響していると思われるが、平均年齢を見れば既にそれ以前から年齢が上昇していたことがわかる。また、年齢制限が必ずしも遵守されていたわけではないこともこの表からは見てとれる。

〈表 9〉および〈図 4〉は 1725 年度から 1752 年度までの徒弟の出身地を示したものである。ここに明らかなように、当該期間中に徒弟として雇用された者の約 64%はリヨネ州 Lyonnais の出身者によって占められていた²⁵⁷。これは登録簿上で出身地が分からなかった者たち (9.31%) を含めた場合であり、不明者を除くと約 7 割がリヨネ州出身者であったことになる。しかもそのほとんどはリヨン市内、あるいはリヨネ地方の出身者であった。

リヨネ州に次いで多かったのはブルゴーニュ州 Bourgogne とドーフィネ州 Dauphiné であり、それぞれ新規登録者に占める割合は約 1 割である。これら地域に次いで多くの徒弟を輩出したのがサヴォワであり、本表の対象とする期間に 300 名がリヨンで徒弟修行をおこなっている。ただし、同時代においてはサルデーニャ王国 (1720 年成立) の版図であり、サヴォイア家が支配する領地であった。国外への技術・製法流出を極端に恐れるリヨンの絹織物業者が、なぜサヴォワからだけは徒弟を受け入れていたのか、それを明確に示す史料は現在確認されていない。ただし、フランスは過去何度となくサヴォワ地方の占領・撤退を繰り返しており、ルイ 14 世の時代にも二度この地を占領している (1690-1696, 1703-1713) ²⁵⁸。さらに、ブルゴーニュ州の中でも比較的多くの徒弟を輩出しているブレス地方 Bress、ビュジェ地方 Bugey、ヴァルロメ地方 Varlomey も 1601 年のリヨン条約によってサヴォイア家の領土から割譲された地域である。また、リヨンで 16 世紀に絹織物業を本格的に開始させた者たちがピエモンテの出身者であったこと、およびサヴォワもまた主要な原料絹の供給地域であったことをふまえれば、リヨンの絹織物業

²⁵⁵ Ibid., p. 84.

²⁵⁶ 18 世紀の徒弟の年齢については Garden, *Lyon et les lyonnais, op. cit.*, p. 59 の表も参照されたい。ガルデンによれば、18 世紀の徒弟修行開始時の年齢で最も多かったのは 14 歳で全体の 21.2%、次いで多いのは 15 歳で 20.8%である。彼の調査方法は本章注 245 に記したとおりであり、本論とは算出対象や期間が異なるので比較はできないが、多少数値は異なる。

²⁵⁷ 旧リヨネ州はリヨネ Lyonnais、フォレ Forez、ボージョレ Beaujolais の三つの地方からなる。

²⁵⁸ Paul Guichonnet dir., *Histoire de la Savoie*, Toulouse: Privat, 1973, 3ème édition, 1988, p. 496.

の歴史とつながり深いと言えよう。商品と人の交流は 18 世紀にも続いていたものと考えられる。なお、＜表 9＞の「その他」地域の出身者 26 名のうち、19 名はパリから来た徒弟である。パリにも絹織物業ギルドが存在し、絹織物の生産がおこなわれていたと同時に、リヨン産絹織物の国内における主要な消費市場であった。徒弟の数はごくわずかではあるが、パリとリヨンとの人と商業上のつながりを示すものである。

ところで、このサヴォワをはじめ、ブルゴーニュ州やドーフィネ州など、リヨネ州を除くほとんどの地方出身者の数が、1739 年度から 1742 年度にかけて激減し、ほとんどゼロになってしまう。これは 1737 年の規約による制限が原因であろう。

第 38 条

今後、いかなる親方であっても外国人の徒弟、あるいはリヨネ市およびリヨネ・フォレ・ボージョレ地方以外で生まれた徒弟を受け入れてはならないし、既婚者も受け入れてはならない。違反者の徒弟契約書は無効とし、親方に対しては 100 リーヴルの罰金を科すものとする。また徒弟証明書を登録した取締役親方には罰金 300 リーヴルを科す。これら罰金はその 3 分の 1 は告発者に、3 分の 1 はリヨンの二つの施療院の困窮者に与えられ、残りは共同体のために充当される。この条文に対する違反がある場合、告発は補佐役におこなうこと。また、もし告発者がいない場合、告発者への罰金の割り当て分は、この違反を発見した取締役親方あるいは補佐役に充てられるものとする²⁵⁹。

1737 年の規約は、1738 年 3 月 31 日に高等法院に登録され、同年度の後半から施行された。したがって、1738 年まではリヨネ州以外の徒弟も雇用することができたが、翌年以降は特別な事情がない限り、受け入れることができなくなったのである。前章でみたように、徒弟の受け入れについては、1739 年に命じられた規約施行停止措置の例外とされたため、1742 年度までリヨネ州以外の徒弟がほとんどいなくなったのである²⁶⁰。

この時期に徒弟の登録数を制限する必要性が生じたのであろうが、なぜこのような制限が設けられたのかは明らかではない。しかし、この制限に対してはギルドの商人側から反対意見が提出されている。それによれば、この第 38 条は 1737 年の規約のうち「織物業にとって極めて有害な条文のひとつ」であり、「ドーフィネ・ビュジェといった…熟練し、勤勉で分別ある労働者を輩出してきた隣接地方」から労働力の供給が停止してしまったと訴えている。この請願書によれば、これら隣接地方出身者は思慮深く「いつの日か立派な親方労働者になるという願望にとどめる」のに対し、リヨネ地方出身者は「大都市の恵まれた環境で育ったゆえに、放蕩で規律がなく…全員が製造業者になろうとする」と主張している²⁶¹。よくある田舎者と都市育ちの対比ではあるが、問題は親方労働者となる者を確保しようとする一方で、製造業者を望む者を制限しようとする意図である。つまり、商人が望んだのは競争相手となる製造業者を増やすことではなく、自らに従属する親方労働者を増やすことであった。そのために徒弟の出身地をギルドが統制する必要があると考えられたのである。

²⁵⁹ B. N. F., F-22449, “Statuts et reglement”, op. cit., article XXXVIII, p. 14.

²⁶⁰ なお、1742 年度にこの制限が解除されたことは＜表 9＞からも明らかであるが、それを決定した王権や市参事会の命令については発見できていない。

²⁶¹ A. M. L., HH 133, “Au Roy et a Nosseigneurs de son Conseil”, op. cit., fol. 16.

第 38 条による制限は 1744 年の規約によっても継続されたが、商人の訴えを受けて幾分緩和されることになった。

第 5 章第 1 条

リヨン市およびそのフォブールの絹織物業の共同体には、既婚者や 14 歳未満の者や、外国人、あるいはリヨン市とリヨネ・フォレ・ボージョレ・ブルボネ・プレス・ビュジェ・ドーフィネ・オーヴェルニュ・ヴィヴァレ以外の地方で生まれた者を受け入れてはならない。違反者には徒弟証明書の無効の罰が科される²⁶²。

リヨネ州に隣接する諸州については徒弟を受け入れることが認められたのである。この結果、1743 年度以降、これら諸州出身の徒弟が復活する（＜表 9＞参照）。その一方で、1730 年代まで新規徒弟登録者の一定の割合を占めてきたサヴォワ出身者は、リヨンの絹織物業ギルドへ参入することができなくなった²⁶³。そもそもあまり徒弟の労働力を供給してこなかった王国内の遠方地域はもとより、国境を越えた労働力の流入が厳しく制限されることになった。徒弟の出身地はギルドへの参入資格を定義するものとなり、ギルドが管理すべき対象であったのである。

なお、最も多くの徒弟を輩出したリヨン市について、もう少し詳しく分析を試みたい。＜表 10＞はリヨン市出身の徒弟登録者数について洗礼を受けた小教区ごとに分けたものであり、＜図 5＞はその 14 の小教区と施療院の位置を示したものである。リヨンは、ソーヌ川西岸のフルヴィエールの丘の麓に古くからある街と、ソーヌ川とローヌ川に挟まれた半島部分が城壁で囲まれた市の中心部であり、この外にフォブールが広がっていた（＜図 1＞参照）。人口が集中していたのは半島部分であり、とりわけ聖ニジュール小教区 *paroisse Saint-Nizier* 周辺に住居が密集していた²⁶⁴。＜表 10＞が示すとおり、絹織物業ギルドの徒弟もまたこの聖ニジュール小教区出身者が最も多く、全体の 4 割近くを占めている。また、半島に位置する小教区の合計は 1,860 名と市内出身者全体の約 4 分の 3 を占めており、新規登録者全体における割合に換算するとその約 3 割がこの半島で生を受けた者であった。ただし、リヨン市全体の出生者数（＜表 11＞参照）と比較してみれば、極端にこの区域の占める割合が高かったわけではなく、市内出身の徒弟は全域から満遍なく受け入れられていたことが分かる。

以上のようにしてみれば、リヨンの絹織物業ギルドが徒弟として雇用したのは、ほとんどがリヨンの市内かその近隣地域出身者であったことが明らかになる。国内でも遠方から徒弟が入ってくることは少なくとも 18 世紀前半には希なことであった。ただし、その帰属が常に争点となっていたとはいえ、サヴォワ出身者はリヨンのギルドとつながりを維持し続けていた。ところが、1737 年の規約がギルドの徒弟の出身地を制限した結果、制度的にもギルドの諸身分を構成する人々はリヨンの市内とその周辺に限られることになった。徒弟の受け入れに関しては、1730 年代末以降、ギルドの閉鎖性が強化されたと見るべきである。ただし、1744 年に制限が多少緩

²⁶² A. M. L., 1 C 704603, “Statuts et Reglement”, op. cit., titre V, article I, pp. 17-18.

²⁶³ 徒弟の出身地が限定された理由を示す史料は確認できていない。ただし、本論では分析できなかったが 1750 年代にはサヴォワ出身者の数も以前ほどではないものの年に数人程度の登録があった。彼らは市参事会の命令によって登記が認められた者たちである。A. M. L., HH 602, “Registre des apprentis et remis commencé le 5 mai 1762 (et fini le 8 juillet 1767)”.

²⁶⁴ Jean-Luc Pinol, dir., *Atlas historique des villes de France*, Paris: Hachette, 1996, p. 153 の住居所在地を示す図、および Garden, *Lyon et les lyonnais*, op. cit., pp. 25-42 を参照。

和されたように、18 世紀半ばから後半にかけて実質的にはその閉鎖性の対象となったのは係争地域であるサヴォワであった。王国内のリヨン市周辺地域以外においてはこれまでほとんど徒弟の労働力を提供しておらず、実情に合わせた制限が追認されたことになる。ギルドは新たな規制によってそれまでと異なる閉鎖性を獲得したのである。

なお、全ての徒弟が職人や親方になり得たわけでもなければ、登録者全員が 5 年間の徒弟修行をまっとうできたわけでもなかった。ここでは、徒弟修行中にその身分を取り消された者たちについてデータを提示しておきたい。〈表 12〉は 1689 年度から 1707 年度、および 1725 年度から 1752 年度までの徒弟登録者のうち、徒弟登録を取り消された者の数と割合を示したものである。同期間中の新規登録者（免除者・孤児を含む）の総数は 9,645 名であり、徒弟登録を取り消された者の総数は 1,736 名である。したがって、18%の徒弟が修行を終えることなく、期間中にその身分を失ったことになる。登録を取り消された者たちは、死亡したのでなければ、資格のない労働者として引き続き働くか、あるいは出身地に帰ることになったのであろう。いずれにしても、約 2 割の徒弟は修行期間をまっとうできずにギルドの身分から外れることになったのである。

また、〈表 12〉を見ると「孤児」の取消者の割合が通常の新規登録者よりも高いことが分かる。取り消された理由については登録簿に記載されていることが希であり、この差が生じる理由は不明である。受け入れ先の親方のところになじめずに逃亡したのか、あるいは幼い頃からの健康状態ゆえの病気や死亡によるものなのかははっきりしない。また同様に再雇用された者の割合が他と比べて低いことについても理由は分からない。本論ではこうした傾向があったということだけを示すにとどめたい。

3) 受け入れ先の親方

上で論じたことから明らかなように、徒弟はギルドの正規の構成員である親方身分保有者の都合に応じてその雇用が調整されていた。また、徒弟はギルド親方が無給で雇うことのできる労働力であるから、その数の配分によって親方に有利不利が起こるともみなされていた²⁶⁵。それを検討するためにも、受け入れ先の親方の実態を明らかにしなければならない。

「コルベールの規則」によって、親方が受け入れることができる徒弟は 1 名に限られることになった。既にみたように、18 世紀にはおそらく 2 万人の徒弟がその身分をギルドに登録したと推定される。一方で、次節で論じるように親方登録数はそれほど多くはない。親方は 5 年間の徒弟修行期限を終えさせた後には次の徒弟を雇い入れることができるのであり、一人の親方は開業した後に何度か徒弟を雇い入れることができたはずである。

徒弟雇用の実態については、膨大な登録件数があるため、一定の期間に限定した検討とならざるを得ないが、1725 年度から 1752 年度までの徒弟登録者数は、新規登録者が 7,230 名、再雇用された徒弟の延べ人数が 1,149 名である。再雇用者については異なる親方に複数回再雇用されることがあったので、延べ人数でしか数えることができないが、当該期間において延べ 8,379 名の徒弟が親方によって雇われたことになる。これに対して、同じ期間に親方身分に登録された者の合計は 4,516 名である。単なる試算ではあるが、一人の親方につきおよそ 2 名の徒弟を受け入れたと推定される。つまり親方として開業した後に 10 年間しか徒弟を雇用していないことに

²⁶⁵ 本論第 2 章第 4 節の 1731 年 5 月 8 日の決定を擁護したギルド親方のメモワールに関する議論を参照。

なる。もちろん、親方登録したからといってすぐに徒弟を雇い入れる状況が整っていたわけではないし、当該期間以前から親方身分であった者たちも徒弟を雇い入れるのであるから、同じ期間を比較してもあまり意味がないことになる。徒弟を受け入れた親方たちの実態はどのようなものであったのだろうか。

＜表 13＞は親方登録の年度ごとに、一人の親方が何回徒弟を雇用したのかを示した表である。これは 1725 年度から 1752 年度までの徒弟登録者（「孤児」を除く）の登記に記された親方の氏名と親方登録年月日から作成したものである。表は親方の登録年度順、一人の親方の徒弟雇用回数別に並べてある。そのため、親方登録の年度が当該期間より以前になればなるほど、徒弟を雇用した親方の人数と徒弟雇用の回数は減少していく。つまり、1671 年度に親方登録した者であれば、1725 年度以前に雇い入れた徒弟の数は本表に反映されていない。同様に、当該期間の終わりに近づいても数は減少する。例えば、1752 年度に親方登録した者は、同年度中に徒弟を雇用しなければ本表に登場しないことになる。ただし、1725 年度に親方登録した者であれば、そこから 27 年間のうちに雇い入れた徒弟の数を把握することは可能である。したがって、＜表 13＞は親方が現役で働いている間に雇った徒弟の総数を示すものではなく、ある程度の傾向を示しているに過ぎない。ただし、これを知るための史料は徒弟登録簿以外になく、その全てが残っていない以上、完全な実態を示すことは不可能である。

ここでは、相対的により正確な数値を提供してくれるであろう 1725 年度から 1729 年度までの 5 年間に限って、親方登録者の検討をおこないたい。この期間に親方登録をした者の総数が 457 名であるのに対し、徒弟を雇用した親方は 324 名であり、その割合は 70.9% となる。すなわち、1725 年度以降の 27 年間のうちに、徒弟を一回も雇用したことがない親方が約 3 割いることになる。また、登録者総数に対して、28.9% の親方が 1 回だけしか徒弟を雇用していない。これを合計すると半数以上となり、複数回雇用する親方の方が少数であったことになる。1725 年度に親方登録した者であれば、徒弟登録の取消を考慮しない場合、27 年間で最大 6 人の徒弟を雇うことができるはずである。しかし、実際には間断なく徒弟を雇い入れている親方の方が希であり、多くの親方は徒弟を雇わない期間の方が長いのである。

徒弟を受け入れるかどうかは親方の受注数や経済状況、織機の保有台数、住居、あるいは職人・家族などで労働力が充足しているかどうかなど複数の要因が絡む事柄である。したがって、一概に全ての親方がそうとは言えないが、親方の多くは争ってまで徒弟を受け入れる必要や余裕はなかったのである。にもかかわらずギルドが厳格に徒弟を管理したのは、親方間の利害が原因であったからというよりは、親方身分になる可能性を持つ者の育成に関わる事柄であったからと考えた方がデータに適合的であろう。

第 2 節 親方登録者

1) 親方登録の手続き

次に徒弟の雇い主であり、技術の指導者でもある親方身分の登録について分析をおこなう。その際、注意しておかなければならないのはギルドにおける親方登録が持つ意味の変化であり、それは前章で論じたようなギルド規約の改定にともなって現れてくるものである。すなわち、商人身分と親方身分が次第に区分されていくことによって、後者の登録はギルドの運営、商取引において制限を受ける手間仕事をおこなう親方労働者としての身分を登記する手続きになっ

ていったのである。ただし、王権の政策の非一貫性ゆえ、親方身分登録の意味が時代に応じて揺らぐことにも注意しておく必要がある。

親方身分の入手には一般に三種類の方法がある。第一に、5年間の徒弟修行と5年間の職人修行を終え、親方作品を提出し、定められた費用を支払って登録簿に登録される方法である。本論ではこの手続きを経る者を「親方《一般》」と表記する。第二に、志願者が親方の息子である場合、一定の年齢に達していることを証明し、親方《一般》のそれよりも減額された費用を支払うことで、登録簿に記載される方法である²⁶⁶。この者については「親方《息子》」と記す。第三に、徒弟修行を経て職人となった後、親方の娘や寡婦と結婚する場合、5年間の職人修行の途中であっても親方となることが認められており、親方《息子》と同じく登録時に支払う費用は減額された。この手続きを経て親方となる者のことは「親方《結婚》」と記すことにする。以上の三つの方法以外に、少数ながら外国から来た職人が定められた手続きと期間を経て、リヨンで親方身分を入手する場合、および特別な理由によって登録費が免除・減額される場合があった。特別な事情があって通常の登録方法と異なる場合に、市参事会の命令が必要とされるのは徒弟登録と同じである。

親方登録簿には次のように記された。

エティエンヌ・ブリュイゼ Etienne Bruyset は、本職業に 1681 年 1 月 15 日に入会し、(親方登録簿) 84 頁に記されたジャン・バティスト・ブリュイゼ Jean Baptiste Bruyset の息子として、親方に登記される。このエティエンヌ・ブリュイゼの洗礼証明書は、1697 年 1 月 15 日のこの都市の聖ニジュール小教区の登録に由来し、司教座聖堂参事会員のルジェフ Regeffe によって署名された抄本である。1731 年 5 月 9 日登録。

(登録費) 15 リーヴル²⁶⁷

これは 1731 年の親方《息子》の登録に記された内容である。親方《一般》の場合は徒弟契約書の日付と受け入れ先の親方の氏名と親方登録日、徒弟修行終了証書の登録日(職人登録日)が登記された。さらに親方《結婚》の場合には、これらに加えて、結婚する相手の名前とその父親、あるいは夫であった親方の氏名と親方登録日、結婚式証明書 *certificat de la bénédiction nuptiale* による婚姻日が(親方の娘の場合は彼女の洗礼日も)記される。登録が終わると、彼には親方身分証明書が発行された。〈図 6〉は上記の親方《息子》であるエティエンヌ・ブリュイゼに発行された親方身分証明書である。そこにも登録簿に登録された内容とほぼ同じことが記されている。

なお、徒弟登録と同じく、登録簿の管理は半期ごとに登記担当の取締役親方が持ち回りでおこなっていた。また、記載内容が時に変化するのも同じである。

2) 親方登録者数の推移と実態

次に、親方登録者数の推移を分析する。〈表 14〉は 1714 年度から 1773 年度までの親方登録者数の推移を記したものである。また、〈グラフ 4〉は〈表 14〉の数値に基づき作成している。

²⁶⁶ 親方身分の登録費とその変化については〈表 4〉を参照。

²⁶⁷ A. M. L., HH 577, “*Livre des maîtres, commencé le 29 janvier 1724 et fini le 10 mars 1745*”, No. 138.

ただし、1760 年度から 1768 年度の親方登録簿が発見されていないため、この 9 年間の数値は載せていない。また、1724 年以前の親方登録簿についても不明である。ここでは限られた年数ではあるが、18 世紀前半から後半までの登録者数の推移を確認することで、全体的な変動を読み取りたい。

<表 14>と<グラフ 4>からは以下のことが読み取れる。親方登録者数は、徒弟登録と同様、年度ごとに大きな増減がみられるものの、新規登録者の主たる担い手は 1744 年度までは親方《息子》が中心であった。1714 年度から 1744 年度までは登録者の合計 4,881 名中、2,799 名を親方《息子》が占めており、その割合は 57.3%になる。18 世紀前半には過半数の親方登録者は、息子として親の跡を継いだ者たちであった。これに対して、親方《一般》は合計 1,224 名であり、全体に占める割合は 25%と親方《息子》の半数以下であった。また親方《結婚》については 763 名、15.6%を占めるに過ぎなかった。

ところが、1744 年を境にしてこの割合が逆転する。親方《息子》の登録者数は 1743 年度に 183 名、1744 年度には 192 名であったのが、1745 年度に 11 名、1746 年度には 3 名へと激減する。1744 年度から 1775 年度までの登録者数合計は 3,395 名であるが、このうち親方《息子》は 619 名であり、全体の 18.2%を占めるに過ぎない。反対に、親方《一般》は 1,483 名（43.7%）、親方《結婚》は 1,165 名（34.3%）となり、世紀前半の比率が完全に逆転している。

また親方登録者数の年平均でみた場合、1714 年度から 1744 年度までの親方《息子》の 1 年あたりの登録者数は 90 人であるが、1745 年度から 1775 年度（1760 年度から 1768 年度は不明）の平均は 27 人へと減少する。親方《一般》はそれぞれ 39 人と 64 人、親方《結婚》は 25 人と 61 人というように、世紀前半よりも登録者が増加している。つまり、親方《息子》は新規親方登録者の主たる担い手ではなくなったのであり、親方身分への参入の道が狭められていたのである。

この現象を引き起こしたのは 1744 年の規約であると考えられる。

第 20 条

親方の息子は満 21 歳に達し、職人と同じく先の第 18 条に命じられた試験を受け、親方作品を製作した者であれば、親方身分を認められる。その際には自らの身分を証明し、共同体の収入となる 120 リーヴルを支払うこと。そうすることで先の条文で命じられたのと同じ形式と手続きで、親方の身分を登録され、親方身分証明書が交付される。その証明書には親方の息子としての身分および彼の父親が親方身分として共同体に登録された登録日が記される。

第 22 条

本規約の公布以前に入会した親方の息子で、満 21 歳に達していない者は、その親方身分の特権を享受できない。彼がもし徒弟を雇っていた場合、取締役親方の請求により、その徒弟は先に命じた再雇用についての形式と手続きにより、徒弟を雇っていない別の親方のところで再雇用される。また、織機を用いた仕事を中止させたり、徒弟を再雇用させるために時間が必要になるであろうから、（再雇用については）本規約が公布された日を含めて 6 ヶ月の期限と猶予を認める。なお、これについても登録簿に記載されるため、彼自ら共同体の事務所に洗礼証明書謄本を持参して出頭しなければならない。登録簿には彼の年

年齢が記される。また公布の日を含めて3ヶ月以内にこの手続きをおこなうこと。この3ヶ月の猶予期間を超過した場合、違反者と見なされ、何の権利も持たない親方として働くことになる。また、取締役親方の申請により、先に命じた資格と身分なしに働く親方に対する罰を科すために訴えられることになる²⁶⁸。

「コルベールの規則」では親方の息子が親方登録可能になる年齢は15歳と定められていたが、1737年の規約によって19歳に引き上げられていた。さらに、1744年の規約はこれを21歳へと引き上げたのである。ただし、年齢を引き上げただけでは、数年後には親方《息子》の登録者数は元に戻ったはずであるが、そうならなかったのは第22条によって、これまで親方《息子》に認められてきた優遇措置が半ば廃止された結果である。彼らは徒弟・職人修行の期間を経ずとも親方になることができたが、登録時に親方《一般》と同じ試験を受け、親方作品を作成し、さらに同額の登録費を支払わなければならなくなったのである。

なお、その登録費は1737年の規約においては18リーヴルであったが、突然120リーヴルに引き上げられた（<表4>参照）。「コルベールの規則」では登録費は免除されていたが、17世紀末から18世紀前半の売官と借金による登録費の変更によって、親方《息子》からも登録費が徴収されるようになり、多少値上げされたことはあった。しかし、1744年ほどの急激な値上げはみられなかった。値上げによって、親方になれない息子が増加することになったのである。なお悪いことに彼らは徒弟の身分でもなければ、職人の身分でもないのである。親方の息子である限りは、父親の仕事場で製織作業に携わることができるが、父親が亡くなり、また母親である親方の寡婦も亡くなってしまえば、仕事場は維持できないことになる。また、息子自身は何の資格・身分も持たない労働者と同じであり、その子孫もまた親方《息子》の特権を得ることができない。すなわち、1744年の規約は親方の息子をギルドの身分から排除する意図を持っており、親方の「血」による身分の継承を事実上制限したとみなすことができる。このような制度上の変化を受けて、親方数の変動は起こっていた。

次に、年齢制限や登録費の上昇が親方登録に実際に影響を与えたのかどうかを検証するため、親方登録までに要した年数を分析する。親方《息子》が親方登録可能な年齢は1737年・1744年の規約で引き上げられていったが、実際には何歳で親方となっていたのだろうか。また、アンシアン・レジームのギルド一般に関する通説では、18世紀前半に親方登録費が値上げされた結果、親方の息子以外が親方になれなくなっていったとされる。リヨンの絹織物業ギルドの親方《職人》・親方《結婚》についても、登録費の上昇によって親方身分入手が困難になったとすれば、登録できた者の職人期間が長期化したと仮説を立てることができる。この仮説の検証を通じて、実際に親方登録が困難になったのかどうかを明らかにしたい。

<表14>は1724年から1745年までの間に登録した親方《息子》の洗礼日から、親方登録日までの期間を計算し、年度別に平均年齢を算出したものである。また<グラフ5>は彼らの年齢別に登録者数を示したものである。<表15>を見ると1745年度の平均年齢が20歳未満と、他の年度よりも低くなっていることがわかる。同年度に親方登録を済ませた者は11名と極端に少なく、うち1名は洗礼日の記載がないため年齢が不詳である。さらに、そのうちの9名が1744年の規約が正式に施行される1745年3月までに登録を済ませていた。規約施行後の登録者で年

²⁶⁸ A. M. L., 1 C 704603, “Statuts et Reglement”, op. cit., titre V, article XX et XXII, pp. 27-29.

齢が分かるものは1名のみであり、彼の年齢は30歳5ヶ月であった²⁶⁹。1745年度についてはサンプルとなる事例が他の年度よりも少ないため、平均年齢が示す数値は全体的な傾向を示しているわけではない。また、〈グラフ5〉が示すように、「コルベールの規則」が定めた15歳に満たない者も多く存在しており、例外的事例が多いことも伺える。

ただし、この対象期間における親方《息子》全体の平均年齢は23歳8ヶ月である。また〈グラフ5〉が示すように、親方《息子》の多くは20歳から25歳までに登録を済ませていた。これは、1737年・1744年の規約の規則にもかかったものであり、全体的な傾向としては年齢制限が実態とかけ離れた規制ではなかったことを示している。

次の〈グラフ6〉は、親方《一般》の職人期間を登録費別に棒グラフで表わしたものである。縦軸の数値は、当該登録費が徴収されていた期間における、登録者全体に占める割合である。職人登録簿への記載から親方登録までの職人期間は5年以上であることが規約で定められていたが、5年未満で登録する者も存在した。その場合、職人はリヨンの市参事会から特例を認可され、ギルドに親方登録簿への登記を命じる命令が下されなければならなかった。中には徒弟期間終了までは証明書があるものの、職人登録簿に記載されずに5年以上を働いたために職人期間を証明するものがなく、市参事会にその間を職人期間と認められてようやく親方登録された事例もある。こうした事例は少数であり、親方《一般》は5～6年の職人期間を経た後に親方登録した割合が最も高かった。なお、〈グラフ6〉からは、当該期間中における登録費の変動は親方《一般》の動向にほとんど影響を与えていないことが確認できる。

〈グラフ7〉は〈グラフ6〉と同様の方法で、親方《結婚》の職人期間を示したものである。親方《結婚》の場合は職人期間の途中であっても親方身分を入手することができた。職人期間の年数は1年未満から15年以上まで分布しているものの、そのほとんどが7年以内に親方身分を入手していることがわかる。親方《結婚》の場合、彼らに課せられる登録費の上昇幅は大きくはないが、やはり登録費上昇と職人期間にはあまり関係がないことがこのグラフからも明らかである。1年未満で登録した者の割合だけ比較すれば、登録費上昇につれてかえって早まっている傾向さえみてとれる。

本節で扱うことができたのは限定的な対象者と期間であり、さらに調査すべき課題も多い。しかし、本節の分析結果をまとめると以下の三点を指摘することができる。

第一に、18世紀前半における親方登録費の上昇は、親方《一般》、親方《結婚》それぞれにほとんど影響を与えなかった。登録費用の上昇にもかかわらず、彼らの登録者数は世紀後半にかけて徐々に増加する傾向にあり、また職人期間も登録費上昇によって長期化することはなかった。

第二に、親方《息子》の登録年齢は20代前半が最も多かった。親方《一般》と親方《結婚》の場合も徒弟終了後6～7年以内に親方身分を入手する事例がほとんどであり、徒弟登録者の最も多い14歳から、徒弟期間5年、職人期間5年を経た24歳前後が親方登録者の最も多かった年齢であると推測される。これは親方《息子》とそれほど大きな差はない。規約改定による親方《息子》の年齢制限の引き上げは、規制の強化であったというよりは、ギルド全体の実態に即した変更であったと言える。

第三に、しかしながら、劇的な変化がみられたのはこの親方《息子》の親方登録数であった。

²⁶⁹ A. M. L., HH 579, “Registre des maîtres commencé le 31 mars 1745”, No. 6.

それは、1744 年以降の規約改定によって登録費が極端に値上げされたことと、試験と親方作品作成の義務が課された結果である。18 世紀前半まで親方身分への新規参入者の主たる担い手であった親方《息子》は、18 世紀後半にその役割を担うことはなくなったのである。

第 3 節 商人登録

1) 商人登録の手続き

本節では「商人身分」について検討をおこなう。1744 年の規約の一部が翌年に施行停止された結果、製織をおこなわず商取引に従事する者だけが対象となるような登録は実施されなかった。本節も商人製造業者登録簿を分析対象とするので、本来は商人製造業者身分と表記すべきであろう。しかし、1745 年以降、彼らの登録簿が「商人登録簿」と記され、登録簿上に「商人の身分として登録」されたことが明記された。また、彼らは同時に親方身分であるため、ここでは混同を避けるため商人身分と呼ぶことにする。なお、親方身分がそうであるように、親方身分内から区分されていく商人身分についても、時代によって意味が異なることに注意しなければならない。「コルベールの規則」によってギルドに編入された絹織物業の商人は、半世紀以上をかけて親方身分から分離したのである。

はじめに第 2 章で論じた分離の流れを簡単に確認しておきたい。1692 年の売官と借金の結果、借金返済のために徴収されることになった視察費 12 リーヴルについては、手間仕事をおこなう親方労働者がそれを免除された。前貸しを受けずに「自己勘定で働く」独立手工業者の親方と、自らは専ら商取引に携わり、手間仕事をおこなう親方労働者に製織仕事を発注する商人とが免除者の対象から外れ、異なる親方として位置づけられた。また、手間仕事をおこなう親方労働者と商人製造業者（あるいは親方商人の呼称が用いられる）の生産関係上の違いは 1700 年・1702 年の規約改定によって明記されることになった。しかし、その身分が親方であることに変わらなかった。ところが、1707 年になると、商人製造業者の親方は 12 リーヴルを支払ってギルドの登録簿に登録されなければ、仕事を続けることができなくなった。さらにこの費用は 1712 年に 300 リーヴルへと値上げされ、1731 年には親方商人（商人製造業者）の身分か親方労働者の身分かを選択させることになった。同時に、前者の身分から「自己勘定で働く」親方が排除されるような規制が設けられた。1737 年に親方商人身分の登録は一時的に廃止されたが、1739 年にはその登録が復活した。さらに、1744 年には親方商人身分であることに代わりはなかったが、手間仕事をおこなう親方労働者に仕事を発注するかどうかで区分が設けられ、自ら製織をおこなう者と、人にさせる者それぞれが異なる登録費を支払い、異なる登録簿に登録されることになったのである。ところが 1745 年に商人登録は再び変更され、1712 年に定められた 300 リーヴルの商人製造業者登録へと戻された。この規制は以後 1776 年まで続くことになる。

検討可能な史料は、このうち 1707 年から 1711 年までの商人製造業者を登記した登録簿と、1712 年の規約改定に立ち戻って 1745 年から 1776 年まで実施された商人製造業者の登録簿のみである。この二つの登録簿に記載されたのは、いずれも商人製造業者であることに違いはないが、1707 年以降の登録簿には「商人製造業者登録簿」の名が、1745 年以降の登録簿には「商人登録簿」の名が付けられている。両者ともに、今後「自己勘定で働く」ことを登記するものであったはずだが、1745 年以降のそれには商人身分が与えられると明記された。というのも、「商人製造業者登録簿」への登記は毎年おこなうべきものであり、登録者に終身の身分を保証するもの

ではなかった。一方で、後者の「商人登録簿」への登記は 1 度おこなえば商人の身分を獲得できたのである。また、商人身分の名が用いられるのは、彼らと対照される親方労働者身分が商取引を禁じられていたからでもある。

その登録簿に記された内容は簡素なものであった。1707 年から 11 年の「商人製造業者登録簿」には次のように登記された。

本職業の親方であるブレーズ・ドニ Blaise Denis 氏は、自己勘定で製造させることを申告に来た。1707 年 9 月 1 日、彼に証明書が交付された²⁷⁰。

1745 年以降の「商人登録簿」も、親方登録や徒弟登録に比べれば記載事項は少ない。

1. ユベール・ジョワイヤール Hubert Joyard は、1740 年 12 月 7 日、(親方登録簿) 44 頁に親方の息子として親方に受け入れられ、本日、1745 年 4 月 28 日に事務所でリヨンの商人の身分として登録された。また(登録費) 200 リーヴルを支払った。
2. ジャン・ジャコブ Jean Jacob は、1743 年 10 月 9 日、(親方登録簿) 148 頁にこの都市の職人として親方に受け入れられ、本日、1745 年 5 月 5 日に事務所でリヨンの商人の身分として登録された。また(登録費) 300 リーヴルを支払った²⁷¹。

第一のジョワイヤールは親方《息子》として親方登録を済ませた者であり、第二のジャコブは親方《一般》であった。それぞれは定められた登録費を納めて商人の身分に受け入れられた。ここには親方《結婚》に対する費用減免措置はなく、彼らは親方《一般》として登録することになった。

「商人製造業者登録簿」「商人登録簿」とともに、既に親方登録までに厳格な審査を課されてきた者たちの申告による登記であるため、手続きは親方であることを証明すればよいだけであった。これら登記内容から分かることは少なく、特に 1707 年から 1711 年の登録簿には名前以外に個人に関する情報は記されていない。その特定には親方登録簿と対照させて分析する必要があるが、少なくとも 1707 年から 11 年の登録者については親方登録簿の頁数や登録年月日がないため、対照することはほぼ不可能である。本論では登録者数の推移に絞って検討を加えたい。

2) 商人登録者数の推移

ここでは登録者数を中心に検討を加える。〈表 16〉は 1707 年から始まる「商人製造業者」登録簿に記載された者の数を示している。登録が義務化された 1707 年には 314 名の登録があった。この年の数値は商人登録が定められた 9 月から 12 月までの 4 ヶ月間のものであるが、制度開始にともなって登録が集中したのであろう。翌年以降登録者数は減少し、46 名から 80 名の間で推移する。なお、この登録は年に 1 度更新しなければならなかったはずであるが、初年度の登録

²⁷⁰ A. M. L., HH 619, “Livre pour l’enregistrement des marchands fabricants commencé le premier septembre 1707”, No. 1.

²⁷¹ A. M. L., HH 621, “Registre des marchands reçus depuis le 28 avril 1745 jusqu’au 28 février 1776 ou finalement jusqu’à l’époque de l’édit de 1777”, fol. 1v. この商人登録簿には頁数の記載がないかわりに、登録者一人一人に番号が割り振られている。ジョワイヤールとジャコブの番号はそれぞれ 1 番と 2 番である。

者数は次年度には7分の1程度になっている。50名から80名程度しか継続して12リーヴルを支払っていなかった。毎年この程度の親方しか商人製造業者の登録を必要としていなかったのである。

次の〈表17〉は1745年度から1775年度までの商人登録者数を示したものである。他の年度に比較して、1745年度と1746年度に登録者が多い理由は、1745年度に商人登録義務が復活したため、新規登録者が増加したためであろう。1747年度から1775年度までは15名から50名の間で登録者数が推移し、極端な増減は見られない。

〈表16〉と〈表17〉に基づき作成したグラフが〈グラフ8〉である。ここでは特に登録者に集中がみられた1707年度中の登録者を除いてグラフを作成してある。1708年度から1711年度と1745年度以降の数を比較した場合、前者の期間の方が登録者数は多い傾向にあったと言えるかもしれないが、大きな開きはない。つまり、12リーヴルから300リーヴルへの登録費の増額は登録者の増減に影響を与えたとは言い難い。また、〈表1〉で示された数値によれば、ギルドにおける商人全体の数は、親方数のような増加傾向にはなく、1739年から1777年の間は351名から436名の間で増減を繰り返している。1707年の商人製造業者登録の開始直後の登録者数314名とも、ギルド全体の規模に比して大きな開きはない。つまり、商人層は18世紀初頭の登録義務化以降、その数に大幅な変動がない少数の固定的な層として存在していたと言える。

しかしながら、〈表17〉の総計におけるパーセンテージが示すとおり、1745年度から1777年度の期間で商人登録した者のうち親方の息子の割合は4割であるのに対し、職人修行を経た者の割合は約6割であった。先に記したように、1745年度から1775年度までの（ただし1760年度から68年度はデータがない）親方登録者数では親方《息子》の割合は全体の2割弱しかなかったことを考慮すれば、商人身分は比較的「血」による継承がなされていたとみなしうる。しかし、商人身分の息子として親方登録を済ませた後、商人登録する者は登録者全体の半数以下である。また必ずしも父親が商人の身分を保有していたとは限らないのであるから、商人身分が世代継承によってしか受け継がれなかったとは言えないのである。

小括

本章で論じた内容をまとめれば、以下の三点を指摘できる。

第一に、リヨンの絹織物業ギルドに新規に参入する徒弟は、リヨン市内とその近隣地域出身者が圧倒的多数を占めていた。ただし、サヴォワについては例外的に幾分遠方であり、国外でありながら徒弟を供給し続けていた。ところが、1737年の規約によって徒弟の出身地はリヨネ州に制限されることとなった。これに反対した商人はリヨネに隣接する諸州の徒弟が自らにとって有用であることを訴え1744年の規約改定によって制限は緩和された。しかし、サヴォワについては認められず、結果としてサヴォワからの徒弟の流入はほぼ途絶えた。したがって、1737年・1744年の規約は徒弟登録についてギルドの閉鎖性を強化したとみなすことができる。ただし、このギルドの親方全てが、常に徒弟を受け入れる体制にあったわけではなく、そもそも開放されていたとも言えないのである。

第二に、親方身分については、1744年の規約改定によって、それまで新規登録者の多数を占めていた親方《息子》の割合が激減した。すなわち、彼らが親方になる道が閉ざされたのであり、それは結果として商人身分への道を閉ざしたことになる。反対に親方《一般》や親方《結婚》の登録者数は増加し、親方《息子》に代わって彼らが親方層を担っていくことになる。親

方身分の「血」による継承の否定は開放性を強化したことになるが、それは同時に親方《息子》に対する閉鎖性を強化したことになる。

第三に、商人身分については、1744 年以降も「血」による継承の割合は高かった。18 世紀後半には、富裕な商人層がその息子を商人身分とすることは、貧しい親方労働者がその息子を親方身分にするよりも容易であったことは事実であろう。したがって、商人身分はより閉鎖的であるとみなしうる。しかし、それでも登録者の半数以上は徒弟・職人期間を経て商人となる者によって占められていた。相対的には商人身分は開放的であったともみなしうる。

以上のようにしてみれば、少なくとも 18 世紀リヨンの絹織物業ギルドについては閉鎖的であったとも開放的であったとも言える。このような曖昧な結論が導き出されるのは、そもそもの議論の前提が間違っていることを意味する。すなわち、親方身分の「血」による継承はギルドの閉鎖性を本質的に規定するわけでもなければ、親方身分が他の方法で入手できたからといって開放性が本質であったわけでもないのである。

本章第 1 節で推計した 18 世紀における徒弟登録者数の年平均 200 名に対して、1745 年度から 1775 年度の親方登録者中の親方《一般》と親方《結婚》の年平均登録者数は 115 人であり、さらに商人登録者のうちの徒弟・職人修行を経た者については 19 人となる。18 世紀後半には親方となり得た徒弟は全体の半数程度、商人身分となった徒弟の数は 1 割程度と推計される。もちろんこれは概算であり、それぞれの登録簿に記された者がどのような過程を経てきたのかを詳細に検討する必要があるだろう。ただし、実際に徒弟から商人身分になれた者がごく一部であったことは疑いようもない。しかしながら、それでさえ、親方の息子が減少したことより、18 世紀後半には親方身分が「相対的に」開放されたとみなしうるのである。

検討すべき問題は身分登録の開放性や閉鎖性ではない。15 歳前後の徒弟がギルドの登録簿に名を残し、次いで職人・親方・商人の登録簿に名を残していくことそれ自体を問題とする必要がある。言い換えれば、徒弟の社会的上昇、あるいは親方の息子の社会的上昇がギルドによって統制されたことが問題なのである。同様に、リヨンの絹織物業においては、親方の娘や寡婦は親方身分を入手する者と結婚する場合にしか登録簿に登場せず、いかなる身分ももたない労働者は性別や名前すら残らないように統制されたのであった。それこそがギルドの本質である。諸身分が「相対的に」閉鎖的であったり開放的であったりするの、ギルドを構成する人間たちの意図や、それを許可することができた権力者による支配の産物であった。ギルドの閉鎖性や開放性とは、それを統制しようとする者たちの意志と結果に対照させながら解釈しなければならない現象なのであり、本質ではない。

リヨンの絹織物業ギルドの場合、ギルド規約の改定によって諸身分の開放性や閉鎖性が統制され変化していった。ギルドの支配的立場に立つ者の利害と、王権の利害との関係に応じて、ギルドは登録制度に関わる規則を変化させ、徒弟の出身地や親方の「血」による継承をコントロールしたのである。「コルベールの規則」は構成員の登録と費用徴収を定めることで統制の手段を提供することになった。登録制度の本来の意図はリヨン産絹織物の品質向上のために生産・流通に携わる者を管理することであったが、徒弟数の制限や親方身分の継承をめぐる開放性と閉鎖性を調整しながら制度は利用されたのである。次章ではこのギルドによる統制と、「コルベールの規則」が規制したリヨン産絹織物の地位と品質向上の意図の結びつきをめぐるさらに検討をおこなう。

第4章 絹織物の品質管理とギルド：生産と流通をめぐる規制の変更

第1章で論じたように「コルベールの規則」が目指したのはリヨン産絹織物の地位の向上であった。これはその後どのような展開を辿ったのだろうか。本章はこれを第2章で検討したギルド内の争いと規制の変更、および第3章で指摘したギルドによる統制と結びつけて議論する。

＜表2＞が示すように、リヨンの織機台数は18世紀前半から世紀後半にかけて倍増した。18世紀末には1720年のそれよりも3倍近くに増加したことになる。パリゼの研究によれば、18世紀前半に4,000万リーヴルであったリヨンの絹織物生産高は、1752年に4,600万リーヴル、1770年に6,000万リーヴルへと増加したと推計されている²⁷²。また、1776年にリヨン市の入市税関を通過した外国産原料絹の重量は114万6千リーヴルである。一方で国内産の原料絹は約80万リーヴルであり、これは1714年に比べて3倍に増加した。さらに、18世紀末にはリヨンに入ってくる絹糸の総量は220万リーヴルに達し、その3分の2がリヨンの絹織物業で消費された²⁷³。これは生産力の向上を示すと同時に、リヨン産絹織物の販売も増加していったことを示している。「コルベールの規則」が目標としたリヨン産絹織物のヨーロッパ市場における位置は確実に向上していたといえる。

ただし、リヨン産絹織物の販売の多くは外国での消費に依存していた。したがって、戦争が起こるとその販売は急速に落ち込むことになる。1740年に始まるオーストリア継承戦争の結果、1750年のリヨン産絹織物のオランダへの輸出高がそれまでの800万から900万リーヴルに対して、150万リーヴルへと急速に落ち込み、イギリスへの光沢つきタフタ *taffetas lustrés* の輸出高は300万リーヴルからわずか6,033リーヴルへと激減することになった。この危機は1754年から55年にかけてリヨンの絹織物業の原料絹輸入量が160万リーヴルに回復したことで免れたとみなされている²⁷⁴。ところが、1756年に始まる7年戦争によって、それまで生産高の半分近い2,000万リーヴルを供給してきたライプツィヒとフランクフルトの定期市が閉鎖されてしまう²⁷⁵。

外国への輸出を主とする大規模な産業にあって、ギルドの親方や商人は諸外国の絹織物業の動向を常に気にかけていた。すでにみたように、彼らは国外への技術流出を恐れ、外国人の受け入れを厳しく制限していた。「コルベールの規則」によって追求されたリヨン産絹織物の地位と品質の向上は、諸外国との競争に対する強い意識を植え付け、技術とそれをもつ人間の管理を追求する姿勢がギルドにもたらされたともみなせる。ただし、「コルベールの規則」が全ての原因ではなかった。その内容は常に補われ、身分に関する規定と同じく修正されていったのである。本章ではそれを示す史料を提示し、規制となって現れてくる過程を論じる。「コルベールの規則」とその産物がギルドをどのように動かしたのかを検討することにしたい。

²⁷² Pariset, *Histoire de la fabrique lyonnaise*, op. cit., p. 209.

²⁷³ Ibid., p. 210. ここで用いたリーヴルは旧重量単位のそれである。地方毎に異なるが、パリの1リーヴル *livre poids de marc* は489.5058グラムであり、リヨンの1リーヴル *livre poids de lyon* は418.757グラムである。なお絹糸の重量単位の場合1リーヴル *livre poids de soie* は458.9117グラムである。ここでは最初の1リーヴル＝489.5058グラムで計算されているので、1,146,000リーヴル＝約561トン、80,000リーヴル＝約392トン、2,200,000リーヴル＝約1,077トンとなる。

²⁷⁴ Ibid., p. 212.

²⁷⁵ Ibid., pp. 212-213. 1756年から57年にかけて、リヨンの市参事会は困窮者への寄付を募ると同時に、王権に支援を訴えた。なお、同市場は1763年のパリ条約後には再開された。

第1節 技術と取引の規制

1) 親方作品の提出義務化

第1章で指摘したように、「コルベールの規則」は絹織物の品質向上を意図して、徒弟修行を終えて職人になろうとする者に試験を課した。ところが、かつての規則に含まれていた親方身分参入時の親方作品の提出義務については記されなかった。この規則に関する修正はコルベールの死後、間もなくおこなわれた。

1686年2月13日、リヨン市参事会は「コルベールの規則」の一部変更を決定した命令を公布した。これに先立つ2月7日の市参事会の会議において、絹織物業ギルドの取締役親方と補佐役から受け取った請願書についての審議がなされた²⁷⁶。同請願書では「この都市における商業および、織物の販売と消費の減退によって、この都市の大部分をなす多くの者によって構成される共同体に極度の貧困がもたらされており、市参事会の庇護を必要としている」ことが訴えられた。また、これに関連して「困窮者を増加させながら、この共同体に流入して来るよそ者 forains（リヨンの絹織物業ギルド以外で職人身分となった者）、外国人やその他の労働者の増加と混乱」という悪弊が生み出されていることが説明された²⁷⁷。これを受けて、市参事会はよそ者や外国人が親方身分を入手する際には、リヨン市で10年間を働かなければならないこと、および親方身分への登録費用をそれぞれ300リーヴルと400リーヴルに極端に値上げすることを命じた²⁷⁸。「コルベールの規則」第35条では、外国人は5年間働き、21リーヴル（うち20ソルは証書作成費）を支払うことが定められていた²⁷⁹。外国人およびリヨン市以外の絹織物業の職人が、リヨンのギルドで親方となる条件は極端に厳しくなったのである。

同時に、「よそ者」や外国人以外の職人に対しても以下のことが命じられた。

第1条

徒弟修行と職人修行に忍び込みうる悪弊を改善するため、およびいかなる親方身分志願者であっても必要とされる能力を獲得することなく親方身分となることが今後できないようにするため、以下のことを命じる。本職業の職人は職人修行期間の5年を経た後に、親方に受け入れられるより前に、あるいは親方の寡婦か娘と結婚して特権を得て受け入れられるより前に、1オーヌのビロード、あるいはタフタ、サテン、ダマスク、金糸・銀糸のブロードを製織しなければならない。なお、これら織物は徒弟身分で製作した無地織り、紋織り、あるいは交織・混紡織物のそれに対して質が良くなければならない。また、（この試験は）取締役親方のところ、ないし、彼らの立ち会いの下で補佐役のところでおこなわれるものとする。もし、この試験を受けた者が本職業につく資格がないと判断される場合、彼はさらに修行するために1年間職人期間を延長させられる。本条文に反して親方の身分で働いたり、働かせた者全てに対して罰金200リーヴルと商品の没収の罰が科される。この罰金および没収された商品は先の規則に記された用途に従って充てられる²⁸⁰。

²⁷⁶ A. M. L., 1 C 4301, “Du jeudy septième fevrier mil six cens quatre-vingt-six, après midy, en l’Hôtel Commun de la ville de Lyon...”, p. 74.

²⁷⁷ Ibid., p. 75.

²⁷⁸ Ibid., pp. 77-78.

²⁷⁹ 本論第1章第2節2-2) 参照。

²⁸⁰ A. M. L., 1 C 4301, “Du jeudy septième fevrier mil six cens quatre-vingt-six”, pp. 76-77. この他に、この前年の1685年12月4日に既に決定されていた取締役親方任命に関する規則の変更などが加えられ、8箇条の規約

ここで職人が親方になる際に、親方作品の製作試験が義務づけられたのである。この条文にあるように親方作品は「必要とされる能力」を確認するためのものであり、織物の品質向上を意図していた。ただし、実際にはギルド取締役親方からの請願にあったように、困窮する親方が増加したため、親方身分への参入を狭める必要性に迫られて認められたことに注意しなければならない。リヨン産絹織物の地位向上を意図した品質向上のための規制は、同時に身分に関する規制の口実としても用いられた。製品の品質というよりは、ギルド構成員の生活向上や改善が目指されたのである。

2) 絹織物製法の差異化

1686 年の規則が職人に複数の織物からひとつを試験の課題として選択させたように、リヨンの絹織物業の地位向上のために、ギルドの親方は他の織物業よりも新しい製法や、異なる製法を認められようと試みた。1692 年 2 月 12 日、ギルドの取締役親方らは集会を招集し、その決議について市参事会の承認を求めた。

…本職業の多くの親方たちが願い出ておりますことは、パリやアヴィニョン、その他の地に由来する多くの小織物 *petites étoffes* を製織することが認められるようになったこと、およびリヨンでも仕事がなくひどい貧困状態にある多くの親方たちの目の前で販売されるようになったことについてであります。このことについて、私どもは 2 月 9 日の閣下のご許可に従って、翌週火曜日の事務所における集会に多数の親方を招集いたしました。集会の間ではこれら労働者の多くに仕事を与えるため、もし閣下がお許し下さるのであれば、今後は先に記した 3 箇条に従った織物について働いたり働かせたりすることを認めるのが適当であると判断いたしました。これら 3 箇条は集会において慎重に検討されましたので、私どもの規則に記された主な織物に損害を与えるものではありません。また、本職業の主要な親方の大部分がこれに賛同し、その 3 箇条に署名をいたしました。このことについて、閣下にご保証いただきたく願います²⁸¹。

この文面を見ると、リヨンで認められていない新しい織物の製造許可を求めているように見えるが、実際はそうではない。ここに記されたギルド親方の集会は、既に「コルベールの規則」に記されている三種類の織物について、規則の変更を決議したのである²⁸²。第一のそれは「各箴羽につき 2 本の糸からなるタフタ」についてである。「コルベールの規則」第 18 条では、この種類のタフタについては、織物の横幅が 24 分の 11 オーヌのものと、8 分の 5 オーヌのものの 2 種類があり、それぞれに一定の経糸本数（ポルテ）で製織されなければならなかった²⁸³。これに

の追加と修正がおこなわれた。

²⁸¹ A. M. L., 1 C 4301, “A Messieurs. Messieurs les prevost des marchands & echeveins de la ville de Lyon, 12 février 1692”, p. 92.

²⁸² A. M. L., 1 C 4301, “Ensuite de l’assemblée convoquée dans le bureau des maîtres gardes de l’art & fabrique des draps d’or, d’argent & de soye, ce jourd’huy douzième février mil six cens quatre vingt-douze...”, p. 89.

²⁸³ A. M. L., 1 C 4301, “Reglemens et statuts 1667”, op. cit., p. 13. 「第 18 条：各箴羽につき 2 本ないし 3 本の糸からなるタフタは、経糸は撚糸機でねじられた諸撚糸、緯糸は撚糸機で二重に撚られたものからなり、両方とも混じりけのない良質な絹糸でなければならない。3 本糸のタフタは横幅が少なくとも 5 オクターヴでなければならない。また 2 本糸のタフタは、同じく横幅が 11/24 オーヌでなければならない。この計算以下になってはならない。この 11/24 オーヌの 2 本糸のタフタは、24 ポルテからなり、5/8 オーヌのそれは

対してギルド親方らは、この 2 種類の製法で織られる 2 本糸タフタについて、経糸本数に幅をもたせると同時に、1 ポルテあたりの糸の本数を増やし、リヨン以外のパリやトゥールの絹織物との差異化を試みたのである²⁸⁴。同様に、フィラトリス *filatrice*²⁸⁵やパプリーヌ *papeline*²⁸⁶、ラ・ド・サンモール *ras-de-Saint-Maur*²⁸⁷などの緯糸に副蚕糸を用いて製織される織物、およびフェランディエヌ *ferrandine*²⁸⁸、カムロ *camelot*²⁸⁹などの交織・混紡織物の幅が変更された²⁹⁰。市参事会は 3 月 5 日にこれを承認し、規約の条文に含まれることになった²⁹¹。コルベールが望んだことは、フランス国内の産業に一律な規制を設けることであったが²⁹²、後に競争相手との差異化を求める産業の現場の要求によって変更されていったのである。

3) ギルドに属さない者の排除

これらの「コルベールの規則」の一部が修正される一方で、より一層の徹底が求められることもあった。1692 年 11 月 17 日に取締役親方が市参事会に宛てた請願書には次のようにある。

…公の利益とこの職業の名声に反し、手間仕事に不当に干渉する多くの人々について、および、規制によって求められる経験も身分もない職人についての苦情を頻繁に受け取っております。このことは、現在働いているこの都市やよそ者、外国人の職人、親方の息子や娘が義務づけられた視察に際して、規則の第 11 条に従って所持しなければならない正規の徒弟修行終了証書や各種証明書を請願者（取締役親方）に提示しようとしめないことに由来するものであります。…しかしながら、労働者と共謀する親方は、その職人や親方の息子・娘とまったく同様に、請願者に対して証明書、受領書、当該の条項で言及された必要書類の提示をまったく不当な理由で拒絶しております。ある者は、彼らが債務を負っていたかつての親方に取り上げられたと述べ、またある者は友人のところに預けたと述べ、さらに別の者はまったく弁明しようともいたしません。これらの者が織物業に、必要な身分

32 ポルテからなり、各ポルテは 24 本の糸からなる。またこれらを区別するために、3 本糸のものは一方の縁の縁飾りに異なる色のステッチを用いる。またいかなる副蚕糸、ガレットも用いてはならないし、いかなる種類の絹屑に由来するものも用いてはならない」。

²⁸⁴ A. M. L., 1 C 4301, “Ensuite de l’assemblée convoquée dans le bureau”, op. cit., pp. 89-90. 「第 1 条：規制の第 18 条によって、両縁に同じ色の経糸をつける各箴羽につき 2 本の糸からなるタフタは 2 種類のポルテの幅があり、これより少ないポルテも、多いものも認められないとある。（以下変更点）このタフタについて、11/24（オーヌ）の織物は 24 ポルテから 30 ポルテであり、5/8（オーヌ）のそれは 32 ポルテから 42 ポルテであり、またそれぞれ 40 本の糸からなるものとする。これらの経糸は撚糸機で紡がれた諸撚糸からなり、緯糸は撚糸機で 2 重にされたものからなる。これら全ての糸は混じり気のない上質な絹糸でなければならず、いかなる副蚕糸、ガレットも用いてはならないし、いかなる種類の絹屑に由来するものも用いてはならない。違反者には商品の没収と 60 リーヴルの罰金が科される」。

²⁸⁵ 紡績女工の意。サテン地に副蚕糸の緯糸を通したものの。

²⁸⁶ パパリーヌ *papaline*（教皇派）に由来。教皇領であったアヴィニョン発祥の織物で、副蚕糸を緯糸に用いて織られた織物。

²⁸⁷ パリ近郊のサン＝モール・デ・フォッセ *Saint-Maur-des-Fossés* 発祥とされるサージ（綾織りの織物）の一種。黒色の織物で喪服に用いられる。

²⁸⁸ 絹地に羊毛で織られた混紡織物。これらの織物の織工たちをフェランディニエ *ferrandinier* と呼んでいたことに由来するという説と、発明者のフェランド *Ferrand* の名をとったという説がある。

²⁸⁹ ヤギの毛と絹糸が混じった混紡織物。名称はラクダの毛の織物に由来するという説と、アンゴラヤギ（*seil el kemel*）の毛織物に由来するという説がある。

²⁹⁰ A. M. L., 1 C 4301, “Ensuite de l’assemblée convoquée dans le bureau”, op. cit., pp. 90-91.

²⁹¹ Ibid., p. 94.

²⁹² Levasseur, *Histoire des classes ouvrières en France*, op. cit., p. 180.

を持たず、その仕事を理解しない労働者を大量に引き込み、絹織物業の破滅の原因をつくり、また、真つ当な労働者の仕事を妨げるのです²⁹³。

取締役親方が要求したのは、「コルベールの規則」に明記された視察に関する規則と罰則を厳守させ、これを市参事会の命令として公布することであった²⁹⁴。労働者の製織技術の有無はギルドの身分の有無に結びつけられ、絹織物業の評判を貶めるという理由で「不法労働」に対する監視が要求されたのである。

このような「コルベールの規則」の徹底要求は、製織技術に関することばかりではなかった。1701年8月3日、ギルドの取締役親方たちは、「コルベールの規則」第51条の徹底を市参事会に求めた²⁹⁵。同51条は次のような内容である。

第51条

生糸や染め糸、生産された絹織物について、隠れておこなわれる仲買や悪弊、日常的に犯される窃盗を防ぐために以下のことを命じる。当該職業の全ての親方および仲買人 *courtiers*、その他いかなる身分の者であろうとも、宿屋や居酒屋のほか、当該身分の商人や親方労働者の店舗や商店かその絹糸や商品の販売を生業とする商人以外のところで、絹糸や商品を商人や外国人へと持って行ったり、人に持って行かせたりしてはならないし、販売するために見せたり、人に販売させたりしてはならない。それらを購入した者に対しては没収と150リーヴルの罰金が科される。また本条文に記された違反を犯した労働者や仲買人に対しては体罰が科せられる。なお、親方労働者あるいは当該商品を販売するその他商人が別の労働者に商品を見せさせたり、仲介させたり、販売させたりすることが認められなければ、親方労働者は許可された場所の中で自分自身の商品しか販売・小売りすることはできない。違反者には上記の罰が科される²⁹⁶。

これは絹織物や原料絹について、ギルドに属する親方と商人の店舗以外でおこなわれる取引を禁じたものである。彼らはこの条文を再び公布する必要があることを市参事会に訴えた。

…この条文は請願者(取締役親方)と一般の人々にとって極めて重要でありますから、人々が無知を理由として主張できないようにするためにも、この条文によって始められた禁止事項を更新し、公布することが必要です。請願者は、この都市に來た外国人に引き渡すために宿屋に商品を持って行くことにかかわり合うような、この職業の労働者や男性の仲買人 *courtiers*、および女性の仲買人 *courtrières* の多くの者に(この禁止事項を)教えて参りました。この者たちは貴族 *gentilhommes*²⁹⁷やブルジョワの館に、商品と同時に秘密も持って

²⁹³ A. M. L., 1 C 4301, “A Messieurs Messieurs les prevost des marchands & echevins de la ville de Lyon, juges consulaires de ladite Ville”, pp. 104-106.

²⁹⁴ Ibid., pp. 106-107. この要求は1692年12月16日に市参事会によって承認され、翌年1月14日に公布された。

²⁹⁵ A. M. L., HH 128, “A Messieurs, Messieurs les prevost des marchands et echevins de la ville de Lyon, 3 août 1701”.

²⁹⁶ A. M. L., 1 C 4301, “Reglemens et statut, 1667”, op. cit., article L, pp. 32-33.

²⁹⁷ 辞書の定義によれば *gentilhomme* とは「原則としては血統貴族 *noble de race* のことであり、厳密には一族に貴族 *noble* しかいない者のことである。しかし実際の使用法はあまり厳格ではない。しかしながら 16

行ってしまう、さらにはその商品の大部分は盗まれたものであり、非常に安い値段で引き渡されてしまうのです。こうした者たちがこの織物業を崩壊させることになります。当該の禁止事項の更新と公布によってぜひとも成すべき事をおこなう必要があるのです²⁹⁸。

彼らが非難の対象としたのは、商品を託されて（あるいは盗んで）その仲介をおこなう仲買人や労働者であった。当然のことながら盗品でない限り、仲買人の仕事はギルドの親方や商人からの販売委託がなければ成り立たないのであり、彼らが存在していること自体リヨンの絹織物業がそれに依存していることの証明でもあった。ところが、「コルベールの規則」第 51 条を徹底させれば、ギルドの親方や商人以外の店舗で取引ができないことになり仲買人たちが関与する余地が少なくなるのである。取締役親方が訴えたのは、顧客に対して自ら直接販売することで、リヨン産絹の評判を貶めないようにすることであり、それは仲買人を排除して利潤を独占することにもつながる。

市参事会は 1701 年 8 月 11 日に彼らの訴えを認め、「コルベールの規則」第 51 条の遵守徹底を命じた²⁹⁹。ところが、同年 10 月 25 日に、取締役親方は再び市参事会に宛てた請願書を提出した。

…（市参事会の命令にある）これら禁止事項にもかかわらず、毎日のように隠れて仲買がおこなわれております。宿屋、居酒屋、私宅、小売り・卸売り商人やその他商品を取り扱うような職業を営む者の店舗で、あるいは商人のところで購入した後に商品を届けるような男女によって、あるいは非常に安い値段で引き渡すために労働者や職人の家で、こうした行為がおこなわれているのです。これらの男女はその織物を何度かは商店で手に入れますが、大半は盗まれたものであり、それゆえ二つの重大な害悪がもたらされます。ひとつは、請願者のところで製造された織物を欲する外国人やこの都市の者が店頭でそれを購入しなくなるということです。これが請願者から販売の便宜を奪っております。もうひとつは、不完全であり盗まれた多量の織物が、この手法で小売りされるということです。

ところで、この職業の規則の第 51 条と第 52 条を口実に、この他に数多くの不都合が起こり得るのです。この都市の宣誓者 *juré* である仲買人を除いて、男女の仲買人 *courtiers* ou *courtieres* やその他の者に対して、この織物の販売に介入することを禁止することがまったく適切であると思われます。同時に、宣誓者の仲買人に対しても、織物がある商人と親方の店頭と店舗内で提示するものしか取り扱えないように命じることが必要だと思われます。また、仲買人たちが商人親方労働者、あるいはその使用人、子供、家内奉公人に同行させることを口実にして、さまざまところへ運び出したり、運び出させたりできるようにしてはなりません。市参事会の皆様、請願者は必要である限りにおいて、この職業の規則第 51 条と第 52 条に背くことになります。その条文は仲買人に、親方労働者、その妻、子供、あるいは家内奉公人が同行することで、織物を持ち出したり、展示したり、販売し

世紀には国王は貴族をつくることはできるが、*gentilhomme* はできないというのが常識である。唯一時間と世襲による純化によってそれになるものとされる」とある。Bély, *Dictionnaire de l'Ancien Régime*, op. cit., p. 888. ただしこの史料が指す *gentilhomme* が具体的にリヨンの誰のことかは分からないので、さしあたり「貴族」とだけ訳すことにする。

²⁹⁸ A. M. L., HH 128, “A Messieurs, 3 août 1701”, op. cit., fol. 1. リヨンでは仲買人もギルドを組織していた。

²⁹⁹ Ibid. fol. 4 v. -7. 同請願書の後半に市参事会による承認と命令の内容が別記されている。

たりすることを認めております³⁰⁰。

ギルドの取締役親方は、「コルベールの規則」の徹底だけでは満足しなかった。それどころか、第 51 条と第 52 条の条文そのものに問題があることを指摘し、あらゆる仲買人を絹織物の商取引から排除しようと試みた。1701 年には絹織物業ギルドに属さない仲買人の商取引を制限することが必要とみなされたのであり、既存の規則の条文は、当初、それに好都合と考えられたが、後に修正が求められたのである。彼らが望んでいたのは規則の遵守ではなく、必要に応じた規則を獲得することであった。この場合の必要とは、絹織物業ギルドに属さない者や他のギルドを構成する者を絹織物の販売から排除するか、あるいはそれを制限することである。

これはもちろん絹織物業ギルドの商人製造業者の利益を拡大するための方策である。しかし、1701 年の請願書のねらいはそれだけではなかった。同じ請願書では、取締役親方宛に親方労働者や職人から受け取った三項目の陳情に応じた規制を設けることも要求された。

第一の要求は「多くの商人製造業者が、労働者の手から織物を引き取った後、手間賃の決定をかなりの期間にわたっておこなわないことについて」であった。結果として「労働者らは日にいくら稼ぎ、週にいくら稼いだのか分からず、不安定な状態におかれる」ために「借金で生活していくことを余儀なくされる」のであった。さらに労働者は商人製造業者から借金をするために「常にこの同じ商人の後に付き従い、彼に仕えなければならなくさせられる」のである。さらに、商人製造業者は「規則に従って、労働者が請け負った仕事を完了するまで、他の者のために働くことを認めない」ので、この従属状態が続くことになるのであった³⁰¹。

ここに記された商人製造業者と手間仕事をおこなう親方労働者の関係については、既に本論第 2 章第 2 節で確認したように、1702 年に王権が命じた規約の改定にも反映された。同改定に際しては、手間仕事をおこなう親方労働者と商人製造業者との争いが起こり、王権の対応は両者の

³⁰⁰ A. M. L., HH 128, “Requête présentée au consulat par les maitres gardes de l’art de la soye, au bas de laquelle est son ordonnance...”, fol. 1-2. この請願書には起草・提出の日付が記されていないが、先の請願書の要求が市参事会によって 1701 年 8 月 11 日に承認されたことが記されている。また、本請願書の要求も同年 10 月 25 日に承認されたことから、同年 8 月から 10 月の間に起草されたことは間違いない。なお、「コルベールの規則」第 52 条には次のようにある。「仲買人は商品を販売することで悪弊を犯すばかりでなく、しばしば所有者から料金の一部を詐取したり、何日もの間金銭を保持したり、貨幣を両替したり、そして絹織物の商業に膨大な損失をもたらしたりする。このため、商品の売買を生業とするあらゆる商人、親方労働者は、許可され合法的な場所の中であっても、運搬、展示、販売のために仲買人に商品をゆだねてはならない。また、販売や支払いをするため、それを見届けるために、上述の親方が付き添ったり、親方が任じた妻や子供、家内奉公人を付き添わせたりしなければならない。違反者には 60 リーヴルの罰金と見せしめの懲罰が科される」。A. M. L., 1 C 4301, “Reglemens et statuts, 1667”, op. cit., article VII, pp. 33-34.

³⁰¹ A. M. L., HH 128, “Requête présentée au consulat”, op. cit., fol. 2. ここで非難された規則とは「コルベールの規則」第 42 条であると思われる。「第 42 条：親方が労働者を解雇する場合、1 ヶ月以上前にそのことを通知しなければならない。同様に、あらかじめ 1 ヶ月より前に通知しなければ、労働者は別の親方のところに働きに行くことはできない。またその労働者は一旦とりかかった製織作業を、どれほど長引こうとも、完了させなければならない。違反者に対してはその都度罰金 20 リーヴルが科される。その労働者の能力が不十分であった場合、親方は適宜彼を外に追い出すことができる。また、親方が自ら手間仕事をおこなう親方や職人、労働者と解約する場合、先に契約していた親方は、労働者の仕事に対して支払われるべき金額の 8 分の 1 を支払わずに、その職人や労働者に新しい親方のところへ働きに行かせるよう強制することはできない。反対に、労働者が通知をおこなって親方のもとを離れる場合、新しい親方は、その労働者を雇用する前に、労働者が直前に雇われていた親方に対して支払うべき金額の全てを現金で支払わなければならない。違反者には上記の罰金が科される。また、上記の通知は文書に記されたものでなければ有効ではない」。A. M. L., 1 C 4301, “Reglemens et statuts, 1667”, op. cit., article XVII, pp. 27-28.

間で揺れ動いたが、ギルドにおける両者の関係を定義したのが 1702 年の決定であった。この請願書はギルドと他の職業との関係の再定義を目指しただけでなく、ギルド内の階層関係をも定義し直すものであった。

さらに、第二、第三の要求では親方身分内の問題だけでなく、絹織物業に従事する様々な労働者に関する規制も求められた。

請願者（取締役親方）になされた陳情の第二項目は、親方労働者や商人製造業者によって本職業に雇われている徒弟でもなければ職人、親方の娘や息子でもない多くの者たちについてです。彼らの存在は、たくさんの職人や親方労働者の仕事を欠乏させ、困窮へと追いやる原因となります。

この悪弊を改善するため、1692 年 11 月 17 日の市参事会のご命令によって、本職業で働く者は、取締役親方の視察に際して徒弟や職人の証明書を提示し、親方の娘や息子であることを証明することが義務づけられ、違反者には罰金 60 リーヴルが課されることとなりました。

しかし、閣下のご命令を回避するために、証明書がないことが判明した者たちはそれを抵当に入れているとか、雇われていた親方の所で取り上げられたとか、その他いくつもの口実で言い訳をするのです。彼らは規則によって要求された身分や能力を持たずともこの職業で罰せられることなく働いております。これについては、証明書を提示することなくこの職業で働いていることが判明した者、および彼らに織機を用いた仕事をさせていることが判明した親方にも、60 リーヴルの罰金と商品の没収の罰が科されることを命じることでしか改善できません。

陳情の第三項目は、多くの商人や親方労働者が、いかなる身分も権利も持たない使用人や空引女工 *tireuses de cordes* や、家内奉公人をこの職業で働かせていることについてであります。これらの者は、正規の徒弟・職人証明書を持つ者から仕事を奪うのです。また、違反で取り押さえられないために、戸口に差し錠をかけて閉じたままにし、取締役親方が彼らの家に入ろうとした際には、戸口を開けるのは使用人や家内奉公人であり、この悪巧みによって織機から手を引く時間を稼ぐのです。それゆえ、もし単なる掛け金でしかないのであれば、取締役親方が自ら自由に戸口を開け権利や身分なしに働く者を発見することができるようにするため、朝 7 時から夕方 5 時まで彼らに店舗を閉めたままにしておくことを禁止するべきです³⁰²。

ここに記されたことは、ギルドに属さないような労働者に対する規制と監視の強化であり、先に検討した 1692 年の請願書の内容と一致する。仲買人と同様、このような資格のない労働者もまた絹織物業には欠かせない存在であったはずであるが、正規の徒弟や職人・親方労働者から仕事を奪うという理由で排除すべき対象ともされたのである。実際には、リヨンの商人製造業者が全ての商品を末端顧客に直接販売することは不可能であるし、相対的に高い賃金で働く

³⁰² A. M. L., HH 128, “Requête présentée au consulat”, 2 v. -3 v. この請願書には 1692 年 11 月 17 日の市参事会の命令とあるが、これは先に引用した請願書の日付であり、実際に市参事会の命令が下されたのは 12 月 16 日のことであり、公布されたのは翌年 1 月 14 日である。A. M. L., 1 C 4301, “A Monsieur”, op. cit., pp. 104-110.

親方身分や職人身分を雇用し続けることも利益に反する。つまり仲買人も資格のない労働者も実際に絹織物業から排除することは不可能であったのであり、規約の修正や徹底が何度も求められていること自体がその事実の現れである。ギルドの取締役親方にとっての問題は、彼らを排除することではなく、ギルドの内側と外側における線引きを明確にし、正規の構成員の身分を統制することであった。「コルベールの規則」の条文や、その意図であるリヨン産絹織物の地位向上はそのために利用されていたのである。

なお、この請願書で要求された内容の全ては、1701年10月25日に市参事会によって承認されるとともに、1702年の規約改定によって王権もこれを追認した³⁰³。ここまでの史料の検討からも分かるように、17世紀末から18世紀初頭にかけてギルド規約の変更は、ギルドからの要求と市参事会の命令によって決定されていた。「コルベールの規則」以降、王権がギルドに介入するのは専ら売官と借金の許可に関することであり、これを利用してギルドの親方身分内における区分が導入されていた。そして身分をめぐる争いの中で、商人と親方労働者の双方は王権へと請願書を送りその介入を要求するようになっていった。ギルドと王権との関係はこの身分をめぐる対立と調停として現れてくる。ただし、1702年の規約改定は両者による訴えがもたらしたものであり、王権は技術や商取引の規制に関する詳細な事柄にはほとんど口出しをしていない。王権が本格的にリヨンの絹織物業の技術や商取引に関与していったのはもう少し後の時代である。次節では、特に1737年の新規約による技術や商取引の再定義とギルドからの反発について検討する。

第2節 1737年の新規約と商標・検査制度

1) 1737年の規約による品質管理体制の強化

1737年の新規約は、70年にわたって参照されてきた「コルベールの規則」に代わって、ギルドの新しい体制を整備しようと試みたものであった。ただし、商人の身分を廃止し親方身分であれば商取引もできるとしたことは、ある意味では1667年以降の規約改定過程を否定したことになり70年前の体制への復帰を促したものとともいえる。また、身分に関する規則だけではなく、「コルベールの規則」が目指した品質管理体制の徹底も目指された。1737年の規約そのものは短命に終わったが、この規約が再定義しようとしたものとそれに対する反発を論じることで、王権とギルドが「コルベールの規則」をどのような形で利用しようとしたのかを具体的に検討したい。

第1章でみたように、「コルベールの規則」が目指したリヨン産絹織物の地位向上は、品質管理体制の構築によっても目指された。各種織物の製法を定めると同時に、取締役親方による視察、商標・検査制度をもって品質の悪い商品を排除しようと試みたのである。ただし、1737年の新規約は、「コルベールの規則」を継承するのではなく、それをより徹底したものに作りかえて厳格な品質管理体制を再構築しようとした。単に70年前の体制へ復帰するのではなく、規制の強化を図ったのである。この意図は複数の条文によって示された。

³⁰³ A. M. L., 1 C 702454, “Extrait des registres du Conseil d’Etat”, op. cit., pp. 9-16. 商人製造業者と手間仕事をおこなう親方労働者の関係を規定した条文については本論第2章第2節2)を参照。また、仲買人に関する規制は同史料の第31条から第33条を、取締役親方の視察に関する規制は同第19条から第21条を参照。

第 110 条

自己勘定で働く親方、あるいは他の親方の手間仕事をする親方に対し、それぞれの織物の上端と下端に、2 プス pouce (1 プス=約 2.7cm) 幅の無地の帯か紐をつけなければならない。特に黒やその他暗色の場合は白い緯糸でつけること。綜紵をこの幅に調整し、その帯の上の印がはっきりと見分けられるようにしなければならない。織物それぞれにつき、違反者には 150 リーヴルの罰金が科される。

第 111 条

あらゆる親方労働者は、自己勘定で働く者であれ、他の親方の手間仕事で製造する者であれ、各織物の開始と終わりに際して、専用に所持する自らの氏名の一文字目と、異名 *surnom* の全ての文字がある印を上記の帯の左側に押さなければならない。また、その下には織物の名称と質、経糸が構成するポルテの数が記される。例えば「*Velours à 4 poil* (4 本の糸からなるパイル経糸のビロード)」のようにである。厚手のビロードであれば「*Persienne brochée 90 portées* (ブローード織りのペルシエンヌ、90 ポルテ)」となる。他の織物についても同様である。また、交織・混紡織りに関しては、親方労働者の氏名の下にこれが記されるのは同じであるが、織物の名称と質、ポルテの数に加えて、経糸のポルテを示した印の後に、緯糸をなす素材の質も別の印によって標示すること。これらの印や標示が付されていない織物それぞれにつき、150 リーヴルの罰金が科される。

第 112 条

同様に、自己勘定で人に製造させるあらゆる親方商人は、彼らが所有する織物全てについて、上記の帯の右側に、専用に所持する印を押さなければならない。なお、上端と下端に自らの氏名と異名を略さずに記すこと。また、製造した手間仕事をおこなう親方によって織物が引き渡されたらすぐにおこなわなければならない。親方商人が自身のところで自己勘定で製造したり、製造させたりした織物である場合、先の条文のとおり、各織物の開始と終わりに際して、自らの氏名の一文字目と、異名の全ての文字、織物の名称と質、経糸が構成するポルテの量を帯の左側に押したり、押させたりしなければならない。交織・混紡織りにについても、先の条文に明示されたのと同じく、緯糸をなす素材の質を標示すること。これらの印や標示が付されていない織物それぞれにつき、没収と 150 リーヴルの罰金が科される³⁰⁴。

リヨン産の絹織物には全て織物の上端と下端に帯がつけられることになった。「コルベールの規則」第 53 条でも商標 *marque du fabricant* が付けられることが義務化されており、それは 1737 年の規約の第 112 条に該当する³⁰⁵。ただし、商人製造業者を示す印だけではなく、製織をおこな

³⁰⁴ B. N. F., F-22449, “Statuts et reglement”, op. cit., article CX à CXII, pp. 41-42.

³⁰⁵ 「コルベールの規則」第 53 条については、本論第 1 章第 2 節 2-3) を参照。1737 年の規約第 112 条には商標 *marque du fabricant* とは記されておらず、ただ印 *marque* とだけ記されている。本論では訳し分けることにしたが、第 112 条が意味するのは商標と同じものである。なお、第 111 条で実際に製織した者を示す印も *marque* である。

った親方労働者もその名前を記すことが義務化された。また、単に生産者・販売者を標示するだけでなく、織物の種類や質を標示することも命じられた。製造業者の商標はこの三つの印に変更されたのである。

さらに、取締役親方による検査制度も詳細に規定された。

第 113 条

悪弊を未然に防ぎ、本規約に反して製織されたリヨンの織物が販売されないようにするため、現職の取締役親方は毎日共同体の事務所にいなければならない。事務所では、以下の条文で示すように、運び込まれた当該の織物業のあらゆる織物が検査され、検印が押される。このために事務所は年間を通じて開かれるものとする。すなわち、聖ミシェルの祝日（秋分の日）から復活祭までは、午前中は 8 時から 11 時まで、午後は 2 時から 4 時まで開かれる。復活祭から聖ミシェルの祝日までは、午後 2 時から 5 時までとする。また、もし検査が必要な織物があれば、さらに遅い時間まで開かれる。陛下は、リヨン市に運び込まれ、販売・消費される国内の他の織物についても、この事務所で同様に検査され、検印が付されることを欲しておられる。

第 114 条

織物の検査と検印のために割り当てられた当該の事務所の各部屋には、少なくとも 2 名の取締役親方がいなければならない。1 名は取締役親方商人、もう 1 名は製織だけをおこなう取締役親方労働者である。リヨンの絹織物業のあらゆる無地織りと交織・混紡織り、および、王国内の他の織物業のあらゆる無地織りやブロケード織りなどすべてが当該の部屋において検査される。リヨンの絹織物業のブロケード、および他のあらゆる種類のブロケード織り一般、模様織り、花模様織りに関しては、意匠の秘密保守を保証するために裏返しにして、他の特別な部屋において別個に検査される。このリヨンの絹織物業のブロケード織り、模様織り、花模様織りを検査することになった取締役親方は、織物の意匠家であってはならない。違反者、および検査に干渉しようとする者に対しては 100 リーヴルの罰金が科され、さらに取締役親方職を解任される。

第 115 条

締役親方がおこなう検査によって規則が定める質と大きさであることが認められ、第 110 条のとおり親方労働者や親方商人ごとに各織物の上端と下端につける白い帯の上に押すべき様々な標示をつけたリヨンの織物業のあらゆる織物は、全て絹でできた無地織りやブロケード織り、あるいは金糸・銀糸のブロケード織りなどその質に応じた部屋の中で、当該の帯の中央、織物の表側に取締役親方によって検印が押される。検印は色つきであり、「Bureau de visite des étoffes de soye de la manufacture de Lyon（リヨンの絹織物業検査事務所）」という言葉が記される。絹糸や副蚕糸、獣毛、羊毛、亜麻糸、綿糸の交織・混紡織物である場合は、「Étoffes meslangées, bureau de visite de Lyon（交織・混紡織物、リヨンの検査事務所）」と記される。陛下はこれら取締役親方に対して、親方労働者や親方商人によって印がつけられていなかったり、印はつけられているが必要とされる幅や品質を満た

していないような織物に検印を押してはならないと命じておられる³⁰⁶。

取締役親方による検査方法はより具体的なものとなった。1737 年の規約は親方商人身分と親方労働者身分を対等に扱っており、検査にあっても両者から選ばれた取締役親方の数と役割は同等のものとされている。また、織物の意匠が盗まれることにも配慮して、裏返しで検査をおこなうことなど細かな配慮がなされている。

そして、大きな変化がみられたのは、第 113・114 条にもあるように、リヨンの絹織物業ギルドで生産された織物だけではなく、王国内の他のギルドが生産した織物についても検査の対象とされることになったのである。その詳細は第 118 条に記された。

第 118 条

金糸・銀糸の地であろうと、全て絹糸からなる織物あるいは交織・混紡織物であろうと、王国の他の織物業のものでであろうと、品質や名称は何であれ販売や消費のためにリヨン市内に運び込まれたり、免税通過 transit したりするあらゆる絹織物は、税関 douane からリヨンの検査事務所に直接運び込まれるものとする。また、取締役親方によってなされる検品で、その織物に関する規則に合致して製造されていることが明らかになれば、彼らによって特別な検印が押される。全て絹糸や金糸・銀糸の織物であれば、「Étoffes de soye, fabrique de [空白] visite du bureau de Lyon (絹織物、[空白]の製造業、リヨンの検査事務所)」と記される。交織・混紡織物である場合は「Étoffes meslangées de soye, fabrique de [空白] bureau de visite de Lyon (絹の交織・混紡織物、[空白]の製造業、リヨンの検査事務所)」と記される。反対に、これら織物がそれ固有の規則を満たして製造されていない場合、取締役親方によって差し押さえられ、没収を求める追訴がなされる。また、それを所有する者、あるいは販売や小売り、免税通過のために委託されて発送した者に対しては、織物や端切れそれぞれにつき、罰金 100 リーヴルが科される。なお、いずれの地に送ったり、与えたりするものであろうとも、リヨンを免税通過するこれら王国内の他の織物業の織物全ては検査事務所に運び込まねなければならない。その織物の製造元の地に設置された検査、監督事務所の印や鉛の封印で、箱や包みの布に印がつけられていたり、縄が鉛で封印されていたりする場合であってもそうすること³⁰⁷。

リヨンで関税徴収がおこなわれるようになったのは 16 世紀以前であったとされるが、それが整備されたのは 16 世紀半ばのフランソワ 1 世の時代であり、外国から入ってくる原料絹や絹織物に対してかけられた。これは外国製品の流入を規制することによって、リヨンの絹織物業の

³⁰⁶ Ibid., article CXIII à CXV, pp. 42-44. 引用文中のフランス語は原史料の綴りどおり。なお、本文中には引用しないが、第 116 条と第 117 条の内容は以下のとおりである。「第 116 条：白い帯をつけることができなかったような端切れ coupon については、先に命じた印をつけるために、その織物の質に応じた部屋において、検査事務所の印を布の裏側に付すこと。違反者には商品の没収と 100 リーヴルの罰金が科される」。「第 117 条：リヨンの絹織物業のあらゆる織物や端切れのうち、無地織りであろうと、ブローード織りや交織・混紡織物であろうと、取締役親方によってなされる検査に際して、本規制に従う親方労働者と親方商人によって製造され、印をつけられたかどうかわからないものについては、取締役親方によって押収され、留め置かれるものとする。また取締役親方は、本規制の様々な条文に基づいて科された処罰を下させるために、これら織物の所有者を訴えなければならない」。

³⁰⁷ Ibid., article CXVIII, pp. 44-45.

発展を目指した措置であり、王国内の絹織物の規制を意図したものではない³⁰⁸。ところが、1737年の規約はリヨン産の絹織物だけでなく、市内・国外での消費の別を問わず国内産絹織物でリヨンに入ってくるものについては全てギルドの検査を受けることを義務づけたのであった。これはリヨンの絹織物業にとっては有利な決定であったかもしれないが、この当時に国内産絹織物がどの程度リヨンに入ってきていたのかを示すデータがないため、実施された場合の影響がどの程度見込めていたのかは不明である。ただし、王権が全国的な産業規制の再編と流通・品質管理の体制の整備を狙っていたとみなすことはできるだろう。リヨンの絹織物業ギルドもその体制の中に組み込まれようとしたのである。

この他にも商標と検査制度の整備を命じた条文は複数存在する。第119条では「織物が織機から取り外されて、あるいは手間仕事をおこなった親方によって（発注者の親方商人に）それが届けられてから24時間以内におこなわれなければならない」ことが定められた。さらに、検印一回につき1ソルを取締役親方に対して支払うこと（第120条）や、検印と生産者・販売者の印の偽造禁止（第121条）、生産者・販売者の印をギルドに届け出ること（第122条）、検印の管理方法（第123条）、リヨンの市内と他地域における未検査品の所持と検印が押された帯を外すことの禁止（第124・125条）、市参事会への押収品・調書提出と訴追（第126条）が規約に記された³⁰⁹。「コルベールの規則」第53・54条に定められた検査制度は、詳細な規則をもって再編強化されようとしたのである。

2) 商標・検査制度への反対：商人の請願書

ところが、こうした商標・検査制度が実施されることはなかった。1737年の新規約がギルドの商人からの反発を招き、結局短命に終わったことは既に検討した。商人が反発したのは身分に関する事柄だけではなく、彼らは手間仕事をおこなう親方との分離を要求した請願書の中で、この検査制度についても強い反対を表明した。この請願書は第2章でも引用したものであり、1737年の規約の各条文を詳細に検討したものである。彼らは、親方身分の区分だけでなく、この検査制度に関する規定にもかなりの紙幅を割いて反対の論理を展開している。それだけこの商標・検査制度が絹織物業にとって悪影響があると考えたからであろうが、ここではその論拠を紹介するとともに、ギルドの商人が絹織物業の商業をどのようなものとして認識していたのかを検討したい。

まず、彼らが反対する条文は商標・検査制度を定めた上記の第110条から第126条までの17箇条全てであることが記される。ただし、「リンネルや毛織物に対する印は既に確立されており、私どもが申し上げることができるような根拠では論破できない」ように思われるが、「この根拠が私どもに独自のものであり、別種の商品の印に反対するよりもずっと説得力がある」とする³¹⁰。つまり、王国内の他の織物業にではなく、リヨンの絹織物業に固有の反対の論拠があるのだと主張しているのである。

ただし、織物業一般に共通する反対の論拠も提示する。それによれば、検査制度を設けることで「ただ検印をもらいにいくためだけの余分な店員の費用がかかる」ことや、祭りや大市に

³⁰⁸ Godart, *Ouvrier en soie*, op. cit., p. 203; Levasseur, *Histoire des classes ouvrières*, op. cit., p. 74; Marcel Marion, *Dictionnaire des institutions de la France aux XVIIe et XVIIIe siècles*, Paris: A. et J. Picard, 1976, p. 188.

³⁰⁹ B. N. F., F-22449, “Statuts et règlement”, op. cit., article CXIX à CXXXVI, pp. 45-48.

³¹⁰ A. M. L., HH 133, “Au Roy et a Nosseigneurs de son Conseil”, op. cit., fol. 33.

際しては「取締役親方では提出されたあらゆる織物に検印を押すのに不十分」であることを指摘する。さらに商標と検印を付す帯によって「各織物の 8 分の 1 オーズ」が隠されてしまい、それは「イギリス風タフタの値段に相当する」こと、印を押す際に「織物に染みをつける危険」があると主張する³¹¹。ただし、これらは商標・検査制度の具体的手続きにまつわる問題であり、制度そのものとリヨンの絹織物業との不一致ではない。したがってここに指摘された問題は「多大な困難をもたらすことは事実ではありますが、乗り越えがたい障害とはならない」のである³¹²。

彼らが証明しようとしているのは、これら織物業一般の商標・検査制度にまつわる不備や障害ではなく、商標・検査制度を「確立することで、必ずや商業の破滅がもたらされる」ということであった³¹³。彼らの論理が正しければ、1737 年の規約は、労働者と商人製造業者の曖昧な区分、そしてこの商標・検査制度によって、リヨンの絹織物の商業を二重の意味で衰退させることになるのである。

衰退をもたらす第一の原因は秘密の保守に関わることである。

秘密はあらゆる商業、とりわけその成功がモードに左右されるような商業においては、疑いもなくその真髄をなすものです。いかなる商業であっても、この秘密以上に必要とされ、頼りにされているものはありません。もし、労働者から受け取ったあらゆる商品を、24 時間以内に検査へと運ばなければならないとしたら、どのようにすれば何らかの秘密保守を望むことができるでしょうか。どんなに秘密を守れる取締役親方や検査官であっても、少なくとも各織物業においてなされてきたことをそれぞれ識別でき、少なくとも各織物の品質や大きさを知っている者であれば、上質の織物からあらゆる競争心を、中質の織物からそれがもつ信用を奪い去る可能性が必ずやございます³¹⁴。

18 世紀半ばのリヨンの絹織物業はまずモードによって商業の動向が変化するものとなっていた。このモードそのものは 17 世紀末以降に商人たちによって戦略的に作り出されたものであり、諸外国の絹織物業による模倣に対抗し、ヨーロッパの市場の独占を目指す意図があった³¹⁵。「コルベールの規則」の制定に際しては、イタリア産絹織物の地位をどのように奪うかが意図されていたが、既に 1730 年代の後半にはこのモード戦略が彼らの商業において成功を勝ち取るための重要な手段となっていたのである。そしてそのモード戦略に不可欠であるのが秘密の保守であった。

ところが検査制度が確立するとこの秘密が守れなくなるのである。彼らが言う秘密とは具体的に何を指していたのだろうか。1737 年の規約にも秘密保守のための対策が講じられていたが、彼らはそれが無意味であるということを主張する。

織物の新作に関する秘密を保守するために、意匠家を取締役親方の地位から排除したり、あらゆる紋織物を裏返しにしか見られないようにしたり、そのために縫いつけるよう命じても無駄なことです。

³¹¹ Ibid., fol. 33-33 v.

³¹² Ibid., fol. 33 v.

³¹³ Ibid., fol. 33 v.

³¹⁴ Ibid., 33 v. -34.

³¹⁵ Poni, “Mode et innovation”, art. cit., p. 593.

私どもはこの第一の予防策に反駁いたします。第一に、私どもは意匠の能力を兼ね備えた紋織りの熟練製造業者をかかえており、彼らはこの商業に必要な不可欠な部分をなしております。彼らのうちの大部分が今のところは意匠に従事していないとはいえ、それでも教養はございます。したがって、取締役親方の地位から意匠の才能を備えた者を排除することは、織機についてよく知り、またそれ以上のことも熟知する私どもの製造業者たちを排除することに他なりません。

第二に、ありうることでありますが、織物業に非常に有害であるのは、取締役親方や検査官が意匠に関するいかなる知識ももっていない場合であります。彼らはやがて、実践と経験によって、新作の意匠や絹織物の品質を書き取ることができるようになります。こうして秘密を漏らし、公にしてしまうでしょう。秘密を自らの利益としないような常に実直な人間であったとしてもです。このように、第一の予防策は取締役親方の地位から有能な製造業者を排除するのです。さらに、秘密との関連で言えば、その予防策をとっても無駄なことなのです³¹⁶。

商人の言う秘密とは新作織物の意匠のことであった。彼らは意匠家たちと契約を結び、年間 8,000 リーヴルから 10,000 リーヴルを支払っており、このような大金を支払える資金があるかどうか商人と手間仕事をおこなう親方労働者とを区別する基準としても用いられた³¹⁷。リヨンの絹織物の商業においてはとりわけ意匠が重要であり、意匠家が作り出す新作をその漏洩から保護しなければならないと考えられていたのである。

第二の秘密漏洩の予防策である裏返しの検査についても次のよう批判している。

第二の予防策、大部分をなすあらゆる紋織りの織物を裏返しにすることについても反駁いたします。意匠や作品の新作の表側と申しまして、たとえば縞模様や斑模様のタフタ、シチリア風縐子 ras de Sicile、無地のダマスク、多種多様な浮き綾織りといったように数え切れない数がございます。さらに厚手の紋織り gros façonné と呼ばれる豪華な織物は数少

³¹⁶ A. M. L., HH 133, “Au Roy et a Nosseigneurs de son Conseil”, op. cit., fol. 34-34 v.

³¹⁷ 本論第2章第4節2) 参照。1758年から59年のリヨンのカピタシオン徴税目録によれば、125人の商人製造業者の納税額は40リーヴルから300リーヴルであり、同目録に名を残した55人の意匠家もこれと同列であったとされる。Miller, “Paris-Lyon-Paris”, art. cit., p. 146. なおミラーの推計によれば、この当時、意匠家は150人程度いたとされる。なお、この徴税目録に記された意匠家は絹織物業ギルドの身分を持たない者であるとされる。18世紀の有名な絹織物意匠家であるフィリップ・ド・ラザール Philippe de Lasalle (1723-1804) はリヨンの画家 peintre のギルドで徒弟修行を経ていたし、ジャン・ルヴェル Jean Revel (1684-1751) も画家から転身している。ミラーはこれら意匠家を基本的には自由職業とみなしている。ただし、1756年にはアンドワヌ＝ニコラ・ジュベール・ド・リベルドリー Antoine-Nicolas Joubert de l’Hiberderie (生没年不詳、1725年ないし29年に生誕し、1775年以降に亡くなったとされる) のように、徒弟・職人修行を経ていなくとも特別にギルドの親方労働者身分に登録された者もいる。ギルドと意匠家との関係については、Lesley Ellis Miller, “Jean Revel: Silk Designer, Fine Artist, or Entrepreneur?”, *Journal of Design History*, Vol. 8, No. 2, 1995, pp. 79-96 を参照。ジュベールについては Lesley Ellis Miller, “Representing Silk Design: Nicolas Joubert de l’Hiberderie and Le Dessinateur pour les et étoffes d’or, d’argent et de soie (Paris, 1765)”, *Journal of Design History*, Vol. 17, No. 1, 2004, pp. 29-53 を参照。なお、引用文中にもあるように「製造業者」も意匠家の技能を持っているのであり、意匠に携わる者全てがギルド外の間人であったわけではない。意匠工程も複数の作業からなっており、一人の意匠家では完結できなかった。全体的な図案を作成した後には、整経作業のために図案を方眼紙の紋意匠図に反映させ、製織の指示を書き込む作業がおこなわれる（後のジャカード織りであればさらに紋紙に穴を開ける工程も必要になる）。

ないですがそれを付け加えれば、これらの織物を裏返しにした場合、多少の経験がある程度ではその工程を識別したり意匠や色合いの配置を見分けることはできません。

一度でも想定下さればこうした予防策は秘密の保守を製造業者に保証しないのだと、ご確信なさるに違いありません。この商業に秘密がなければ、もはや新作を期待することはできません。そして新作がなければ消費もございませんので、結果として織物業も存在できないのです³¹⁸。

ここでは、リヨン産絹織物の特徴とされる高級品について、その検査を裏返しですることは、検査していないのと同じであることが主張される。そして第一・第二の予防策ともに秘密を保守できないのであるから、商業は破滅するのである。

このように 1730 年代後半には、リヨンの絹織物業は高級絹織物のモード戦略とそれを支える意匠と新作によって成り立っているとギルドの商人はみなしていた。検査制度はこれを解体するものとして反対されたのである。

品質管理体制への反対意見はさらに展開される。取締役親方による検査だけでなく、織工や商人がつける商標にも問題があった。そしてその問題はギルド外の人間とのやり取りに関する事柄であった。

この印には三つの名前が記されることについて申し上げます。左側にはポルテの数と労働者の氏名、右側には商人の氏名、そして中央にはリヨンの絹織物業の名称が記されます。この三つの印が必ずや招くであろう結果を検証いたします。

商人の印は、取次商 *commissionnaires* の商売を破滅させることになります。なぜなら、その印によって外国の大貿易商が、取次商の仲介なしに、やり取りに必要な能力を備えた優れた商人に問い合わせをできるようになるからです。取次商の商売について、第一に、仲介を必要としない有能な製造業者であったとしても取次商に比べて彼の利益は少なくなるといふこと、第二に、小規模な製造業者にとって取次商は絶対に必要であるといふこと、この二つの命題を証明することにいたします³¹⁹。

この三つの印によって破滅するのはギルドの商人ではなく、ギルドに属さない取次商であった。彼らはリヨンの商人製造業者と国外の取引先（大貿易商）とを仲介する役割を果たす者として登場する。ただし、ここでも商人とその他の親方（製造業者）との区別がなされている。ギルドの「優れた商人」にとっては取次商の存在はあまり重要であるようには見えない。一方で、取次商は有能な製造業者あるいは小規模な製造業者にとって重要であるがゆえに彼らの商売を破滅させてはならないのだとしている。

取次商は有能な製造業者にとって有益であります。というのも、取次商は製造業者に外国の小売商を保証するからであり、それによって製造業者は、その小売商を監視の下におきながら、安心して織物業の事柄に従事することができるからです。さらに取次商が有能

³¹⁸ A. M. L., HH 133, “Au Roy et a Nosseigneurs de son Conseil”, op. cit., fol. 34 v. -35.

³¹⁹ Ibid., fol. 35.

な製造業者にとって有益であるのは、外国に送るために製造業者から商品を預かり、それを検査・選別するからでもあります。それによって、外国人が気分次第で彼らを不当に扱うという大変な困難から織物業者を免れさせるのです。取次商は外国の大貿易商と製造業者との間に立つ第三者であり、仲介者であると同時に時には判事の役割を果たし、(先に述べたのとは) 別の方法で製造業者の安心をもたらすことになるのです。

有能な製造業者にとって取次商が有益であるのならば、小規模な製造業者にとっては絶対に必要不可欠な存在でもあります。取次商が彼らにとって有益であるのは有能な製造業者にとってそうであるのと同様ですが、これに加えて取次商の商売は特別な援助をもたらすものであり、それゆえに彼らなしで済ますことはできないのです。取次商がその商売をおこなうための元手は、外国人と同じく、裕福ではない製造業者のその不足を補うものがあります。それゆえ、現金割引によって *par le moyen des escomptes*、彼らはこの商業の流通を大きく増大させるのです。もし小規模な製造業者が納期の延期を外国人にお願いしなければならなくなったとしたら、この商業は大変な不振に陥ります。取次商のやり取りや外国語の知性が小規模な製造業者に全く欠けている知識に代わってそれを補うのです。

このように、取次商は有能な製造業者にとって有益であり小規模な製造業者にとって必要不可欠なのです。これは労働者が商人となることを望むたびに彼らにその許可を与えるものであり、製造業者から取次商を奪うことは彼が与えてきた許可を享受する手段を彼らから奪うことに他なりません。商人の印はこの織物業に極めて有害な影響をもたらすことになるのです³²⁰。

取次商の有益性は、大小のギルドの製造業者と取引先との仲介にあたって、時にはもめ事の調停者の役割を果たし、時には通信・外国語能力の欠如を補うことに由来するものであった。絹織物業ギルドの多くの親方は、こうした取次商を頼って商品を販売していたのである。

ところで、前節で論じたように、ギルドは仲買人 *courtier* の商売は排除すべき対象とした一方で、こうした取次商 *commissionnaire* の商売の重要性を認めている。両者はともに絹織物業ギルドには属さず、顧客とギルドの商人製造業者とを結ぶ存在であったはずだが、両者には線引きがされている。史料から読み取れる限りでは、前者はリヨン市内で外国人や他の客を相手に、絹織物の販売・運搬を仲介する者たちであり、窃盗や料金の詐取という悪いイメージがつきまとう。ただし、店舗で商品を購入して転売する場合もあるので、単なる運搬業や周旋業とも異なる。後者は外国の貿易商や小売商を相手に絹織物の取引を代行する者であり、外国語の能力と商売の才に長けた者という印象を与えている³²¹。ただし、実際のところ両者を異なる存在とし

³²⁰ Ibid., fol. 35-36. 「現金割引」の実態についてはさらに調査が必要であるが、決済日前に代金を支払う代わりに一定の割引を受ける商取引の形態であり、商品流通拡大への寄与が期待されていたと思われる。

³²¹ 18世紀のリヨンにおける取次商の職業の実態について明確な輪郭を与えて描くことは難しい。例えば、ゴダールの研究では、取次商とは「リヨンを支配する外国人であり、もはや(リヨンに商品を)買い付けに来ることはなく、彼らの仲介者を使用する者」であるとされる。Godart, *L'ouvrier en soie, op. cit.*, p. 366. またガルデンによれば「両替や様々な商人の代理を務め、これら全体を補完する」者と記されている。Garden, *Lyon et les lyonnais, op. cit.*, p. 192. なお、用語集の定義には次のようにある。「*Le parfait négociant* (1675)と題された著作において、サヴァリーJacques Savaryは取次商を複数のカテゴリーに分類している。①商人の代理として商品を購入する者。②それを販売する者。③為替手形と手形を仲介する者。④いずれかの場所で商品を受け取り、別の場所に届けさせることを引き受ける者。⑤専ら運送にのみ従事する者」。Guy Cabourdin et Georges Viard éd., *Lexique historique de la France d'Ancien Régime*, 3ème édition, Paris: Armand

ていたのは財産規模であり、後者はリヨンの富裕層を構成する有力商人であった³²²。いずれにせよ、リヨンの絹織物業の製造業者は、彼らのようにギルドに所属しない仲介者なくしては商品を販売することはできなかったのである。

商人製造業者の印と同様、製織をおこなう親方労働者によって押される印もまた絹織物業にとっては排除すべき対象であった。

次に労働者の印によって生じる不都合について検討いたします。この印には労働者の氏名とポルテの数が記されております。したがって、私どもの新作織物たった一枚をリヨンから取り寄せることで、そしてよくできた織物を選ぶことで、外国人はこの品質の織物のために私どもと時間のかかるやり取りをする必要がなくなります。なぜなら、彼らの側に到来した織物を研究するまでもなく、この新作の模倣に必要な方法を印によって知るからであります。それだけではありません。この印は、私どもがこの新作の仕事を教え込んだ労働者の氏名までも外国人に知らせることになります。したがって、解雇されたり仕事がない労働者は外国へと渡り、私どもはそれをただ見ているほかないのです。今日、私たちは、優れた深い知識を有する者を誘惑や勧誘の前にさらけ出しているのです。労働者の印がもたらす結果は織物業にとって有害なものに他なりません³²³。

ここでも外国との関係が問題として取り上げられている。労働者、すなわち絹織工であり手間仕事をする親方労働者によって付される印は外国での模倣を容易にし、さらには絹織工と彼が持つ技術の流出につながるとみなされた。

請願書では、このように外国との関係を重視しなければならない背景と、リヨン産絹織物であることを標示する検印によってもたらされる悪影響についても主張された。

…先の二つの印とリヨン絹織物業の名前を一緒に用いることは、間違いなく外国での消費を喪失させるということを証明いたします。多くの奢侈品を外国に供給し、外国からほとんど輸入しないことは私どもにとってどれほど好都合であるか、これを知らない者などおりません。同じく、これは誇張ではなく、私どもの織物業における消費の4分の3は外国においてなされていることについても知らない者などおりません³²⁴。

彼らはリヨンの絹織物業の繁栄が、織物の消費の4分の3を占める国外への輸出によって支えられるものであり、しかもそれは外国産品を国内から排除することによっても成り立っていることを認識していた。検印はこの繁栄を崩壊させることになる。

私どもの織物業と外国との関係を二種類に区別して仮定いたします。第一のそれは私どもの商品が許可されている場合、第二のそれは私どもの商品が禁止されている場合です。この二つの異なる理由によって、それぞれに等しく消費を失うのだということを申し上げ

Colin, 1998, p. 74.

³²² Garden, *Lyon et les lyonnais*, *op. cit.*, p. 203 の表を参照。

³²³ A. M. L., HH 133, “Au Roy et a Nosseigneurs de son Conseil”, *op. cit.*, fol. 36.

³²⁴ Ibid., fol. 36-36 v.

ます。この命題は矛盾していると思われるかもしれませんが、これは正しいのです。

私どもが、その商品が許可されている外国における消費を失うことになるのは、商品の製法を表示する印によって、外国の織物業がそれを模倣することを容易ならしめ、私どもの織物を模倣した後さらに偽の印を付けるからです。こうした商品を小売りで購入する人々はそれに容易に騙されます。また、この偽造された印はリヨンの織物を嗜好する人々へこうした織物を販売するための媒介手段として役立つこととなります。フランスでも同じく人々は騙されることとなります。この偽造された印が禁制の織物から身を守ることに役立つのです。このようになると考えるのは当然のことです。また、外国の織物業が私どものことを尊重していないと苦情を言えば言うほど、私どもはその地を失うこととなります。商品が禁止された国や許可された国にそれを持ち込もうと望む場合、私どもは彼らのことを尊重してきませんでしたし、未だそうなのですから。このようにして、私どもの商品が許可された外国における消費のほとんどを失うのです。それらの国ではリヨンの商品として販売することが認められており、これまでなかったような確実かつ特徴的な印は一切付けておりません。

さて、私たちがどのようにして商品が禁止されている国で消費を失うかを検討いたします。この命題は自明のものであり、証明する必要はありません。なぜなら、私どもの商品がある国で禁止された場合、禁止された商品の特徴を印していれば消費の妨げとなるのですから³²⁵。

フランス国内でも同じ事であるが、リヨン産絹織物の輸入が認められている場合には、商品の模倣だけでなく、検印偽造によって消費の減少を招くことになる。そして、かつてイタリア産絹織物が支配的であったパリでリヨンの絹織物を販売する際にイタリア産と偽装していたように、そしてこの当時でもリヨンで外国産品に関税をかけて国内への流入を制限しているように、模倣や偽造の取り締まりを外国に申し立てることはできないのである。

なお、禁止された国での消費を失うということは、リヨン産として販売していないことを意味している。リヨンの絹織物はこうした国では偽装して販売されていたのである。リヨン産絹織物の名声や評判を高めることは重要な課題であったかもしれないが、商人が重視したのは国外の消費市場を維持することであり、リヨン産を標示することではなかったといえよう。リヨン産絹織物の地位向上が実現する以前にも以後にも、それを偽装して販売することは免れ得なかったのである。

これに続いて検討されるのは商標・検査制度を維持したまま、輸入を禁止された国でどのように偽装販売できるかという仮定である。それによれば、そもそも印を押した帯や紐は「織物の4分の3には不要」であるのだが、「貴重な販路を失わないようにするために…帯や紐を切ることはできる」とする。しかし、それを国内で取り外せば違反として没収されることになるし、国外で取り外そうにもそもそも輸入が禁止されているのだから、商品が「入るやいなや（国内と）同じように没収されることを免れ得ない」のである³²⁶。

さらには「国境に保税倉庫 *entrepôt* を建設し、そこで帯や紐を取り外すために商品の荷ほどき

³²⁵ Ibid., fol. 36 v. -37 v.

³²⁶ Ibid., fol. 37 v.

を」することまで仮定するが、絹織物は「心得のない者が扱うことができないほど貴重で繊細なもの」と同時に「この作業による遅延によって、外国の商人が大変な損害を受け、嫌気がさす」ようになる。また、倉庫の中で外国人の商人に「織物の量と質が周知のものとなり、ひいては、…織物の新作や商業上の秘密が言いふらされ…さらに、悪意を持った者が、諸外国の入国事務所 *bureau d'entrée* にその商品を没収し、死刑に処するよう」訴えることになるまで言う³²⁷。結局のところ、制度を維持したままでは絹織物を偽装して輸出することはできないというのが彼らの結論である。

このように、商標・検査制度は、輸入が認められた国での消費を減らすと同時に、外国の輸入禁止措置を正しく実行させるのであった。最後に次のように記された。

最後に、公の印 *marque publique* がこの商業に有害であることを証明するのに次のような事実にあきまはるものはありません。すなわち、かつての規則の条文にそれが命じられてはありましたが、この条文は決して施行されなかったのです。なぜなら、最初から印が有害であることに気づいていたからです。この公の印を税関の封印 *plomb de la douane* に置き換えたことは事実ですが、この印が商業を妨害することはまったくありませんでした。かえって商業の自由を促進し、さらに（この税関の封印のおかげで）外国商品に対する税の支払いが課されることなくリヨンに返品されるようになり、王国内や外国における私どもの織物の流通を促進したのです³²⁸。

リヨン産絹織物を国外に輸出する際には、税関の封印は付けられたが、それ以外の印はギルドの商人にとって不要なのであった。そして結局のところ、コルベールが熱心に推奨した商標・検査制度は機能していなかったのである。「コルベールの規則」制定当初から商標・検査制度への反対がみられたが、1671年にはコルベールの指示で検査事務所の設立に進捗がみられたはずである³²⁹。規則が「施行されなかった」のではなく、彼ら自身が制度に従ってこなかったのである。

1737年の規約による商標・検査制度の強化は、こうしてギルドの商人によって否定されることになった。新しい織物の意匠開発と国外への輸出に依存するリヨンの絹織物業にとっては、この制度がもたらす産物は商業活動の衰退を招くことになると考えられたのである。このように、反対の根拠は1730年代後半における絹織物業の実態に基づいて説明された。しかし、「コルベールの規則」以降にも実施されてこなかったということは、必ずしも1730年代後半であったから反対意見が提出されたわけではなかったことを意味している。つまり、商標・検査制度にかかる手間や費用の問題、リヨン産を標示すること自体の損害が見込まれて、制度が忌避され続けてきたのである。王権によるギルドへの規制は、ギルドの構成員によって選取られていたことになる。

³²⁷ Ibid., fol. 37 v. -38.

³²⁸ Ibid., fol. 38-38 v.

³²⁹ 本論第1章第3節参照。

小括

ここで本章が論じたことをまとめておきたい。

18世紀のリヨンの絹織物業は生産力と国外輸出の拡大によって19世紀まで続く繁栄の時代に入っていた。「コルベールの規則」の目的でもあるリヨン産絹織物の地位向上は18世紀に実現されたとみなすことはできるだろう。ただし、17世紀末から18世紀初頭にかけて、王権はギルドが管理する生産や流通に関与しなかった。王権の代わりに日常的な生産・流通の取り締まりに関与したのは市参事会である。その市参事会も絹織物業ギルドからの要求を拒絶することはなく、ギルドと協調しながら規則の強化・厳守の布告をおこなっていた。王権・都市の権力がギルドの管理監督に当たっていないわけではないが、積極的に経済活動を統制したという事実を本論では確認できない。

また、こうした中でギルドの商人や親方労働者は、親方身分の入手を抑制するために職人への親方作品の提出を義務化し、他の織物業との差異化を図るために製法を変更したり、絹織物の取引から仲買人を排除するために規約の条文を改正し、自らの利益を拡大しようとした。彼らにとって必要であったのは規則の条文そのものではなく、その意図であったといえよう。絹織物業の繁栄や織物の品質向上といった目的は「コルベールの規則」そのものを変化させることになったのである。

同じ事はコルベールが意図した品質管理体制構築のための商標・検査制度についても言える。「コルベールの規則」に記されたこの制度は、1737年の新規約にも継承されただけでなく、一層強化されようとした。しかし、リヨンの絹織物業ギルドは——より正確に言えば、少なくともギルドの商人は——この制度を必要としていなかった。彼らは王権への請願書の中で登録制度を利用することで親方身分における自らの優位の確保を求めたと同時に、絹織物業の現状にそぐわないことを主張して検査制度を定めた不要な規則を削除させようとした。18世紀半ばのリヨンの絹織物業の実態とは、国外輸出への高い依存とその販路を維持するための新作意匠の開発と偽装、そして取次商による仲介によって成り立っていた。商標・検査制度はこうした商業のあり方に対して障害をなすものであるという認識が示された。そしてこの商標・検査制度は17世紀以来実行に移されたことがなかったのである。「コルベールの規則」は、その意図を口実に自らの利益を拡大するために利用すべきものであり、ギルドの構成員が忠実に遵守することを権力から強制された規制ではなかった。

商人が求めた親方身分内における優位性の確保と同時に、この商標・検査制度への反対もまた1744年の規約に反映されることになった。同規約ではこの制度を定める条文が削除されていた。絹織物の製法を定めた規則と取締役親方の視察は残されたので、ギルドによる品質管理体制全体が否定されたわけではないが、規制は大きく修正されることになった。18世紀前半のリヨンの絹織物業においては、王権は積極的意図をもってギルド規制に介入することができず、ギルドの要求に応じた変更しかできなかったのである。

結論

本論の第一の課題はリヨンの絹織物業に対してコルベールの産業規制政策がどのような意図と内容をともなっていて実行されたのかを明らかにすることであり、第二の課題はコルベルティスムが17世紀末以降のギルドに与えた影響を評価することであった。この二つの課題を検討するにあたっては、コルベルティスムとそれ以後の規約改定過程を王権による一方的な政策として描くのではなく、社团的編成における王権とリヨンの絹織物業ギルドとの関係性において把握することを試みた。具体的に言えば「コルベールの規則」が定義したギルドの制度を王権とギルドが相互に利用していく中で制度の変更が繰り返されていったこと、およびその結果として起こったギルドの変化を議論した。

第1章では、議論の出発点である「コルベールの規則」について、それが制定される以前のリヨンの絹織物業ギルドの状態を概観し、1667年における「コルベールの規則」がどのような背景から生じた政策であり、いかなる意図と内容を持っていたのかを論じた。リヨンでは16世紀半ばに本格的に絹織物の生産が開始されたが、17世紀後半になってもイタリア産絹織物の名声には及ばなかった。「コルベールの規則」は、リヨン市の商人頭からコルベールに宛てた書簡に記されたように、ギルドに属さない商人をギルドに組み込んで織布工程を学ばせること、および織物の検査に基づく品質管理体制を構築することでイタリア産に対抗し、リヨンの絹織物業の地位向上をねらったものであった。品質管理体制は様々な織物の製織方法を定めた規則や取締役親方による視察、製造業者の商標、織物の検査によって構築されていた。また、徒弟から職人身分となる際にも試験を課して製織技術の向上が図られた。同時に「コルベールの規則」は、各身分の登録制度を整備することで絹織物業に従事する人々の管理体制を構築し、それに携わることができる人々の条件を明確化した。ギルドで徒弟・職人修行を経た者、すなわち各身分の登録簿に登録費を支払って登記された者だけが絹織物の製織をおこない、それ販売することができると定めたのである。

ただし、商人をギルドに編入し親方身分を持たせることは条文に記されたが、親方身分内に存在する製造業者と織工という生産関係上の違いについては曖昧に処理された。「コルベールの規則」以前には、商人は商人製造業者としてギルドの外側で絹織物業に関与していたが、彼らを編入した結果この違いはより明確に存在することになった。また、リヨン大司教の命令にあったように、検査制度に関する条文にはギルドから反対意見が表明されていた。しかし、コルベールがそれを修正することはなかった。これが後の規約改定にも影響を及ぼすことになった。

第2章では、親方身分内における対立を通じて「コルベールの規則」が修正されていく過程を論じた。対立を明確化させたのは王権による売官であった。繰り返される戦争によって財政が逼迫していた王権は、17世紀末から18世紀初頭にかけてギルドに終身かつ世襲の官職を創設しようと試みて、ギルドの運営に対する干渉を強める姿勢を見せた。これに対して、ギルドは同官職を購入することでこれまでどおりの自律性を維持しようとした。すなわち、王権は売官によって臨時の徴税をおこなったのである。一方で、官職購入のための費用はギルドの財政に負担をかけることになり、借金によってこれが賄われると同時に、借金返済のために規約を修正して諸身分の登録費徴収金額を値上げしていった。「コルベールの規則」が整備した登録制度はその意図とは異なる形で王権とギルドによって利用されたのである。

なお、1692年の売官による借金返済名目で徴収されることになった視察費については、親方

労働者がこの徴収を免除された結果、親方身分に区分がもたらされた。これと時を同じくして 17 世紀末からリヨンを襲った飢饉の影響を受けて、1700 年と 1702 年に親方労働者と商人製造業者の対立が表面化し、王権への請願を伴いながら規約の修正が求められた。王権の対応は揺らいだが、1702 年に親方労働者に対する親方商人、すなわち商人製造業者の優位性が規約に記されることになった。さらに、1707 年の売官によって商人製造業者の身分登録が義務化され、1712 年の売官で登録費が極端に高い金額へと値上げされたことをもって、商人製造業者と親方労働者の身分に隔たりが設けられたのである。登録制度は一方では王権に臨時の歳入をもたらし、また一方では商人製造業者にギルドの支配権をもたらした。

親方身分内における対立は 1730 年代以降さらに激しさを増していった。1731 年 5 月 8 日の決定によって、商人製造業者と親方労働者の間に位置する「自己勘定で働く」独立小生産者の親方を商人製造業者から排除する試みがなされた。この決定も親方身分内の対立を激化させ、王権への請願行為を誘発した。王権の対応はここでも一貫せず、1737 年と 1744 年の新規約によってそれぞれ異なる内容の規則が示された。前者の規約では商人製造業者の身分が廃止され、後者の規約では商人製造業者身分の内に製織をおこなう者と販売をおこなう者の二つの区分が設けられた。この相矛盾する規約は親方労働者による大規模なストライキを招いた。王権は武力によってこれを鎮圧するとともに、商人製造業者身分に関する規則を 1712 年のそれに戻すことで 1744 年の規約を発効させることになった。王権は 17 世紀末から続く長期にわたる親方身分内の紛争において、いずれか一方を一貫して支持することはなかったが、争いを調停することもできなかった。この過程を通じてギルド内の身分は再定義を繰り返され、結果として身分をめぐる規則が再編強化されるとともに、長期化する争いを通じて生産関係において優位に立つ商人製造業者の身分が確立していったのである。

第 3 章では、身分を管理する登録制度がどのように運用されていたのかを検討し、前章で論じた身分をめぐる争いの実態把握を試みた。先行研究においては、とりわけ 18 世紀の親方身分をめぐる閉鎖性と開放性という異なる見方が存在しており、それがギルドを評価する基準ともなっていた。本論では、親方だけでなく徒弟や商人製造業者も対象とし、その登録簿について分析をおこなった。

分析の結果明らかになったことを列挙すれば、第一に、徒弟出身地の分析を通じて、絹織物業ギルドの徒弟はサヴォワを除いてはリヨン市内とその近隣地域出身者が圧倒的多数を占めていたことが明らかになった。しかし、1737 年の規約改定によってリヨネ州以外の徒弟は登録できないことになった。これに対してギルドの商人はリヨネ州周辺地域が生産関係上彼らに従属する「優秀な親方労働者」を輩出していることを訴え、1744 年の規約改定によって出身地域がリヨネ州隣接地域にも拡大された。ただし、サヴォワはこの範囲から除外されたため、同地域からの徒弟流入がほぼ途絶えることになった。17 世紀末の飢饉の影響を受けて一時的に新規参入が禁止される措置がとられ、新規の徒弟登録者数はほぼゼロになったことも考慮に入れば、新規参入はギルドの都合に応じて管理されていたと言える。

第二に、親方身分については、1744 年の規約改定によって親方《息子》の登録費が急激に上昇した結果、それまで新規登録者の多数を占めていた親方《息子》の割合が激減した。反対に親方《一般》や親方《結婚》の登録者数は増加し、18 世紀後半には親方《息子》に代わって彼らが親方層を担っていったことが明らかになった。

第三に、商人身分（商人製造業者）については、1744 年以降も親方身分よりは「血」による

継承の割合は高く、18 世紀後半には、富裕な商人製造業者層は自らの息子を継承者としやすかったといえる。ただし、それでも登録者の半数以上は徒弟・職人期間を経て商人身分となる者によって占められていた。

以上のように、ギルドの閉鎖性や開放性は時代によって、ギルド構成員の要求に応じて変化するものであり、相対的なものであった。すなわち、少なくともリヨンの絹織物業ギルドについては、ギルドであるがゆえに閉鎖的であった、あるいはギルドであるにもかかわらず開放的であったとみなすことは誤りである。また、第 2 章で論じた親方身分と商人身分をめぐる争いもギルドの本質的な閉鎖性や開放性ゆえの産物とみなすことはできない。争いを背景に、ギルド内部における社会的上昇を統制する手段として閉鎖性や開放性は用いられたのである。したがって、登録制度は閉鎖性や開放性を運用する機会をギルドに提供したと言える。

第 4 章では、以上の議論をふまえて「コルベールの規則」以降、絹織物の生産や流通をめぐる規制がどのように変化していったのかについて論じた。18 世紀のリヨンの絹織物業は生産力と海外輸出の拡大によって 19 世紀まで続く繁栄の時代に入っていた。「コルベールの規則」の目的でもあるリヨン産絹織物の地位向上は 18 世紀に実現されることになった。しかし、「コルベールの規則」は、職人への親方作品の提出義務化や織物の製法の変更、ギルドに属さない労働者と仲買人の排除によって自らの利益を拡大するために変更されていった。ギルドにとって必要であったのは「コルベールの規則」そのものではなくその意図であり、絹織物業の繁栄や織物の品質向上といった目的は「コルベールの規則」そのものを変化させることになったのである。

また、コルベールが意図した品質管理体制構築のための商標・検査制度については、1737 年の規約によって一層強化されようとした。しかし、リヨンの絹織物業ギルドはこの制度を必要としていなかった。18 世紀半ばのリヨンの絹織物業の実態とは、国外輸出への高い依存と、その販路を維持するための新作意匠の開発と偽装、そして取次商による仲介によって成り立っていた。商標・検査制度はこうした商業のあり方に対して障害をなすものであるという認識が 1737 年の規約に反対する請願書によって示された。さらに、この商標・検査制度は 17 世紀以来実行に移されたことがなかったのである。「コルベールの規則」は、その意図を口実に自らの利益を拡大するために利用すべきものであり、ギルドの構成員が忠実に遵守すべき規制ではなかった。そして 1744 年の規約ではこの制度を定める条文が削除されることになったのである。

以上の検討をふまえて課題に応えるならば、以下のことを指摘できる。

第一に、リヨン絹織物業に対するコルベールの産業規制政策は、品質と産業従事者の管理体制を定めた制度を確立し、運用することで産業の発展を意図したものであった。具体的には織物の製法を定めて検査・視察制度の下でこれを管理すること、各身分を技術修行の段階として位置づけて登録簿によって彼らを管理する制度が目指されたのである。これが必要とされたのは、イタリア産対リヨン産という絹織物の国際競争の構図、絹織物業従事者の生産技術と販売手法が市参事会によって問題視されていたからである。商人製造業者はそのためにギルドに編入されなければならなかった。1667 年に制定され、絹織物業に対する産業規制政策を体現した「コルベールの規則」には市参事会の意見が取り入れられ、二つの制度が明記されることになったのである。

第二に、この二つの制度はコルベールや当時の市参事会が意図せざるかたちで利用されることになった。品質管理体制はその柱となる検査制度が実行に移されず、織物の詳細な製法を定

めた規制も国内の他の絹織物業との競争を理由に変更されていった。取締役親方による視察は絹織物の品質を規制するためではなく、絹織物を生産・販売するギルド内外の人間を規制するために強化されていったのである。さらに、各身分の登録制度は、王権による売官を通じて引き起こされた商人製造業者—親方労働者の争いの中で、前者のギルドにおける支配確立のために利用されることになった。王権とギルドの商人製造業者は、本来の意図から逸脱したコルベルティズムの「遺産」を利用することによって結びついていったのである。したがって、コルベルティズムが18世紀以降のリヨンの絹織物業の成長に影響を及ぼしたとすれば、絹織物の地位向上を目的とした規制体系の構築によってではなく、旧来からあるギルドの身分制度の管理強化とギルドへの商人の編入によってであった。コルベルティズムの成果とはギルドの商人製造業者と親方労働者の格差を決定的なものとする基礎をつくったことであり、生産関係上の差異と支配構造を深化させたことであると言えよう。

以上が本論の明らかにしたことである。ただし、この二つの結論は、さらに歴史の全体の中で再考すべきいくつかの課題をも提示している。これらは本論で十分に検討できなかった問題であり、以下では本論の議論をふまえた展望を交えながら課題を整理したい。

第一に、社团的編成における主体の問題がある。本論では王権とギルドとの関係性を議論の軸としたが、実際には絹織物業の歴史には多様なアクターが関与している。ギルドと取り結ぶ関係によってアクターをいくつかに分類できるが、まずは市参事会や地方総督、地方長官、宗教権力といった地域・国家における権力構造の中に絹織物業ギルドを位置づける必要があるだろう。特に市参事会については、本論でも言及したように「コルベールの規則」においてリヨンでギルドの管理監督にあたる役割が明記されており、17世紀末から18世紀初頭においてはギルド集会の議決、取締役親方からの報告を受けて規約の部分的修正と強化を承認し公布を命じる役割を担っていたのである。こうしたギルドからの請願・報告書、および市参事会の命令について本論で引用できたものはごく一部の史料に限られる³³⁰。これに加えて、規則に対する違反の取り締まりにも一定の役割を果たしており、市参事会がリヨン市内の各ギルドから違反の報告を受けてこれをまとめた史料が存在する³³¹。これらの史料を分析することと、王権と都市との関係に関する先行研究の成果を検討することで、絹織物業ギルドに市参事会が及ぼした影響を議論することができる。

また、社団編成の統治構造から制度的にははみ出た存在についてもアクターとして考慮すべきであろう。ギルドに属さない貿易商や非正規労働者、国内外の取引先と顧客、競争相手、これら多様な主体が絹織物を通じてギルドにどのような影響を及ぼすのかを検討しなければならないだろうし、社団として存在する場合とそうでない場合にギルドと結ぶ関係性がどのように異なるのかを分析しなければならないだろう。資本主義の展開を考える場合、彼らの「自由な」活動の高まりが重視されてきたのであり、特に農村部で盛んになる養蚕業とリヨンの織物業とを結ぶ原料絹商人の活動、および本論でも言及した海外顧客との仲介を商売とする人々との関係を明らかにすることはギルドの歴史を検討する上でも重要であると考えられる。本論の議論からは、アンシアン・レジームにおけるギルドの制度がギルドの内側で起こる争いや外側と取

³³⁰ 17世紀から18世紀にかけて作成されたこれら史料は、リヨン市文書館所蔵のHH 123からHH 165 (Règlements particuliers pour chaque communauté et affaires particulières: Ouvriers en étoffe d'or, d'argent et de soie) までの手稿史料に存在する。

³³¹ A. M. L., HH 214 à 267, Registres des contraventions aux arts et métiers de la ville de Lyon.

り結ぶ関係によって変化していくものであったとすることができるが、これらギルドの外側に位置する人々からギルドになされた主体的働きかけを明らかにすることで、王権とギルドとを結ぶ「巨大な鎖」の全体像はより明確なものとなるだろう。

第二に、コルベルティスムの全体像における本論の位置づけを明確にする必要がある。本論が検討対象としたのはコルベールの経済政策のうち、既存のギルドに対する産業規制政策の意図と結果である。当然のことながらコルベールの政策は多岐にわたっており、国内産業の生産拡大を意図して奢侈品・軍需関連産業を中心に特権マニュファクチュアの設立が図られ、国家の資金援助と独占付与がなされている。さらに、国内産業の保護・対外貿易の推進を意図して毛織物に対する保護貿易関税が設定されたこと、造船業の奨励、東・西インド会社や北方会社など特権貿易会社の創設による植民地貿易やバルト海貿易といった国際貿易への積極的進出が試みられたこともコルベルティスムの特徴である³³²。これら一連の政策を通じてアンシャン・レジームにおける国家の積極的介入姿勢が見出されてきたのであるが、本論が明らかにしたように、それは決して王権による一方的な介入ではなかった。問題は政策の実施対象となった産業や団体がそれをどのように解釈し直し、自らの利益追求を図っていったかである。したがってコルベールの政策全般について議論するにあたっては、こうした諸政策の対象となった産業や団体の利害がどのように結びついていたのか、あるいは対抗・競争関係にあったのかを議論し、コルベルティスムが体系的に実践されていたのかどうかを検討しなければならない。

コルベルティスムをめぐるのは、さらに長期的展望に立つと同時に、コルベルティスムを批判して台頭した自由主義を検討しなければならないだろう。コルベールの政策が一国内の資本主義的発展においてではなく、重商主義段階の世界システムにおける国際貿易・国際競争の構図において理解可能であることはウォーラーステインが指摘するとおりであるが³³³、その構図は様々な場面で長期的に用いられ続けたのである。1737年の規約に反対した商人が国際貿易にとって不利益となる検査制度の撤廃を求めたように、その構図はコルベルティスムの意図とは異なる方向でも利用可能であった。時代を下れば、フランス革命期の1790年11月30日、立憲議会においてリヨンの絹織物業者ピエール・グダール Pierre Goudard は農業・商業委員会の名で関税改革を提案し、国内関税の撤廃と対外関税政策の維持を同時に訴え、自由貿易論者と論戦を繰り広げた³³⁴。その意図は国内における商業の自由の確立と国際競争から国内製造業を「保護」することであり、コルベールが国内関税障壁の一部を廃止し、同時に高い対外関税率を設定したことと同じ意図と内容を伴っている。だからといって、コルベルティスムが背景にもつ構図はその後にも変わらなかったというわけではない。実際にリヨンの絹織物業は16世紀までのイタリア産の支配を覆し、リヨン産の地位を固めていたのである。必要なことは、誰がどこにその構図を用いて自らの利益を訴えかけたのか、利益追求のために利用可能なものは何であったのかを具体的に明らかにしながらその長期的な変化を論じることである。

本論の議論から言えることは、コルベルティスムの前と後とで決定的に異なるのは、リヨン

³³² 服部「アンシャンレジームの社会と経済」前掲論文、42-45頁。

³³³ イマニュエル・ウォーラーステイン、川北稔訳『近代世界システム 1600～1750：重商主義と「ヨーロッパ世界経済」の凝集』名古屋大学出版会、1993年。

³³⁴ この議会における議論については、岩本吉弘「フランス革命期の産業保護主義論再考（III）」『福島大学商学論集』第71巻第4号、2003年3月、27-31頁、および服部春彦『経済史上のフランス革命・ナポレオン時代』多賀出版、2009年、27-29頁を参照。

の絹織物業における商人製造業者がコルベールによって整備されたギルドの制度を用いて自らの利益を追求できる体制にあったかどうかである。そして利益追求の結果、ギルドにおける商人製造業者と親方労働者という二つの異なるカテゴリーを生み出し、前者による後者の支配を確立するに至ったのである。また、この過程において産業の現場に位置する人々自身によってコルベールティズムの意図は相対化されていった。この歴史は、労働集約型の奢侈品産業を中心とした工業化と評価されるフランス資本主義の発展を考えるにあたって、前史をなすというよりは工業化の歴史そのものであるとも考えられる³³⁵。もちろん、これはリヨンの絹織物業を事例とした場合であり過度の一般化は慎まなければならないし、各産業の現場において進行した過程を対比させて論じることは課題として残っている。

最後に、本論では 18 世紀後半以降について具体的な検討をおこなうことができなかったのも、これについての若干の事実と展望を述べて終わりたい。1745 年に一部変更された規約はその後 1776 年まで維持されることになった。しかし、商人製造業者と親方労働者の対立は終わったわけではなく、1750 年代と 60 年代を通じて、37 年の規約か 44 年の規約かをめぐって争われ、高等法院を巻き込みながら、王権に繰り返し請願がおこなわれ続けた。また 1765 年には絹織物の取引にあたって見本帳や端切れをリヨン市外に送ることが禁止され、商業への規制は強化された。1776 年のチュルゴの改革の影響は受けなかったが、翌年 1 月の王令によって規約は変化した。かつての親方はギルドの役職に就けないアグレジェ *agrége*³³⁶として残ることは認められたが、親方労働者身分や親方商人身分となるには高額の登録費を払わなければならなくなった。さらに、1783 年にはリヨンの市フォブールであれば営業の自由が認められるようになったことも大きな変化であろう³³⁷。ギルドの制度はこれらの出来事によって変更され続けることになる。本論の検討結果と課題をふまえ、フランス革命に至るまでのこの過程でギルドの制度がどのように利用されたのかどうかを議論しなければならない。

³³⁵ このようなフランス工業化の歴史的評価については、服部『経済史上のフランス革命・ナポレオン時代』前掲書、15 頁や松原『フランス近代絹工業史論』前掲書、32～37 頁を参照。

³³⁶ 現在はリセ（中・高等教育）以上の教授資格者を意味するが、18 世紀には学生の指導にあたる法学博士のことを指していた。

³³⁷ これら 18 世紀後半の変化については Pariset, *Histoire de la fabrique lyonnaise*, *op. cit.*, pp. 222-231 を参照。

史料

1667 年のギルド規約（リヨンの絹織物業ギルドに対する「コルベールの規則」）

本史料はリヨン市文書館の整理番号 1 C 4301 に分類されている“Reglemens et statuts, concernant le commerce, art & fabrique des draps, d’or, d’argent & de soye, & autres Etoffes mêlängées, qui se font dans la ville de Lyon & faux-bourgs d’icelle, & dans tout le païs de Lyonnois, augmenté de tous les arrests, lettres patentes & ordonnances servans de reglemens, qui ont été rendus depuis les années 1667 jusques en 1718”に収められたリヨン絹織物業ギルドの規約・関連文書から、1667 年の「コルベールの規則」を抜粋・転記し翻訳したものである（以下、本史料全体については規約集と表記する）。本論の注 124 に記したとおり、規約集の表題には「1718 年まで」とあるが、実際には 1667 年の「コルベールの規則」から 1728 年までのギルド規約の改定内容とその承認・登録に関する文書が印刷されて収められている。この規約集において「コルベールの規則」が掲載されている頁は 1 頁から 46 頁までである。

ただし、表題下の発行所・発行年の記載にはリヨンの印刷業者アンドレ・ロラン André Laurens（リヨンのラファン通り rue Raffin に印刷所があった）によって 1720 年に印刷されたと記されている。恐らく 1720 年に印刷された規約集をその後増補していったものと思われるが、1720 年以降の史料については印刷・発行に関する記載がなく、詳細は不明である。なお、規約集は巻頭・巻末の目次を除いて全体で 316 頁からなっており、1667 年以降の文書が発行・公布された日付順に編纂されている。1718 年以前の史料は 174 頁までであり、1720 年の版ではここまでが収録されていたと推察される。ただし、巻頭の目次（項目別の索引）には「259 頁参照」の記載があることから初版以降に作成されたと判断できる。巻末の目次（各規約の条文の目次）については 172 頁までしか参照されていないため、こちらは初版で作成された目次であろう。

このような規約集は何度か編纂され直して印刷されギルド親方に対して公布されていたようである。市文書館の整理番号 1 C 4300 には別の規約集がある。その表題は“Reglemens et statuts, Concernant le Commerce, Art, & Fabrique des draps, Or, Argent & Soye, & autres Etoffes mêlängées, qui se font dans la Ville de Lyon & Faux-bourgs d’icelle, & dans tout le Païs de Lyonnois. Augmenté de tous les Arrests & Ordonnances servans de Reglemens, qui ont esté rendus depuis les Annés 1667 jusques en 1692”であり、1693 年にリヨン市ビュイソン通り rue Buisson の印刷業者ロラン・グレーズ Rolin Glaize によって印刷されたとある。ただし、これも実際に収録されているのは 1667 年から 1696 年までの文書であり、1693 年以降の史料については印刷後に追加されたものと判断できる。文書館整理番号 1 C 4301 の規約集と収録されている文書の内容は同じであるが活字書体や組版様式が異なっており、1720 年版の規約集はそれ以前に印刷された規約集とその後追加された文書を収録し直して編纂されたものと思われる。

なお、本論中では 1737 年・1744 年に制定された新規約の一部を紹介したが、これ以降の文書が収められた規約集は確認できない。1737 年の規約については国立図書館所蔵の史料（整理番号 F-22449）、1744 年の規約についてはリヨン市文書館所蔵の史料（整理番号 1 C 704603）を参照したが、これらはそれぞれの規約だけが印刷・刊行されたものであり、印刷所もリヨンの業者ではなくパリの王立印刷所 Imprimerie Royale になっている。規約の正確な翻訳紹介のためには、印刷前の手稿の存在を含め、規約集の書誌学的調査と研究も必要であるがこれは後日を期

したい。

最後に、史料を転記・翻訳するにあたって注意した事柄を記す。史料原文については現代フランス語の綴りに改めず、文書館整理番号 1C 4301 の規約集に印字された綴りのとおり記載した。大文字・小文字の区別、明らかな誤植や組版ミスと思われる箇所、疑問符“?”が印字されている箇所、文中に繰り返し登場する綴りの異なる単語についても史料のとおり記してある。文書館整理番号 1C 4300 の規約集など、別途編纂された史料とも照らし合わせて訳文を作成するべきであろうが、ここではそれをおこなうことができなかったためである。また、翻訳が困難な絹織物の技術用語や専門用語についてはカタカナ表記にして訳注（※）を付したり、調べきれなかった用語については原文のまま掲載したものもある。なお、訳文の文意が通りづらい箇所については括弧内に言葉を補っている。さらに *ledit* や *audit* などによって指示される単語については「当該の」「その」などと訳しているが、文中に過度に使用されている場合についてはこれを省略した箇所もある。

REGLEMENS ET STATUTS Concernant le Commerce, Art & Fabrique des Draps, Or, Argent & Soye, & autres Etoffes mélangées, qui se font dans la Ville de Lyon & Faux-bourgs d'icelle, & dans tous le Païs de Lyonnois, tirez des anciens Reglemens, augmentez, diminuez, ou corrigez, pour être observez à l'advenir sous le bon plaisir de sa Majesté, & de Iustice, & proposez par les Maistres dudit Art, soussignez.

PREMIERMENT.

Il est tres-expressément deffendu à tous Marchands & Maîtres Ouvriers de Draps d'Or, d'Argent, ou de Soye, de travailler ny faire travailler aucuns de leurs Ouvriers, pour quelques cause ou sous quelques pretextes que ce soit, les jours de Dimanche & Festes annuelles, Festes de la Vierge & des Apôtres, & à tous Compagnons, Ouvriers & Apprentifs, d'aller au Cabaret pendant le service Divin, & aux Cabaretiers de les recevoir, le tout à peine de dix livres d'amande contre chacun des contrevenans: A l'effet de quoy sera rendu Ordonnance par les Officiers de Police, & icelle publiée & affichée, & renouvelée de trois mois en trois mois.

第 1 条

金糸・銀糸・絹糸の織物（※以下絹織物とだけ訳す）のあらゆる商人および親方労働者は、いかなる理由、いかなる口実があろうとも、彼らの労働者を日曜日および毎年の祝祭日、聖母マリアの祝日と使徒の祝日に決して働かせてはならないし自らも働いてはならない。また、あらゆる職人、労働者、および徒弟は礼拝の間に居酒屋に行つてはならないし、居酒屋の主人は彼らを決して受け入れてはならない。違反者それぞれに対しては 10 リーヴルの罰金が科される。違反者の処罰のために、警察吏による命令が下され、公布・掲示され、また 3 ヶ月毎に更新されるものとする。

II.

Comme aussi tres-expresses deffenses sont faites à tous Marchands & Maîtres dudit Art d'exposer en vente aucunes de leur Marchandises, & à tous Marchands, tant de cette Ville que Forains, d'acheter aucunes Etoffes & marchandises les jours de Dimanches & Fêtes cy-dessus marquées à peine contre les contrevenans de confiscation des marchandises, & de cinq cens livres d'amande, tant contre les Acheteurs que contre les Vendeurs.

第 2 条

本職業に属するあらゆる商人および親方は、日曜日および上記の祝祭日には、いかなる商品も販売のために陳列してはならない。同じく、この都市の者であろうとよそ者であろうと、あらゆる商人は当該日にいかなる織物も商品も購入してはならない。違反者に対しては、商品の差し押さえが執行され、罰金 500 リーヴルが科される。これは購入者に対しても販売者に対しても同じである。

III.

Tous Marchands & Maîtres dudit Art, travaillans ou faisans travailler, se trouveront le jour & Fête de l'Assomption de la Ste. Vierge, Patrone de ladite Communauté, en l'Eglise des Peres Jacobins de ladite Ville de Lyon, sur les neuf heures du matin, où sera ditte & celebrée annuellement une Messe haute & solemnelle, où seront obligez les Maîtres dudit Estat d'assister à peine de cinq sols contre les deffailans.

第 3 条

当該の職業に属するあらゆる商人および親方は、自ら働く者であろうと働かせる者であろうと、本共同体の守護聖人である聖母マリアの被昇天祭（※8 月 15 日）の祝日には、リヨン市のジャコバン修道院付属教会に午前 9 時に集まるものとする。そこでは、毎年盛式ミサと荘厳ミサがおこなわれ、当該身分の親方は必ず出席しなければならない。欠席者に対しては 5 ソルの罰金が科される。

IV.

Le lendemain, où le jour d'après, à pareille heure se celebrera une autre Messe haute & solemnelle pour le repos des ames des Maîtres dudit Art, decedez dans le cours de l'année, à laquelle assisteront pareillement tous les Maitres de ladite Communauté, sous les mêmes peines.

第 4 条

その（※聖母マリアの被昇天祭の）翌日、同じ時間に、この 1 年間に亡くなった本職業の親方の魂の安寧のために、別の盛式ミサと荘厳ミサがおこなわれる。これにも同じく本共同体のあらゆる親方が出席するものとする。違反者には同じ罰が科される。

V.

Et arrivant le deceds de l'un des Maîtres dudit Estat, ou de leurs femmes, leur corps étant porté en terre, sera accompagné des six Maîtres-Gardes en charge, qui seront à cette fin avertis par les Clercs de la Communauté, qui s'y trouveront pareillement, après en avoir donné avis aux autres Maîtres dudit Corps qui ont passé par les Charges.

第 5 条

また、当該身分の親方、ないしその妻が亡くなった場合、現職の 6 名の取締役親方に付き添われながらその遺体は埋葬されるものとする。取締役親方らは共同体の書記 Clercs（※剃髪した聖職者の意もあるが、Clercs と思われる単語は第 6 条にも現れており、これは宗教行事とは関係がない事柄である）から通知を受け、当該団体のかつて役職を経た他の親方たちに通知がおこなわれた後、同じく出席するものとする。

VI.

Pour faire observer & executer les presens Statuts & Reglemens dudit Art, il y aura à l'avenir six Maîtres-Gardes au lieu des quatre qui sont a present, lesquels quatre Maîtres continueront leur Charge jusqu'à la fin de l'année presente auquel tems, pour composer ledit nombre des six Gardes, les trois plus anciens des quatre continueront encore leur exercice l'année suivante, & au lieu de celui qui sortira de Charge en sera nommé trois autres ainsi successivement d'années en années, & à la fin de chacune les trois plus anciens sortiront, & en sera nommé trois en leur place: en sorte qu'ils demeureront deux ans en Charge, & qu'il y en aura toujours trois anciens pour instruire les nouveaux, & les rendre plus capables de leurs fonctions, laquelle election desdits trois nouveaux Gardes se sera sçavoir deux par Messieurs les Prevost des Marchands & Eschevins, le Jeudy avant le Dimanche de la nomination desdits Srs. Prevost des Marchands & Echevins, & l'autre par trente Maîtres des plus considerables de la Communauté, outre les Anciens qui auront passé par les Charges; lesquels trente Maîtres seront choisis par lesdits Srs. Prevost des Marchands & Echevins, sur la liste de tous les Maistres dud. Art qui leur sera présentée par les Maistres-Gardes étant en Charge quatre jours avant la Fête de S. Thomas, afin de faire sçavoir par les Clers de ladite Communauté, aux Maistres qui seront choisis, de se trouver au Bureau d'icelle ledit jour, ou le lendemain de ladite Fête S. Thomas, pour faire élection dudit autre Garde, qui entrera en Charge au commencement de l'année suivante avec les deux autres nommez par lesdits Srs. Prevost des Marchands & Echevins? & seront tenus lesdits Maistres-Gardes ainsi nommez, de prêter le serment pardevant lesdits Sieurs Prevôt des Marchands & Echevins, & aussi pardevant Monsieur le Lieutenant General, de bien & dûement faire les Visites, & empêcher les abus & malversations qui se peuvent commettre contre les presens Reglemens; & pour les Contraventions à iceux, ils se pourvoiront pardevant lesdits Sieurs Prevôt des Marchands & Echevins, pour être par eux procedé contre les contrevenans, ainsi qu'il apartiendra: Comme aussi seront élus & choisis tous les ans par lesdits trente Maîtres & Anciens, deux anciens Maîtres dudit Corps, pour visiter & marquer les Manufactures des six Maîtres-Gardes en Charge, tant en leurs maisons qu'en celles des autres Maîtres qui travaillent à façon pour eux, comme il sera dit cy-après en l'Article cinquante-trois, à chacun desquels Gardes & Anciens sera délivré gratis une Commission en

la maniere accoûtumée, pour les autoriser en la fonction & exercice de leurs Charges.

第 6 条

本職業の規約と規則を遵守させ、執行するため、現在 4 名である取締役親方に代わって、6 名の取締役親方がおかれる。ただし、これら 4 名の親方はその職務を今年の末まで継続すること。また、取締役親方数を 6 名とするために、4 名のうち古参の 3 名は翌年までその職務を継続し、その職を離れる者の代わりに 3 名が任命される。このようにして毎年継承され、3 名の古参者が職務を離れるときには、その職に 3 名の者が任命される。すなわち、取締役親方は 2 年間その職務にあたり、常に 3 名の古参者が 3 名の新しい取締役を指導し、彼らの任務をより実効性のあるものとするようになる。上述の 3 名の新しい取締役の選出については、商人頭と市参事会員による任命が日曜日にあるが、2 名はその前の木曜日に商人頭と市参事会員によって通知される。もう一人については、30 名の共同体における有力な親方、これに加えてかつて役職を務めた古参者によって任命される。これら 30 名の親方は、聖トマスの祝日の 4 日前に、現職の取締役親方によって提示される全親方の名簿の中から、商人頭と市参事会員によって選ばれる。選ばれた親方たちに対しては、共同体の Clers [sic] (※Clercs か?) によって通達され、もう一人の取締役の選出をおこなうために、通達された日、ないし聖トマスの祝日の翌日に事務所に集まる。選ばれた取締役は商人頭と市参事会員によって任命された残り 2 名の取締役とともに、翌年の初めからその職にあたる。このようにして任命された取締役親方は、商人頭と市参事会員および国王総代官の前で、その職務を遂行し、視察をおこなう義務を果たし、この規約に反して犯される濫用や汚職を取り除くことについて宣誓をおこなう。また、これらの違反について、取締役親方は商人頭と市参事会員に訴え、彼らによって違反者に対するしかるべき法的手続きがなされる。さらに、上述の 30 名の親方と古参者によって、現職の 6 名の取締役親方の仕事場の視察と認証のために、この団体の 2 名の古参の親方が選ばれる。彼らは取締役親方の仕事場や、彼らのために製織をおこなうその他の親方のところを監査する。以下の第 53 条で述べるとおり、これらの取締役および古参者は、その職の任務と遂行に権威を与えるため、慣習に従って手数料は無料とされる。

VII.

Et afin que la largeur ordonnée par lesd. Statuts & Reglemens soit observée sans abus, auront lesdits Maîtres-Gardes & Anciens Maîtres, des mesures de fer ou de métal, qui seront faites à proportion desdites largeurs, lesquelles seront marquées aux deux extrêmités, des armes du Roy & de la Ville, qui leur seront mises entre les mains, entrant en Charge, par lesdits Sieurs Prevôt des Marchands & Echevins: lesquels Maîtres-Gardes, & Anciens Maîtres, sortant de Charge, remettront à ceux qui leur succéderont lesdites mesures, ensemble les Livres, Privilèges, & Actes concernant les affaires dudit Etat, comme aussi les Rôlles des Visites, le tout par Acte à la forme accoûtumée & rendront compte du maniement des deniers appartenant à ladite Communauté, quinze jours après être sortis de Charge, à ceux qui resteront, & qui y seront entrez en leur place, en la presence dudit Sieur Prevôt des Marchands, & d'aucuns des Echevins deputez du Coros Consulaire, le tout sans frais.

第 7 条

本規約によって命じられた（※織物の）大きさが違反なく遵守されるため、上述の取締役親方および古参の親方によって、その大きさに応じて作られる鉄ないし金属の定規が保有される。これら定規には両端に国王と都市の紋章が印され、上述の商人頭と市参事会員によって職に就く者に手渡される。これらの取締役親方および古参の親方は、職を離れるに際して、帳簿、特権認可証、その身分に関連する証書類、視察の目録、しかるべき形で作成・報告された共同体で所有する金銭の管理に関する証書と併せて、この定規を後継者に委ねる。これらは、取締役親方が職を離れて 15 日以内に、商人頭と市政体の代表である幾人かの市参事会員立ち会いの下、費用の徴収なく、その職にとどまる者、およびその職に就く者に対して渡される。

VIII.

Il est enjoint aux Marchands & Maîtres dudit Etat, d'ouvrir aux Maîtres-Gardes & Anciens, faisant leurs Visites, leurs Maisons, Boutiques, Magazins, Armoires, Ouvroirs, & autres lieux soupçonnez d'y avoir des Etoffes & Marchandises dépendantes & mentionnées aux presens Statuts & Reglemens, à peine de vingt-cinq livres d'amande, & de confiscation desdites Etoffes, Marchandises, ou Utencilles, qui ne seront de la bonté & qualité requise par lesdits Statuts & Reglemens.

第 8 条

当該身分の商人および親方は、取締役親方および古参者による視察に際して、彼らの家、店舗、商店、戸棚、作業室、その他本規約と規則に従属し、言及される織物や商品があると疑われる場所を開けなければならない。違反者には 25 リーヴルの罰金が科され、本規約と規則によって必要とされる良質さ、品質を満たさない織物、商品、家財道具は没収される。

IX

Les Maîtres-Gardes, & Anciens dudit Etat, s'assembleront une fois la semaine dans leur Bureau, pour y entendre les denonciations & plaintes des Marchands & Maîtres de ladite Communauté; comme aussi des Compagnons, Apprentifs & autres personnes employées aux Manufactures ou dépendances des Draps d'Or, d'Argent & Soye, pour être par lesdits Maîtres-Gardes pourvû sur le different des parties: Et d'autant que lesdites plaintes & querelles ne peuvent être terminées sans ouïr les deux parties, celle qui sera défaillante, ou apellante, payera trois livres, pour employer aux frais de la Communauté; & ce qui sera réglé par deffaut, sera executé jusqu'à nouvelle assemblée ou jusques à fin de procez qui sera jugé par lesdits Sieurs Prevôt des Marchands & Echevins.

第 9 条

当該身分の取締役親方および古参者は、当該共同体の商人や親方の訴えや苦情を聞くために、週に 1 度事務所に集まるものとする。職人、徒弟、その他この産業に雇われている者や絹織物に付随する者についても同様であり、これら取締役親方によって当事者らの係争に対して必要なことがなされる。また、その苦情や争いは当事者双方を聴取することなしには決着を見るこ

とができないのであるから、履行しなかったり上訴したりする場合には、共同体の費用に用いるために 3 リーヴルを支払うものとする。また、この者は欠席のまま決定が下され、商人頭と市参事会員による判決によって、次の集会までないし訴訟の終結までに執行されるものとする。

X.

Les Maîtres-Gardes faisant leurs Visites, les Maîtres dudit Etat leurs donneront par écrit les noms & surnoms de leurs Apprentifs & Compagnons, pour être enregistrez sur le Livre de la Communauté, & s'il se trouvoit des Compagnons, ou fils de Maîtres qui levassent Boutique, & fissent travailler sans avoir satisfait aux presens Statuts, les Maîtres-Gardes, en cas de doute contre aucuns d'iceux, les pourront obliger à vérifier comme ils sont Maîtres, & étans refusans, seront contraints par corps à faire ladite vérification, en cas qu'ils travaillent à façon; & s'ils travaillent pour eux, ils seront aussi contraint par saisie de Marchandise, métiers & Utencilles à icelle Vérification; comme aussi représenter leurs Livres ausdits Maîtres-Gardes toutefois & quantes qu'ils en seront requis, pour les informer des noms de ceux pour qui ils travailleront.

第 10 条

取締役親方が視察をおこなうにあたって、当該身分の親方は共同体の登録簿に登録されるために、取締役親方に彼らの徒弟と職人の姓名を記して渡すこと。もし本規約を満たすことなく、店舗を開くことを目論んで人を働かせている職人や親方の息子がいた場合、取締役親方は、これらの者が疑わしき場合には、彼らが親方であることの立証を強いることができる。拒絶された場合は彼らの身柄を拘束し、その立証をさせること。これらの者が製織だけをおこなっている場合、および自らのためだけに働いているのであれば（※人を雇う資格がなければ）、商品、織機および家財道具が押収される。また、誰からの注文で製織しているかを通知するため、親方は自らの帳簿をその都度、ないし要求に応じて取締役親方に提示しなければならない。

XI.

Il est enjoint à tous Compagnons tant de la Ville, que Forains, qui travailleront ausdites Manufactures, de donner leurs noms & surnoms aux Maîtres-Gardes faisant leurs Visites; Ensemble leur faire voir leurs Obligations & Quittances d'Apprentissage, & Certificats des fils de Maîtres, pour être enregistrez si le tout est en bonne forme, sinon il leur sera interdit de travailler, & deffenses à tous Maîtres de les employer jusqu'à ce qu'ils aient satisfait à ce que dessus, à peine de trente livres d'amande.

第 11 条

この都市の者であろうと、よそ者であろうと、本産業で働くあらゆる職人は、取締役親方の視察に際してその姓名を通知しなければならない。同時に、もし全てが正規になされていた場合の登録のために、徒弟修行終了証書、親方の息子であることの証明書を提示しなければならない。もしそうでないならば働くことが禁じられる。また、以上の要件を満たすまで、全ての親方に対して彼らを雇用することが禁じられる。違反者には罰金 30 リーヴルが科される。

XII.

Pour subvenir à partie des frais qui se font és Visites suivant l'injonction desdits Sieurs Prevôt des Marchands & Echevins de cette Ville par les Maîtres-Gardes dudit Etat, pour empêcher les abus & malversations qui se commettraient par faute de les faire; les trente sols qui se payeront, tant par les Apprentifs entrans en Apprentissage, que pour ceux qui seront remis à d'autres Maîtres, & les trente sols des Apprentifs qui seront reçus pour Compagnons, & pareille somme qui sera payée par lesdits Compagnons reçus Maîtres, demeureront au profit des Maîtres-Gardes en Charge, & seront les enfans de l'Aumône Generale, entrans en Apprentissage, exempts de payer lesdits droits.

第 12 条

リヨン市の商人頭と市参事会員の命令に従って、当該身分の取締役親方によってなされる視察の必要経費の一部に充てるため、および視察をおこなう取締役親方の過ちによって犯される悪弊と汚職を防ぐために 30 ソルが徴収される。30 ソルは徒弟修行に入る徒弟、別の親方の所に再雇用される徒弟、職人身分となる徒弟、親方身分に参入する職人によって支払われ、現職の取締役親方の収入となる。大施物会の子供が徒弟修行に入る場合は、この費用の支払いは免除される。

XIII.

Les Velours forts, vulgairement apellés six lisses, qui se feront en la Ville de Lyon, Fauxbourgs d'icelle, & Senechaussée, pourront être de deux sortes; sçavoir à quatre poils, & à trois poils, & se feront en un peigne de vingt portées, qui font soixante portées de chaîne; ceux de quatre poils seront de quatre-vingts portées de poil, chacune portée de quatre-vingts filets; & ceux de trois poils feront soixante portées de poil, & soixante portées de chaîne, chacune portée de quatre-vingts fils; lesd. Velours à quatre poils étant de huit fils de poil pour dent, & ceux à trois poils, à six fils de poil pour dent, à la charge que les poils & chaînes seront d'organcin filez & tordus au moulin, & tramez de trame doublée & montée au moulin, le tout cuit, & de bonne pure & fine soye, sans qu'on y puisse employer aucun fleuret, ny autres especes provenuës de la bourre de soye; & seront lesdits Velours de largeur d'onze vingt-quatrièmes d'aune entre les deux lizieres, qui seront marquées, sçavoir celles des Velours à quatre poils par quatre chaînettes, & celles des Velours à trois poils par trois chaînettes, lesdites lizieres étant de couleurs differentes. Et quant aux Velours dont la chaîne, trame & poil seront tout cramoisy, il y aura un filet d'or ou d'argent fin dans le milieu de la liziere, pour les distinguer de ceux où il y aura des couleurs communes, le tout à peine de soixante livres d'amande, & de confiscation des Marchandises.

第 13 条

リヨン市、その近郊、セネシャル管区で製造される上質のビロード、俗に言う 6 枚縹緋 six lisses には 2 種類がありうる。すなわち、quatre poils (※poil はパイル経糸) と trois poils であり、これらは 60 ポルテ (※portée=織物 1 枚あたりの経糸の分量) の地経糸をなす 20 ポルテの箴 (おさ) によって作られる。quatre poils はパイル経糸 80 ポルテからなり、各ポルテは 20 本の糸からなる。trois poils は 60 ポルテのパイル経糸と、60 ポルテの地経糸からなり、各ポルテは 20 本の糸から

なる。上述の quatre poils のビロードは箴羽（おさは）に対してパイル経糸 8 本であり、trois poils の場合は箴羽に対してパイル経糸 6 本である。ただし、パイル経糸と地経糸は撚糸機で紡いで撚った撚糸であること、糸車で 2 重にして紡ぎ上げた緯糸を通すこと、よく精練し、混じりけのない良質な絹糸であること、いかなる副蚕糸 fleuret も、その他種類の絹屑 bourre de soie からなる糸も用いてはならないことが条件である。また、これらパイル経糸と地経糸は布の縁から縁までの幅が 11/24 オーヌのビロードになり、印がつけられる。すなわち quatre poils のビロードは 4 つの鎖の輪の印によって、trois poils のビロードは 3 つの鎖の輪の印によって示され、この布の縁には様々な色がつけられる。深紅色の地経糸、緯糸、パイル経糸からなるビロードに関しては、同色のものと区別するために、布の縁の中央に純金か純銀の線が入る。これら全てについて、違反者には 60 リーヴルの罰金が科され、商品は没収される。

XIV.

Il est permis de faire des Velours de moyen & bas prix; sçavoir les moyens à deux poils, & à un poil & demy, & ceux du plus bas prix, qu'on apelle petits Velours ordinaires à un poil, lesd. trois sortes de Velours étant toutes à quatre lisses; & se feront lesdits Velours de deux poils, ou poil & demy, en un peigne de vingt portées, c'est-à-dire, pour les deux poils quarante portée de chaîne, & quarente portées de poil, chacune de quatre vingt fils; & pour ceux d'un poil & demy, de quarante portées de poil, chacune de quatre vingt fils; & pour ceux d'un poil & demy, de quarante portées de chaîne, & trente portées de poil. Et quand aux petits Velours de bas prix, ne pourront être fait à moins de dix-neuf portées de peigne, qui font trente-huit portées de chaîne, & dix-neuf portées de poil, chacun de quatre-vingt fils; lesquels poils & chaînes de toutes lesdites trois sortes de Velours, ne pourront être qu'Organcin filé & tordu au moulin, & les trames de bonne & pure soye, le tout cuit & non cru, (comme autrefois) attendu que la soye crüe avec la cuite est fausse en deux manieres: La premiere, qu'elle est de fausse teinture; Et seconde, qu'elle corrompt & coupe la cuite: Et seront tous lesdits Velours de onze vingt-quatrièmes de largeur entre les deux lizieres, lesquelles seront marquées par deux chaînettes pour le Velours à deux poils, & pour le Velours à un poil & demy, d'un côté à deux chaînettes, & de l'autre à une: Et pour ceux de bas prix, à une chaînette de chaque côté, pour la distinction entiere desdits Velours, & éviter qu'ils ne soient debitez les uns pour les autres; le tout sur les peines que dessus.

第 14 条

並のビロードおよび安価なビロードビロードを製作することが認められている。すなわち、並のビロードには deux poils と un poil & demy がある。また、一般に小ビロードと呼ばれるより安価なビロードは un poil である。これら 3 種類のビロードは全て 4 枚綜絢である。deux poil あるいは un poil & demy のビロードは 20 ポルテの箴によって作られる。つまり、deux poils は、それぞれ 80 本の糸の、40 ポルテの地経糸と 40 ポルテのパイル経糸からなる。un poil & demy は 40 ポルテの地経糸と 30 ポルテのパイル経糸からなる。また、安価な小ビロードは 19 ポルテ以下の箴で製作されることはできない。これはそれぞれ 80 本の糸の 38 ポルテの地経糸と 19 ポルテのパイル経糸からなる。これら 3 種類のビロード全てのパイル経糸と地経糸は撚糸機で紡いでねじった諸撚糸でなければならず、良質で混じりけのない絹の緯糸でなければならず、精

鍊して未精鍊であってはならない。(かつてのように) 精鍊をとまなう生糸はふたつの意味で誤りがあったのだから。すなわち第一に誤った染色によるもの、第二に精鍊を損なわせ中断するものである。上述のこれら全てのビロードは両縁の幅が 11/24 オーズであり、*deux poils* のビロードは 2 つの鎖の輪によって、*un poil & demy* のビロードは一方の側に 2 つの鎖の輪、もう一方に 1 つの鎖の輪によって印が付けられる。これら全体のビロードを区別するため、また互いに小売りされることを避けるために、安価なビロードの場合、両方の側に 1 つの鎖の輪がつけられる。これら全てについて、上述の罰をもって違反を禁ずる。

XV.

Feront aussi les Maîtres dudit Etat toutes sortes de Velours figurez & raz, coupez & tirez, comme aussi des Panes; à la charge que les chaînes & poils ne seront qu'Organcin filé & tordu au moulin, & tramé de pure & fine soye cuite & non cruë, & seront de largeur de onze vingt-quatrièmes, à peine de confiscation, & de soixante livres d'amande.

第 15 条

上述の身分の親方は、パン・ビロード(※原綴りは *Panes* であるが *pannes* と思われる)と同じく、*Velours figurez & raz* (※毛足の短い紋ビロード)、*coupez & tirez* (※毛切りビロード)も製作するものとする。経糸とパイル経糸は、生糸ではなく混じりけのない良質の精鍊された絹糸、撚糸機で撚り、紡いだ諸撚糸でなければならず、11/24 オーズの幅がなければならない。違反者には商品の没収と 60 リーヴルの罰金が科される。

XVI.

Pourront lesdits Maîtres dudit Etat travailler & faire travailler toutes sortes d'Etoffes, & Draps d'Or & d'Argent fins; comme Brocards, Satins, Damas, Tabis à fleurs, Velours, Toille d'Or & d'Argent, tant pleines que figurées, & generally toutes autres Etoffes sous quelques noms qu'elles puissent être dont les chaînes & poil seront d'Organcin filé & tordu au moulin, tramé d'Or & d'Argent fin, & les trames doublées & montées au moulin, sans Fleuret, Galette, ou autres especes provenuës de bourre de soye, & seront lesdites Etoffes faites en un peigne de onze vingt-quatrièmes d'aune de largeur entre les deux lizieres, à peine de soixante livres d'amande, & de confiscation.

第 16 条

当該身分の親方はあらゆる種類の金欄・銀欄を製作したり、製作させたりすることができる。例えば、ブロケード、サテン、ダマスク、花柄のタビー織り、ビロード、金糸・銀糸の亜麻布の無地織りと紋織り、その他一般にいくつかの名前で知られるあらゆる織物である。これらの織物は紡いで撚糸機で撚られた諸撚糸からなる経糸とパイル経糸に純金・純銀の緯糸、また撚糸機で二重に撚られて作られた緯糸によって織られる。これらに副蚕糸、ガレット(※出殻繭の糸)、いかなる種類の絹屑からなるものも用いられてはならない。また、これらの織物は両縁の幅が 11/24 オーズの箴で作成される。違反者には罰金 60 リーヴルと商品の没収が科される。

XVII.

Feront pareillement les Maîtres dudit Etat toutes sortes de Satins, Damas, Venitiennes, & Damasin, Luquoises, Valoises, & generalement toutes autres Etoffes figurées à la tire, sous quelques noms qu'elles soient, où il n'y aura Or ny Argent? comme aussi les Satins pleins; de toutes lesquelles Etoffes les chaînes & poil seront Organcin filé & tordu au moulin, & trames montées au moulin, le tout de bonne & pure soye cuite, sans y pouvoir employer Fleuret, Galette, ny autres especes provenuës de bourre de soye, & seront faites en peigne de onze vingt-quatrièmes d'aune entre les deux lizieres, sous les mêmes peines cy-dessus.

第 17 条

同様に、当該身分の親方はあらゆる種類のサテン、ダマスク、ヴェネッシャン、ダマサン（※小さなダマスク織り）、Luquoises（※トルコ風綾織 Turquoises か？）を製作するものとする。また、いかなる名称のものであろうとも、無地のサテン同様にその織物に金糸や銀糸を用いていなくても、その他の紋織物全般を製作するものとする。経糸とパイル経糸は撚糸機で紡がれ、撚られた諸撚糸、緯糸は撚糸機でつくられ、良質で精錬された絹糸であること。節糸、ガレット、その他のくず糸を用いてはならない。これらの織物は両端の幅が 11/24 の箴でつくられる。これらについて上述の罰をもって違反を禁ずる。

XVIII.

Les Taffetas en deux ou trois fils par chacune dent de peigne, auront les chaînes d'Organcin filé tordu au moulin, les trames montées & doublées au moulin, le tout de pure & fine soye cuite: Sçavoir les Taffetas à trois fils ne pourront être de moindre largeur que de cinq octaves entre les deux lizieres; & pour ceux à deux fils, ils seront de onze vingt-quatrièmes d'aune de largeur aussi entre les deux lizieres, & ne pourront être à moindre compte: Sçavoir celui de onze vingt-quatrièmes, que de vingt-quatre portées, & celui de cinq huitièmes pour les deux fils, de trente-deux portées, de quatre vingts fils chacune; Et pour les distinguer, auront les trois fils par dent une liziere à chaînette de differente couleur, & n'y pourra être employé aucun Fleuret, Galette, ny aucunes autres especes provenuës de bourre de soye.

第 18 条

各箴羽につき 2 本ないし 3 本の糸からなるタフタは、経糸は撚糸機でねじられた諸撚糸、緯糸は撚糸機で二重に撚られたものからなり、両方とも混じりけのない良質な絹糸でなければならない。3 本糸のタフタは横幅が少なくとも 5 オクターヴでなければならない。また 2 本糸のタフタは、同じく横幅が 11/24 オースでなければならない、この計算以下になつてはならない。この 11/24 オースの 2 本糸のタフタは、24 ポルテからなり、5/8 オースのそれは 32 ポルテからなり、各ポルテは 24 本の糸からなる。またこれらを区別するために、3 本糸のものは一方の縁の縁飾りに異なる色のステッチを用いる。またいかなる副蚕糸、ガレットも用いてはならないし、いかなる種類の絹屑に由来するものも用いてはならない。

XIX.

Feront aussi des Taffetas noirs lustrez, de toutes couleurs, tant à quatre, six & huit filets par chacune dent de peigne qu'au dessus, lesquels ne pourront être fait en moindre compte: Sçavoir les Taffetas à quatre fils apellez vulgairement ordinaires, que de demy aune de largeur, auront en chaîne quarante-huit portées, & ceux de cinq octaves, soixante portées de quatre-vingts fils chacune. Les forts en demy-aune de largeur auront soixante portées, & ceux qui seront en cinq, huit, en auront soixante-quinze, & quant aux noirs qui seront de onze vingt-quatrièmes, ils auront une ou deux lizieres de couleurs differentes à la chaîne, seront les chaînes d'organcin filé & tordu au Molin, & trasme doublée & montée audit Molin: sous les mêmes peines contenuës aux precedens Articles.

第 19 条

前条同様、各箴羽につき 4 本、6 本、8 本の経糸からなるあらゆる色の光沢黒タフタが製作されるが、これらは以下で示す数値を下回って製作されてはならない。すなわち、俗に並品と呼ばれる 4 本経糸のタフタは、1/2 オーヌの幅で織られたものについては、28 ポルテの地経糸からなる。5 オクターヴのものは、各 24 本の経糸からなる 60 ポルテである。1/2 オーヌ幅の上質のものは 60 ポルテからなり、5 オクターヴ、8 オクターヴのそれは 75 ポルテである。11/24 オーヌとなる黒タフタについては、布の片方ないし両方の縁に経糸によって異なる色がつけられ、経糸は撚糸機で紡ぎ、撚られた諸撚糸であり、また緯糸はその撚糸機で二重にされ整えられる。先の条文中に記されたものと同じ罰をもって違反を禁じる。

XX.

Comme aussi feront les Taffetas figurez, à la marche, rayez en long & à traverses, mouchetez & nuancez, Tabis figurez, & generalement de quelque maniere & couleur qu'on les puisse faire, tant à quatre, cinq, six fils par dent de peigne, qu'au dessus; Seront de bonne & pure soye, & de onze vingt-quatrièmes d'aune entre les deux lizieres, aux mêmes peines des Articles precedens.

第 20 条

前条の各箴羽につき 4 本、5 本、6 本の経糸からなるものと同じく、Taffetas figurez, à la marche, rayez en long & à traverses, mouchetez & nuancez, Tabis figurez など、一般に何らかの織り方と色で織られうるようなタフタもまた製作される。それらは、良質で混じりけのない絹糸からなり、両端の幅が 11/24 オーヌとなる。先の条文と同じ罰をもって違反を禁じる。

XXI.

Sera permis de faire des Fillatrices, Papelines, & autres semblables Etoffes plaines ou figurées, de quelque nom qu'elles soient nommées, tant à deux & quatre fils qu'au dessus; seront les chaînes d'Organcin tordu & filé au Molin, les trames de Floret, Galette, ou autre bourre de soye, & seront de la largeur de demy aune, & demy aune demy quart entre les deux lizieres, & auront une liziere de chaque côté de l'Etoffe de differentes couleurs à la chaîne.

第 21 条

前条の経糸 2 本、4 本からなるものと同じく、フィラトリスやパプリーヌ、その他の名前で呼ばれるものであっても類似の無地織りや紋織りを製作することが認められている。それらは、撚糸機で撚られ、紡がれた諸撚糸の経糸、副蚕糸、ガレット、その他くず糸の緯糸からなり、両端の幅が $1/2$ オーヌ、および $1/2$ オーヌの $1/8$ となり、織物のそれぞれの縁には経糸によって異なる色がつけられる。

XXII.

Pourront faire toutes sortes d'Etoffes pleines façonnées ou rayées, où il y aura or ou argent faux en trame, mélangées avec soye, fil, laine, ou cotton, lesquelles auront une seule liziere de couleurs differentes à la chaîne, pour être reconnues fausses; & seront toutes d'une demy aune de largeur, pour les rendre differentes d'avec les draps d'or fins, qui n'ont que demy aune moins une vingt-quatrième de largeur, à peine de confiscation, & de soixante livres d'amande.

第 22 条

緯糸に模造の金糸や銀糸、亜麻糸や羊毛、綿糸の混じった絹糸を用いてあらゆる種類の無地織り、紋織り、縞織りを製作することができる。これらの織物は、それが模造品であることを示すため、片側の縁だけに様々な色の経糸がつけられるものとする。また、これらの織物すべてについて、幅は $1/2$ オーヌとなる。それは、幅が $1/2$ オーヌから $1/24$ オーヌだけ小さい純金の織物とは異なることを示すためにである。違反者に対しては、商品の没収と罰金 60 リーヴルが科される。

XXIII.

Et quant à la fabrique des Moires lisses ou unies, Ferrandines, Camelots, & toutes autres sortes d'Etoffes mélangées, soit de poil de chevre, laine, filet, ou cotton, auront pareillement une liziere de differente couleur de la chaîne, pour être distinguées en sorte qu'elles ne puissent passer pour Etoffes de pure soye, à l'exception des Ferrandines & Moires où ne sera mis aucune liziere, & seront de quatre largeurs; Sçavoir d'un quartier & demy, demy aune moins un onzième, demy aune, & demy aune & un seize: ne seront comprises les lizieres dans aucunes des largeurs, de quelque Marchandise que ce soit cy-devant ditte; le tout à peine de confiscation, & de vingt-quatre livres d'amande.

第 23 条

Moires lisses ou unies (※光沢のあるモアレ加工織物と無地のモアレ加工織物)、フェランディーン、カムロ、その他あらゆる種類の混紡織物を製造するに際しては、ヤギの毛であれ羊毛、金銀糸、綿であれ、純粋な絹織物と認められない種類のものとして区別されるために、同様に織物の両端に異なる色の経糸がつけられるものとする。ただし、フェランディーンとモアレについては例外であり、両端には何もつけられず、4 種類の幅があるものとする。すなわち、 $1/4 + 1/2$ 、 $1/2$ オーヌ、 $1/11$ 、 $1/2$ オーヌ、 $1/2$ オーヌ + $1/16$ の 4 種類である。これら幅のどれについても、以上

に述べたいかなる商品であっても、縁はふくまれない。これら全てについて、違反者に対しては商品の没収と罰金 24 リーヴルが科される。

XXIV.

Feront des Toilles de soye, Gaze, Estamines, Crapaudailles, Prisonnieres, & generalement toutes autres semblables Etoffes qui seront tant en chaîne qu'en trame de bonne & pure soye, à peine de confiscation, & de vingt-quatre livres d'amande.

第 24 条

絹布、紗、粗布、クラポダイユ（※丈夫で薄い縮緬）、プリゾニエ（※薄手の織物）、および一般的にあらゆる類似した織物がつくられるが、それらは良質のまじりけのない絹からなる経糸と緯糸からなる。違反者に対しては、商品の没収と罰金 24 リーヴルが科される。

XXV.

Comme aussi sera permis au Maîtres dudit Estat de faire travailler toute sorte de gros Crespes crespés, Crespes unis & lis, en même façon & qualité que ceux qui viennent de Boulogne, après toutefois le temps expiré du Plivilège accordé au Sr. Bourgey, en cas qu'il satisfasse au Privilège, sinon jouïront du present Article.

第 25 条

同様に、当該身分の親方に対して、ブローニューから伝わってきたものと同じ様式、品質で、あらゆる種類の厚手のクレープ加工の縮緬、無地や光沢のある（※lissé か？）縮緬を製作することが認められている。ただし、ブルジェ氏に認められた特権の期限が切れた後にであり、彼が特権を保持している場合、そうでなければ本条文は適用されない。

XXVI.

Feront les Marchands & Maîtres dud. Etat appareiller & moliner leurs soyes, pourront avoir Molins à soye pour les apprêter, acheter & vendre; & seront lesd. soye Suryes, Belledines, Cantal & Milan, filées de deux points de retordement, qui est seize sous dix-huit pour retordre; & lesd. soyes fines auront six points, qui est vingt sous quatorze; les soyes communes seront filées de point sous le point, qui est seize sous seize, & quatorze sous quatorze, & les rondes courront de deux points, & seront retorces de quatre points, & les communes de six.

第 26 条

当該身分の商人と親方は、彼らの絹糸を準備し、撚りをかけるにあたって、仕上げを施したり、購入したり、販売するために絹糸用の撚糸機を保有することができる。（※以下の文章については絹撚糸の種類を説明しているが、撚糸工程を理解した上で訳文を作成することにしたい）

XXVII.

Ne pourront les Marchands, & Maîtres dud. Estat, avoir qu'un Apprentif, & ne le pourront prendre que pour cinq ans; les fils ou filles de Maîtres ne tiendront lieu d'Apprentif, & seront les Brevets d'Apprentissage passez pardevant Notaire & Témoins, à peine de nullité; demeureront les Apprentifs actuellement en la maison & service de leurs Maîtres, & non hors de leur dite maison.

第 27 条

当該身分の商人と親方は徒弟を一人しか受け入れてはならず、5 年間しか雇ってはならない。親方の息子や娘は徒弟の代わりとなることはできないし、公証人と立会人の立ち会いのもとで徒弟身分証明書を作成されることもない。違反者は徒弟の身分を取り消される。徒弟は実際に親方の家に居住し、親方に奉公し、当該の家を離れてはならない。

XXVIII.

Ne pourront les Apprentifs s'absenter du service de leurs Maîtres pendant le temps de leur Apprentissage sans cause legitime; pourra le Maître faire arrêter son Apprentif par tout où il le trouvera pour lui faire parachever son temps, sinon le sommer par acte authentique, s'il est maître de ses droits, parlant à sa personne, ou domicile par lui élu, aux fins qu'il ait à continuer son service, & après avoir attendu un mois, pourra le faire rayer & forclorre du Livre de l'Estat, & en prendre un autre, sans que l'Apprentif qui l'aura quitté puisse se prevaloir du temps qui se sera écoulé pendant son premier Apprentissage; sauf à lui à s'obliger de nouveau avec un autre Maître pour le même temps de cinq ans; & en cas que ledit Apprentif revint avant que d'être rayé, son Maître le pourra reprendre en parfourissant le temps perdu, temps pour temps, & non pour argent; & si le Maître avoit pris un second Apprentif, sans avoir fait rayer le premier, sera ledit dernier Apprentissage de nul effet, & le Maître condamné à l'amande de trente livres, & aux dépens, dommages, & interests dudit second Apprentif.

第 28 条

徒弟はその徒弟修行期間中、正当な理由なしに彼の親方への奉公を休むことはできない。親方はその徒弟に期間を完了させるために、どこであろうと（正当な理由なく立ち去った）徒弟を発見した際には、彼を取り押さえさせることができる。それを拒否する場合は、もし親方がその権利を持っていれば、徒弟の身柄や徒弟が奉公を続けるために彼によって選ばれた住居について命じた公署証書によって（帰還を）勧告するものとする。また、1 ヶ月を待った後、身分登録簿から徒弟を抹消し、その権利を失効させ、さらに別の徒弟を一人雇い入れることもできる。なお、親方のもとを離れた徒弟がその最初の徒弟修行の間に経た期間を利用することはできない。徒弟が別の親方と新しく契約を結ぶ際には、同じ 5 年間で奉公するものとする。また、当該の徒弟が抹消される前に戻ってきた場合、その親方は（立ち去っている間に）過ぎ去った期間を満了させながら徒弟を再度雇用することができる。なお、過ぎ去った間は同じ期間によって補われるのであり、金銭によってではない。また、もし親方が二人目の徒弟を雇用していた場合、先の徒弟は抹消されず、二人目の方の徒弟修行が無効とされる。親方は、二人目の徒弟が被る出費や損害、利害に対して、罰金 30 リーヴルを科されるものとする。

XXIX.

Ne pourront les Maîtres dudit Estat débaucher, ou attirer chez eux l'Aprentif d'un autre Maître, ni lui donner de l'emploi directement, ni indirectement, à peine de soixante livres d'amande, & ne pourront lesd. Maîtres congédier leurs Aprentifs sans cause legitime, & jugée telle par les Maîtres Gardes en charge; & en cas qu'aucun d'iceux Maîtres n'eut de l'ouvrage pour occuper son Aprentif, il le remettra entre les mains desdits Maîtres-Gardes, pour lui pourvoir d'un autre Maître, à peine de trente livres d'amende; & ne pourra le Maître qui remettra led. Aprentif en obliger un autre, qu'il n'ait dequoi l'employer.

第 29 条

当該身分の親方は別の親方の徒弟を自分のところに引き抜いたり、勧誘したりしてはならないし、直接的ないし間接的にその徒弟に仕事を与えてもならない。違反者には 60 リーヴルの罰金が科されるものとする。また、当該の親方はその徒弟を正当な理由なく解雇してはならないし、そのようなことがあった場合は取締役親方によって裁かれるものとする。なお、その親方には徒弟に従事させるべき作業がない場合、別の親方に徒弟を引き渡すために、親方は徒弟を取締役親方の手にゆだねるものとする。違反者に対しては罰金 30 リーヴルが科されるものとする。また、当該の徒弟を委ねる親方は、徒弟を雇う必要のない別の親方にそれを強いることはできない。

XXX.

Et au cas qu'un Maître dudit Estat s'absente de la Ville, & laisse son Aprentif sans emploi pendant un mois, il sera loisible aux Maîtres-Gardes en charge, de remettre l'Aprentif chez un autre Maître pour parachever le tems de son Aprentissage, sans que ledit Maître, en cas de retour, puisse reprendre ledit Aprentif, ni en obliger un autre, qu'après le temps expiré de sondit Aprentif, à peine de trente livres d'amande, & de nullité des Brevets.

第 30 条

また、当該身分の親方がこの都市を不在にし、その徒弟が 1 ヶ月以上にわたって仕事がない状態に置かれた場合、現職の取締役親方の意に従って、その徒弟期間を完了させるため、徒弟を別の親方のところに委ねるものとする。親方が戻ってきた場合、親方は、その徒弟が期間を終えた後でなければ、彼を再び雇用することはできないし、別の親方にそれを強いることもできない。違反者に対しては罰金 30 リーヴルが科され、徒弟証明書は無効とされる。

XXXI.

Et d'autant que les Maîtres-Gardes dudit Estat employent beaucoup de temps pour remettre lesdits Aprentifs d'un Maître à un autre; en consideration de ce, il leur sera payé, par le Maître à qui l'on remettra l'Aprentif, la somme de quatre livres, ainsi qu'il s'est toûjours pratiqué.

第 31 条

また、当該身分の取締役親方は、その徒弟を別の親方に委ねるために多くの時間を費やさなけ

ればならないのであるから、このことを鑑みて、徒弟を彼に委ねる親方は 4 リーヴルを取締役親方に支払うものとし、したがって常におこなわれる。

XXXII.

Pour empêcher les fautes & abus, & faire qu'un Maître ne puisse tenir qu'un Apprentifs, tous Maîtres seront tenus de les représenter en personne avec les Actes obligatoires, huit jours après la réception desdits Actes, pardevant lesd. Maîtres-Gardes dans leur Bureau, comme aussi les Actes de remise desdits Apprentifs, le tout à peine de trente livres d'amande: Et seront iceux Actes enregistrés sur les Livres dudit Estat, & sera pour ce payé par le Maître trente sols, sauf son recours sur l'Apprentif.

第 32 条

違反や悪弊を防ぎ、一人の親方は一人の徒弟しか雇うことができないようにするため、あらゆる親方は自ら必要証書をもって、その証書が承認された 8 日後に、事務所において取締役親方の前に出頭しなければならない。その徒弟の再雇用の証書も同様である。違反者に対しては罰金 30 リーヴルが科される。また、これらの証書は当該身分の名簿に登録され、もし徒弟に対する訴えがなければ、このために親方は 30 ソルを支払うものとする

XXXIII.

Après que les Apprentif auront fini le tems de leur Apprentissage, leurs Maîtres seront obligés de leur donner Quittance en bonne forme, sauf à eux à se pourvoir pour ce qui leur est dû à cause dudit Apprentissage; Seront tenus lesdits Maîtres de faire faire par lesd. Apprentifs une aune de Velours, ou de Satin, ou de Damas, ou bien de Brocards d'or & d'argent huit jours après la fin dudit Apprentissage, en leurs Maisons, ou Bureau de la Communauté, les Maîtres-Gardes appelez afin d'enregistrer ledit Apprentif au Livre des Compagnons, pour donner d'autant plus de preuve de sa capacité: & sera tenu ledit Compagnon, dont la Quittance sera enregistrée; de payer par les mains de son Maître trente sols en celles des Maîtres-Gardes, & à leur profit.

第 33 条

徒弟がその徒弟修行を終えた後、徒弟の親方は正式の徒弟期間終了証明書を彼らに与えなければならない。ただし、当該の徒弟期間中における親方への借金がないことを条件とする。親方は、徒弟期間終了の 8 日後に、親方の家、ないし共同体の事務所で、その能力の証明をおこなうために、当該の徒弟に 1 オーヌのビロード、ないしサテン、ダマスク、上質のブロケードを製織させなければならない。徒弟を職人登録簿に登録するために取締役親方が招集される。また、徒弟期間終了証明書が登録された職人については、親方の手から取締役親方に対して 30 ソルが支払われなければならない。30 ソルは取締役親方の収入となる。

XXXIV.

Toutes personnes seront receus Maistres dudit Estat en faisant apparoir de leur Brevet d'Aprentissage pendant cinq ans, & ayant travaillé cinq autres années pour Compagnons chez les Maistres de lad. Ville, en payant seulement les droits ci-après ordonnez, & les fils de Maistres seront receus sans payer aucuns droits, en faisant apparoir qu'ils ont l'age de quinze ans complets; Seront tenus lesdits fils de Maistres, & Compagnons receus Maîtres, de prêter le Serment pardevant Messieurs les Prevôt des Marchands & Eschevins de ladite Ville de Lion, & leurs noms seront inscrits sur le Livre particulier de tous les Maistres de la Communauté, qui demeurera entre les mains du Secretaire de ladite Ville dans l'Hôtel commun d'icelle, & pareillement seront aussi inscrits sur un Registre de la Communauté, qui sera au Bureau d'icelle, & sera payé à chacun Maistre-Garde en charge par l'aspirant à la Maistrise, qui ne sera fils de Maistre, trente sols, & vingt sols au Secretaire pour ledit Acte; sans autres frais ni dépens, mêmes de festins que nous deffendons être faits, à peine de soixante livres d'amande contre chacun de ceux qui les feront & les accepteront.

第 34 条

各人は自らの 5 年間の徒弟期間終了証書を示し、リヨン市の親方のところで 5 年間を職人として働き、以下に定める費用を支払うことで親方身分に参入できる。親方の息子はいかなる費用も支払うことなく、15 歳になったことを証明すれば親方身分に受け入れられる。親方身分に参入する親方の息子と職人は以下のことをおこなわなければならない。リヨン市の商人頭と市参事会員の前で宣誓をおこなうこと。リヨン市庁舎の秘書官が管理する各共同体の親方全員を記す名簿に名前を登記されること。同時に共同体事務所にある共同体の登録簿にも登記されること。親方の息子は免除されるが、親方志願者は現職の各取締役親方に対して 30 ソルを、入会証明書発行のために秘書官に対して 20 ソルを支払うこと。この他の費用、出費はなく、また祝宴をおこなうことも禁じる。祝宴をおこなったり応じたりした者に対しては、罰金 60 リーヴルが科される。

XXXV.

Les Maistres Forains & Estrangers, Compagnons, Fils de Maistres aussi Forains & Estrangers arrivant en cette Ville, après un travail de cinq ans, sans discontinuation, chez un Maistre d'icelle, acquerront le droit de franchise de pouvoir parvenir à la Maistrise: & en cas qu'ils apportent le secret de quelque Etoffe nouvelle, ils seront dispensés desdites cinq années de service, par une Assemblée de vingt Maistres des plus considerables de la Communauté, qui seront choisis par lesd. Srs. Prevôt des Marchands & Eschevins, & par les Anciens qui auront passé par les Charges, & des Gardes en charge, à la pluralité des voix; après quoi ledit Forain ou Estrangers sera reçu dans led. Corps, en payant vingt livres de droits pour les affaires de la Communauté, & vingt sols pour l'Acte de sa reception; & en consequence de leur dite reception, sous le bon plaisir du Roy iceux Ouvriers Estrangers seront declarez Naturels & Regnicoles, & dispensez du droit d'Aubeyne, sans que pour ce ils soient tenus de prendre d'autres Lettres de Naturalité que ces presentes, ni pour ce payer aucune finance; jouiront eux & leurs successeurs, & ayans cause; des biens & acquisitions qu'ils auront faites, & feront ci-après en ce Royaume, comme les

autres Sujets de Sa Majesté, en travaillant actuellement, ou faisant travailler ausd. Manufactures: & en cas qu'ils quittent le Royaume pour aller demeurer en Païs Estrangers, tous leurs biens appartiendront à Sa Majesté; néanmoins nul ne pourra à l'avenir être receu Maistre dud. Estat pour demeurer dans lad. Ville, Fauxbourg, & Sénechaussée de Lyonnois, s'il ne fait profession de la Religion Catholique, Apostolique & Romaine.

第 35 条

この都市にやってきた国外の親方、同じく国外の職人、親方の息子は、この都市の一人の親方のところで間断なく 5 年間を働いた後、親方身分になることができる特権を獲得するものとする。また、彼らは何らかの新しい織物の秘密をもたらした場合、商人頭と市参事会員、およびその役職を終えたかつての商人頭と市参事会員、現職の取締役によって選ばれた共同体の有力な 20 人の親方による集会において、多数決をもって当該の 5 年間の奉仕を免除される。その後、外国人が当該団体に入会する際には 20 リーヴルの費用を共同体の事柄のために、20 ソルを入会の証書のために支払うものとする。その入会においては、国王のご意志により、これらの外国人の労働者たちが *naturels* (※フランス生まれの人間) であり *régnicoles* (※法的にフランス王国の住民としての権利を有する者) であること、外国人遺産没収権を免れることが宣言される。このために彼らが現在の他の帰化承認状を手に入れる必要はなく、またいかなる費用も支払う必要もない。国王陛下の他の臣民と同様に、彼らとその後継者、および承継人は、その後この王国において、本産業で実際に働く中で、あるいは人を働かせる中で彼らが成した財産や取得物を享有する。また、彼らが国外で居住するために王国を離れる場合、彼らの財産は国王陛下のものとなる。ただし、ローマ・カトリックの信仰告白をしない者については、今後、リヨン市、そのフォブール、リヨネ・セネシャル管区内に居住するために、当該身分の親方として受け入れられることはない。

XXXVI.

Que si un Compagnon Forain dudit Art, Maistre, ou Fils de Maistres Forain, s'étant fait enregistrer sur le Livre de l'Estat en qualité de Compagnon, venoit à épouser une Vefve ou Fille de Maistre dudit Art, il sera exempt de servir les Maistres le temps porté par lesd. Statuts, & sera receu comme les fils de Maîtres par franchise, en payant cinq livres pour les affaires de la Communauté, & vingt sols au Secrétaire, pour l'expédition de son dit Acte de reception.

第 36 条

もし、職人の身分で身分登録簿に登録されるリヨン市外の絹織物業の職人や、親方、親方の息子が、親方の未亡人や親方の娘と結婚するのであれば、本規約に記された期間を親方のところで働くことから免除される。また、特権を有する親方の息子と同様、共同体の庶務に対して 5 リーヴル、入会証明書謄本に対して 20 ソルを市庁舎の秘書官に支払うことで、親方として受け入れられる。

XXXVII.

Qu'aucuns Maistres dud. Art ne pourront donner à travailler aux Compagnons Forains, qu'ils ne leur fassent apparoir, au moins dans un mois, d'un Certificat des Gardes & Jurez du lieu d'où ils viennent, comme ils étoient Compagnons audit lieu, & que les Maistres chez lesquels ils auront travaillé sont contents de leur service & fidélité; lequel Certificat sera mis és mains des Maistres-Gardes Jurez du lieu où ils auront emploi, le tout à peine de soixante livres d'amande.

第 37 条

当該職業のいかなる親方であっても、少なくとも一ヶ月以内に、職人となったその地における取締役や宣誓役員の証明書を提示しないリヨン市外の職人を働かせてはならない。また、その職人は、彼がかつて働いていた親方のところで、その勤めと誠実さに満足されていなければならない。当該の証明書は、彼がかつて働いていたところの宣誓取締役親方に手渡される。違反者に対しては罰金 60 リーヴルが科される。

XXXVIII.

Les Maistres dudit Estat qui travailleront à façon pour les autres Maistres à cause de leur indigence, comme aussi les Compagnons, Ouvriers, Apprentifs, Teinturiers, Devideresses, & autres personnes employées audit Estat de la soye, ne pourront vendre, engager, ni retenir la Marchandise, soye, ni utenciles à eux confiez pour manufacurer, teindre aprêter ou devider, à peine d'être punis corporellement comme voleurs domestiques, & seront jugez presidialement & en dernier ressort, & subiront lesd. Maistres travaillans à façon les mêmes Loix que les Compagnons. Deffences à tous Fabriquans de prendre ni donner employ à aucuns Ouvriers, sans qu'auprealable ils leur fassent apparoir du Certificat du dernier Maistre qui les aura employé, & Certificat des Gardes en charge, qui y apposeront le sceau de leurdit Corps; ne pourront lesd. Etoffes, Soyes, ou Utenciles servant aud. travail, être saisis pour leur debtes particulieres, amandes, ou autres choses semblables. Sera permis aux Maistres qui feront travailler, de reclamer, suivre, même enlever lesdites Soyes, Etoffes & Utenciles à eux appartenans, nonobstant toutes saisies, privileges, oppositions, appellations, & autres choses contraires en vertu du present Article; & si lesd. Maistres ou Ouvriers s'absentent de ladite Ville de Lyon sans rendre compte desd. Soyes, Etoffes, ou Utenciles, ils pourront être pris & arrestez à la simple requisition desd. Marchands, & Maistres dudit Estat, en quelques lieux qu'ils soient, comme Larrons & debiteurs fugitifs, conduits és prisons de ladite Ville de Lyon, pour être leur procez fait & parfait, ainsi qu'à ceux qui auront pratiqué ou aydé audits vol & fraudes, suivant les Privileges dudit Estat, Arrêt, Declarations de Sa Majesté, verifiés où besoin a été.

第 38 条

職人や労働者、徒弟、染織工、繰糸工、その他の絹に関連する職業に雇われた者と同じように、その貧困ゆえに他の親方のために手間仕事をする当該身分の親方は商品や絹糸、および加工や染色、整経、繰糸のために託された道具を売ることはできない。当該の手間仕事をする親方は職人と同じ法に従い、違反者は窃盗罪と同じく体罰刑をもって罰せられ、終審であるプレシデ

リアル裁判所において裁かれる。あらゆる製造業者は、直近に雇用されていたところの親方の証明書および当該団体の紋章が押された現職の取締役による証明書をあらかじめ提示しない労働者を雇ってはならない。また、織物、絹糸、あるいは道具を彼らの仕事のために与えてはならないし、私的な負債、罰金、その他の理由により差し押さえてはならない。人を働かせる親方には、彼の所有物である当該の絹糸や織物、道具（の返還）を要求し奪還することが認められており、特権、異議申し立て、控訴、その他この条文に反する事柄があったとしても、あらゆる物を差し押さえることができる。また、もし上述の親方や労働者が当該の絹糸や織物、道具について報告することなくリヨン市を不在にしている場合は、当該身分の商人と親方の請求によって、泥棒や逃亡債務者と同様に彼らがどこにしようとも訴訟を完遂するために拘束、逮捕され、リヨンの牢獄に連れて行かれる。また上述の窃盗や詐欺行為を実行したり、幫助した者についても同様である。ただし当該身分の特権や王令、王宣に応じて吟味される必要がある。

XXXIX.

Sous le bon plaisir du Roy, les Etoffes, Soyes, Fleuret, poil de Chamaux, fils, cotton, & autres matieres servant audites Manufactures, ne pourront être saisies ni enlevées pour quelques debtes que ce soit, au préjudice de la preference appartenant à celui qui les aura vendues, dont le prix, ou partie d'icelui lui seroit encore dû; même les Outils, Moulins, Mestiers, & autres Utencilles, ne pourront être saisis, pour quelques debtes que ce soit, au préjudice de la preference appartenant à celui qui les aura vendues, dont le prix ou partie d'icelui lui seroit encore dû; mêmes les Outils, Moulins, Mestiers, & autres Utencilles, ne pourront être saisis pour quelques debtes que ce soit, si ce n'est pour les Loyers des maisons qu'ils occupent: Et mêmes, en consequence du Reglement du Conseil de Sa Majesté du quatrième Juillet mille six cens soixante-quatre, enregistré en la Cour des Aydes de Roüen, & de l'Arrêt du Conseil du vingt-sixième Novembre mil six cens soixante-cinq, donné en faveur des Manufacturiers de la Ville d'Aumale, dix lieuës aux environs; deffences seront faites à tous Collecteurs des Tailles, de l'Impost du sel, & à toutes personnes, pour quelque cause que ce soit, de faire saisir ni enlever, & vendre lesdites matieres, Utencilles & Mestiers servans à ladite Manufacture de draps de Soye de ladite Ville de Lyon, & dix lieuës aux environs d'icelle, pourveu qu'ils travaillent actuellement audites Fabriques, à tous Huissiers & Sergens de faire lesdites saisies, à peine d'interdiction de leurs Charges, cinq cens livres d'amande, de tous dépens, dommages & interests; A cet effet les presens Statuts & Reglemens, Arrêts & Lettres Patentes, qu'il plaira au Roy d'accorder pour l'Omologation d'iceux, seront registrées au Secretariat de la Ville, leuës, publiées, & affichées par tout où besoin sera.

第 39 条

国王陛下のご意志に従い、本産業において使用される織物、絹糸、副蚕糸、ラクダの毛、リネン、綿糸、その他の素材については、それらを販売したであろう者がその代金、ないし、さらに彼らに支払われるべきその一部について保有する優先権に反してどのような負債があろうともこれら（織物や素材）を差し押さえられたり、取り上げられたりすることはない。（同じ文章の繰り返しが登場するため前段の訳を省略）同様に、道具、撚糸機、織機、その他家財道具に

ついても、いかなる負債があろうとも差し押さえられることはない。ただし、負債が彼らの住む家の賃貸料でない限りにおいてである。また同じく、ルーアンの租税法院に登録された 1664 年 7 月 4 日の陛下のコンセイユによる規則、およびオーマルとその十里四方の製造業者に対して与えられた 1665 年 11 月 26 日のコンセイユ決定に従って以下のことを禁じる。いかなる理由があろうとも全てのタイユ税や塩税の徴収官、およびあらゆる人々はこのリヨン市およびその十里四方における当該産業で使用され、現在当該の製造所で使用中のものであれば、素材、家財道具、織機を差し押さえたり取り上げたり売却したりしてはならない。これら差し押さえをおこなった執行官や公吏に対しては、職務の停止と訴訟費用、損害賠償の総額として 500 リーヴルの罰金が科される。このため、国王陛下がここに認可を与えて下さる本規約と規則、決定と開封状は市の書記局に登録され、読み上げられ、公布され、必要な場所全てに掲示されるものとする。

XL.

Nul ne pourra travailler, ni faire travailler en ladite Ville Fauxbourgs de Lyon pour soy, pour vendre & debiter, s'il n'est incorporé, ou receu, & passé Maistre dans ledit Corps, à peine de confiscation des marchandises, & deux cens livres d'amande.

第 40 条

何人であろうとも、当該団体における親方身分として参入、受け入れ、承認されていない者は、リヨン市およびそのフォブールにおいて、絹糸に関わる労働、販売、小売りを自らしたり、人にさせたりしてはならない。違反者には商品の差し押さえと、200 リーヴルの罰金が科される。

XLI.

Les Maistres dud. Fstat, qui prendront des Maistres pour travailler à façon, Compagnons, fils ou filles de Maistres, seront tenus de sçavoir si les Maisres d'où ils seront sortis en sont Contens; mêmes les Peres & Meres desd. fils & filles de Maistres, à faute de ce faire, seront condamnez en soixante livres d'amande. Et est expressement deffendu à tous Maistres de ne débaucher les Ouvriers de chez un autre, sous quelques pretexte que ce soit, ni pour leur faire aucune avance, aux mêmes peines que dessus.

第 41 条

手間仕事をおこなうだけの親方や職人、親方の息子や娘を雇う親方は、彼らが仕事を終えたところの親方が満足しているかどうかを把握しなければならない。同様に、上述の親方の息子や娘の父母がそれをしなければ、罰金 60 リーヴルを科される。また、あらゆる親方に対して、いかなる理由があっても、別のところの労働者を引き抜くこと、彼らに前払いをすることを同額の罰金をもって禁じる。

XLII.

Si un Maistre donne congé à un Ouvrier, il sera tenu de l'avertir un mois auparavant, aussi ledit Ouvrier ne pourra aller travailler chez un autre Maistre, sans avertir au préalable un mois pareillement; & sera tenu led. Ouvrier d'achever la piece d'ouvrage qu'il aura montée ou commencée, quelque tems qu'elle dure, à peine de vingt livres d'amande toutefois, en cas d'insuffisance dud, Ouvrier, pourra led. Maistre le mettre dehors quand bon lui semblera: Et en cas qu'un Maistre donne congé aux maistres Compagnons, & Ouvriers travaillans pour eux à façon, l'ancien Maistre ne pourra contraindre le nouveaux Maistre chez lequel lesd. Compagnons & Ouvriers iront travailler, de lui payer, sur ce qui lui sera dû, que la huitième partie du travail de l'Ouvrier; & au contraire, quand l'Ouvrier quittera son Maistre en lui donnant congé, sera le nouveau Maistre tenu de payer comptant tout ce qui sera dû par led. Ouvrier à son dernier Maistre, avant que de pouvoir employer led. Ouvrier, sur les mêmes peines que dessus; & ne pourront lesd. congez valider s'ils ne sont par écrit.

第 42 条

親方が労働者を解雇する場合、1 ヶ月以上前にそのことを通知しなければならない。同様に、あらかじめ 1 ヶ月より前に通知しなければ、労働者は別の親方のところに働きに行くことはできない。またその労働者は一旦とりかかった製織作業を、どれほど長引こうとも、完了させなければならない。違反者に対してはその都度罰金 20 リーヴルが科される。その労働者の能力が不十分であった場合、親方は適宜彼を外に追い出すことができる。また、親方が自ら手間仕事をおこなう親方や職人、労働者と解約する場合、先に契約していた親方は、労働者の仕事に対して支払われるべき金額の 8 分の 1 を支払わずに、その職人や労働者に新しい親方のところへ働きに行かせるよう強制することはできない。反対に、労働者が通知をおこなって親方のもとを離れる場合、新しい親方は、その労働者を雇用する前に、労働者が直前に雇われていた親方に対して支払うべき金額の全てを現金で支払わなければならない。違反者には上記の罰が科される。また、上記の通知は文書に記されたものでなければ有効ではない。

XLIII.

Les Vefves de Maistres dudit Estat pourront entretenir le negoce de leur defunt Mary, l'Aprentif qui leur sera laissé pourra achever son tems d'Aprentissage chez lad. Vefve, au cas qu'elle fasse trvailler, sinon sera remis entre les mains des Maitres-Gardes, pour lui être pourveu d'un autre Maistre; ne pourra prendre aucun nouveau Aprentif, à peine de nullité, & de soixante livres d'amande.

第 43 条

上述の親方身分の未亡人は亡くなった夫の商売を引き継ぐことができる。残された徒弟は、未亡人が働かせようとする場合、その未亡人のところで自身の徒弟期間を終了することができる。そうでない場合は、徒弟を別の親方のところで就業させるために、取締役親方の手にゆだねられる。親方の未亡人が新しい徒弟を採用することは、徒弟身分の無効と罰金 60 リーヴルをもって罰せられる。

XLIV.

Tous les Marchands & Maistres dudit Estat, ou leurs Vefves faisant fabriquer tiendront un Livre, & Registre, de la quantité & qualité des soyes, or ou argent qu'eux ou leurs Commis auront délivrées aux Maistres ou Ouvriers pour mettre en œuvre; comme aussi les soyes, Etoffes receuës desdits Maistres & Ouvriers, avec le poids, aunage & façon, ensemble l'argent compté & avancé. Le semblable sera observé par lesd. Maistres ou Ouvriers, lesquels auront aussi un Registre par devers eux, écrit de la main desd. Marchands & Maistres, ou de leurs Commis; lesquels Livres en cas de differents, ils seront tenus respectivement d'exhiber, à deffaut d'exhibition par l'un d'iceux, foi sera ajoutée à celui des deux qui sera représenté, comme si c'étoit Ecriture authentique faite entre lesdits Marchands, & Maistres-Ouvriers.

第 44 条

当該身分のあらゆる商人、親方、あるいは人に織布をさせている親方の寡婦は、彼ら自身あるいはその店員によって、親方や労働者が使用するために引き渡した絹糸や金糸・銀糸の量と質を台帳や帳簿につけること。同様に、当該の親方や労働者から受け取った絹糸や織物の重さ、寸法、作りを、支払ったり前貸しした金額と一緒に記しておくこと。同じく、当該の親方や労働者によっても遵守され、彼らの側の帳簿にも、当該の商人や親方、あるいは彼らの店員の手によって同じように記されることとする。その台帳が合わない場合には、これらの者はそれぞれに台帳を提示すること。当該の商人、親方、労働者間で交わされる公文書のようなものであり、どちらか一方による提示がなければ、もう一人の提示する方を信用するものとする。

XLV.

Que tous Teinturiers, Maistres-Ouvriers dudit Estat, Devideresses desdites soyes, seront tenus de montrer & exhiber ausdits Marchands, & Maistres, toutefois & quantes qu'ils en seront requis, les soyes qu'ils auront receuës pour teindre, ouvrir ou devider; à quoi ils pourront être contraints par prison en cas de refus. Deffences ausd. Teinturiers de defaire ou devider les Pantines de soye cruës ni teintées les rendront en la forme qu'ils les auront receuës, sauf la couleur, sous pareille peine de prison damages & interests des Marchands & des Maistres: Comme aussi deffences sont faites ausd. Teinturiers de teindre aucunes soyes à demi bain, vulgairement appelé teinte sur cru, si ce n'est pour être employées aux Crespes & Toilles de soye; A l'effet dequoi seront lesdits Teinturiers obligés d'en donner avis aux Maistres-Gardes desd. Ouvriers en soye, & de leur declarer les noms & demeures des Propriétaires desdites soyes, dont lesdits Maistres-Gardes feront mention sur leurs Registres, pour prendre connoissance de l'emploi d'icelle; & où ledit emploi en seroit fait à autres Etoffes qu'ausdits Crespes & Toilles de soye, seront icelles confisquées, le Propriétaire condamné à deux cent livres? d'amande: Et faute par ledit Teinturier de faire ladite declaration, sera condamné en soixante livres d'amande, & interdit pour trois mois de sa fonction.

第 45 条

染色工、当該身分の親方労働者、絹糸の繰糸工らは皆、求められるたび毎に染色や織布、繰糸のために彼らが受け取った絹糸を当該の商人や親方に見せ、提示しなければならない。これを

拒絶した場合は投獄される。染色工は生糸や染め絹の捻（ねじり）を解いたり、ほどいたりしてはならないし、色を除いては彼らが受け取った状態でそれらを引き渡すこととする。商人や親方の損害に対しては同じく投獄の罰を科す。いかなる絹糸であろうとも、縮緬や生絹（しろ）に用いるのでなければ、これら染色工が俗に生染と呼ばれる染色桶で染めることは同様に禁じられる。縮緬や生絹に用いるためには、染色工は当該の絹労働者の取締役親方に知らせなければならない、その絹糸の所有者の名前と住所を届け出なければならない。取締役親方はその用途を把握するため、登録簿に記載するものとする。縮緬と生絹以外の織物をつくるために使用された場合、それらは没収され、所有者は 200 リーヴルの罰金を科される。また、当該の染色工が届け出を怠った場合には、60 リーヴルの罰金が科され、3 ヶ月間仕事を禁止させられるものとする。

XLVI.

Ne pourront lesd. Teinturiers, Mouliniers, Maistres Ouvriers travaillans à façon, & Devidereses, charger ni humecter, huiller ou engraisser les marchandises ou soyes qui leur seront données, ce qui les rend defectueuses & de beaucoup moindre prix, & les fait changer de couleur, & devenir moisies & tachées à la grande perte du Marchand, & de la reputation de la Fabrique de ladite Ville; mais les rendront bien seiches & conditionnées, même les Roquets sur lesquels elle seront devidées; seront lesdits Roquets marqués de la marque du Maistre à qui ils appartiendront, à peine contre lesdits Ouvriers de soixante livres d'amande, & de punition corporelle.

第 46 条

当該の染色工、撚糸工、手間仕事をおこなう親方労働者、繰糸工は彼らに与えられた商品や絹糸の重さを増したり、油を加えたり、（水分などを加えて）太くさせたりしてはならない。これらのことをおこなう者によって商品や絹糸は不良品となり価格も非常に下がるほか、その色が変色させられたり、かびや染みがつけられることになり、商人の大損失とこの都市の製造所の評判を著しく貶めることになる。このように扱うことなく、よく心得て管理し、引き渡すこと。これは絹糸を繰り取る糸巻きについても同じである。これら糸巻きには、それを所有する親方の印がつけられるものとする。これら労働者（が違反を犯した場合）には 60 リーヴルの罰金と、体罰が科される。

XLVII.

Seront les Maistres dudit Estat travaillans à façon, garans de toutes les soyes & Etoffes qui leur seront mises entre les mains, & ne pourront s'excuser sous ombre de la fautes des Devidereses, porteront la perte desd. soyes & ouvrages en leurs propres & privez noms, sauf leurs recours; Seront les differents de cette qualité reglez par les Maistres-Gardes en charge.

第 47 条

手間仕事をおこなう当該身分の親方は、彼らが保持するあらゆる絹糸や織物を適切に保管して

おくものとする。繰糸工の違反に隠れて弁解することはできないし、訴えがなければ自らの私的なその絹糸や製作物の損失を負うものとする。こうした質のもめ事については、現職の取締役親方によって解決されるものとする。

XLVIII.

Pourront faire des Taffetas à Jarretieres d'un tiers de large de pure & fine soye, dont les chaînes seront d'Organcin fillé & tordu au moulin aprest de Lyon, à peine de confiscation, & de vingt-quatre livres d'amande.

第 48 条

1/3 の幅の靴下止め用タフタを混じり気がなく良質な絹糸によって製織することができる。その経糸はリヨン近郊の撚糸機で紡がれ、撚られた諸撚糸が用いられる。違反者には商品の差し押さえと 24 リーヴルの罰金が課される。

XLIX.

Pourront les Marchands & Maistres dudit Estat travailler & faire travailler, vendre, acheter, troquer, eschanger & debiter, tant en gros qu'en detail, de toutes les Etoffes ci-dessus, aux bontez & qualitez exprimées.

第 49 条

当該身分の商人と親方は、先の条文に記した良質で質の高い織物全てに関して、自ら製織したり、人に製織させたり、卸や小売りで販売、購入、物々交換、交換、小売りすることができる。

L.

Il est deffendu à toutes sortes de personnes faisant profession de vendre ou acheter, comme aussi à tous Tavernier, Hostelliers, Boulangers, Revendeurs, & generally à toutes sortes de personnes de quelques qualitez qu'elles soient, d'accepter, troquer, ni prendre pour gage en depots, aucunes soyes cruës ou teintes, aucunes Etoffes fabriquées & à fabriquer, tant desdits Maistres-Ouvriers travaillans à façon, que des Teinturiers, Compagnons, Devideresses, Apprentifs ni autres personnes interposées, à peine de cent livres d'amande, & d'être punis comme Receleurs, suivans la rigueur desd. Reglemens, & Privilege dudit Estat, leur étant enjoint de se saisir desdites Marchandises de soye qui leur seront apportées, & de ceux qui s'en trouveront chargez, & remettre icelles entre les mains des Maistres-Gardes, si faire le peuvent, sinon leur nommeront ceux qui auront présenté lesd. soyes & marchandises, & la cause pour laquelle ils n'auront peu s'en saisir, sous peine de prison.

第 50 条

居酒屋や宿屋、パン屋、古物商といった売買を職業とするあらゆる者、およびその他一般にい

かなる身分の者であろうと、手間仕事をおこなう親方労働者や、染織工、職人、繰糸工、徒弟、その他これに介在する者から、生糸や絹の染め糸、既製の織物や製造中の織物を受け取ったり、物々交換したりしてはならないし、抵当として預かったものを取り上げてはならない。違反者には 100 リーヴルの罰金が科され、当該身分の特権と規則の厳格な適用によって、隠匿者として罰を受ける。また、そうすることが可能であれば、彼らに運び込まれたり、積み込まれていた絹の商品は没収され、取締役親方の手に委ねられることを厳命する。もし、できなければ取締役親方はその絹糸や商品について申し立てた者に任命し、彼らが差し押さえられなかった理由を述べる。違反者は投獄される。

LI.

Pour empêcher les Courretages secrets, abus, & larcins qui se commettent ordinairement, des soye cruës ou teintes, draps d'or, d'argent ou de soye manufacturez, il est tres-expressément deffendu à tous les Maistres dudit métier, Courretiers, ou autres personnes de quelle qualité & condition qu'elles soient, de porter, ou faire porter lesd. soyes & marchandises, ni les montrer pour les vendre, ou faire vendre, aux Marchands & Estrangers, dans les maisons particulieres, Hosstelleries ou Cabarets, ni ailleurs, sinon aux Boutiques & Magazins des Marchands, & Maîtres-Ouvriers dud. Estat, ou des Marchands qui font profession de vendre desdites soyes & marchandises; à peine de confiscation d'icelles, de cent cinquante livres d'amande contre ceux qui les acheperont, & de punition corporelle contre les Ouvriers & Courretiers qui contreviendront au contenu du present Article. Ne pourront les Maîtres-Ouvriers vendre ou debiter es lieux permis que leurs propres marchandises, sans qu'il soit permis ausd. Maistres-Ouvriers, ou autres Marchands vendans lesd. marchandises, de les faire montrer, courreter, & vendre par un autre Ouvrier, aux peines que dessus.

第 51 条

生糸や染め糸、生産された絹織物について、隠れておこなわれる仲買や悪弊、日常的に犯される窃盗を防ぐために以下のことを命じる。当該職業の全ての親方および仲買人、その他いかなる身分の者であろうとも、宿屋や居酒屋のほか、当該身分の商人や親方労働者の店舗や商店かその絹糸や商品の販売を生業とする商人以外のところで、絹糸や商品を商人や外国人へと持って行ったり、人に持って行かせたりしてはならないし、販売するために見せたり、人に販売させたりしてはならない。それらを購入した者に対しては没収と 150 リーヴルの罰金が科される。また本条文に記された違反を犯した労働者や仲買人に対しては体罰が科せられる。なお、親方労働者あるいは当該商品を販売するその他商人が別の労働者に商品を見せさせたり、仲介させたり、販売させたりすることが認められなければ、親方労働者は許可された場所の中で自分自身の商品しか販売・小売りすることはできない。違反者には上記の罰が科される。

LII.

Et d'autant que les Courretiers commettent de grands abus, en ce que vendant les marchandises ils frustrerent bien souvent le Proprietaire de partie du prix, gardent les deniers plusieurs jours, changent les especes, & causent une perte considerable au Commerce desd. Etoffes de draps d'or, d'argent & de soye; Il est deffendu à tous Marchands, & Maîtres-Ouvriers faisant profession d'achepter & vendre desdites marchandises, de les confier aux Courretiers, pour icelles porter, montrer, & vendre es lieux permis & licites, & sera tenu ledit Maître de l'accompagner ou faire accompagner par sa femme, enfans, ou domestiques qu'il commettra, pour faire, ou voir faire ladite vente & payement, à peine de confiscation des marchandises, de soixante livres d'amande, & punition exemplaire.

第 52 条

仲買人は商品を販売することで悪弊を犯すばかりでなく、しばしば所有者から料金の一部を詐取したり、何日もの間金銭を保持したり、貨幣を両替したり、そして絹織物の商業に膨大な損失をもたらしたりする。このため、商品の売買を生業とするあらゆる商人、親方労働者は、許可され合法的な場所の中であっても、運搬、展示、販売のために仲買人に商品をゆだねてはならない。また、販売や支払いをするため、それを見届けるために、上述の親方が付き添ったり、親方が任じた妻や子供、家内奉公人を付き添わせたりしなければならない。違反者には 60 リーヴルの罰金と見せしめの懲罰が科される。

LIII.

Pour toujourns prevenir les abus, & empêcher qu'il ne soit vendu & débité aucune marchandise & Etoffe que des largeurs, bontez & qualitez mentionnées aux presens Statuts & Reglemens; deffences sont faites à tous Marchands & Maistres dudit Estat, de vendre, ni d'exposer en vente aucun drap d'or, d'argent, soye, & autres Etoffes mêlées de poil de chevre, Floret, Galette, fil cotton & laine, qu'elles ne soient marquées à la marque du Fabriquant, laquelle sera mise sur un plomb au chef de la piece, & sera tenu chacun desd. Fabriquans de donner une empreinte de leur dite marque ausdits Maistres-Gardes, afin qu'en connoissant les abus & contraventions qui pourroient avoir été faites dans la fabrique de ladite piece on en puisse punir les veritables Autheurs; & seront aussi toutes lesd. marchandises veuës, visitées, & marquées par lesd. Maistres-Gardes en charge au Bureau de la Communauté dudit Corps (où elles seront apportées à cet effet) d'un petit plomb, où seront d'un côté les armes de ladite Ville de Lyon, & de l'autre côté celles de ladite Communauté; & mêmes pour aussi empêcher que les Maistres-Gardes en charge n'abusent de leur autorité, pour couvrir les defectuositez des marchandises qui leur appartiendront, icelles seront veües, visitées, & marquées par les deux anciens Maistres dudit Corps qui auront été nommez & choisis à cet effet, comme il est dit au sixième Article des presens Statuts, à cette fin seront lesdites marchandises apportées en lad. Chambre de la Communauté, & auront pour ce faire, lesdits Anciens une marque differente d'un côté de celles dont lesd. Maîtres Gardes, se serviront. Deffences de vendre aucune desd. marchandises, sous le nom de fabrique étrangere, & deffences à tous Marchands Fabriquans, Commissionnaires & autres, de changer les marques des Marchandises apposées à icelles par les Gardes & anciens Maistres par les Ouvriers qui les auront fabriquées, pour le mettre sur d'autres Marchandises, ni

d'en apposer aucunes qui ne soient de la marque des Fabriques; le tout à peine de confiscation d'icelles, de soixante livres d'amande pour la premiere fois, & pour la seconde de six cens livres.

第 53 条

常に悪弊を防ぎ、本規約によって定められた大きさ、良質さ、品質でしか商品や織物を販売できないようにするため、上述の身分のあらゆる商人および親方は商標が印されたものでなければいかなる絹織物もヤギの毛や副蚕糸、穴あき繭の糸、綿糸、羊毛の混じった織物も販売してはならない。この商標は鉛の上に刻印されたもので織物の端につけられる。また、各製造業者は当該商標の刻印を取締役親方に届け出なければならない。これによって、その織物の製造所においてなされた悪弊や違反を知り、本当の製造者を罰することができる。また、これらの商品全ては現職の取締役親方によって共同体の事務所で確認、検査を受け、小さな鉛の検印をつけられる。そのために商品は事務所に運び込まれる。この検印の片側はリヨン市の紋章、もう一方はこの共同体の紋章が印される。現職の取締役親方が自身の商品の不備を隠そうとして、その職権を濫用しないようにするため、本規約の第 6 条で述べられたとおり、これら商品はこのために任命された当該団体の 2 名の元取締役親方によって確認、検査され、検印をつけられる。検査のために商品は共同体の部屋に運び込まれ、元取締役親方によって取締役親方が使用するものとは片側が異なる検印をつけられる。外国の製造業者の名を偽ってこれら商品を販売することは禁じられる。また、全ての商人、製造業者、仲買人、その他の者に対して、取締役や元取締役、当該商品を製造した労働者によってつけられた印を、別の商品へと付け替えること、商標のない商品に付けることも禁じられる。これら全てに関する違反に対しては、商品が押収されるほか、初犯の場合には罰金 60 リーヴルが科され、二回目以降の場合には罰金 600 リーヴルが科される。

LIV.

Tous Marchands & Maîtres dudit Estat seront tenus de payer aux Maîtres & Gardes en charge pour la marque de chacune piece d'Etoffe douze deniers, dont la moitié sera au profit & pour les affaires de la Communauté, & l'autre moitié pour lesdites Garde.

第 54 条

当該身分の全ての商人および親方は、現職の取締役親方に対して、各織物の検印につき 12 ドゥニエを支払わなければならぬ。この費用の半分は共同体の収入となり共同体に関する事柄に使用され、残りの半分は取締役のものとなる。

LV.

Et comme il arrive que plusieurs Maîtres ayant contracté des debtes avec ceux pour lesquels ils travailloient, sont ensuite reduits à travailler pour Compagnons; deffences sont faites à tous Maîtres dudit Estat de les employer en cette qualité, qu'au prealable ils n'ayent arresté compte avec ceux dont ils sont debiteurs, & iceux satisfait, à peine de soixante livres d'amande.

第 55 条

多くの親方が、彼を雇った者と債務契約を結ぶようになってきており、次第に職人であるかのように働く方へと追いやられている。当該身分のあらゆる親方は、あらかじめ債務関係にある者と清算・支払いをせずに、このような立場で彼らを雇用してはならない。違反者に対しては罰金 60 リーヴルが科される。

LVI.

Et d'autant qu'il s'est glissé un grand abus dans la profession des Courretiers lesquels changent de qualité se disent tantôt Marchands, tantôt Commissionnaires, au moyen de quoi les Maîtres Ouvriers travaillans à façon, Compagnons & autres se servans desdites personnes, font vendre impunement leurs Marchandises, ou celles de leurs Maîtres & Marchands, à eux données pour ouvrir; il est enjoint audites personnes de faire choix de l'une desdites qualité, & sera obligé celui qui voudra prendre la qualité de Courretier, de se faire inscrire en l'Hostel de Ville, & prendre des Lettres, sans qu'après il puisse negocier en qualité de Marchand, ni puisse avoir aucunes Marchandises chez lui pour vendre; & prenant la qualité de Marchand, ne pourra, faire aucun acte ni fonction de Courtier, à peine d'être privé & interdit de l'une & l'autre desdites qualitez & fonctions, de confiscation des marchandises & cent livres d'amande.

第 56 条

仲買人はあるときは商人を語り、またある時は代理業者を語って身分を変化させることで彼らの職業に重大な悪弊を入り込ませる。手間仕事をおこなう親方労働者や職人、その他これら人物の使用人の手を借りて、処罰されることなく彼らの、あるいはその親方や商人が彼らに仕事を託した商品を販売するのである。したがって、上記の身分のいずれか一つを必ず選択しなければならない。また、仲買人の身分を選び取ろうとする者は、市庁舎で登録され、許可状を手しなければならない。以後こうしなければ商人の身分で取引をおこなうことはできないし、いかなる商品であろうとも販売する目的で自らのところに保有することもできない。また、商人の身分を選んだ者は、仲買人として行動したりその職を務めることはできない。違反者はそれぞれの身分を剥奪・禁止され、商品を没収され、100 リーヴルの罰金を科される。

LVII.

Aucuns Marchands & Maîtres dudit Estat, ou Vefves, ne pourront ci-après advoüer aucune fabrique, ni prêter leurs noms pour tenir Boutique, travailler ou faire travailler aucuns Ouvriers à peine de soixante livres d'amande, tant contre l'avoüant que contre celui qui se fera avoüer; & en cas de doute, pourront les Maîtres-Gardes faire venir à serment les Compagnons servans, & Maîtres-Ouvriers, pour sçavoir la verité, & demeureront de nul effet tous semblables pactes & conventions qui seroient faites à l'avenir, sans prejudice à ceux qui peuvent avoir été faits ci-devant pardevant Notaires, dont le tems n'est encor expiré; lesquels actes conventions à present faites, les desnommez en iceux seront tenus de faire enregistrer au Registre de la Communauté desd. Ouvriers en draps de soye, un mois après la publication des presens Statuts & Reglemens, à peine de nullité d'iceux.

第 57 条

当該身分のいかなる商人や親方、あるいは寡婦は、今後はどんな製造所であっても誰かの物と認めてはならないし、店舗を持ったり働いたり労働者を働かせるために名義を貸したりしてはならない。貸した者と同じく借りた者に対しても 60 リーヴルの罰金が貸される。疑わしき場合は、取締役親方が事実を確認するため、奉仕する職人、親方労働者に誓いを立てに来させることができる。また、今後取り決められるであろうあらゆる協定書や協約書の類は無効であり続ける。ただし、公証人の立ち会いの下取り決められたものについては別とし、その期間は有効である。現在取り決めたこれら協約書については、本規約と規則が公布された 1 ヶ月後から、当該の絹織物工の共同体の登録簿に登録されなければならない。違反者は協約を無効とされる。

LVIII.

Et attendu que la defectuosité des Manufactures procede ordinairement du deffaut & experience des Maîtres qui y travaillent, & qui ne sont admis dans les Corps des Arts & Métiers, qu'en vertu des Lettres de maistrise, sans faire aucun Apprentissage, ni chef-d'œuvre, d'où s'ensuit beaucoup d'inconveniens: pour y remedier, sous le bon plaisir du Roy, aucun ne pourra à l'avenir être receu Maître dudit Art, tenir Boutique, ouvrier, ni faire travailler en ladite Ville & Fauxbourg de Lyon, sous pretexte d'aucunes Lettres de maîtrise.

第 58 条

また、一般に親方の欠点と経験によって産業に不完全性が生じるのである。この親方とは織物業で働いているにもかかわらず、職能団体において認められておらず、親方身分証明書の効力によって徒弟修行を経たり、親方作品を作成することがない者であり、結果として多くの不都合をもたらすのである。以上のことを鑑みて、国王陛下のご意向に従ってこれを改善するため、今後はいかなる親方身分証明書を口実にしようとも、リヨン市とそのフォブールにおいて当該職業の親方に受け入れられることも、店舗を構えることも、働くことも、働かせることもできないものとする。

LIX.

Deffences sont faites à tous Maîtres dudit Estat de faire ourdir aucunes Chaisnes pour manufacturer Etoffes & draps d'or, d'argent ou de soye, & d'autres Etoffes mélangées, qu'en leurdites maisons & Ouvroirs, ou chez les Maistres ou Vefves dudit Estat, à peine de confiscation desdites Marchandises & ourdissoirs.

第 59 条

当該身分のあらゆる親方は絹織物、混紡織物の生産のためにいかなる経糸であろうとも、彼らの家や作業室、当該身分の親方や寡婦のところ以外で整経させてはならない。違反者は当該の商品と整経機を没収されるものとする。

LX.

Et d'autant que plusieurs personnes, au prejudice du public, & de ceux de la Profession dudit Estat, abusent des privileges, franchises & immunités, octroyées aux Ouvriers d'or, d'argent & de soye, non revoquez, & frustrent le Roy de ses droits, nul ne pourra jouir desd. Privileges subsistans, s'il n'est de ladite qualité, & s'il ne travaille ou fait travailler actuellement de ladite Profession, suivant les Arrêts des Cours Souveraines.

第 60 条

公共と当該身分の職業の利に反し、多くの者が絹労働者に対する特権や自由権、免除特権、恩恵を濫用しており、これら諸権利は取り消されることなく、また国王陛下から奪い取ったものである。このことに鑑みて、最終審裁判所の決定に従い、当該の身分ではなく、この職業において現在働いたり働かせたりしているのでなければ、既存の特権を教授することはできない。

LXI.

Que tous les Maîtres, Compagnons & Ouvriers dudit Estat, ne pourront faire aucunes Assemblées pour quelque cause & occasion que ce soit, sans permission par écrit desd. Sr. Prevôt des Marchands & Eschevins, à peine d'être déclarez perturbateurs du repos public, & faiseurs de monopoles & comme tels être punis suivant la rigueur des Ordonnances.

第 61 条

当該身分の親方、職人、労働者すべては、いかなる理由や原因があろうとも、商人頭と市参事会員によって記された許可証なしに集会を開くことはできない。違反者に対しては、治安攪乱者であり、また独占者であることが宣告され、厳格な命令によって罰せられる。

LXII.

Et parce qu'il se trouve des personnes lesquelles abusivement font vente de soyes, vulgairement appellées tors sans filé, qui sont fort difficiles à distinguer d'avec les organcins filez & tors, sinon après qu'ils sont teints, dont arrivent plusieurs contestations & procez, pour lesquels empescher, deffences sont faites à tous Marchands de vendre le tors sans filé pour organcin filé & tors, à peine de confiscation des Marchandises, & de soixante livres d'amande.

第 62 条

俗に tors sans filé（※紡がれていない撚糸）と呼ばれ、染色された後でなければ紡がれ、撚りをかけられた諸撚糸と区別することが非常に困難である絹糸の販売を不当におこなう者が存在する。それゆえに、多くの争いや訴訟が起こる。これらを防ぐために、あらゆる商人に対して tors sans filé を紡がれ、撚りをかけられた諸撚糸として販売することを禁じる。違反者には商品の没収と 60 リーヴルの罰金が科される。

LXIII.

Auront les Maîtres dudit Estat en leurs maisons un Livre des presens Statuts & Reglemens, afin qu'ils n'en pretendent cause d'ignorance du contenu en iceux, lesquels ils seront tenus montrer aux Maîtres-Gardes lors des Visites; auront pareillement dans leurs Boutiques & Ouvroirs une feuille imprimée concernant les Compagnons, Apprentifs & autres Domestiques, sur ce qu'ils doivent observer, le tout tiré des presens Reglemens, à peine de trente livres d'amande; à cet effet les Maîtres-Gardes en charge seront obligez de faire faire aux frais & des deniers de la Communauté un Rolle de tous les Maîtres dudit Corps, auxquels suivant icelui, ils délivreront gratuitement, pour une seule fois, une copie imprimée des presens Statuts & Reglemens, signée du Secetaire de ladite Ville de Lyon, & leur en feront signer la reception, afin qu'ils soient inexcusables aux contraventions en iceux.

第 63 条

当該身分の親方は彼らの家に本規約と規則を 1 冊所持すること。それは規約と規則に記された事柄についての無知を理由として主張することがないようにするためである。親方は取締役親方の視察に際して、本規約と規則を提示しなければならない。同時に、彼らの店舗や作業室には職人、徒弟、その他家内奉公人に関して、彼らが遵守すべき箇所を本規則から引用した一葉の印刷物を所持すること。違反者には 30 リーヴルの罰金が科される。このために、現職の取締役親方は、共同体の出費と収入で当該団体の親方全員の名簿を作成させなければならない。この名簿に従って、リヨン市の事務官が署名した本規約と規則の印刷写本が 1 度に限り無料で交付されるものとする。また、これについての違反を認めないようにするため、親方らに受領の署名をさせること。

LXIV.

Seront toutes les amendes adjugées pour les contraventions au present Reglement applicables, sçavoir, un quart à l'Aumône Generale, l'autre quart aux pauvres Maîtres de la Communauté, un quart pour les affaires d'icelle, & l'autre quart aux Maîtres-Gardes en charge.

第 64 条

本規約に対する違反のために徴収された罰金は、その 1/4 が大施物会に、1/4 は共同体の貧しい親方に、1/4 が共同体の事柄に、残りの 1/4 は現職の取締役親方に与えられるものとする。

LXV.

Pour empêcher le grand prejudice qui arrive dans la Profession dudit Estat par le moyen de ceux qui n'en ayant pas la connoissance parfaite s'ingerent neanmoins de faire fabriquer lesdites Etoffes d'or, d'argent & soye, tant en leurs maisons qu'autres lieux, mêmes les exposent en vente sans auprealable être veües & visitées, d'où provient quantité d'Etoffes mal fabriquées, qui ont par le passé decredité & donné atteinte à la reputtion de la fabrique de ladite Ville de Lyon, & pourroient l'aneantir à l'avenir s'il n'y étoit pourveu; A ce sujet tres-important est ordonné à tous Maîtres & autres particuliers Marchands qui font presentement travailler en lad. Ville, Fauxbourgs, & Sénéchaussée de Lyonnois, de donner leurs noms,

surnoms & demeure, & se faire inscrire sur les Registres, tant de l'Hostel de ladite Ville de Lyon, que de la Communauté du Corps des Marchands & Ouvriers de draps d'or, d'argent & soye, tenus par les Maîtres-Gardes dudit Estat en charge, pour être incorporez audit Estat, bien qu'ils n'ayent fait Apprentissage; à la charge toutefois de justifier par eux par Actes authentiques, ou par des certifications signées des six Maîtres en charge dudit Estat, qu'ils ont travaillé ou fait travailler desd. draps d'or, d'argent, soye & autres Etoffes dependantes dudit Estat, ayant le premier Janvier mil six cens soixante-cinq, & ont depuis continué, & de l'affirmer par serment pardevant lesdits Sr. Prevôt des Marchands & Eschevins de ladite Ville de Lyon, sans que ceux qui ont commencé à travailler, ou faire travailler, seulement depuis ledit jour premier Janvier mil six cens soixante-vinq puissent être admis à ladite option, & incorporation, ni receus Maîtres qu'en faisant Apprentissage à l'ordinaire; à laquelle option tous ceux qui se trouveront de ladite qualité requise pour ce faire, seront tenus de satisfaire deux mois après la publication des presens Statuts & Reglemens; quoi faisant ils seront censez & reputez Maîtres, Marchands & Ouvriers dudit Estat, seront partie du Corps d'icelui, en consequence de ce, signeront sur lesdits Registres leur option & soumission de satisfaire aux presens Statuts & Reglemens, sur les peines y contenuës, dont leur sera délivré acte en payant quatre livres pour tous droits, au profit de ladite Communauté, & vingt-sols pour l'expedition dudit Acte, sans néanmoins que ladite option & incorporation puisse priver lesd. Marchands des Charges d'honneur de ladite Ville; & lesdits deux mois passez, ceux qui ne seront registrez, & incorporez, ne pourront travailler ni faire travailler en leurs maisons, ni ailleurs, qu'ils n'ayent au prealable fait Apprentissage de cinq ans chez les Maîtres, & travaillé pendant cinq autres années en qualité de Compagnons dudit Estat; & autres que ceux qui ont fait ledit Apprentissage, ne pourront faire travailler en leursdites maisons aucuns Ouvriers, cette faculté n'étant seulement donnée qu'aux Maîtres qui ont fait ledit Apprentissage de cinq ans, le tout à peine de confiscation des Marchandises, & de trois cens livres d'amande contre les contrevenans.

第 65 条

完全な知識がないにもかかわらず、彼らの家やその他の場所において絹織物の製織に口出しする者、さらには前もっての視察を受けることなく、多くの品質の悪い織物を販売に展示してリヨン市の織物業の信用を失墜させ、評判を貶めるような者によって当該身分の職業にもたらされる大きな損害を防ぐために、必要なことをおこない、今後それを根絶しなければならない。このために極めて重要であるのは、あらゆる親方、および現在リヨン市やフォブール、リヨネ・セネシャル管区内で働く各商人らが、その姓名と住所をリヨン市庁舎の登録簿と、絹織物に関する商人・労働者団体の共同体の登録簿に登録されることである。共同体の登録簿は当該身分の現職の取締役親方によって管理される。なお、彼らは徒弟修行を経ずともその身分に組み込まれる。ただし、公署証書、あるいは当該身分の 6 人の現親方による署名が入った証明書によって、1665 年 1 月 1 日より前から継続して、当該身分が所管する絹織物やその他の種類の織物について自ら働いているか、人を働かせている者であることの証明が必要である。また、彼らはリヨン市の商人頭と市参事会委員の前で宣誓しなければならない。1665 年 1 月 1 日以降に働きはじめたり、人を働かせはじめた者についてはこの選択や編入が認められず、通常の徒弟修行を経た後にしか親方身分に参入することはできない。有資格者によるこの選択は、本規約と規則の公布から 2 ヶ月以内におこなわれるものとする。これを経ることで、彼らは当該身分の

親方、商人、労働者とみなされ、本団体に加入したことになる。また当該の登録簿には、彼らの選択と、本規約と規則およびそれに記された罰則に服従することが署名される。また、総費用 40 リーヴルを支払い、証書謄本用に別途 20 ソルを支払うことで、彼らに証書が交付される。40 リーヴルは当該共同体の収入となる。なお、この選択と編入によって当該の商人から市における名誉ある役職が奪われることはない。(規約の公布から) 2 ヶ月経った後も登録・編入を済ませていない者は、あらかじめ親方のところで 5 年間の徒弟修行をおこない、さらに職人として 5 年間働くまでは、彼の家やその他の場所で働いたり、人を働かせることはできない。また、徒弟修行をおこなった者以外は、いかなる労働者であっても彼らの家で働かせることはできない。この権利は 5 年間の徒弟修行を経た親方にしか与えられない。違反者については、商品の差し押さえと、罰金 300 リーヴルが科される。

LXVI.

Outre les Conseils de Police qu'on a continué de tenir en lad. Ville de Lyon, il sera encore tenu tous les mois un Conseil de Police pour la Manufacture des draps d'or, d'argent & de soye en l'Hostel de ladite Ville, pardevant Messieurs les Prevôt des Marchands & Echevins, ausquels les Maîtres-Gardes & anciens Maîtres en charge, même ceux qui auront passé cy-devant par les Charges assisteront, comme aussi quatre Marchands, ou Maîtres dudit Art, ordinairement employez à faire apprester, appareiller, & mouliner les soyes, tous lesquels donneront leurs avis pour perfectionner lesdites Manufactures, & empêcher les abus qui s'y commettraient, & sera rendu compte verbal par lesdits Maîtres-Gardes en charge de la gestion, & visites qu'ils auront faites pendant le mois, pour du tout en informer Monseigneur Colbert Sur-Intendant des Bâtimens du Roy, Arts, & Manufactures de France.

第 66 条

リヨン市が開催し続けてきた治安評議会に加えて、毎月 1 回絹織物業に関する治安評議会を市庁舎で開くこと。商人頭と市参事会員の立ち会いの下、現職の取締役親方と古参の親方、およびかつて役職を務めた者のほか、普段から絹糸を準備、支度、撚糸させることに従事している当該職業の 4 名の商人か親方が出席するものとする。(評議会においては) これらの者全員が当該の製造業の改善、悪弊の防止に関する意見を述べ、また現職の取締役親方によって管理運営や同月中になされた視察についての口頭報告がなされる。全ての事柄はフランスの宮廷建築・工芸長官であるコルベール閣下に報告すること。

LXVII.

Et pour faire en sorte que lesdits Maîtres-Gardes puissent donner une raison precise de ce qui se passe esdites manufactures, ils seront tenus de faire du moins six visites exactes & generales chaque année chez tous les Maistres de l'Art, & autres lieux où se peuvent commettre des contraventions, sans y comprendre les Visites particulieres qu'ils pourront faire en tout tems & à toute heure en cas de doute de contravention, s'il trouvent des contrevenans en faisant lesdites Visites, ils en feront leurs verbeaux, les Marchandises defectueuses & mal conditionnées, seront saisies & arrestées, sans aucun autre ministere de Magistrat ou

autre Officier que du Consulat en cas de resistance & de contestation, pour être ensuite procedé ainsi que le cas le requerra; comme aussi seront tenus lesdits Maîtres-Gardes de faire en chaque Visite generale un Rôle où seront écrits les noms & surnoms des Maîtres, fils & filles de Maîtres, Compagnons & Apprentifs qu'ils trouveront travaillans en ladite Ville & Fauxbourgs, ensemble la quantité des Métiers, pour remettre lesd. Rôles, avec les Titres concernans les affaires de l'Art, à ceux qui leur succederont, & ce par Acte en forme en presence de partie desd. Maîtres de l'Art en rendant leur compte, à peine de trois cens livres d'amande.

第 67 条

当該の取締役親方がこの産業におこなうことについて明確な根拠を与えることができるようにするため、取締役親方は本産業のあらゆる親方の家、およびその他違反が犯されている可能性がある場所に対して、少なくとも毎年 6 回の総視察をおこなわなければならない。なお、違反の疑いがある場合に、適時なされる特別視察はこの数に含まれない。もし、この視察中に違反が発見されれば、取締役親方は調書を作成し、欠陥が認められたり質の悪い商品を押収し、(違反者を) 検挙すること。(これらの執行は) 他の行政官や市当局の役人がいなくともなされるが、(違反者が) 抵抗したり異議を申し立てる場合は、以降の手続きをおこなうために彼らの協力を要請すること。また、取締役親方は各視察に際して名簿を作成し、この都市とフォブールで働いていることが確認される親方、親方の息子や娘、職人、徒弟の姓名、および織機の数を書き記さなければならない。この名簿はこの織物業に関する認可書類、および一部の親方たちの立ち会いの下で作成された証書の形式による会計報告とともに、取締役親方の後任の者に渡すこと。違反した場合には罰金 300 リーヴルが科される。

以下署名 (訳文省略)

Signez enfin Claude Brunet, Pierre Pitaval, Claude Ramaize, Frederic Genevey, Pierre Chapoton, Jean Jaques Durand, Jaques Nicolas Bruyas, André Bonnet, François Sauge, Jean Denavy, Jean Brossard, Louys Simple, Jean Carteront, Claude Persin, Gaspard Vende, Jean Alanette, Yves Malard, Marc-Antoine Roman, Pierre Chaussat, Antoine Chirat, Claude Blanchet, Pierre-François dit Neyret, Gabriel Couppier, Jean Esparron, Claude Paleron, Brehiez, Thomas Berne, François Gay, Philippe Berthelier, Jean de Beniere, Noël Maupetit, Jean-Marie Bertrand, Galien Minguet, Durantet, Jean Renevié, Barthelemy Lanard, Pierre Pulignieux, Jalabert, Octavio May, Bernardin Reynon, Jean Montaud Flava, Guerrier, Damette, Sibou, Gabriel, Benoît Mercier, Jacques Reverony, Pierre, Delaire.

<表・グラフ>

表 1：リヨン絹織物業の従事者数

年	商人	親方	親方の妻	徒弟	職人	働き手	子供 低年齢 (合計外)	家内 奉公人	合計
1575	—	198	132	—	—	—	—	—	330
1621	—	716	238	265	428	51	—	—	1,698
1660	—	841	560	809		809	—	—	3,019
1739	406	3,299	2,198	1,247	896	1,205	6,291	4,749	14,000
1752	436	3,638	2,400	1,072	3,092	1,800	6,363	6,636	19,074
1761	351	3,650	2,432	1,339		2,838	8,516	—	10,610
1766	410	4,202	2,800	—	—	—	—	4,563	11,975
1777	366	4,777	3,184	352	3,214	3,823	10,699	2,268	17,984
1786	500	7,000	4,666	—	4,300	3,100	9,300	2,300	21,866
1788	—	5,884	3,924	507	1,796	3,359	9,779	3,351	18,821

表 2：織機台数の変化

年	織機		稼働中	非稼働中	合計
	紋織り	無地織り			
1621	—	—	1,348	350	1,698
1720	—	—	—	—	5,067
1739	—	—	7,560	1,771	8,331
1752	5,252	4,152	—	—	9,404
1761	—	—	—	—	9,027
1769	5,499	5,508	—	—	11,007
1777	4,924	6,432	—	—	11,356
1783	1,600	7,600	—	—	9,200
1788	1,745	7,590	9,335	5,442	14,777

(表 1・2 の出典) Godart, *L'ouvrier en soie*, op. cit., p. 26.

(注) 表 1・表 2 は、同時代の調査報告やメモワールに記された情報に基づいており、年度によっては調査対象となっていない項目がある。また、調査基準や方法が不明であるため、正確な数値とはいえない。

表 3：1692 年の決定に基づくリヨンの各職業別費用徴収金額（金額単位：リーヴル）

階層	職業	金額	階層	職業	金額
第 四 階 層	Banquiers etc（金融業）	66000	第 四 階 層	Teinturiers de fil（亜麻染色業）	77
	Drapiers（毛織物業）	28600		Armuriers（武具業）	165
	Marchands de soie（絹織物業 ※注 2 参照）	38500		Bourrelliers（鞍馬用馬具業）	220
	Affineurs（金銀精錬業）	23100		Ceinturiers（ベルト製造業）	88
	Tireurs d'or（金糸・銀糸紡績業）	12100		Charrons（車大工）	165
	Orfèvres（金銀細工業）	5500		Cartiers（トランプ製造業）	110
	Apoticares（薬剤業）	2200		Chaudronniers（鍋釜製造業）	715
	Chirurgiens（外科医）	2200		Fourbisseurs（刀剣研ぎ師）	110
	Toiliers（リンネル販売業）	11000		Gantiers（手袋製造業）	330
	Épiciers（香辛料販売業）	16500		Horlogeries（時計屋）	165
	Libraires（書籍販売業）	3300		Maréchaux（装蹄師）	165
	Chapeliers（帽子業）	4400		Ouvriers en bas de soie（絹靴下製造業）	165
	Teinturiers de soie（絹染色業）	4950		Plumassiers（羽根細工業）	165
	Chandeliers（ろうそく製造業）	3300		Patissiers（かまど焼きのパテ・タルト等製造販売業）	275
	Marchands de fers（鉄販売業）	5500		Rotisseurs et poulailler（家禽肉加工および販売業）	605
第 一 階 層	Courtiers（仲買人）	1650	第 四 階 層	Balanciers（秤製造業）	165
	Guimpiers（飾り紐類に用いられる糸撚り業）	4400		Benniers（桶屋）	330
	Passementiers（飾り紐類製造業）	1650		Couteliers（刃物屋）	110
	Corroyeurs（皮なめし業）	2200		Coffretier（行李屋）	77
	Bouchers（肉屋）	2200		Éperonnier（馬術用拍車・馬銜・鐙等製造業）	66
	Tailleurs（仕立業）	2200		Faiseurs d'instruments（楽器製造業）	110
	Marchands de futaine（ファスチアン織業）	1650		Gainiers（鞆・カバール・容器製造業）	110
	Charpentiers（大工）	2200		Jardiniers（庭師）	440
	Peintres et sculpturs etc（画家・彫刻家他）	660		Forgeur（鍛冶屋）	220
	Maçons（石工）	1100		Tondeurs de draps（毛織物剪毛業）	330
	Hôteliers（宿屋）	2200		Tourneur（旋盤工）	330
	Boulangers（パン屋）	1100		Aiguilletiers（針製造業）	220
	Tapissier（室内装飾業）	1100		Brodeurs（刺繍業）	55
	Tanneurs（皮なめし業 ※ Corroyeurs による仕上げ作業の前工程）	1320		Cardeurs de soie（絹梳毛業）	440
	Menuisiers（指物業）	660		Cordiers（綱・ひも製造業）	165
	Potiers d'étain（錫容器製造業）	880		Papetiers（製紙業）	440
第 二 階 層	Plieurs de soie（絹の棒糸業）	550	第 四 階 層	Épingliers（ピン製造業）	110
	Selliers（乗馬用馬具業）	550		Vergetiers（ブラシ製造業）	55
	Pelletier（毛皮業）	1100		Tisserands（リンネル製造業）	220
	Boutonnier（ボタン屋）	880		Meuniers（製粉業）	55
	Teinturiers de draps（毛糸染色業）	550		Ouvriers en fer blanc（ブリキ製造業）	165
	Relieurs（製本業）	440		Mouliniers de soie（絹撚糸業）	330
	Serruriers（錠前業）	330		Bustiers（彫刻家）	77
	Cordonniers（靴屋）	990		Revendeurs et revendeuses（古物・屑物商（男女））	220
	Poissonniers et marchands de blés（魚屋および小麦商）	660		Vinaigrieres（食酢醸造業）	330
	Donneurs d'eau（織物の仕上げ業）	1100		Sages femmes（助産婦）	220
	Voituriers par eau（水運業）	550		Chargeurs（荷役人夫）	220
	Emballeurs（梱包業）	550		Paumiers（ボーム球戯用具業）	55
	Ciriers et confituriers（大ろうそくおよびジャム製造業）	550		Batteurs d'or（金箔師）	330
	Fondeurs（鋳物業）	880		Vendeurs de liqueurs（蒸留酒販売業）	330
	Tonneliers（樽屋）	1100		Chamoiseurs（皮の油なめし業）	55

（出典）A. M. L., HH 273, “Arts et mestiers de la ville de Lyon”, fol. 1-3 より筆者作成。

（注 1）リヨン市の各職業は 4 階層に分けられていた。

（注 2）絹織物業が絹商人 *marchands de soie*（ギルドを構成せずに原料絹を扱うリヨンの有力商人であり金融業も手がける）の名で記されていることから分かるように、本史料に記された職業の名称と官職購入費用を負担した各ギルドの名称とは必ずしも一致していない。また、名称の訳語作成にあたっては研究文献や 17 世紀から 18 世紀の辞書等を参照したが、同一名称の職業であっても、ギルド毎に規制対象となる作業工程や生産・販売できる商品が異なる場合もある。本論では全てのギルドの規約を確認できていないため、ここに記した各職業の名称と訳語については暫定的なものであり、さらに検討を要する。なお *marchands de soie* については Garden, *Lyon et les lyonnais, op. cit.*, p. 203; Garden, “Ouvriers et artisans au XVIIIe siècle”, art. cit., p. 29 を参照。

（注 3）全 92 職種の合計は 275,000 リーヴルである。このうち 1 リーヴルにつき 2 ソル（1 リーヴル＝20 ソル）、すなわち徴収金額の 10% が徴税役の収入にあてられた。

表 4：各身分の登録費の変更（登録費の単位：l.=リーヴル、s.=ソルの略）

年	登録費変更の理由	各身分の登録費					
		徒弟	職人	親方 (一般)	親方 (息子)	親方 (結婚)	商人
1667	「コルベールの規則」	30 s.	30 s.	10 l.	0	6 l.	—
1692	1692 年 10 月 11 日 38500 リーヴルの借金 取締役親方職の購入のため	15 l.	15 l.	30 l.	15 l.	15 l.	—
1696	1696 年 3 月 20 日 22000 リーヴルの借金 会計監査官職の購入のため	1692 年 10 月に定められた 登録費の徴収継続許可					—
1705	1705 年 10 月 3 日 22000 リーヴルの借金 総視察官職の購入のため	1692 年 10 月に定められた 登録費の徴収継続許可					—
1707	1707 年 8 月 9 日 19545 リーヴル 17 ソルの借金 度量衡監督官職および徒弟証明書ほか証書類の 書記官職の購入のため	20 l.	20 l.	60 l.	15 l.	30 l.	12 l.
1711	1712 年 10 月 31 日 29700 リーヴルの借金 文書管理官職の購入のため	—	—	—	—	—	300 l.
1720	(会計簿上の記載から)	15 l.	15 l.	40 l.	10 l.	21 l.	—
1728	16000 リーヴルの課税 ルイ 15 世の戴冠にともなう <i>droit de confirmation</i> の徴収 (1723 年) ※リヨン市は 1728 年に 220000 リーヴルに減額	20 l.	20 l.	70 l.	15 l.	36 l.	—
1731	規約の一部改定	—	—	76 l.	18 l.	42 l.	—
1737	1737 年の規約	24 l.	24 l.	76 l.	18 l.	42 l.	廃止
1744	1744 年の規約	24 l.	24 l.	120 l.	120 l.	80 l.	200 l. 800 l.

（出典）Godart, *L'ouvrier en soie, op. cit.*, pp. 104-105, 160-167, および A. M. L., 1 C 4301; 1 C 702453; 1 C 704603; HH 273; HH 525; HH 577; HH 579; HH 580, B. N. F., F-22449 より筆者作成。

（注 1）列の見出しにある「親方（一般）」は正規の徒弟・職人期間を経て親方登録した者、「親方（息子）」は親方の息子として親方登録した者、「親方（結婚）」は親方の娘または未亡人との結婚により親方登録した者を指す。親方の息子、および結婚による親方資格入手には登録費用の減額のほか徒弟・職人期間の免除の特典があった（徒弟期間免除は親方の息子のみ）。

（注 2）1707 年の商人登録費 12 リーヴルは、毎年支払うことが義務づけられていた。これに対して 1711 年の商人登録費 300 リーヴルは一度支払えば商人身分が約束された。なお、親方の息子が商人登録する際は 200 リーヴルに減額された。

（注 3）1744 年の規約で定められた商人登録費は、手間仕事を行う親方労働者に仕事を発注するか否かでその費用が分けられた。発注しないものについては 200 リーヴルであり、発注する者については 800 リーヴルである。ただし、実際にこの費用が徴収されたことはなく、1745 年には再び 300 リーヴル（親方の息子は 200 リーヴル）へと戻された。

表 5：絹織物業ギルドの収入と各身分登録費の内訳（1714 年度～1738 年度、単位リーヴル）

年度	登録費収入の内訳							登録費 収入の 合計	その他 収入	借入金	年度 合計
	徒弟	職人	親方 (一般)	親方 (息子)	親方 (結婚)	外国人	商人				
1714	7720	2020	1647	480	930	0	0	12797	0	0	12797
1715	1000	520	305	135	186	0	300	2446	0	20000	22446
1716	520	1315	244	315	279	14	550	3237	100	0	3337
1717	1140	2280	671	900	650	200	1450	7291	0	0	7291
1718	1040	3440	1037	735	837	0	40303	47392	0	0	47392
1719	2120	4680	2135	1095	775	21	16093	26919	27	0	26946
1720	2380	1255	2003	1270	899	0	47623	55430	1874	0	57304
1721	435	315	589	450	256	0	1367	3412	5610	0	9022
1722	930	825	1581	680	560	0	1135	5711	0	8000	13711
1723	2040	1095	3441	3010	512	0	16256	26354	9041	0	35395
1724	2190	900	1922	510	384	0	11783	17689	7492	0	25181
1725	1995	1080	1085	620	208	0	7142	12130	4158	0	16288
1726	1080	420	744	490	288	0	4287	7309	4639	6000	17948
1727	900	720	1023	490	208	0	3855	7196	4579	33677	45452
1728	1105	1765	1318	435	313	200	9606	14742	9198	30000	53940
1729	1480	2020	1281	615	589	0	4365	10350	10231	3400	23981
1730	1920	2160	2867	1395	682	0	7278	16302	6857	18000	41159
1731	2400	1140	1830	1530	899	0	13731	21530	2761	0	24291
1732	5180	1280	1403	1935	992	566	4325	15681	14540	6000	36221
1733	7560	1700	3416	2280	899	800	3700	20355	8067	0	28422
1734	2400	1180	1586	615	372	420	3500	10073	4833	0	14906
1735	6740	1800	2379	1920	899	444	5150	19332	8611	0	27943
1736	9920	2360	5307	4635	961	555	3400	27138	300	0	27438
1737	9020	3240	2013	1380	558	132	4300	20643	5548	0	26191
1738	9260	5540	2623	2250	1085	337	1312	22407	11233	0	33640
合計	82475	45050	44450	30170	15221	3689	212811	433866	119699	125077	678642
%	12.2	6.6	6.5	4.4	2.2	0.5	31.4	63.9	17.6	18.4	100.0

（出典）A. M. L., HH 525 より筆者作成。

（注 1）本表作成にあたって使用した史料にはスー、ドゥニエの単位まで記されているが、本表ではこれを切り捨てた。

（注 2）当該史料には前年度からの繰越金も収入として計上されているが、本表はこれを除いた数値で作成してある。

（注 3）「年度」は毎年の取締役親方の交代をもって変更となる。通常は 1 月中に新任者へと引き継がれるが、年度によってはそれ以降にずれ込む場合もある。

表 6：徒弟登録者数（1689 年度～ 1790 年度）

年度	新規登録	登録費免除	孤児	登録者合計	再雇用
1689 年度	178	0	19	197	37
1690 年度	229	0	11	240	41
1691 年度	168	0	2	170	43
1692 年度	148	2	9	159	50
1693 年度	77	0	0	77	31
1694 年度	24	0	0	24	19
1695 年度	204	0	54	258	16
1696 年度	85	0	1	86	11
1697 年度	78	0	18	96	11
1698 年度	292	0	31	323	12
1699 年度	55	0	1	56	9
1700 年度	167	0	16	183	22
1701 年度	267	0	24	291	17
1702 年度	59	0	7	66	16
1703 年度	4	0	21	25	30
1704 年度	0	0	43	43	22
1705 年度	0	0	39	39	12
1706 年度	2	0	43	45	2
1707 年度	22	0	15	37	1
1714 年度	386	—	—	—	—
1715 年度	50	—	—	—	—
1716 年度	26	—	—	—	—
1717 年度	57	—	—	—	—
1718 年度	52	—	—	—	—
1719 年度	106	—	—	—	—
1720 年度	119	—	—	—	—
1721 年度	29	—	—	—	—
1722 年度	62	—	—	—	—
1723 年度	136	—	—	—	—
1724 年度	146	—	—	—	—
1725 年度	133	0	32	165	25
1726 年度	72	0	26	98	26
1727 年度	60	0	33	93	26
1728 年度	63	0	25	88	28
1729 年度	74	0	36	110	16
1730 年度	96	0	21	117	17
1731 年度	120	0	19	139	23
1732 年度	259	0	27	286	19
1733 年度	378	0	30	408	27
1734 年度	120	0	36	156	38
1735 年度	337	0	14	351	37
1736 年度	496	0	23	519	43
1737 年度	452	0	54	506	49
1738 年度	466	0	37	503	81
1739 年度	150	0	41	191	115
1740 年度	136	0	30	166	59
1741 年度	104	0	23	127	50
1742 年度	182	0	15	197	36
1743 年度	355	0	30	385	26
1744 年度	425	0	32	458	27
1745 年度	108	0	34	142	30
1746 年度	254	0	16	270	37
1747 年度	263	1	14	278	51
1748 年度	334	0	15	349	47
1749 年度	362	0	22	384	72
1750 年度	111	0	25	136	42
1751 年度	176	0	1	177	52
1752 年度	404	1	27	431	50
1753 年度	—	—	40	—	—
1754 年度	—	—	47	—	—
1755 年度	—	—	43	—	—
1756 年度	—	—	44	—	—
1757 年度	—	—	10	—	—
1758 年度	—	—	10	—	—
1759 年度	—	—	13	—	—
1760 年度	—	—	6	—	—
1761 年度	—	—	52	—	—
1762 年度	236	0	41	277	26
1763 年度	455	0	38	493	56
1764 年度	296	0	39	335	53
1765 年度	391	0	17	408	48
1766 年度	245	0	35	280	42
1767 年度	159	0	18	177	42
1768 年度	153	0	14	167	39
1769 年度	299	0	13	312	22
1770 年度	221	0	10	231	28
1771 年度	83	0	0	83	29
1772 年度	111	0	0	111	15
1773 年度	199	0	0	199	16
1774 年度	311	1	16	328	13
1775 年度	174	0	22	196	32
1776 年度	—	—	8	—	—
1777 年度	—	—	6	—	—
1780 年度	116	0	—	—	4
1781 年度	141	0	—	—	5
1782 年度	155	0	—	—	7
1783 年度	181	1	—	—	15
1784 年度	181	0	—	—	18
1785 年度	250	0	—	—	29
1786 年度	324	2	—	—	15
1787 年度	327	0	—	—	17
1788 年度	121	1	—	—	28
1789 年度	142	0	—	—	21
1790 年度	87	0	—	—	9

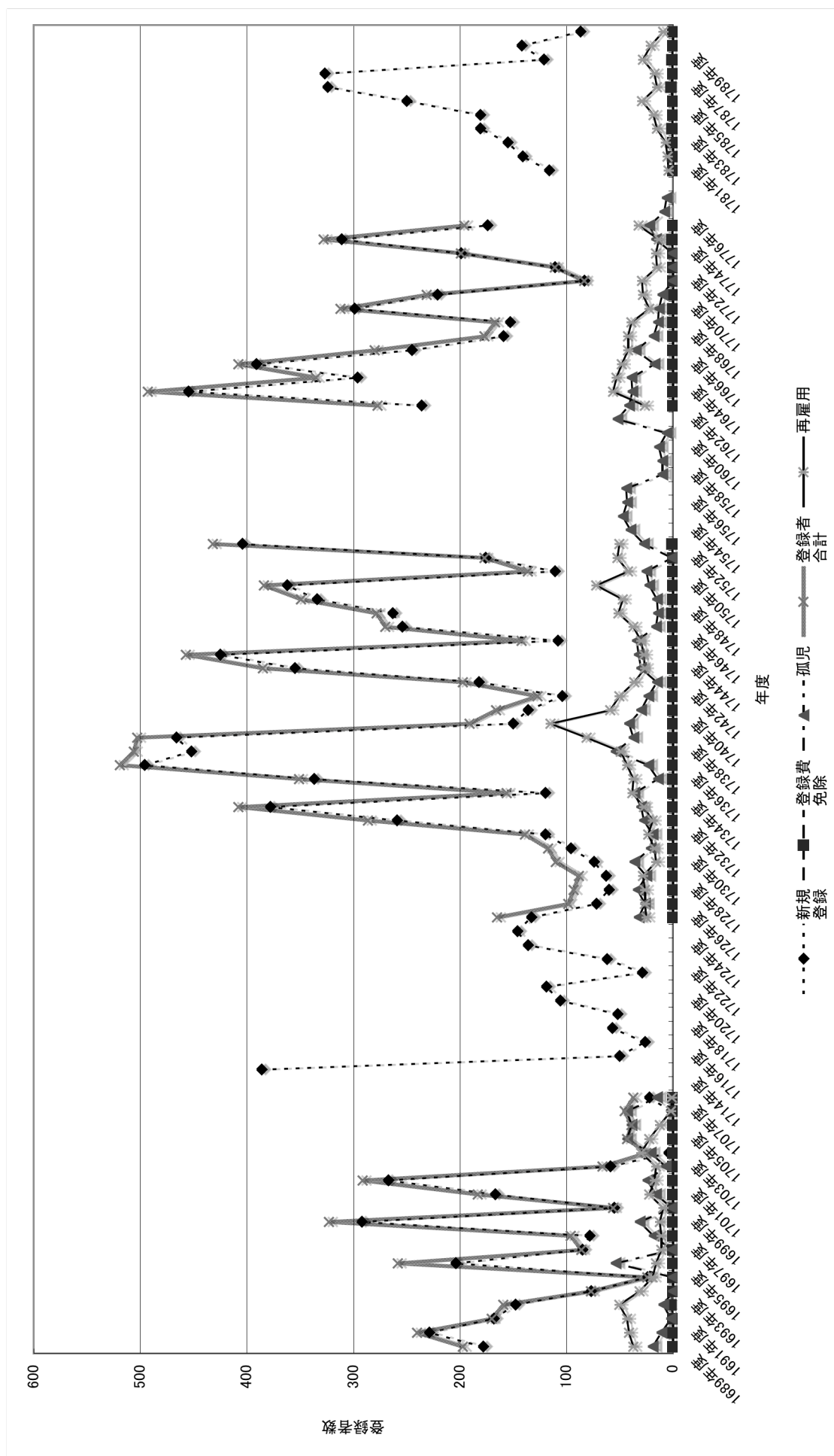
（出典）A. M. L., HH 525; HH 597; HH 598; HH 599; HH 600; HH 601; HH 604; HH 605; HH 606; HH 607 より筆者作成。

（注 1）「新規登録」は通常の徒弟として新規に登録した者、「登録費免除」は特別な理由により徒弟登録の際の登録費を免除された者の数、「孤児」は大施物会の孤児として徒弟登録費を免除された者の数、「登録者合計」は以上の三つの分類の登録者数を合計した数字である。「再雇用」は新規登録の後、一旦徒弟登録を抹消されたが、再び別の親方によって雇用された者のこと。各項目内の「—」は史料がないため登録者数が不明であることを指す。

（注 2）1707 年度の数値は 1707 年 9 月 2 日までの登録者数である。以後 1713 年度までの登録者数は登録簿が存在しないため不明である。また、同様に、1778 年度と 1779 年度についても不明である。

（注 3）1714 年度から 1724 年度までの登録者数は会計報告書（A. M. L., HH 525）に記載された数である。

グラフ 1：徒弟登録者数（1689 年度～1790 年度）



(出典) 表 6 に同じ。

表 7：徒弟登録者の平均年齢（新規登録者）

年度	平均年齢	年度	平均年齢
1689 年度	14 年 7 ヶ月	1738 年度	15 年 10 ヶ月
1690 年度	15 年 0 ヶ月	1739 年度	15 年 7 ヶ月
		1740 年度	15 年 6 ヶ月
1725 年度	16 年 0 ヶ月	1741 年度	15 年 2 ヶ月
1726 年度	15 年 11 ヶ月	1742 年度	15 年 2 ヶ月
1727 年度	16 年 8 ヶ月	1743 年度	15 年 9 ヶ月
1728 年度	16 年 2 ヶ月	1744 年度	16 年 1 ヶ月
1729 年度	15 年 10 ヶ月	1745 年度	16 年 2 ヶ月
1730 年度	16 年 1 ヶ月	1746 年度	15 年 11 ヶ月
1731 年度	16 年 4 ヶ月	1747 年度	16 年 5 ヶ月
1732 年度	16 年 5 ヶ月	1748 年度	16 年 1 ヶ月
1733 年度	16 年 3 ヶ月	1749 年度	16 年 1 ヶ月
1734 年度	16 年 5 ヶ月	1750 年度	15 年 10 ヶ月
1735 年度	15 年 10 ヶ月	1751 年度	16 年 3 ヶ月
1736 年度	16 年 1 ヶ月	1752 年度	16 年 8 ヶ月
1737 年度	16 年 0 ヶ月		

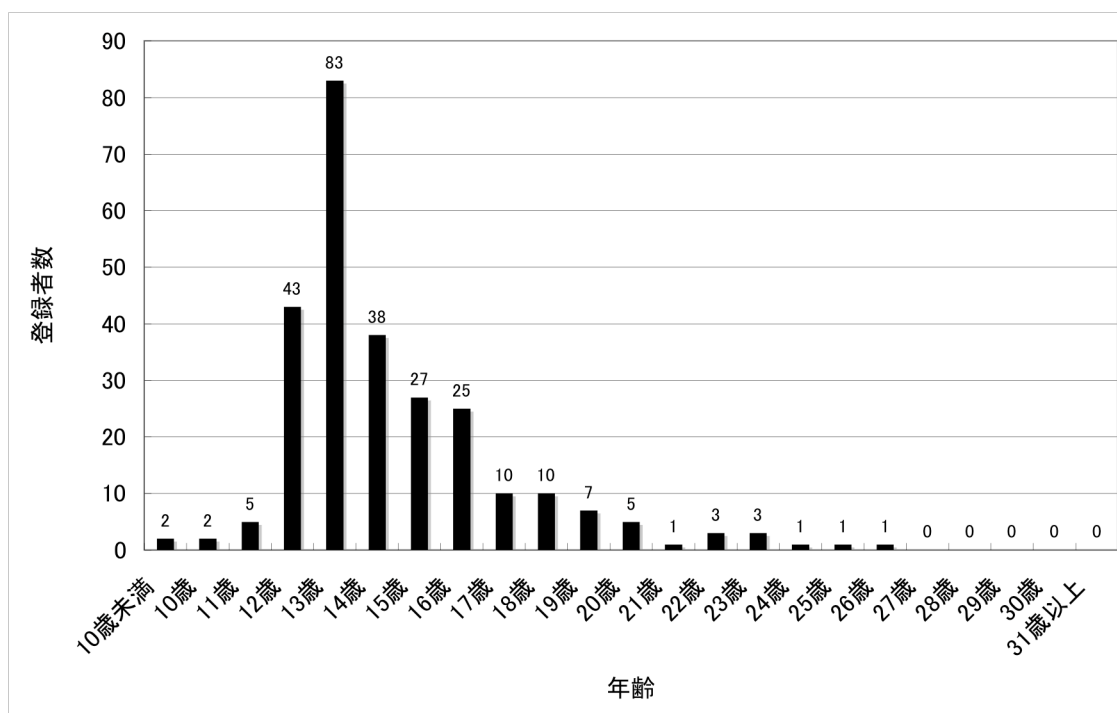
（出典）A. M. L., HH 597; HH 598; HH 599; HH 600; HH 601 より筆者作成。

（注 1）平均年齢は、登録簿上に記載された各徒弟の洗礼日と徒弟契約日を元に算出した。大施物会の孤児については洗礼日が記されていないため、算出対象とはしていない。

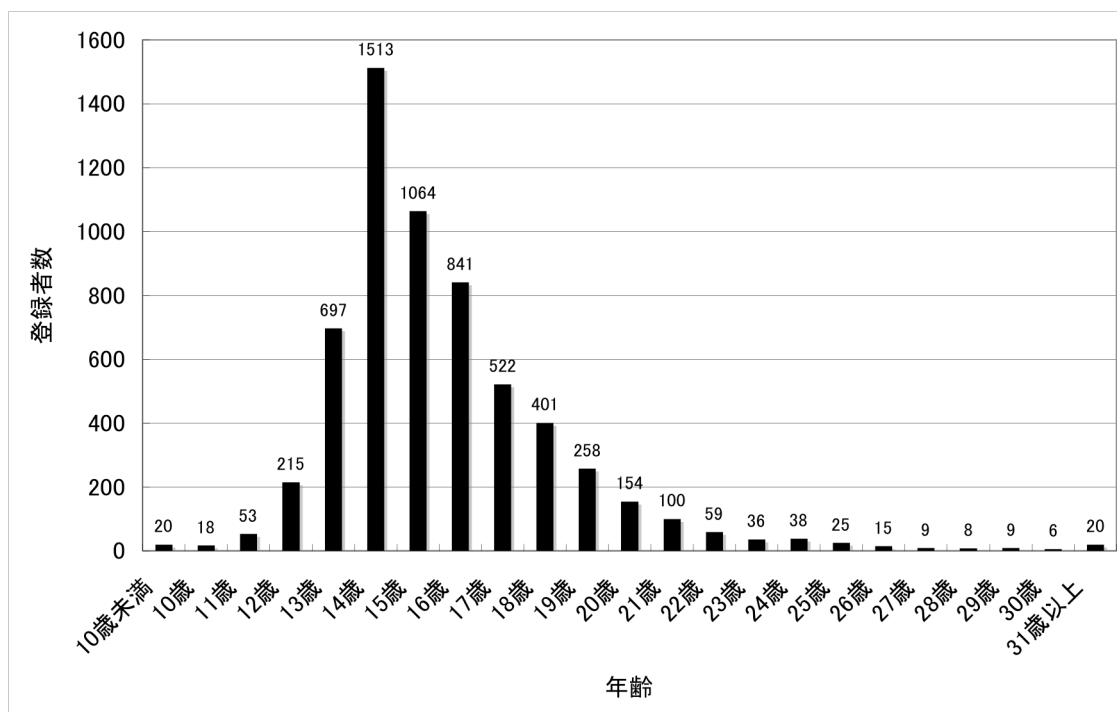
（注 2）A. M. L., HH 597 には、1689 年度から 1707 年 9 月 2 日までの徒弟登録者が含まれているが、1691 年度から 1707 年度までの登録には出身教区の洗礼日の記載がないため、徒弟登録時の年齢が不明である。

（注 3）本表の対象期間における徒弟の新規登録者数の合計は 6,897 名であるが、このうち 548 名分については洗礼日の記載がない者や、洗礼日ではなく洗礼証明書作成日が記された者が含まれている。本表ではこれらの者を除外した 6,349 名を対象としている。

グラフ 2：徒弟登録時の年齢（新規登録者：1689 年度～1690 年度）



グラフ 3：徒弟登録時の年齢（新規登録者：1725 年度～1752 年度）



（グラフ 2・3 の出典と注）表 7 に同じ。

表 10：徒弟登録者の出身小教区（リヨン市内：1725 年度～1752 年度）

年度／ 小教区	Côté Fourvière（ソーヌ川西岸）					Côté Saint-Nizier（半島）					Faubourgs				不明	年度計
	St. Paul	St. George	Ste. Croix	St. Pierre le Vieux	Fourvière	St. Nizier	St. Pierre et St. Saturnin	Platière	St. Vincent	Ainay	St. Just	Vaise	St. Irénée	Guillotière	Hotel Dieu	
1725 年度	3	2	4	3	0	22	12	6	2	0	0	0	0	2	0	56
1726 年度	5	1	2	0	0	19	6	3	0	0	0	0	0	0	0	36
1727 年度	3	1	2	0	0	13	2	1	1	1	0	0	0	0	0	24
1728 年度	1	0	0	0	0	13	4	3	0	0	0	0	0	0	1	23
1729 年度	3	1	3	0	0	9	2	2	0	2	0	0	0	1	0	23
1730 年度	2	0	1	1	0	13	9	4	2	2	1	0	0	0	1	36
1731 年度	7	1	3	2	0	20	5	5	2	1	1	0	1	1	0	49
1732 年度	4	3	2	4	0	14	13	15	2	3	4	0	1	1	1	67
1733 年度	12	3	5	3	0	50	24	7	6	4	2	1	0	3	1	121
1734 年度	4	0	0	2	0	25	7	2	1	1	0	0	0	0	0	42
1735 年度	10	3	13	3	0	54	23	9	5	5	0	0	0	5	1	131
1736 年度	12	3	9	0	0	58	35	15	11	6	2	0	0	7	0	158
1737 年度	19	2	7	2	0	59	20	19	7	9	5	1	1	0	1	152
1738 年度	17	9	5	2	0	63	27	16	9	9	4	3	0	4	3	171
1739 年度	10	5	5	0	0	23	12	4	4	5	1	0	0	0	0	69
1740 年度	8	4	3	2	0	38	13	7	2	6	2	0	0	0	1	86
1741 年度	12	2	3	0	0	17	15	9	3	2	0	0	1	0	1	65
1742 年度	14	3	4	1	0	46	20	12	1	1	0	0	0	0	1	103
1743 年度	15	8	5	6	0	63	22	12	8	8	4	1	0	2	3	157
1744 年度	10	2	8	2	0	53	22	17	11	3	2	0	1	2	0	133
1745 年度	5	1	2	0	0	23	12	9	2	1	0	0	1	1	1	58
1746 年度	14	6	3	1	0	28	22	10	4	3	1	1	0	0	1	94
1747 年度	11	1	9	1	0	39	22	13	4	3	1	1	0	2	1	108
1748 年度	15	4	3	1	0	57	26	7	7	8	4	2	0	1	1	136
1749 年度	18	4	4	1	0	46	19	10	4	5	2	0	0	0	3	116
1750 年度	5	1	5	1	0	20	4	0	4	3	1	0	0	1	0	45
1751 年度	9	4	3	1	0	35	10	12	1	4	1	0	2	0	0	82
1752 年度	17	7	6	4	0	44	30	19	3	9	4	1	2	5	0	151
小教区計	265	81	119	43	0	964	438	248	106	104	42	11	10	38	22	2492
%	10.63	3.25	4.78	1.73	0.00	38.68	17.58	9.95	4.25	4.17	1.69	0.44	0.40	1.52	0.88	100.00

（出典）A. M. L., HH 598; HH 599; HH 600; HH 601 より筆者作成。 （注）不明者の 1 名は小教区の記載がなく、「リヨン市」とのみ記された者である。

表 11：17 世紀末～18 世紀のリヨン市における出生者数（小教区別）

教区名	1690 年～1700 年		1752 年～1762 年		1776 年～1786 年	
	出生数	%	出生数	%	出生数	%
St. Paul	4581	12.14	4804	11.61	5334	11.81
St. George	1602	4.24	1903	4.60	2425	5.37
Ste. Croix	1575	4.17	1542	3.73	1684	3.73
St. Pierre le Vieux	573	1.52	794	1.92	921	2.04
Fourvières	51	0.14	64	0.15	56	0.12
St. Nizier	15631	41.41	15824	38.25	15127	33.48
St. Pierre	5643	14.95	6018	14.55	7107	15.73
Platière	2742	7.26	3094	7.48	3197	7.08
St. Vincent	1576	4.17	1882	4.55	2129	4.71
Ainay	1520	4.03	2431	5.88	3113	6.89
St. Just	527	1.40	760	1.84	894	1.98
Vaise	354	0.94	379	0.92	535	1.18
St. Irénée	310	0.82	406	0.98	447	0.99
Guillotière	1064	2.82	1471	3.56	2212	4.90
合計	37749	100.00	41372	100.00	45181	100.00

（出典）Louis Messance, *Nouvelles recherches sur la population de la France, avec remarques importantes sur divers objet d'administration*, Lyon: Frères Pêrisse, 1788, p. 67.

表 12：徒弟登録の取消者数と割合（1689 年度～ 1752 年度）※左：取消者数 右：登録者に占める取消者の割合（％）

年度	新規登録	登録費免除	孤児	登録者合計	再雇用	年度	新規登録	登録費免除	孤児	登録者合計	再雇用
1689 年度	47	0	12	59	4	1689 年度	26.4	—	63.2	29.9	10.8
1690 年度	102	0	6	108	3	1690 年度	44.5	—	54.5	45.0	7.3
1691 年度	43	0	2	45	1	1691 年度	25.6	—	100.0	26.5	2.3
1692 年度	32	2	2	36	2	1692 年度	21.6	100.0	22.2	22.6	4.0
1693 年度	15	0	0	15	0	1693 年度	19.5	—	—	19.5	0.0
1694 年度	4	0	0	4	1	1694 年度	16.7	—	—	16.7	5.3
1695 年度	51	0	13	64	0	1695 年度	25.0	—	24.1	24.8	0.0
1696 年度	18	0	1	19	0	1696 年度	21.2	—	100.0	22.1	0.0
1697 年度	9	0	8	17	0	1697 年度	11.5	—	44.4	17.7	0.0
1698 年度	57	0	3	60	0	1698 年度	19.5	—	9.7	18.6	0.0
1699 年度	6	0	1	7	1	1699 年度	10.9	—	100.0	12.5	11.1
1700 年度	18	0	4	22	0	1700 年度	10.8	—	25.0	12.0	0.0
1701 年度	29	0	9	38	0	1701 年度	10.9	—	37.5	13.1	0.0
1702 年度	1	0	3	4	0	1702 年度	1.7	—	42.9	6.1	0.0
1703 年度	0	0	3	3	0	1703 年度	0.0	—	14.3	12.0	0.0
1704 年度	0	0	5	5	0	1704 年度	—	—	11.6	11.6	0.0
1705 年度	0	0	8	8	0	1705 年度	—	—	20.5	20.5	0.0
1706 年度	0	0	9	9	0	1706 年度	0.0	—	20.9	20.0	0.0
1707 年度	3	0	3	6	0	1707 年度	13.6	—	20.0	16.2	0.0
1725 年度	21	0	8	29	1	1725 年度	15.8	—	25.0	17.6	4.0
1726 年度	10	0	10	20	1	1726 年度	13.9	—	38.5	20.4	3.8
1727 年度	6	0	6	12	3	1727 年度	10.0	—	18.2	12.9	11.5
1728 年度	3	0	7	10	0	1728 年度	4.8	—	28.0	11.4	0.0
1729 年度	8	0	9	17	0	1729 年度	10.8	—	25.0	15.5	0.0
1730 年度	15	0	9	24	0	1730 年度	15.6	—	42.9	20.5	0.0
1731 年度	14	0	4	18	3	1731 年度	11.7	—	21.1	12.9	13.0
1732 年度	41	0	3	44	1	1732 年度	15.8	—	11.1	15.4	5.3
1733 年度	54	0	11	65	2	1733 年度	14.3	—	36.7	15.9	7.4
1734 年度	18	0	10	28	4	1734 年度	15.0	—	27.8	17.9	10.5
1735 年度	56	0	9	65	2	1735 年度	16.6	—	64.3	18.5	5.4
1736 年度	75	0	3	78	4	1736 年度	15.1	—	13.0	15.0	9.3
1737 年度	70	0	21	91	2	1737 年度	15.5	—	38.9	18.0	4.1
1738 年度	56	0	15	71	3	1738 年度	12.0	—	40.5	14.1	3.7
1739 年度	16	0	14	30	4	1739 年度	10.7	—	34.1	15.7	3.5
1740 年度	13	0	10	23	1	1740 年度	9.6	—	33.3	13.9	1.7
1741 年度	6	0	4	10	0	1741 年度	5.8	—	17.4	7.9	0.0
1742 年度	25	0	3	28	5	1742 年度	13.7	—	20.0	14.2	13.9
1743 年度	63	0	7	70	0	1743 年度	17.7	—	23.3	18.2	0.0
1744 年度	74	0	7	81	1	1744 年度	17.4	—	21.9	17.7	3.7
1745 年度	33	0	6	39	3	1745 年度	30.6	—	17.6	27.5	10.0
1746 年度	43	0	2	45	5	1746 年度	16.9	—	12.5	16.7	13.5
1747 年度	43	0	3	46	6	1747 年度	16.3	0.0	21.4	16.5	11.8
1748 年度	54	0	4	58	1	1748 年度	16.2	—	26.7	16.6	2.1
1749 年度	60	0	6	66	17	1749 年度	16.6	—	27.3	17.2	23.6
1750 年度	13	0	5	18	10	1750 年度	11.7	—	20.0	13.2	23.8
1751 年度	27	0	1	28	5	1751 年度	15.3	—	100.0	15.8	9.6
1752 年度	83	0	10	93	7	1752 年度	20.6	0.0	37.0	21.6	14.0

（出典）A. M. L., HH 597; HH 598; HH 599; HH 600; HH 601 より筆者作成。

（注 1）各項目名はそれぞれの登録形態における取消者を示す。項目名については＜表 6＞の注 1 を参照。

なお、各項目内の「—」は登録者数、取消者数とも 0 人であったことを示す。

（注 2）1707 年度の数値は 1707 年 9 月 2 日までの登録取消者数である。

表 13：親方の徒弟受け入れ回数（1725 年度～ 1752 年度の徒弟登録者を対象）

親方の 登録年度	1 回	2 回	3 回	4 回	5 回	6 回	7 回	合計	親方 登録数	%
1671 年	1	0	0	0	0	0	0	1	—	—
1675 年	1	0	0	0	0	0	0	1	—	—
1677 年	0	1	1	0	0	0	0	2	—	—
1678 年	3	0	0	0	0	0	0	3	—	—
1679 年	5	0	0	0	0	0	0	5	—	—
1680 年	3	1	0	0	0	0	0	4	—	—
1681 年	5	0	0	0	0	0	0	5	—	—
1682 年	10	0	0	0	0	0	0	10	—	—
1683 年	7	0	2	0	0	0	0	9	—	—
1684 年	11	3	0	0	0	0	0	14	—	—
1685 年	13	1	0	0	0	0	0	14	—	—
1686 年	13	0	0	0	0	0	0	13	—	—
1687 年	12	6	3	1	0	0	0	22	—	—
1688 年	10	3	5	0	0	0	0	18	—	—
1689 年	4	0	0	0	0	0	0	4	—	—
1690 年	12	4	4	2	0	0	0	22	—	—
1691 年	34	8	2	0	0	0	0	44	—	—
1692 年	28	10	6	1	1	0	0	46	—	—
1693 年	4	0	1	0	0	0	0	5	—	—
1694 年	3	1	0	2	0	0	0	6	—	—
1695 年	20	9	5	1	0	0	0	35	—	—
1696 年	2	4	0	0	0	0	0	6	—	—
1697 年	10	2	2	1	0	0	0	15	—	—
1698 年	8	11	0	6	0	0	0	25	—	—
1699 年	5	2	1	0	0	0	0	8	—	—
1700 年	20	7	2	0	0	0	0	29	—	—
1701 年	25	7	3	5	0	0	0	40	—	—
1702 年	15	7	6	1	0	1	0	30	—	—
1703 年	19	7	4	2	1	0	0	33	—	—
1704 年	37	21	12	6	1	0	0	77	—	—
1705 年	18	7	2	2	2	0	0	31	—	—
1706 年	39	21	11	4	1	0	0	76	—	—
1707 年	25	12	8	2	2	0	0	49	—	—
1708 年	32	12	6	4	3	0	0	57	—	—
1709 年	11	6	1	3	1	1	0	23	—	—
1710 年	39	14	10	8	2	2	0	75	—	—
1711 年	31	13	8	3	1	2	0	58	—	—
1712 年	15	12	4	1	1	0	0	33	—	—
1713 年	26	5	5	4	2	0	1	43	—	—
合計	2324	975	516	274	120	28	9	4326		

親方の 登録年度	1 回	2 回	3 回	4 回	5 回	6 回	7 回	合計	親方 登録数	%
1714 年	21	6	8	1	0	0	0	36	89	40.4
1715 年	10	3	4	0	2	1	0	20	20	100.0
1716 年	17	3	2	0	3	0	1	26	35	74.3
1717 年	21	6	7	3	4	1	0	42	93	45.2
1718 年	20	11	11	4	2	0	0	48	93	51.6
1719 年	34	15	10	8	2	2	1	72	134	53.7
1720 年	25	20	10	7	5	1	0	68	148	45.9
1721 年	31	11	8	6	3	0	0	59	80	73.8
1722 年	46	21	16	6	7	1	0	97	154	63.0
1723 年	143	73	44	24	15	6	1	306	444	68.9
1724 年	36	14	14	15	4	0	1	84	137	61.3
1725 年	25	17	16	11	5	1	1	76	110	69.1
1726 年	21	14	10	9	8	0	0	62	91	68.1
1727 年	23	17	11	6	1	0	1	59	95	62.1
1728 年	21	19	5	6	4	1	0	56	77	72.7
1729 年	42	4	14	6	4	1	0	71	84	84.5
1730 年	43	27	20	17	7	2	1	117	163	71.8
1731 年	37	26	10	9	4	1	1	88	163	54.0
1732 年	62	38	17	13	9	2	0	141	192	73.4
1733 年	78	42	26	20	5	0	0	171	246	69.5
1734 年	25	7	7	5	2	0	0	46	86	53.5
1735 年	82	42	22	10	2	2	0	160	202	79.2
1736 年	139	65	38	15	3	0	0	260	433	60.0
1737 年	50	22	11	2	1	0	0	86	147	58.5
1738 年	78	34	17	6	0	0	0	135	232	58.2
1739 年	42	16	5	3	0	0	0	66	110	60.0
1740 年	24	13	5	1	0	0	0	43	84	51.2
1741 年	15	10	4	1	0	0	0	30	93	32.3
1742 年	51	29	6	0	0	0	0	86	147	58.5
1743 年	130	54	17	1	0	0	0	202	410	49.3
1744 年	63	17	3	0	0	0	0	83	289	28.7
1745 年	23	10	1	0	0	0	0	34	68	50.0
1746 年	45	17	2	0	0	0	0	64	97	66.0
1747 年	50	18	0	0	0	0	0	68	127	53.5
1748 年	59	12	1	0	0	0	0	72	177	40.7
1749 年	45	4	0	0	0	0	0	49	133	36.8
1750 年	21	0	0	0	0	0	0	21	69	30.4
1751 年	25	0	0	0	0	0	0	25	132	18.9
1752 年	25	1	0	0	0	0	0	26	259	10.0
合計	2324	975	516	274	120	28	9	4326		

（出典）A. M. L., HH 525; HH 577; HH 579; HH 598; HH 599; HH 600; HH 601 より筆者作成。

（注 1）本表は 1725 年度から 1752 年度までの徒弟登録簿に記載された受け入れ先の親方の氏名、親方登録年月日、および親方登録簿掲載頁を元に作成してある。再雇用された徒弟についてもこれに含めてある。ただし「孤児」についてはこれに含めることができなかった。

（注 2）本表は各親方登録年度毎に、一人の親方につき何回徒弟を雇用したかを示すものである。項目名の 1 回～7 回は親方が徒弟を雇用した回数であり、それぞれの回数雇用した親方が何名いたのかを下の各項目の数値に示してある。また、「合計」項目は当該年度の親方登録者のうち、徒弟を 1 回以上雇用した者の数である。

（注 3）「親方登録数」はその年度における親方登録者の総数であり、「%」はそのうち徒弟を 1 回以上雇用した親方の割合を示す。これら項目内の「—」は親方登録者数の総数が不明であり、算出できないことを示す。1714 年度～1723 年度までの親方登録数は会計報告書（A. M. L., HH 525）記載の登録者数に基づく。

（注 4）本表では徒弟登録簿に名前あるいは親方登録日が記されていない者 80 名をを除外して作成してある。

表 14 : 親方登録者数 (1714 年度～ 1775 年度)

年度	親方 (息子)	親方 (一般)	親方 (結婚)	外国人	免除	その他	合計
1714	32	27	30	0	—	—	89
1715	9	5	6	0	—	—	20
1716	21	4	9	1	—	—	35
1717	60	11	21	1	—	—	93
1718	49	17	27	0	—	—	93
1719	73	35	25	1	—	—	134
1720	85	34	29	0	—	—	148
1721	45	19	16	0	—	—	80
1722	68	51	35	0	—	—	154
1723	301	111	32	0	—	—	444
1724	51	62	24	0	0	0	137
1725	62	35	13	0	0	0	110
1726	49	24	18	0	0	0	91
1727	49	33	13	0	0	0	95
1728	35	28	13	1	0	0	77
1729	41	21	19	2	1	0	84
1730	93	47	22	0	1	0	163
1731	102	30	29	1	1	0	163
1732	129	23	32	7	1	0	192
1733	152	56	29	8	1	0	246
1734	41	26	13	5	1	0	86
1735	128	39	29	5	0	1	202
1736	309	87	30	7	0	0	433
1737	94	33	18	2	0	0	147
1738	150	43	35	4	0	0	232
1739	51	24	26	5	4	0	110
1740	38	23	19	0	4	0	84

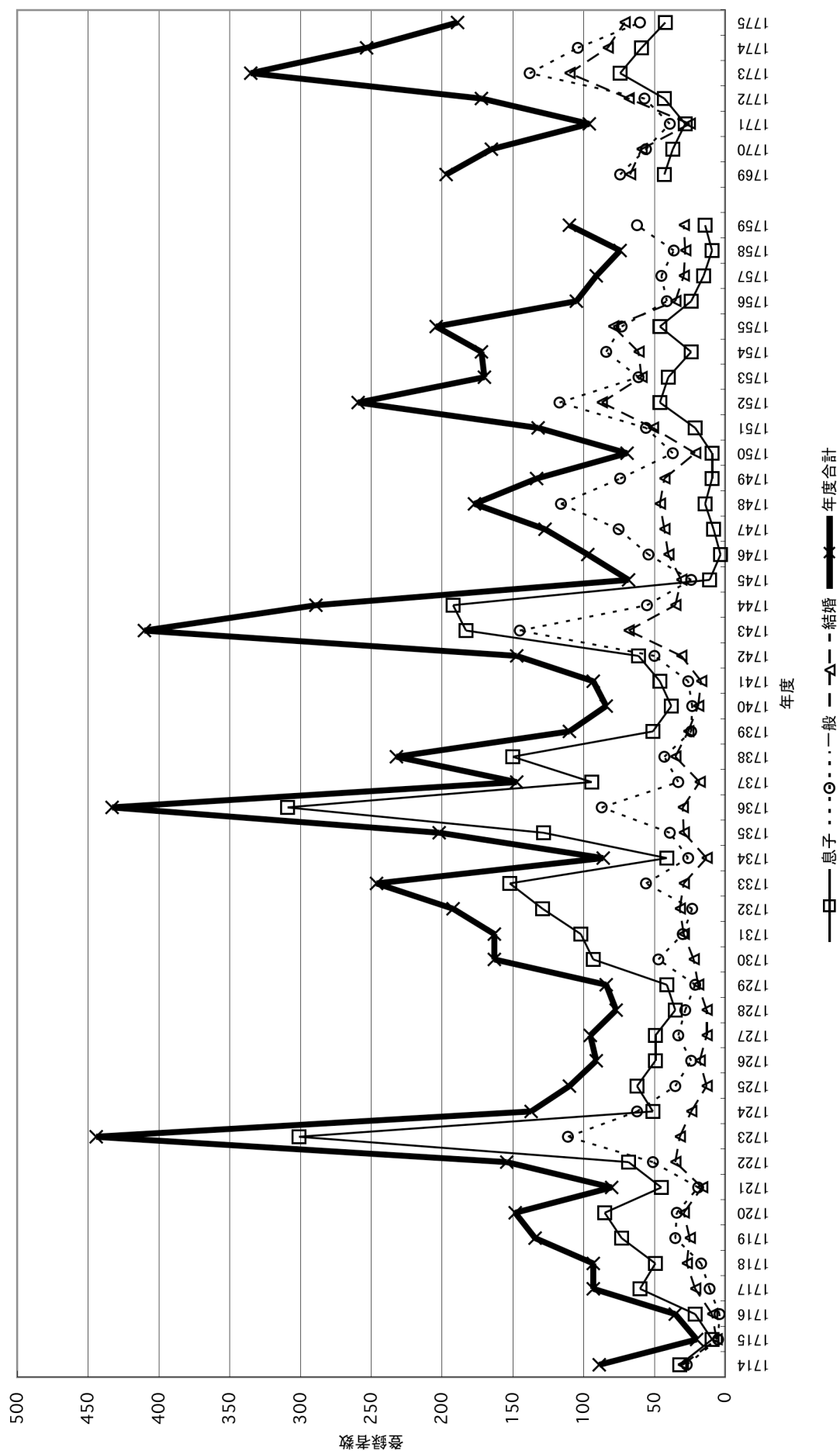
年度	親方 (息子)	親方 (一般)	親方 (結婚)	外国人	免除	その他	合計
1741	46	26	17	1	3	0	93
1742	61	50	31	2	3	0	147
1743	183	145	68	11	3	0	410
1744	192	55	35	3	4	0	289
1745	11	24	31	2	0	0	68
1746	3	54	40	0	0	0	97
1747	8	75	43	0	0	1	127
1748	14	116	46	1	0	0	177
1749	9	74	43	2	5	0	133
1750	9	37	21	0	2	0	69
1751	21	56	51	2	2	0	132
1752	46	117	87	4	5	0	259
1753	40	61	59	6	1	3	170
1754	24	84	61	0	3	0	172
1755	46	73	79	2	4	0	204
1756	24	41	35	3	2	0	105
1757	15	45	29	0	2	0	91
1758	9	36	28	0	1	0	74
1759	14	62	29	2	3	0	110
1769	43	74	67	9	4	0	197
1770	37	56	59	2	11	0	165
1771	28	39	25	4	0	0	96
1772	43	57	68	2	2	0	172
1773	74	138	110	8	2	3	335
1774	59	104	83	4	3	0	253
1775	42	60	71	9	7	0	189

(出典) A. M. L., HH 525; HH 577; HH 579; HH 580 より筆者作成。

(注 1) 項目名の「その他」については、特別な事情により減額された費用で登録を済ませた者を示す。各項目内の「—」は史料がないため登録者数が不明なことを指す。

(注 2) 1714 年度から 1723 年度までの登録者数は会計報告書 (A. M. L., HH 525) に記載された数である。

グラフ 4：親方登録者数（1714 年度～1775 年度）



(出典) <表 14>に同じ。

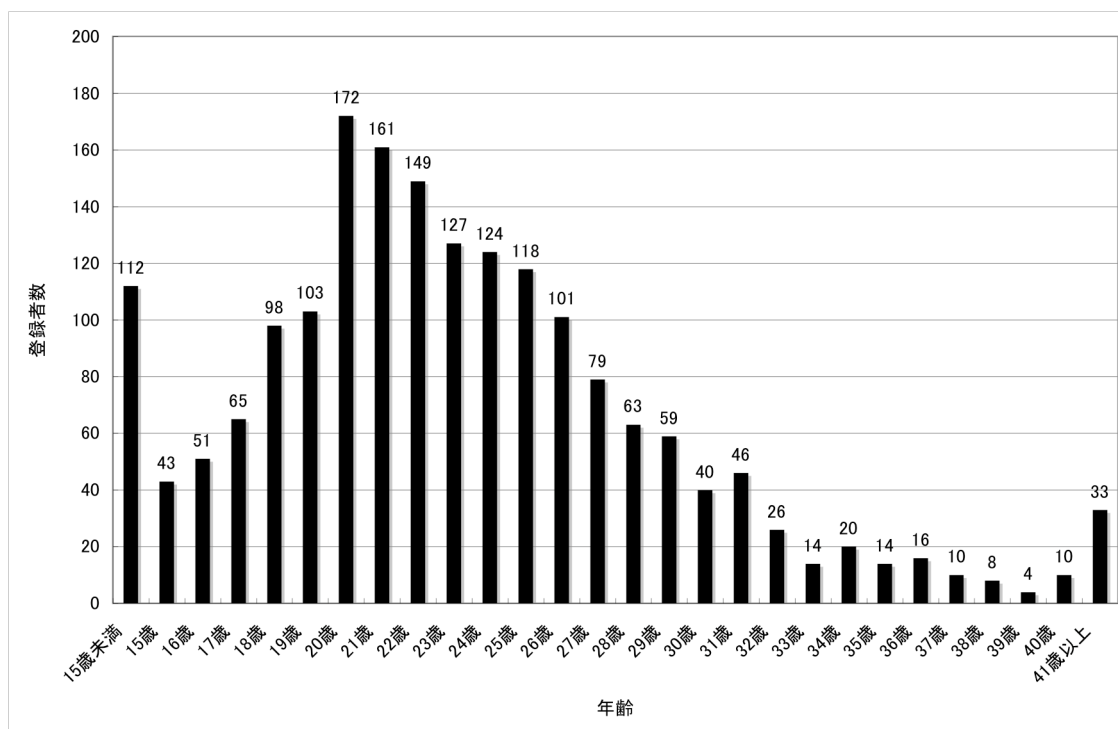
表 15：親方《息子》の平均年齢（1724 年度～1745 年度）

1724 年度	25 歳 10 ヶ月	1735 年度	23 歳 9 ヶ月
1725 年度	23 歳 8 ヶ月	1736 年度	21 歳 3 ヶ月
1726 年度	24 歳 10 ヶ月	1737 年度	21 歳 10 ヶ月
1727 年度	24 歳 0 ヶ月	1738 年度	21 歳 4 ヶ月
1728 年度	25 歳 4 ヶ月	1739 年度	27 歳 10 ヶ月
1729 年度	26 歳 1 ヶ月	1740 年度	25 歳 2 ヶ月
1730 年度	25 歳 1 ヶ月	1741 年度	23 歳 6 ヶ月
1731 年度	26 歳 0 ヶ月	1742 年度	24 歳 3 ヶ月
1732 年度	26 歳 4 ヶ月	1743 年度	23 歳 9 ヶ月
1733 年度	23 歳 10 ヶ月	1744 年度	20 歳 9 ヶ月
1734 年度	24 歳 11 ヶ月	1745 年度	19 歳 11 ヶ月

（出典）A. M. L., HH 577; HH 580 より筆者作成。

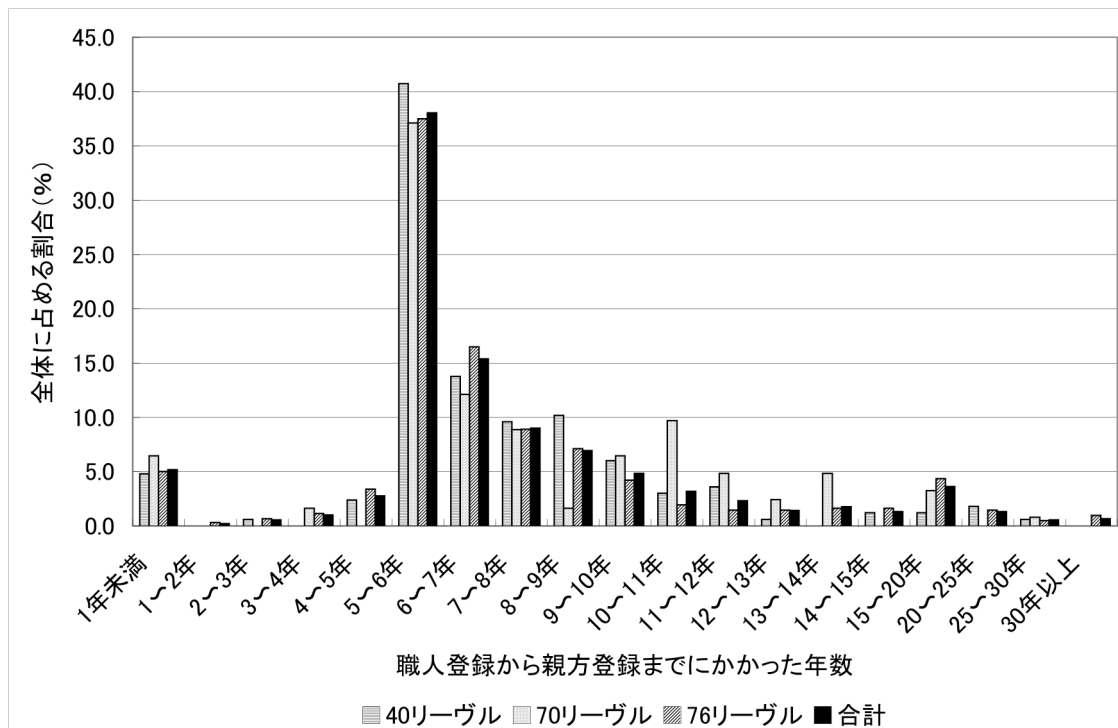
（注）当該期間中における年齢が不明な者は 201 名存在する。不明者は特に 1736 年度前半の登録者に多い。同期間中の記録のほとんどは、洗礼を受けた日ではなく、洗礼証明書の発行日が記されている。この他、洗礼日の記載のない者も不明者に含まれる。これらの者は除外して平均年齢を算出してある。

グラフ 5：親方《息子》の年齢（1724 年度～1745 年度）

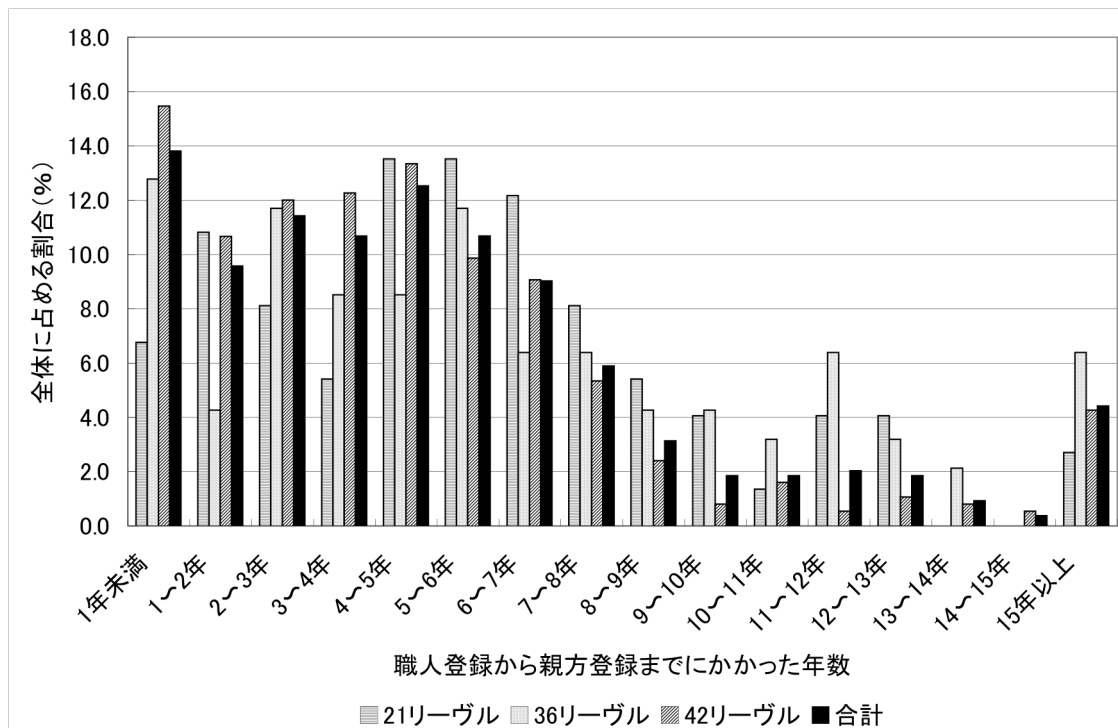


（出典・注）表 15 の出典と注を参照。

グラフ 6：職人登録から親方登録までの期間（親方《一般》：1724 年度～1745 年度）



グラフ 7：職人登録から親方登録までの期間（親方《結婚》：1724 年度～1745 年度）



（グラフ 6・7 の出典）A. M. L., HH 577 より筆者作成。

（注）各登録費用の示す期間については、40・21 リーヴル：1724 年 1 月～1728 年 6 月、70・36 リーヴル：1728 年 7 月～1732 年 7 月、76・42 リーヴル：1732 年 8 月～1745 年 3 月。

表 16：商人製造業者登録数の推移（1707 年～1711 年）

年度	登録者数
1707	314
1708	46
1709	46
1710	80
1711	49
合計	535

（出典）A. M. L., HH 619 より筆者作成。

（注）1707 年の登録者数は 9 月から 12 月までの 4 ヶ月間の数である。同年 9 月は商人製造業者登録を定めた決定が施行された月であり、登録が集中したものと考えられる。

表 17：商人製造業者登録数の推移（1745 年度～1775 年度）

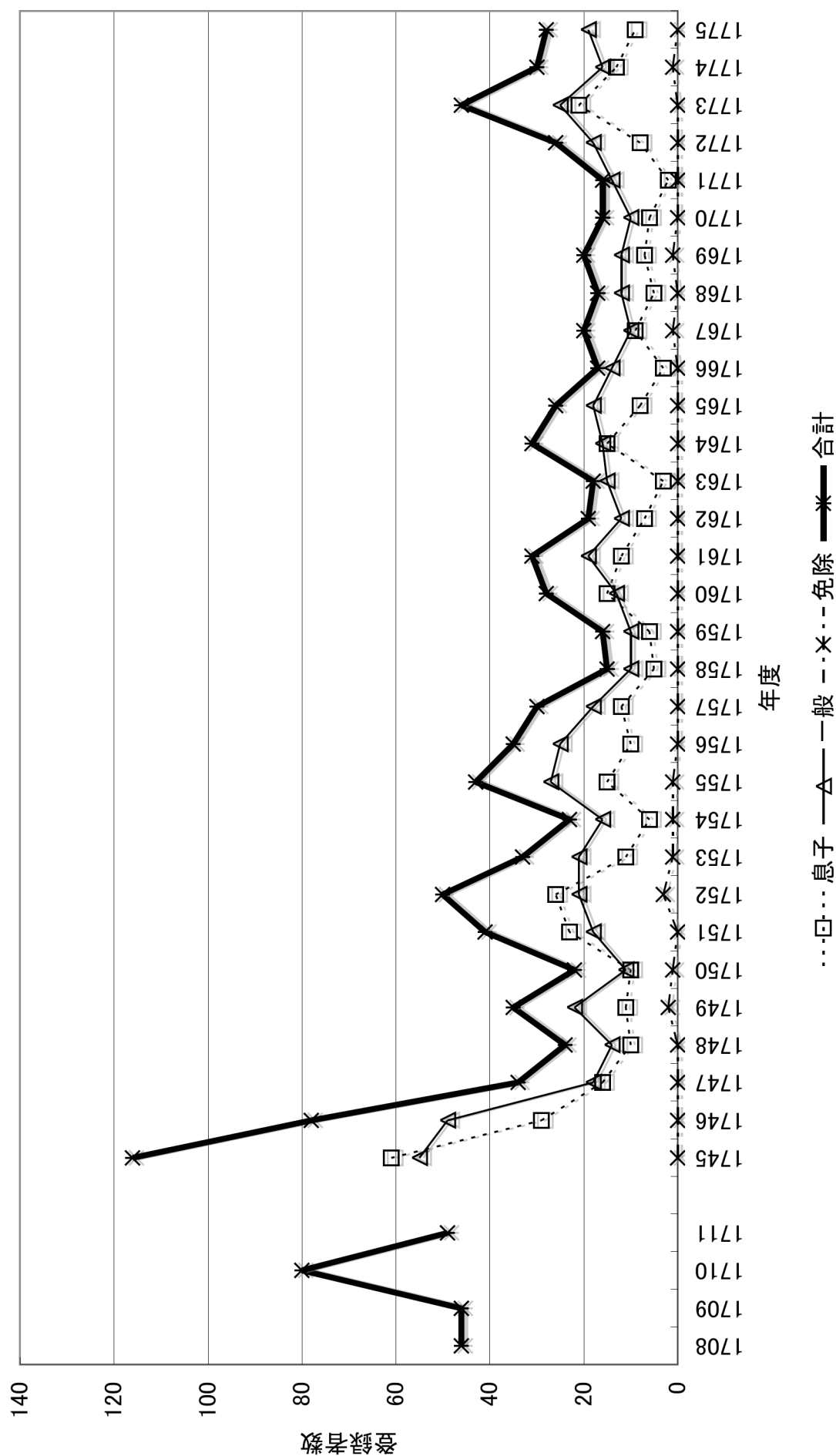
年度	息子	一般	免除	合計	年度	息子	一般	免除	合計
1745	61	55	0	116	1762	7	12	0	19
1746	29	49	0	78	1763	3	15	0	18
1747	16	18	0	34	1764	15	16	0	31
1748	10	14	0	24	1765	8	18	0	26
1749	11	22	2	35	1766	3	14	0	17
1750	10	11	1	22	1767	9	10	1	20
1751	23	18	0	41	1768	5	12	0	17
1752	26	21	3	50	1769	7	12	1	20
1753	11	21	1	33	1770	6	10	0	16
1754	6	16	1	23	1771	2	14	0	16
1755	15	27	1	43	1772	8	18	0	26
1756	10	25	0	35	1773	21	25	0	46
1757	12	18	0	30	1774	13	16	1	30
1758	5	10	0	15	1775	9	19	0	28
1759	6	10	0	16	総計	394	578	12	984
1760	15	13	0	28	%	40.04	58.74	1.22	100
1761	12	19	0	31					

（出典）A. M. L., HH 621 より筆者作成。

（注 1）登録費用は親方の息子として親方身分を入手し商人身分に登録された者（「息子」の列）は 200 リーヴル、徒弟・職人期間を経て親方となった後に商人登録した者（「一般」の列）は 300 リーヴル。「免除」は市参事会の命令によって登録費用を免除された者である。

（注 2）1745 年および 46 年の登録者が多い理由は、1737 年の規約によって廃止された商人製造業者登録が 1745 年に復活されたためと推測される。

グラフ 8：商人登録者数（1708 年度～1711 年度、1745 年度～1775 年度）

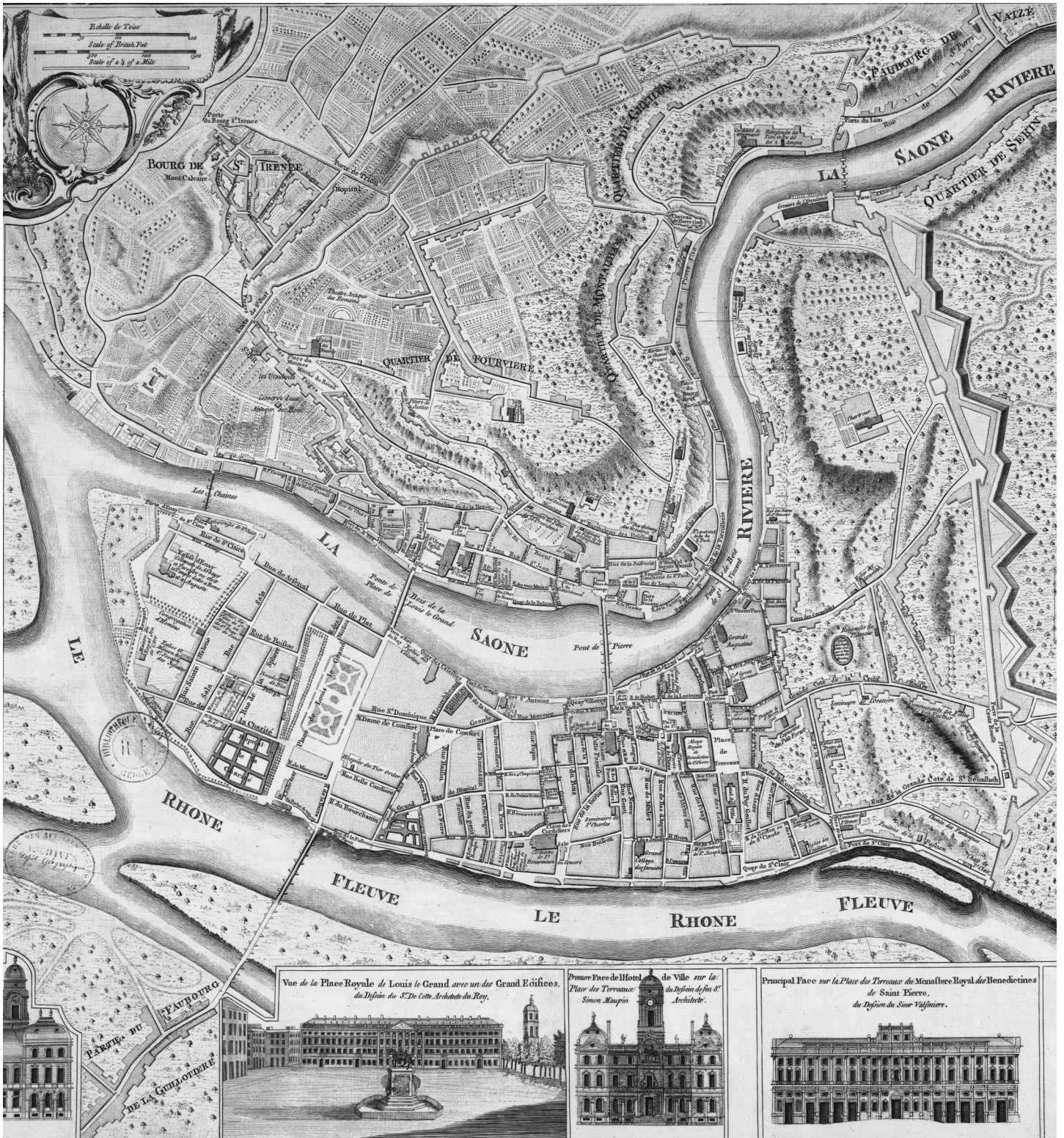


（出典）A. M. L., HH 619; HH621 より筆者作成。

（注）1707 年の登録者数（314 名）が極端であるため、これを除いた数値で作成してある。各項目の意味についてはく表 17 の注 1 を参照。

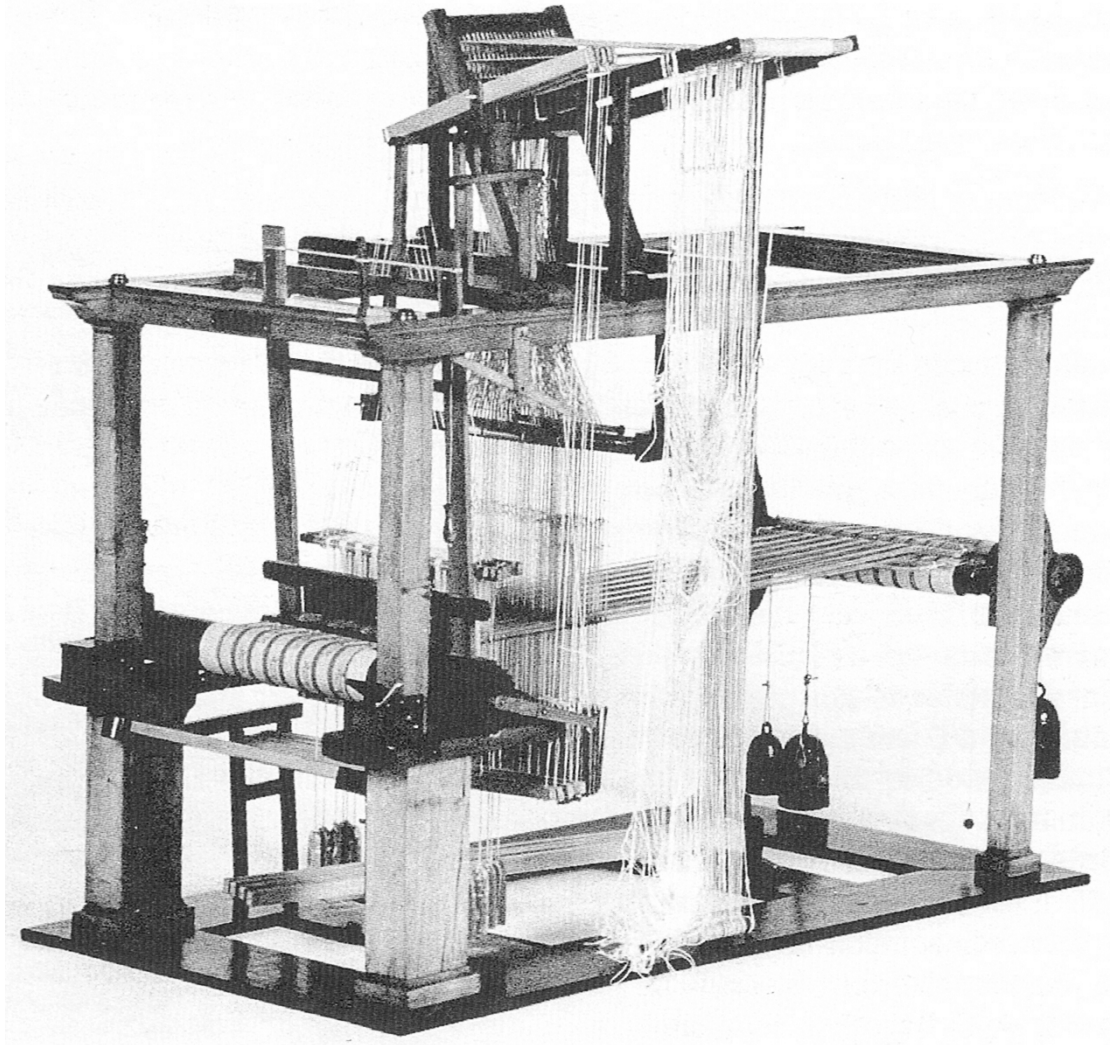
<図版>

図1：リヨン市の地図（1746年）



(出典) Plan de Lion, Levé par le Sr. C. SERAUCOURT; Verifié et Orienté par le R.P. GREGOIRE, de LION (Auteur: Claude Séraucourt), B. N. F. (Gallica), <http://gallica2.bnf.fr/ark:/12148/btv1b77113822> より（2009年2月確認）。
 (注) 地図右側が北の方角である。西側（上）を流れる川がソーヌ川、東側（下）を流れる川がローヌ川である。

図 2：大型紋織機 *métier à la grande tire*（模型）



（出典）リヨンの織物博物館 Musée historique des tissus 所蔵。写真は Françoise Bayard et Pierre Cayez éd., *Histoire de Lyon, des origines à nos jours, tome II: Du XVI^e siècle à nos jours*, Le Coteau: Horvath, 1990, p. 110 に掲載された図版から使用。

（注）この織機は 1605 年にクロード・ダンゴンによって発明された。

図 3：リヨンで織布された紋織物



左：司祭がミサのときに着るカズラ（上祭服）の背側（1735 年頃）

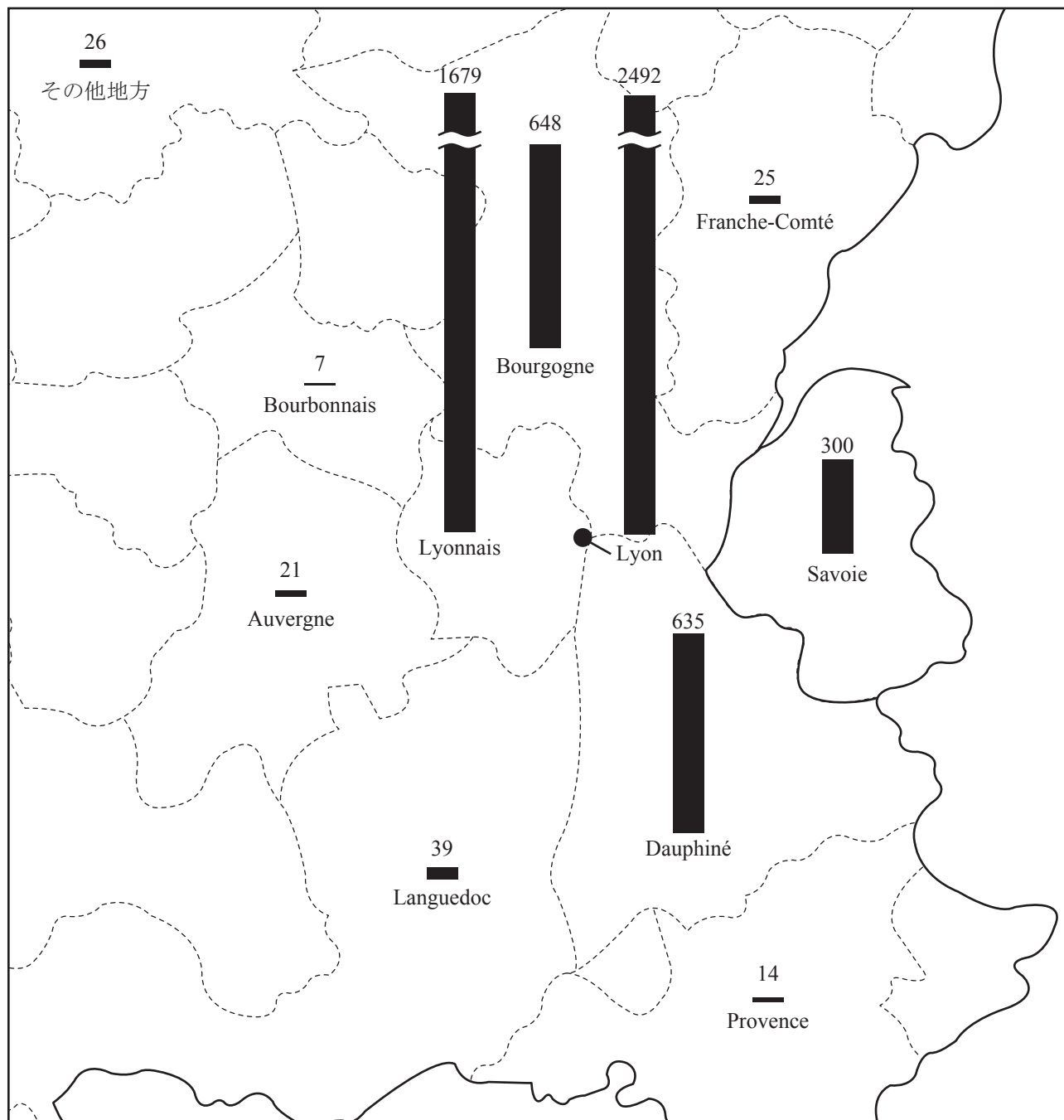
サテン（縐子）地に浮き模様のついたランパ（地色と異なる色の浮き模様をつけた織物）

右：壁掛けの織物（1730 年から 1733 年頃）

ブローケード（金糸・銀糸で浮き模様をつけた織物）

（出典） *Musée des tissus de Lyon: guide des collections*, Lyon: Éditions Lyonnaises d'art et d'histoire, 2001, pp. 175-177.

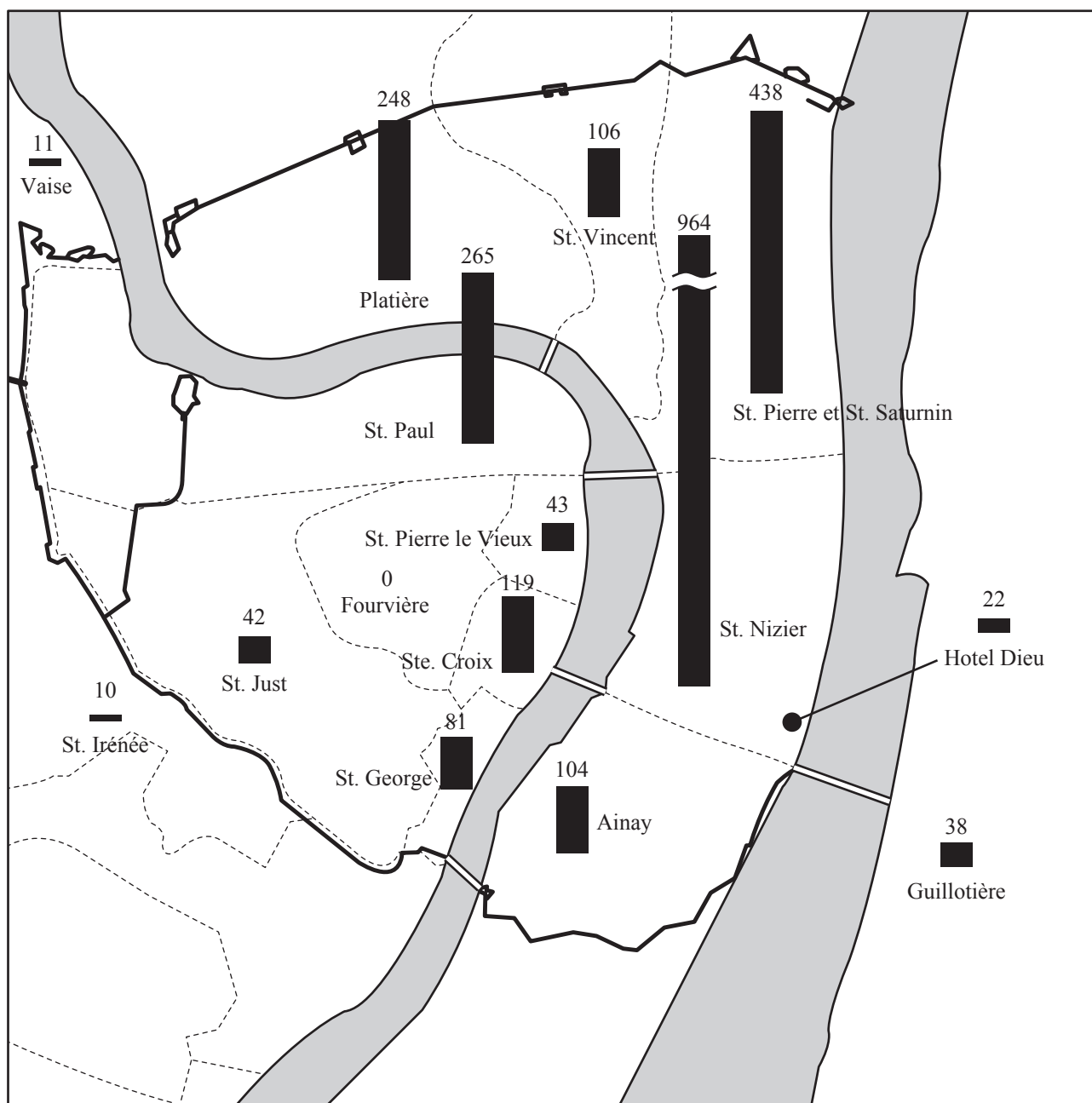
図4：徒弟登録者の出身地（リヨン近郊：1725年度～1752年度）



(出典) 表9に同じ。地図は柴田三千雄・樺山紘一・福井憲彦編『世界歴史大系 フランス史 2』山川出版社、1996年、98頁の図を元に作成。

(注) サヴォワ Savoie がフランスに一時併合されるのは1792年のことであり、この図が対象とする時代にはフランス王国の版図ではない。

図 5 : 徒弟登録者の出身教区 (リヨン市内 : 1725 年度～1752 年度)



(出典) 表 10 に同じ。地図は Jean-Luc Pinol dir., *Atlas historique des villes de France*, Paris: Hachette, 1996, p. 153 を元に作成。

図 6：親方身分証明書



(出典) A. M. L., HH 525 より筆者撮影。

<参考文献目録>

事典・辞書

BÉLY, Lucien dir., *Dictionnaire de l'Ancien Régime*, Paris: Presses universitaires de France, 1996.

CABOURDIN, Guy et VIARD Georges éd., *Lexique historique de la France d'Ancien Régime*, 3ème édition, Paris: Armand Colin, 1998.

COQUELIN, Charles, GUILLAUMIN, Gilbert Urbain, et BASTIAT Frédéric dir., *Dictionnaire de l'économie politique: contenant l'exposition des principes de la science*, 2 vol., Paris: Guillaumin, 1852-1853.

FRANKLIN, Alfred, *Dictionnaire historique des arts, métiers et professions exercés dans Paris depuis le treizième siècle*, Paris; Leipzig: H. Welter, 1905-1906, réimpression, New York: Burt Franklin, 1968.

MARION, Marcel, *Dictionnaire des institutions de la France aux XVIIe et XVIIIe siècles*, Paris: A. et J. Picard, 1976.

DEMOULE, Philippe, *Le dictionnaire de la soierie*, édition du 5 janvier 2002. 下のアドレスを参照。

http://www.cs.arizona.edu/patterns/weaving/webdocs/df1_slk2.pdf (2009 年 1 月確認)

板倉寿郎・野村喜八・元井能・吉川清兵衛・吉田光邦監修『原色染織大辞典』淡交社、1977 年。

加藤友康責任編集『歴史学事典第 7 巻 戦争と外交』弘文堂、1999 年。

川北稔責任編集『歴史学事典第 3 巻 交換と消費』弘文堂、1994 年。

黒田日出男責任編集『歴史学事典第 12 巻 王と国家』弘文堂、2005 年。

文書館・図書館史料 (整理番号、目録記載の史料名の順)

【Archives municipales de Lyon】

<印刷史料>

1 C 4301, Reglemens et statuts, concernant le commerce, art & fabrique des draps, d'or, d'argent & de soye, & autres Etoffes mêlées, qui se font dans la ville de Lyon & faux-bourgs d'icelle, & dans tout le païs de Lyonnois, augmenté de tous les arrests, lettres patentes & ordonnances servans de reglemens, qui ont été rendus depuis les années 1667 jusques en 1718.

1 C 450158, Au Roy, et a nosseigneurs de son Conseil.

1 C 450159, Supplément, pour les marchands ouvriers de la fabrique des etoffes d'or, d'argent & de soye de la ville de Lyon, opposans à l'arrêt du Conseil du 8 may 1731, contre les gros marchands de la même fabrique, agissant sous le nom de leurs maîtres-gardes, et encore contre quelques chefs du mémoire imprimé, qui a été remis par les simples ouvriers au mois de décembre précédent à Mr l'Intendant de Lyon.

1 C 450160, Au Roy, et a nosseigneurs de son Conseil.

1 C 450161, Memoires des maitres gardes de la communauté des maitres-ouvriers et marchands d'etoffes d'or, d'argent & de soye, servans de reponses aux requestes présentées au Roi & à Nosseigneurs de son Conseil par quelques-uns des maîtres-ouvriers & marchands de la même communauté opposans à l'Arrêt du 8 may 1731, avec la reponse des maitres-gardes à un memoire manuscrit que quelques négocians, non-connus, ont donné sur cette matière.

1 C 450173, Arrest du Conseil d'Etat du Roy, concernant la fabrique des marchand & maîtres-ouvriers en

etoffe d'or, d'argent & de soye de la ville de Lyon, qui n'a pas été inseré dans le livre des reglemens, extrait des registres du Conseil d'Etat du 2 novembre 1700.

1 C 702452, Extrait des registres du Conseil d'Etat.

1 C 702453, Arrest du Conseil d'Etat du Roy, rendu en faveur de la communauté des marchands & maistres Ouvriers en draps d'or, d'Argent & de soye de la ville de Lyon, portant permission d'emprunter la somme de trente-huit mille cinq cens livres, pour le payement de la taxe faite sur ladite communauté, avec attribution des nouveau droits, jusqu'au remboursement & extinction de ladite somme empruntée, du onzième octobre 1692.

1 C 702454, Arrest du Conseil d'Etat du Roy, portant reglement pour la communauté des marchands & maistres-ouvriers en draps d'or, d'argent & de soye de la ville de Lyon, des 2 novembre 1700 & 26 decembre 1702.

1 C 702458, Arrest du Conseil d'Etat du Roy, concernant les maîtres ouvriers & marchands d'etoffes d'or, d'Argent & de soye de la ville de Lyon, du 8 mai 1731.

1 C 702460, Arrest du Conseil d'Etat du Roy, concernant la fabrique des etoffes d'or, d'argent & de soye de la ville de Lyon, du 17 novembre 1739.

1 C 704601, Arrest du Conseil d'Etat du Roy, qui ordonne l'exécution du Règlement de 1737 pour la fabrique de Lyon, du 10 août 1744.

1 C 704603, Statuts et reglemens pour les fabriques de Lyon, 1744.

< 手稿史料 >

HH 128, Règlements particuliers pour chaque communauté et affaires particulières: ouvriers en étoffe d'or, d'argent et de soie, privilèges et règlements.

HH 129, Règlements particuliers pour chaque communauté et affaires particulières: ouvriers en étoffe d'or, d'argent et de soie, privilèges et règlements.

HH 132, Règlements particuliers pour chaque communauté et affaires particulières: ouvriers en étoffe d'or, d'argent et de soie, privilèges et règlements.

HH 133, Règlements particuliers pour chaque communauté et affaires particulières: ouvriers en étoffe d'or, d'argent et de soie, privilèges et règlements.

HH 273, Taxes et charges créées pour les communautés des arts et métiers, dans les villes et bourgs du royaume.

HH 525, Grande fabrique de soie – Affaires de la communauté en ordre chronologique: ordonnances consulaires, radiations.

HH 571, Grande fabrique de soie, "Livre des délibérations de la Communauté du 11 may 1730 au juillet 1732".

HH 577, Grande fabrique de soie, "Livre des maîtres, commencé le 29 janvier 1724 et fini le 10 mars 1745".

HH 579, Grande fabrique de soie, "Registre des maîtres commencé le 16 novembre 1768 et fini le 6 septembre 1776".

HH 580, Grande fabrique de soie, "Registre des maîtres commencé le 31 mars 1745 (et fini le septembre 1760)".

HH 597, Grande fabrique de soie, "Livre des apprentis commencé le 12 janvier 1689 et fini le 26 aoust

1707”.

HH 598, Grande fabrique de soie, “Livre des apprentis commencé en 1725 et fini en juillet 1737”.

HH 599, Grande fabrique de soie, “Livre des apprentis commencé le 10 juillet 1737 et fini le 2 janvier 1739”.

HH 600, Grande fabrique de soie, “Registre des apprentis commencé le 4ème fevrier 1739 (et fini le 10 mars 1745) ”.

HH 601, Grande fabrique de soie, “Registre des apprentis commencé le 10 juillet 1745 et fini (le 9 mai 1753) ”.

HH 606, Grande fabrique de soie, “Registre des apprentis de la Charité, commencé le 12 juillet 1730 et fini le 10 mars 1745”.

HH 607, Grande fabrique de soie, “Registre des apprentis de la Charité, commencé le 7 avril 1745 et fini le 31 juillet 1776”.

HH 619, Grande fabrique de soie, “Livre pour l’enregistrement des marchands fabricants commencé le premier septembre 1707 (24 octobre 1711) ”.

HH 621, Grande fabrique de soie, “Registre des marchands reçus depuis le 28 avril 1745 jusqu’au 28 février 1776 ou finalement jusqu’à l’époque de l’édit de 1777 ”.

【Bibliothèque nationale de France】

<印刷史料>

F-22449, Statuts et reglement pour la communauté des maistres marchands et maistres ouvriers à façon en étoffes d’or d’argent et de soye, & autres meslées de soye, laine, poil, fil et coton, de la ville et fauxbourg de Lyon; et pour la fabrique desdites étoffes qui se font, tant dans ladite ville et fauxbourgs de Lyon, que dans les provinces de Lyonnois, Forest et Beaujollois, du premier Octobre 1737.

刊行史料集

CLÉMENT, Pierre, *Lettres, instructions et mémoires de Colbert, publiés d’après les ordres de l’Empereur*, tome 2, 2ème partie, Paris: Imprimerie impériale, 1863.

DEPPING, Georges Bernard, *Correspondance administrative sous le règne de Louis XIV, entre le cabinet du roi, les secrétaires d’État, le chancelier de France et les intendants et gouverneurs de province*, tome 3, Paris: Imprimerie nationale, 1852.

GONON, Pierre-Marie, *Mélanges historiques et littéraires: ou recueil de documents rares ou inédits, relatifs à l’histoire de la ville de Lyon et du département du Rhône*, Lyon: Dorier, 1847.

JOURDAN, Athanase-Jean-Léger, DECRUSY, ISAMBERT, François-André, et TAILLANDIER, Alphonse-Honoré, *Recueil général des anciennes lois françaises: depuis l’an 420 jusqu’à la Révolution de 1789*, tome 20, Paris: Belin-le Prieur, 1830.

SIX et PLOUVAIN, Pierre Antoine Samuel Joseph, *Recueil des édits, déclarations, lettres patentes, &c. enregistrés au parlement de Flandres; des arrêts du Conseil d’État particuliers à son ressort ensemble des arrêts de réglemens rendus par cette Cour depuis son érection en Conseil souverain à Tournay*, 2ème vol., Douay: Imprimerie de Derbaix, 1785.

文献・論文

- BAYARD, Françoise et CAYEZ, Pierre éd., *Histoire de Lyon, des origines à nos jours, tome 2: Du XVI^e siècle à nos jours*, Le Coteau: Horvath, 1990.
- BAYARD, Françoise, “Naturalization in Lyon during the Ancien Régime”, *French History*, Vol. 4, No. 3, 1990, pp. 277-316.
- , *Vivre à Lyon sous l’Ancien Régime*, Paris: Perrin, 1997.
- BEAULIEU, C., *Histoire du commerce, de l’industrie et des fabriques de Lyon, depuis leur origine jusqu’à nos jours*, Lyon: Auguste Baron, 1838.
- BEZUCHA, Robert J., *The Lyon Uprising of 1834: Social and Political Conflict in the Early July Monarchy*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1974.
- BOSSENGA, Gail, “Protecting Merchants: Guilds and Commercial Capitalism in Eighteenth-Century France”, *French Historical Studies*, Vol. 15, No. 4, Fall 1988, pp. 693-703.
- , “Capitalism and Corporations in Eighteenth-Century France”, Alain Plessis dir., *Naissance des libertés économiques: liberté du travail et liberté d’entreprendre: le décret d’Allarde et la loi Le Chapelier, leurs conséquences, 1791-fin XIX^e siècle*, Paris: Institut d’histoire de l’industrie, Ministère de l’industrie, 1993, pp. 13-31.
- BOUCHER, Jean-Jacques, *Arts et techniques de la soie: projet associé routes de la soie UNESCO*, Paris: Fernand Lanore, 1996.
- BUTEL, Paul, *L’économie française au XVIII^e siècle*, Paris: SEDES, 1993.
- CHARLÉTY, Sébastien dir., *Revue d’histoire de Lyon: études, documents, bibliographie*, tome 1, Lyon: A. Rey, 1902.
- CLERGET, Pierre, *Les industries de la soie en France*, Paris: Librairie Armand Colin, 1925.
- COORNAERT, Émile, *Les corporations en France avant 1789*, Paris: Gallimard, 1941, réimpression, Paris: Les Éditions Ouvrières, 1968.
- COTTEREAU, Alain, “The Fate of Collective Manufactures in the Industrial World: the Silk Industries of Lyons and London, 1800-1850”, Charles F. Sabel and Jonathan Zeitlin ed., *World of Possibilities: Flexibility and Mass Production in Western Industrialization*, Cambridge: Cambridge University Press, 1997, pp. 75-152.
- DAVIS, Natalie Zemon, *Society and Culture in Early Modern France: Eight Essays*, Stanford, California: Stanford University Press, 1975. (邦訳、成瀬駒男・宮下志朗・高橋由美子訳『愚者の王国 異端の都市：近代初期フランスの民衆文化』平凡社、1987年。)
- EPSTEIN, Stephan R., “Craft Guilds, Apprenticeship, and Technological Change in Preindustrial Europe”, *Journal of Economic History*, Vol. 58, No. 3, September 1998, pp. 684-713.
- EPSTEIN, Stephan R. and PRAK, Maarten ed., *Guilds, Innovation and the European Economy, 1400-1800*, New York: Cambridge University Press, 2008.
- FARR, James R., “Introduction: New Directions in French Economic History”, *French Historical Studies* Vol. 23, No. 3, Summer 2000, pp. 417-422.
- , *The Work of France: Labor and Culture in Early Modern Times, 1350-1800*, Lanham: Rowman & Littlefield, 2008.
- FARGE, Arlette, *La vie fragile: violence, pouvoirs et solidarités à Paris au XVIII^e siècle*, Paris: Hachette,

1986.

- FERGUSON, Dean T., "The Body, the Corporate Idiom, and the Police of the Unincorporated Worker in Early Modern Lyons", *French Historical Studies*, Vol. 23, No. 4, Fall 2000, pp. 545-575.
- FORAY, Dominique and HILAIRE PEREZ, Liliane, "The Economics of Open Technology: Collective Organization and Individual Claims in the 'fabrique lyonnaise' during the Old Regime", Cristiano Antonelli, Dominique Foray, Bronwyn H. Hall, and W. Edward Steinmueller ed., *New Frontiers in the Economics of Innovation and New Technology: Essays in Honour of Paul A. David*, Cheltenham: E. Elgar, 2006, pp. 239-254.
- GARDEN, Maurice, *Lyon et les lyonnais au XVIIIe siècle*, Paris: Les Belles-Lettres, 1970.
- , "Ouvriers et artisans au XVIIIe siècle: l'exemple Lyonnais et les problèmes de classification", *Revue d'histoire économique et sociale*, No. 1, 1970, pp. 28-54.
- GARDEN, Maurice, BRONNET, Christine, et CHAPPÉ, Brigitte, *Paroisses et communes de France: dictionnaire d'histoire administrative et démographique: Rhône*, Paris: Éditions du Centre national de la recherche scientifique, 1978.
- GASCON, Richard, *Grand commerce et vie urbaine au XVIe siècle: Lyon et ses marchands, environs de 1520-environs de 1580*, 2 vol., Paris; La Haye: Mouton, 1971.
- GAYOT, Gérard and HIRSCH, Jean-Pierre éd., *La Révolution française et le développement du capitalisme*, Villeneuve d'Ascq: Revue du Nord, 1989.
- GODART, Justin, *L'ouvrier en soie: monographie du tisseur Lyonnais, étude historique, économique et social*, Lyon: Bernoux et Cumin, 1899, réimpression, Genève: Slatkine-Megariotis Reprints, 1976.
- , *La juridiction consulaire à Lyon: la conservation des privilèges royaux des foires 1463-1791, le Tribunal de commerce 1791-1905*, Lyon: A. Rey, 1905.
- GOUBERT, Pierre, "Le «tragique» XVIIIe siècle", Ernest Labrousse et al. éd., *Histoire économique et sociale de la France, tome 2; Des derniers temps de l'âge seigneurial aux préludes de l'âge industriel (1660-1789)*, Paris: Presses universitaires de France, 1970, pp. 329-365.
- GUENEAU, Louis, *Lyon et le commerce de la soie*, Lyon: L. Bascou, 1923, réimpression, New York: Burt Franklin, 1973.
- GUERY, Alain, "Industrie et Colbertisme: origines de la forme française de la politique industrielle?", *Histoire, économie et société*, Vol. 8, No. 3, 1989, p. 297-312.
- GUICHONNET, Paul dir., *Histoire de la Savoie*, Toulouse: Privat, 1973, 3ème édition, 1988.
- GUTTON, Jean-Pierre, *Histoire de Lyon et du Lyonnais*, Paris: Presses universitaires de France, 1998.
- HAFTER, Daryl M., "Women in the Underground Business of Eighteenth-Century Lyon", *Enterprise and Society*, Vol. 2, No. 1, March 2001, pp. 11-40.
- , *Women at Work in Preindustrial France*, Pennsylvania, PA: Pennsylvania State University Press, 2007.
- HILAIRE-PÉREZ, Liliane, "Invention and the State in 18th-Century France", *Technology and Culture*, Vol. 32, No. 4, October 1991, pp. 911-931.
- , "Cultures techniques et pratiques de l'échange, entre Lyon et le Levant: inventions et réseaux au XVIIIe siècle", *Revue d'histoire moderne et contemporaine*, No. 49-1, janvier-mars

- 2002, pp. 89-114.
- , “Inventing in a World of Guilds: Silk Fabrics in Eighteenth-century Lyon”, Stephan R. Epstein and Maarten Prak, ed., *Guilds, Innovation and the European Economy, 1400-1800*, New York: Cambridge University Press, 2008, pp. 232-263.
- HIRSCH, Jean-Pierre, “Négoce et corporations”, Gérard Gayot et Jean-Pierre Hirsch éd., *La Révolution française et le développement du capitalisme*, Villeneuve d'Ascq: Revue du Nord, 1989, pp. 357-364.
- , *Les deux rêves du commerce: entreprise et institution dans la région lilloise (1780-1860)*, Paris: École des Hautes Études en Sciences Sociales, 1991.
- HUNT, Lynn and SHERIDAN, George, “Corporatism, Association, and the Language of Labor in France, 1750-1850”, *Journal of Modern History*, Vol. 58, No. 4, December 1986, pp. 813-844.
- KAPLAN, Steven Laurence, “Réflexions sur la police du monde du travail, 1700-1815”, *Revue historique*, No. 529, janvier-mars 1979, pp. 17-77.
- , “The Character and Implications of Strife among the Masters inside the Guilds of Eighteenth-Century Paris”, *Journal of Social History*, Vol. 19, No. 4, Summer 1986, pp. 631-647.
- , “Social Classification and Representation in the Corporate World of Eighteenth-Century France: Turgot’s ‘Carnival’ ”, Steven Laurence Kaplan and Cynthia J. Koepp ed., *Work in France: Representations, Meaning, Organization, and Practice*, Ithaca: Cornell University Press, 1986, pp. 176-228.
- , “Les corporations, les ‘faux ouvriers’ et le faubourg Saint-Antoine au XVIIIe siècle”, *Annales E.S.C.*, Vol. 43, No. 2, mars-avril 1988, pp. 353-378.
- , *La fin des corporations*, Paris: Fayard, 2001.
- , “Idéologie, conflits et pratiques politiques dans les corporations parisiennes au XVIIIe siècle”, *Revue d'histoire moderne et contemporaine*, No. 49-1, janvier-mars 2002, pp. 5-55.
- , “1776, ou la naissance d’un nouveau corporatisme”, Steven Laurence Kaplan, et Philippe Minard éd., *La France, malade du corporatisme?: XVIIIe-XXe siècles*, Paris: Belin, 2004, pp. 53-80.
- KAPLAN, Steven Laurence and KOEPP, Cynthia J. ed., *Work in France: Representations, Meaning, Organization, and Practice*, Ithaca: Cornell University Press, 1986.
- KAPLAN, Steven Laurence et MINARD, Philippe éd., *La France, malade du corporatisme?: XVIIIe-XXe siècles*, Paris: Belin, 2004.
- KESSLER, Amalia D., *Revolution in Commerce: the Parisian Merchant Court and the Rise of Commercial Society in Eighteenth-Century France*, New Haven, Conn.: Yale University Press, 2007.
- LATREILLE, André dir., *Histoire de Lyon et du Lyonnais*, Toulouse: Privat, 1975, 3ème réimpression, 1988.
- LEVASSEUR, Émile, *Histoire des classes ouvrières et de l’industrie en France avant 1789*, tome 2, Paris: Arthur Rousseau, 1901.
- LÉVY-LEBOYER, Maurice, “Les processus d’industrialisation: le cas de l’Angleterre et de la France”,

- Revue historique*, No. 239, avril-juin 1968, pp. 281-298.
- LIGNEREUX Yann, *Lyon et le Roi: de la "bonne ville" à l'absolutisme municipal, 1594-1654*, Seyssel: Champ Vallon, 2003.
- LONGFELLOW, David L., "Silk Weavers and the Social Struggle in Lyon during the French Revolution, 1789-94", *French Historical Studies*, Vol. 12, No. 1, Spring 1981, pp. 1-40.
- MARTIN, Germain, *Les associations ouvrières au XVIII^e siècle (1700-1792)*, Paris: A. Rousseau, 1900.
- MESSANCE, Louis, *Nouvelles recherches sur la population de la France, avec remarques importantes sur divers objet d'administration*, Lyon: Frères Périsse, 1788.
- MILLER, Lesley Ellis, "Jean Revel: Silk Designer, Fine Artist, or Entrepreneur?", *Journal of Design History*, Vol. 8, No. 2, 1995, pp. 79-96.
- , "Paris-Lyon-Paris: Dialogue in the Design and Distribution of Patterned Silks in the 18th Century", Robert Fox and Anthony Turner ed. *Luxury Trades and Consumerism in Ancien Régime Paris: Studies in the History of the Skilled Workforce*, Aldershot; Brookfield, Vt.: Ashgate, 1998, pp. 231-254.
- , "Innovation and Industrial Espionage in Eighteenth-Century France: An Investigation of the Selling of Silks through Samples", *Journal of Design History*, Vol. 12, No. 3, 1999, pp. 271-292.
- , "Representing Silk Design: Nicolas Joubert de l'Hiberderie and Le Dessinateur pour les étoffes d'or, d'argent et de soie (Paris, 1765)", *Journal of Design History*, Vol. 17, No. 1, 2004, pp. 29-53.
- , "The Marriage of Art and Commerce: Philippe de Lasalle's Success in Silk", *Art History*, Vol. 28, No. 2, April 2005, pp. 200-226.
- MINARD, Philippe, "L'inspection des manufactures et la réglementation industrielle à la fin du XVIII^e siècle", Alain Plessis dir., *Naissance des libertés économiques: liberté du travail et liberté d'entreprendre: le décret d'Allarde et la loi Le Chapelier, leurs conséquences, 1791-fin XIX^e siècle*, Paris: Institut d'histoire de l'industrie, Ministère de l'industrie, 1993, pp. 49-60.
- , "Les communautés de métier en France au XVIII^e siècle: une analyse en termes de régulation institutionnelle", Stephan R. Epstein et. al., ed., *Guilds, economy and society = Corporations, economía et sociedad = Gremios, economía y sociedad*, Sevilla: Universidad de Sevilla, 1998, pp. 109-119.
- , "Une 'préhistoire' de l'inspection du travail: les formes d'intervention de l'État dans l'industrie, de l'Ancien Régime aux lois de 1841-1874", Jean-Louis Robert éd., *Inspecteurs et inspection du travail sous la III^e et la IV^e République*, Paris: Ministère de l'emploi et de la solidarité, 1998, pp. 20-33.
- , *La fortune du colbertisme: état et industrie dans la France des Lumières*, Paris: Fayard, 1998.
- , "Colbertism Continued? The Inspectorate of Manufactures and Strategies of Exchange in Eighteenth-Century France", *French Historical Studies*, Vol. 23, No. 3, Summer 2000, pp. 477-496.
- , "Trade Without Institution? French Debates About Restoring Guilds at the Start of the

- Nineteenth Century”, Ian A. Gadd and Patrick Wallis ed., *Guilds and Association in Europe, 900-1900*, London: Centre for Metropolitan History, University of London, 2006, pp. 83-100.
- , “Économie de marché et Etat en France: mythes et légendes du colbertisme”, *L'economie politique*, janvier-février-mars 2008, pp. 77-93.
- OLIVIER-MARTIN, François, *L'organisation corporative de la France d'Ancien Régime*, Paris: Sirey, 1938.
- PARISET, Ernest, *Histoire de la soie*, 2 vol., Paris: Auguste Durand, 1862-1865.
- , *Les industries de la soie: sériciculture, filature, moulinage, tissage, teinture histoire et statistique*, Lyon: Imprimerie Pitrat Ainé, 1890.
- , *Histoire de la fabrique lyonnaise: étude sur le régime social et économique de l'industrie de la soie à Lyon, depuis le XVIe siècle*, Lyon: A. Rey, 1901.
- PLESSIS, Alain dir., *Naissance des libertés économiques: liberté du travail et liberté d'entreprendre: le décret d'Allarde et la loi Le Chapelier, leurs conséquences, 1791-fin XIXe siècle*, Paris: Institut d'histoire de l'industrie, Ministère de l'industrie, 1993.
- PONI, Carlo, “Proto-Industrialization, Rural and Urban”, *Review*, Vol. 4, No. 2, Fall 1985, pp. 305-314.
- , “Fashion as Flexible Production: the Strategies of the Lyons Silk Merchants in the Eighteenth Century”, Charles F. Sabel and Jonathan Zeitlin ed., *World of Possibilities: Flexibility and Mass Production in Western Industrialization*, Cambridge: Cambridge University Press, 1997, pp. 37-74.
- , “Mode et innovation: les stratégies des marchands en soie de Lyon au XVIIIe siècle”, *Revue d'histoire moderne et contemporaine*, No. 45-3, juillet-septembre 1998, pp. 589-625.
- RONDOT, Natalis, “L'industrie de la soie en France”, *Revue du Lyonnais*, Série 5, No. 17, 1894, pp. 217-251, 324-361, 416-444; No. 18, 1894, pp. 59-88.
- , *L'ancien régime du travail à Lyon (du XIVe au XVIIe siècle)*, Lyon: Alexandre Rey, 1897.
- ROOT, Hilton L., *The Fountain of Privilege: Political Foundations of Markets in Old Regime France and England*, Berkeley: University of California Press, 1994.
- SAINT-LÉON, Etienne Martin, *Histoire des corporations de métiers*, Paris: Felix Alcan, 1922, réimpression, New York: Arno Press, 1975.
- SAVARY Jacques, *Le parfait négociant ou instruction générale pour ce qui regarde le commerce des marchandises de France et des pays étrangers*, Paris: Louis Billanine, 1675, nouvelle édition, tome 2, Paris: Frères Estienne, 1753.
- SEWELL, Jr., William H., *Work and Revolution in France: the Language of Labor from Old Regime to 1848*, Cambridge; New York: Cambridge University Press, 1980.
- SHEPHARD, Jr., Edward J., “Social and Geographic Mobility of the Eighteenth-Century Guild Artisan: An Analysis of Guild Receptions in Dijon”, Steven Laurence Kaplan and Cynthia J. Koepp ed., *Work in France: Representations, Meaning, Organization, and Practice*, Cornell University Press, 1986, pp. 97-130.
- SHERIDAN, Jr., George J., “Craft Technique, Association and Guild History: The Silk Weavers of Nineteenth-Century Lyon”, Ian A. Gadd and Patrick Wallis ed., *Guilds and Association in Europe, 900-1900*, London: Centre for Metropolitan History, University of London, 2006, pp.

147-168.

SMITH, David Kammerling, "Structuring Politics in Early Eighteenth-Century France: the Political Innovations of the French Council of Commerce", *Journal of Modern History*, Vol. 74, No. 3, September 2002, pp. 490-537.

SONENSCHER, Michael, "Journeyman's Migration and Workshop Organization in Eighteenth-Century France", Steven Laurence Kaplan and Cynthia J. Koepp ed., *Work in France: Representations, meaning, organization, and practice*, Cornell University Press, 1986, pp. 74-96.

———, *Work and Wages: Natural Law, Politics and the Eighteenth-Century French Trades*, Cambridge; New York: Cambridge University Press, 1989.

———, "Fashion's Empire: Trade and Power in Early 18th-Century France", Robert Fox and Anthony Turner ed., *Luxury Trades and Consumerism in Ancien Régime Paris: Studies in the History of the Skilled Workforce*, Aldershot; Brookfield, Vt.: Ashgate, 1998, pp. 231-254.

TAYLOR, George V., "Types of Capitalism in Eighteenth-Century France", *English Historical Review*, Vol. 79, No. 312, July 1964, pp. 478-497.

TRUANT, Cynthia Maria, *The Rites of Labor: Brotherhoods of Compagnonnage in Old and New Regime France*, Ithaca, New York: Cornell University Press, 1994.

TURGOT, Anne Robert Jacques, *Œuvres de Turgot nouvelle édition classée par ordre de matières, avec les notes de Dupont de Nemours; augmentée de lettres inédites, des questions sur le commerce, et d'observations et de notes nouvelles par MM. Eugène Daire et Hippolyte Dussard; et précédée d'une notice sur la vie et les ouvrages de Turgot par M. Eugène Daire*, réimpression de l'édition 1844, Osnabrück: Otto Zeller, 1966.

VARDI, Liana, "The Abolition of the Guilds during the French Revolution", *French Historical Studies*, Vol. 15, No. 4, Fall 1998, pp. 704-717.

VAËSEN, Joseph, *La juridiction commerciale à Lyon sous l'ancien régime: étude historique sur la conservation des privilèges royaux des foires de Lyon (1463-1795)*, Lyon: Imprimerie de Mougin-Rusand, 1879.

赤羽裕『アンシエン・レジーム論序説：18世紀フランスの経済と社会』みすず書房、1978年。

アダム・スミス、大内兵衛・松川七郎訳『諸国民の富』岩波書店（岩波文庫）、1960年。

アルベール・ソブール、山崎耕一訳『大革命前夜のフランス：経済と社会』法政大学出版局、1982年。

イマニュエル・ウォーラーステイン、川北稔訳『近代世界システム 1600～1750：重商主義と「ヨーロッパ世界経済」の凝集』名古屋大学出版会、1993年。

岩本吉弘「フランス革命期の産業保護主義論再考（III）」『福島大学商学論集』第71巻第4号、2003年3月、25-42頁。

遠藤輝明編『国家と経済：フランス・ディリジズムの研究』東京大学出版会、1982年。

大塚久雄『共同体の基礎理論』岩波書店（岩波現代文庫）、2000年（初版：『共同体の基礎理論：経済史総論講義案』岩波書店、1955年）。

———『欧州経済史』岩波書店（岩波現代文庫）、2001年（初版：弘文堂、1956年）。

大塚久雄、高橋幸八郎、松田智編著『西洋経済史講座：封建制から資本主義への移行 I～III』岩波書店、1960年。

- 鹿住大助「18 世紀前半におけるリヨン絹織物工業ギルドの秩序と社会の変容」小沢弘明編『近代ヨーロッパにおける社会関係とその変容 人文社会科学研究科 研究プロジェクト成果報告書 第 138 集』千葉大学大学院人文社会科学研究科、2007 年、27-54 頁。
- 「18 世紀前半のフランスにおけるギルドと王権の経済政策：リヨン絹織物業ギルドの規約改定をめぐる国家の積極的介入について」『公共研究』第 4 巻第 3 号、2007 年、115-143 頁。
- 喜安朗『パリの聖月曜日：19 世紀都市騒乱の舞台裏』平凡社、1982 年。
- 「職人の世界の流動化とソシアビリテ：十八・十九世紀フランスの場合」『史艸』第 33 号、1992 年、86-119 頁。
- 『近代フランス民衆の＜個と共同性＞』平凡社、1994 年。
- 小井高志「フランス革命以前のリヨン」『立教大学研究報告＜人文科学＞』第 52 号、1993 年、1-11 頁。
- 『リヨンのフランス革命：自由か平等か』立教大学出版会、2006 年。
- 小山啓子『フランス・ルネサンス王政と都市社会：リヨンを中心として』九州大学出版会、2006 年。
- 柴田三千雄『近代世界と民衆運動』岩波書店、1983 年。
- 『パリのフランス革命』東京大学出版会、1988 年。
- 柴田三千雄・樺山紘一・福井憲彦編『世界歴史大系 フランス史 2』山川出版社、1996 年。
- 高橋清徳「コルポラティズム論の歴史的射程」外尾健一・広中俊雄・樋口陽一編著『人権と司法』勁草書房、1984 年、313-329 頁。
- 「中世パリにおける絹関係諸職業（一）：パリ同業組合規約の訳・注解」『千葉大学法経研究』第 15 号、1984 年 1 月、111-139 頁。
- 「中世パリにおける絹関係諸職業（二）：パリ同業組合規約の訳・注解」『千葉大学法経研究』第 16 号、1984 年 7 月、25-52 頁。
- 「中世パリにおける同業組合の制度的構造」『社会経済史学』第 53 巻 3 号、1987 年 8 月、307-344、446 頁。
- 高村学人「フランス革命期における反結社法の社会像：ル・シャプリエによる諸立法を中心に」『早稲田大学法学会誌』第 48 巻、1998 年 3 月、105-160 頁。
- 竹本洋・大森郁夫編著『重商主義再考』日本経済評論社、2002 年。
- 谷川稔『フランス社会運動史：アソシアシオンとサンディカリズム』山川出版社、1983 年。
- 二宮宏之『全体を見る眼と歴史家たち』平凡社（平凡社ライブラリー）、1995 年。
- 二宮宏之・阿河雄二郎編『アンシアン・レジームの国家と社会：権力の社会史へ』山川出版社、2003 年。
- 服部春彦『フランス産業革命論』未来社、1968 年。
- 「十九世紀フランス絹工業の発達と世界市場」『史林』54 巻 3 号、1971 年 5 月、1-48 頁。
- 『フランス近代貿易の生成と展開』ミネルヴァ書房、1992 年。
- 「十七世紀におけるフランス経済の構造的変化」二宮弘之・阿河雄二郎編『アンシアン・レジームの国家と社会：権力の社会史へ』山川出版社、2003 年、131-154 頁。
- 福井憲彦編『結社の世界史 3 アソシアシオンで読み解くフランス史』山川出版社、2006 年。

菅田保之「アンシャン・レジーム末期におけるリヨン絹織物工業の存在形態」『北九州大学商学部紀要』第4号、1959年、71-91頁。

————「問屋制度とマニュファクチャーの絡みあい：とくにフランス絶対王政におけるリヨンの場合」大塚久雄、高橋幸八郎、松田智編著『西洋経済史講座：封建制から資本主義への移行 II』岩波書店、1960年、191-210頁

松原建彦『フランス近代絹工業史論』晃洋書房、2003年。

宮下志朗『本の都市リヨン』晶文社、1989年。

モーリス・レヴィ＝ルボワイエ、中山裕史訳『市場の創出：現代フランス経済史』日本経済評論社、2003年。

吉田静一『フランス重商主義論』未来社、1962年。

カタログ・地図帳

Musée des tissus de Lyon: guide des collections, Lyon: Éditions Lyonnaises d'art et d'histoire, 2001.

DEMOULE, Philippe, *L'atelier du Canut Lyonnais au XIXe siècle*, 2002. 下のアドレスを参照。

http://www.cs.arizona.edu/patterns/weaving/webdocs/df1_work.pdf (2009年1月確認)

PINOL, Jean-Luc dir., *Atlas historique des villes de France*, Paris: Hachette, 1996.

小笠原小枝編『リヨン織物美術館』グラフィック社、1985年。